

消防用設備等運用基準

令和7年4月1日
京都市消防局

「消防用設備等の運用基準」目次

- 基準 1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準
- 基準 2 消防用設備等の設置単位に関する取扱いに関する基準
- 基準 3 階数及び床面積の解釈に関する基準
- 基準 4 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いに関する基準
- 基準 5 シャッター等の水圧開放装置の取扱いに関する基準
- 基準 5の2 収容人員の取扱いに関する基準
- 基準 6 出火危険が著しく少ない防火対象物又はその部分に係る消防用設備等の取扱いに関する基準
- 基準 7 削除
- 基準 8 令8区画の取扱いに関する基準
- 基準 9 仮設建築物に係る消防用設備等の取扱いに関する基準
- 基準 10 卸売専業店舗等に係る消防用設備等の取扱いに関する基準
- 基準 10の2 長屋に係る消防用設備等の取扱いに関する基準
- 基準 11 2以上の防火対象物に設置する消火設備の加圧送水装置等の取扱いに関する基準
- 基準 12 2以上の消火設備に兼用する加圧送水装置及び水源の取扱いに関する基準
- 基準 13 屋内消火栓設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 14 スプリンクラー設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 15 電気設備が設置されている部分等に係る消火設備の取扱いに関する基準
- 基準 16 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準
- 基準 17 泡消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 18 不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 19 ハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 20 冷凍室又は冷蔵室に係る不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の取扱いに関する基準
- 基準 21 粉末消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 22 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 23 動力消防ポンプ設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 24 自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 25 ガス漏れ火災警報設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 26 漏電火災警報器の設置及び維持に関する基準
- 基準 27 消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 28 非常警報設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 29 避難器具の設置個数の減免の取扱いに関する基準
- 基準 30 誘導灯の設置及び維持に関する基準
- 基準 31 消防用水の設置及び維持に関する基準
- 基準 32 排煙設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 33 連結散水設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 34 連結送水管の設置及び維持に関する基準
- 基準 35 非常コンセント設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 36 無線通信補助設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 37 非常電源の設置及び維持に関する基準
- 基準 38 消防用設備等（誘導灯及び誘導標識を除く。）の標識類の様式の取扱いについて

用語

この基準に用いる法令等の略称は、次に掲げるとおりとする。

- 1 法 消防法をいう。
- 2 令 消防法施行令をいう。
- 3 規則 消防法施行規則をいう。
- 4 条例 京都市火災予防条例をいう。
- 5 建基法 建築基準法をいう。
- 6 建基令 建築基準法施行令をいう。
- 7 電設基準 電気設備に関する基準を定める省令をいう。
- 8 J I S 産業標準化法第20条第1項の規定による日本産業規格をいう。
- 9 検定協会 日本消防検定協会をいう。
- 10 安全センター 一般財団法人日本消防設備安全センターをいう。
- 11 防災センター等 消防法施行規則第12条第1項第8号に規定する防災センターをいう。
- 12 耐火構造 建築基準法第2条第7号に規定するものをいう。
- 13 準耐火構造 建築基準法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 14 防火構造 建築基準法第2条第8号に規定するものをいう。
- 15 不燃材料 建築基準法第2条第9号に規定するものをいう。
- 16 準不燃材料 建築基準法施行令第1条第5号に規定するものをいう。
- 17 難燃材料 建築基準法施行令第1条第6号に規定するものをいう。
- 18 防火設備 建築基準法第2条第9号の2ロに規定するものをいう。
- 19 特定防火設備 建築基準法施行令第112条第1項に規定するものをいう。
- 20 防火戸 建築基準法第2条第9号の2ロに規定するものをいう。

凡例

この基準の条項末尾の記号は、次に掲げるとおりとする。

- 無印 : 法令基準
☆ : 法令基準+指導基準
◇ : 指導基準

基準1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準

令別表第1(1)項から(15)項まで及び(16)項に掲げる防火対象物の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 令第1条の2第2項後段に規定する従属的用途の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次のアに該当するもの又はイ及びウに該当するものとする。
 - ア 別表の区分欄に掲げる(1)項から(15)項までの防火対象物の区分に応じ、同表(イ)欄に掲げるその主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。)に、同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分(これらに類するものを含む。)が機能的に従属していると認められる部分で、かつ、次に該当する部分
 - (ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。
 - (イ) 当該従属的な部分の利用者が、主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか、又は密接な関係を有すること。
 - (ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。
 - イ 主たる用途に供される部分(前アにより機能的に従属される部分を含む。以下同じ。)の床面積の合計(他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分
 - ウ 令別表第1(2)項ニ、(5)項イ又は(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)以下この基準において「(2)項ニ等」という。)の用途に供される部分以外の部分
 - (2) 一般住宅(個人の住居の用に供されるもので、寄宿舎、下宿、共同住宅以外のものをいう。以下この基準において同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により判定する。

面積比	判定
一般住宅の部分 > 令別表第1に掲げる用途の部分 ≤ 50㎡	一般住宅
一般住宅の部分 < 令別表第1に掲げる用途の部分	令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物
一般住宅の部分 > 令別表第1に掲げる用途の部分 > 50㎡	令別表第1(16)項に掲げる防火対象物
一般住宅の部分 = 令別表第1に掲げる用途の部分	令別表第1(16)項に掲げる防火対象物

2 前項の規定により複合用途防火対象物となるものの取扱いについては次のとおりとする。

令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次の(1)及び(2)に該当するものは、特定用途部分[※]が存する場合であっても、同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものとする(2)項二等の用途に供される部分が存するものは除く。)。この場合において、当該特定用途部分は、同表に掲げる用途のうち床面積が大なる用途と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

- (1) 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。
- (2) 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

※ 特定用途部分とは、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分をいう。

(参考通知)

昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号

昭和52年1月6日付け消防予第3号

平成27年3月27日付け消防予第129号

別表

令別表第1 による区分		(イ) 主たる用途に供される部分	(ロ) 機能的に従属していると認められる部分
1	イ	舞台部、客席、写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大・小道具室、衣裳部屋、練習室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室
	ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室
2	イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場
	ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場
	ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
	ニ	客室、客席、更衣室、事務室、倉庫	厨房、シャワー室、専用駐車場
3	イロ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
4		売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技場、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診療室、集会室
5	イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、両替所、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室
	ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室	売店、専用駐車場
6	イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室	食堂、売店、専用駐車場
	ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房	売店
	ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房	売店
	ニ	教室、職員室、遊戯室、休養室、講堂、厨房、体育館	食堂
7		教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店
8		閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室	食堂、売店

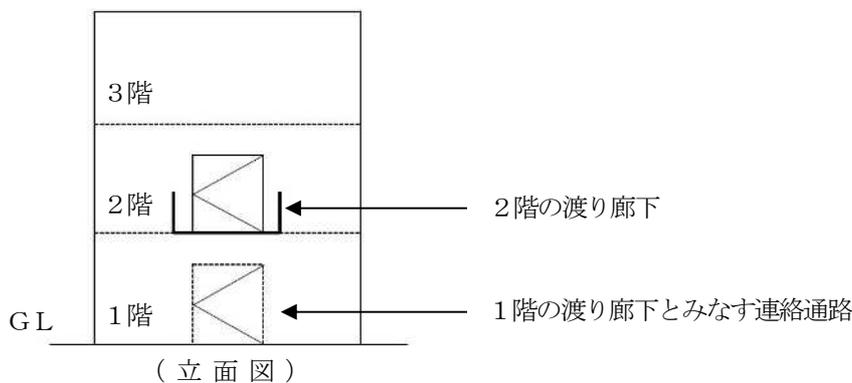
9	イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、 マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場
	ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場
10		乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、 手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、 仮眠室	売店、食堂、旅行案内所
11		本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室	宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場
12	イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、 物品庫	売店、食堂、専用駐車場、託児室
	ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、 休憩室	売店、食堂、専用駐車場
13	イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂
	ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
14		物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
15		事務室、休憩室、会議室	売店、食堂、専用駐車場、診療室

基準 2 消防用設備等の設置単位の取扱いに関する基準

- 1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項をいう。）のない限り、棟であり、敷地を単位とするものではないものとする。
- 2 棟とは、原則として、独立した一の建築物又は二以上の独立した一の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと。
- 3 令第8条第2号の規定について、規則第5条の3第2項第1号の規定中「渡り廊下等の壁等」及び同項第2号の規定中「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として、渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。
なお、当該原則によるほか、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取扱いとしても差し支えない。
- 4 渡り廊下の下部の地盤面を建築物相互の連絡通路として使用するものは当該部分を渡り廊下として取り扱うこと（第2-1図参照）。ただし、2階層以上離れた部分を連絡通路として使用するものにあつては、この限りではない（第2-2図参照）。
- 5 建築物と建築物とが構造的に結合されておらず、かつ、屋根又はひさし等が接している場合若しくはかぶさっている場合は、別棟として取り扱う（第2-3図参照）。

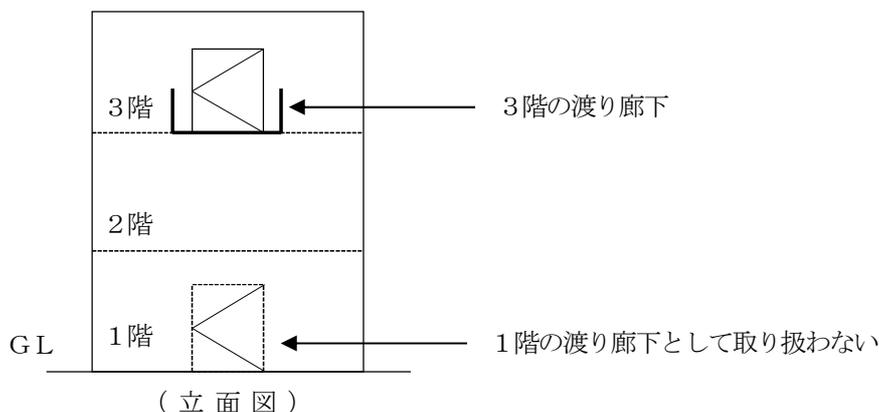
第2-1図

渡り廊下の下部（地盤面）を連絡通路として使用するもの



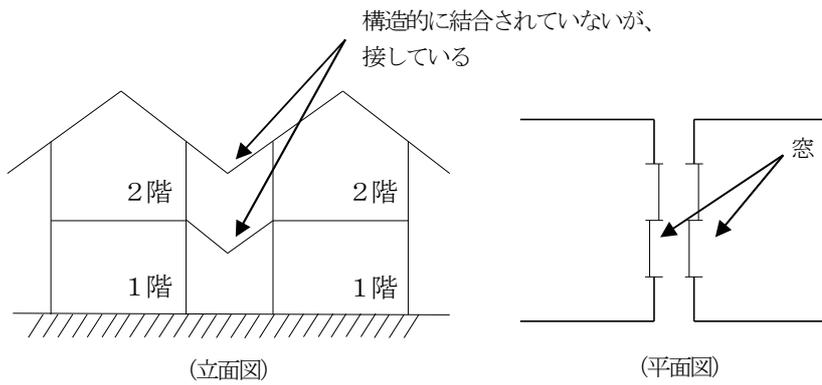
第2-2図

渡り廊下の下部の地盤面を連絡通路として使用するが、渡り廊下の下端から2階層以上離れているもの

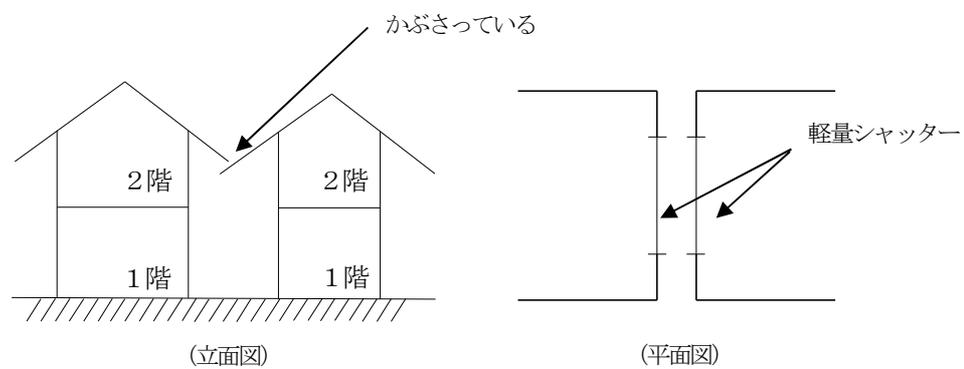


第2-3図

① 屋根が接している場合の例



② 屋根がかぶさっている場合の例



基準3 階数及び床面積の解釈に関する基準

令、規則及び条例における消防用設備等の技術上の基準を運用する場合の防火対象物に係る階数及び床面積の解釈については、次の各項によること。

- 1 階数については、建基令第2条第1項第8号の規定の例によること。
- 2 床面積については、特別の場合を除くほか、別記の「床面積の算定方法について」（昭和61年4月30日建設省住指発第115号）の規定の例によること。
- 3 前項に定める特別な場合とは、次に定める場合をいう。
 - (1) 倉庫内に積荷用の作業床が存する場合は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状の部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入すること。
 - (2) 駐車のために供する部分の床面積は、次により算定すること。
 - ア 主として自動車を駐車する部分のほか、これに接する駐車場内の車路、駐車場に至る傾斜路、進入路等、駐車する部分が存しないものを含む。（H27.2.5改正）
 - イ 自走部分を有さず、パレットに車両を乗せ、昇降機等の機械装置により駐車させる構造のもの（例、メリーゴーランド式立体駐車場、リフト式多段式駐車場等）には、外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をもって床面積とする。◇
 - ウ グレーチング床等で築造された自走部分を有する立体駐車場の床面積は、グレーチング床等の壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をもって各層の床面積とする。◇
 - (3) 駅舎のプラットホーム、跨線橋等の床面積は、上屋を有し、かつ、床としての形態を有している部分すべてを算入する。◇
 - (4) 地下駅舎の床面積は、次により算定すること。
 - ア 改札口内は、軌道部分を除き、すべてを算入する。◇
 - イ 改札口外のコンコース等には、乗降のために供すると認識される部分すべてを算入する。ただし、当該コンコースなどが他の地下歩道等と接続され、管理シャッター等により区画される場合には当該部分までを床面積として算入することができる。◇
 - (5) 地下街の床面積は、公共のために供される地下歩道（地下駅舎の改札口外の通路、コンコース等を含む。）と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する地下施設（地下駐車場が併設されている場合には、当該地下駐車場を含む。）の部分のほか、地上から当該地下街へ至る階段及び傾斜路の部分も含めて算定すること。ただし、前号により算定した地下駅舎の部分は算入しないこと。
 - (6) その他1及び2により算定することが不適當である場合 ◇

別記 床面積の算定方法について

昭和61年4月30日 建設省住指発第115号
建設省住宅局建築指導課長より 特定行政庁主務部長あて

床面積の算定方法については、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定されており、また、「昭和32年11月12日住指発第1132号新潟県土木部長あて」「昭和39年2月24日住指発第26号各特定行政庁建築主務部長あて」例規が示され、従来、これらに基づいて取り扱われてきたところであるが、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び区画の中心線の設定について、なお、地方により統一を欠く向きがある。

今般、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び壁その他の区画の中心線の設定について、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

なお、本通達は、昭和61年8月1日以後確認申請書又は計画通知書が提出されるものから適用する。

記

1 建築物の床面積の算定

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

例えば、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) ピロティ

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。

(2) ポーチ

原則として床面積に算入しない。ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。

(3) 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物

ピロティに準じる。

(4) 吹きさらしの廊下

外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上であり、かつ、天井の高さの1/2以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しない。

(5) バルコニー・ベランダ

吹きさらしの廊下に準じる。

(6) 屋外階段

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。

イ 長さが、当該階段の周長の1/2以上であること。

ロ 高さが、1.1m以上、かつ、当該階段の天井の高さの1/2以上であること。

(7) エレベーターシャフト

原則として、各階において床面積に算入する。ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。

(8) パイプシャフト等

各階において床面積に算入する。

(9) 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット

タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。

(10) 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。

- イ 下端の床面からの高さが、30cm以上であること。
 - ロ 周囲の外壁面から水平距離50cm以上突き出していないこと。
 - ハ 見付け面積の1/2以上が窓であること。
- (11) 機械式駐車場
吊り上げ式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき15㎡を、床面積として算入する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。
- (12) 機械式駐輪場
床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき1.2㎡を、床面積として算定する。
なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。
- (13) 体育館等のギャラリー等
原則として、床面積に算入する。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。

2 区画の中心線の設定方法

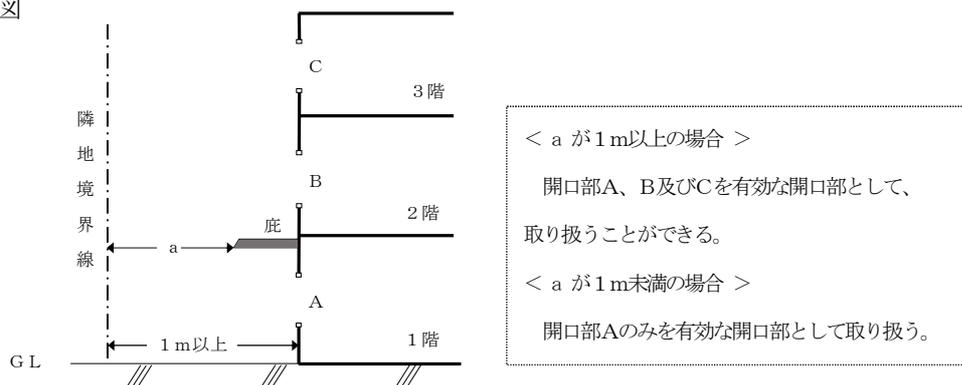
- 次の各号に掲げる建築物の壁その他の区画の中心線は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 木造の建築物
- イ 軸組工法の場合
柱の中心線
 - ロ 枠組壁工法の場合
壁を構成する枠組材の中心線
 - ハ 丸太組工法の場合
丸太材等の中心線
- (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物
鉄筋コンクリートの躯体、PC板（プレキャストコンクリート板）等の中心線
- (3) 鉄骨造の建築物
- イ 金属板、石綿スレート、石膏ボード等の薄い材料を張った壁の場合
胴縁等の中心線
 - ロ イ以外の場合
PC板、ALC板（高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート板）等の中心線
- (4) 組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物
コンクリートブロック、石、れんが等の主要な構造部材の中心線

基準4 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いに関する基準

1 開口部の位置

- (1) 次の全てに適合する踏み台を設けた場合は、規則第5条の5第2項第1号に規定する「床面からの開口部の下端までの高さは、1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。
 - ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であるもの
 - イ 開口部が設けられている壁面との間にすき間がなく、床面等に固定されているもの
 - ウ 床面から踏み台までの高さが概ね0.3m以下であり、大きさは、奥行0.3m以上で、当該開口部の幅以上の幅であるもの
- (2) 次に掲げるものは、規則第5条の5第2項第2号に規定する「通路その他の空地」として取り扱うことができる。
 - ア 国又は地方公共団体が管理する公園等で将来にわたって空地の状態が維持されるもの
 - イ 傾斜地及び河川敷等で、避難及び消火活動が有効にできると認められるもの
 - ウ 道又は道に通ずる幅員1m以上の通路に面する建築物の屋上等で、避難及び消火活動が有効にできると認められるもの
- (3) 外壁面に庇等がある場合、その先端から1m以上の空地があり、避難及び消火活動が有効にできると認められるものにあつては、当該庇等の上部に設けられた開口部についても有効な開口部として取り扱うことができる（第4-1図参照）。

第4-1図



2 開口部の構造

次に掲げるものは、規則第5条の5第2項第3号の規定に適合する開口部として取り扱うことができる。

(1) ガラス窓等

次に掲げるもの（第4-1表参照）

なお、「低放射ガラス（通称Low-Eガラス）（消防庁事務連絡「消防用設備等に係る執務資料の送付について（平成23年12月28日）」におけるものをいう。）」については、同ガラスに使用される基板と同等として取り扱って差し支えないものとする。

ア はめごろしの窓及び出入口（以下この基準において「はめごろしの窓等」という。）で、次のいずれかに該当するもの

(ア) J I S R 3 2 0 3に適合する型板ガラス

(イ) 厚さ6mm以下で、次のいずれかに該当するものを使用するはめごろしの窓等

a J I S R 3 2 0 2に適合するフロート板ガラス又は磨き板ガラス（以下この基準において「フロートガラス等」という。）

b J I S R 3 2 0 8に適合する熱線吸収板ガラス（以下この基準において「熱線吸収ガラス」という。）で材料板ガラスに熱線吸収網入板ガラス（以下この基準において「熱線吸収

- 網入ガラス」という。)を使用するもの以外のもの
- c J I S R 3 2 2 1に適合する熱線反射ガラス(以下この基準において「熱線反射ガラス」という。)で材料板ガラスにJ I S R 3 2 0 6に適合する強化ガラス(以下この基準において「強化ガラス」という。)を使用するもの以外のもの
- (ウ) 厚さ5mm以下で、次のいずれかに該当するものを使用するはめごろしの窓等
- a 強化ガラス
 - b 熱線反射ガラスで材料板ガラスに強化ガラスを使用するもの
 - c 耐熱板ガラス(低膨張防火ガラス、耐熱強化ガラス及び耐熱結晶化ガラスをいう。)
- (エ) 前(ア)から(ウ)のガラスに、ポリエチレンテレフタレート(以下「PET」という。)製窓ガラス用フィルム(J I S A 5 7 5 9に規定するもの。防犯建物部品(CPマークの表示が認められるもの)を除く。以下同じ。)のうち、多積層(引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。)以外で、基材の厚さが100 μ m以下のもの、又は、塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400 μ m以下のもの(以下「フィルムA」という。)を貼り付けたもの(内貼り用又は外貼り用は、問わない。)◇
- (オ) 複層ガラス(2枚以上の板ガラスを一樣の間げきをおいて並置し、その間げきに外気圧に近い圧力の乾燥空気を満たし、その周辺を封着したもので、J I S R 3 2 0 9に適合するものをいう。以下この基準において「複層ガラス」という。)を使用するはめごろしの窓等で、2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前(ア)から(エ)までのいずれかに適合するもの
- イ クレセント付の窓及び出入口(設置される鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。)は2以下であり、ガラス部分を一部破壊することにより、外部から当該鍵を解錠し、開放することができるもの。以下この基準において「クレセント付の窓等」という。)で、使用するガラスが前アに適合するもののほか、次のいずれかに該当するもの。
- (ア) 厚さ6.8mm以下で次のいずれかに該当するものを使用するクレセント付の窓等
- a J I S R 3 2 0 4に適合する線入り板ガラス
 - b J I S R 3 2 0 4に適合する網入り板ガラス(以下この基準において「網入りガラス」という。)
 - c 熱線吸収ガラスで材料板ガラスに熱線吸収網入りガラスを使用するもの
- (イ) 前(ア) a から c のガラスに、フィルムAを貼り付けたもの(内貼り用又は外貼り用は、問わない。)◇
- (ウ) 外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもので、前(ア)又は(イ)に適合するもののほか、次のいずれかに該当するものを使用するクレセント付の窓等
- a フロートガラス等又は材料板ガラスにフロートガラス等を使用するもの(J I S R 3 2 0 5に適合する合わせガラスを除く。)で、厚さ6mmを超え10mm以下のものを使用するクレセント付の窓等
 - b 網入りガラス又は熱線吸収網入りガラスで、厚さ6.8mmを超え10mm以下のものを使用するクレセント付の窓等
 - c 前 a 又は b に適合するガラスに、フィルムAを貼り付けたもの(内貼り用又は外貼り用は、問わない。)◇
 - d 前ア(ア)又は(イ)のガラスに、PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 μ mを超え400 μ m以下のもの、又は、PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100 μ m以下のもの(以下「フィルムB」という。)を貼り付けたもの(内貼り用又は外貼り用は、問わない。)◇
- (エ) 複層ガラスを使用するクレセント付の窓等で、2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前ア(ア)から(エ)まで又は前(ア)若しくは(イ)のいずれかに適合するもの
- (オ) 合わせガラス(2枚以上の材料板ガラスで中間膜(材料板ガラスの間に両者を接着する目的で介在する合成樹脂の層をいう。)を挟み込み全面接着し、外力の作用によって破損しても、破片の大

部分が飛び散らないようにしたもので、JIS R 3205に適合するものをいう。以下この基準において「合わせガラス」という。)については、クレセント付の窓等で、次のいずれかに該当するもの

a 次に掲げる合わせガラスを使用したもの

(a) フロート板ガラス6.0mm以下+PVB30mil以下+フロート板ガラス6.0mm以下の合わせガラス

(b) 網入板ガラス6.8mm以下+PVB30mil以下+フロート板ガラス5.0mm以下の合わせガラス

b 次に掲げる合わせガラスを使用した窓等で、外部に足場を有するもの

(a) フロート板ガラス5.0mm以下+PVB60mil以下+フロート板ガラス6.0mm以下の合わせガラス

(b) 網入板ガラス6.8mm以下+PVB60mil以下+フロート板ガラス6.0mm以下の合わせガラス

(c) フロート板ガラス3.0mm以下+PVB60mil以下+型板ガラス4.0mm以下の合わせガラス

注 PVB…ポリビニルブチラル、30mil…0.76mm、60mil…1.52mm

c 前a又はb以外の合わせガラスを使用した窓等で、「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について(平成19年3月27日消防予第111号) 第一 合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン(以下この基準において「ガイドライン」という。)」により実施した破壊試験(外部に足場が無い場所に設置するものについては、ガイドライン中の破壊作業のできる足場がある場所に限り設置するものの試験方法により合格したものを除く。)に合格したもの

(2) シャッター付き開口部

ア 軽量シャッターが設けられているもの

(ア) 煙感知器の作動と連動して解錠された後、屋内外から容易に開放することができるもの(非常電源が付置されているものに限る。)

(イ) 避難階又は外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもので、消防隊が特殊な工具を用いることなく、バール又は手斧等により屋外から容易に開放することができるもの

(ウ) 水圧解錠装置付のもの又は他の開口部から進入して内部から容易に開放することができるもの(水圧解錠装置付のものにあつては、消防隊が容易に解錠操作を行うことができるものに限る。)

イ 重量シャッターが設けられているもの

(ア) 避難階に設けられているもので、屋内外から手動で開放することができるもの

(イ) 屋内外から電動により開放することができるもの(非常電源が付置されているものに限る。)

(ウ) 屋内からは手動又は電動により、屋外からは次のいずれかの方式により開放することができるもの

なお、水圧によりシャッター等を開放することができる装置の取扱いは、基準5によること。

a 水圧により重量シャッターを開放する方式

b 水圧により重量シャッターの押しボタンスイッチ等を作動させる方式(非常電源が付置されているものに限る。)

(3) その他

ア ガラス小窓(各辺15cm以上)付きの扉等で、当該小窓を局部破壊し、サムターン錠等を解錠でき、屋内外から容易に開放することができるもの(当該小窓に使用するガラスは、第1号ア又はイに該当するものに限る。)

イ 電気錠(電氣的に施解錠をする機構を組み込んだ装置をいう。)付きの扉等で、次の(ア)及び(イ)に該当するもの

(ア) 自動火災報知設備の作動と連動して解錠し、屋内外から容易に開放することができるもの

(イ) 停電時には自動的に解錠し、屋内外から容易に開放することができるもの

第4-1表

ガラス名称等			無窓階の判定 ※1					
ガラス名称 (JIS 番号)	厚さ	窓等の形態	足場有 ※2			足場無		
			フィルム無	フィルムA	フィルムB	フィルム無	フィルムA	フィルムB
型板ガラス (R3203) フロート板ガラス又は磨き板ガラス (R3202) 熱線吸収ガラス (R3208) } ※3 熱線反射ガラス (R3221) }	6mm 以下	はめごろしの窓等	○	○	×	○	○	×
		クレセント付の窓等	○	○	○	○	○	×
	6mm を超え 10mm 以下	はめごろしの窓等	×	×	×	×	×	×
		クレセント付の窓等	○	○	×	×	×	×
強化ガラス (R3206) 熱線反射ガラスで強化ガラスを使用するもの 耐擦板ガラス ※4	5mm 以下	はめごろしの窓等	○	○	×	○	○	×
		クレセント付の窓等	○	○	×	○	○	×
線入板ガラス (R3204) 網入板ガラス (R3204)	6.8mm 以下	はめごろしの窓等	×	×	×	×	×	×
		クレセント付の窓等	○	○	×	○	○	×
熱線吸収ガラスで熱線吸収網入ガラスを使用するもの	6.8mm を超え 10mm 以下	はめごろしの窓等	×	×	×	×	×	×
		クレセント付の窓等	○	○	×	×	×	×
複層ガラス (R3209)	使用する材料ガラスごとに本表により評価し、判定する。(合わせガラスは使用不可)							
合わせガラス (R3205)	・フロート板ガラス 6.0mm 以下+PVB30mil 以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下 ・網入板ガラス 6.8mm 以下+PVB30mil 以下+フロート板ガラス 5.0mm 以下	はめごろしの窓等	×	×	×	×	×	×
		クレセント付の窓等	○	×	×	○	×	×
	・フロート板ガラス 5.0mm 以下+PVB60mil 以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下 ・網入板ガラス 6.8mm 以下+PVB60mil 以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下 ・フロート板ガラス 3.0mm 以下+PVB60mil 以下+型板ガラス 4.0mm 以下	はめごろしの窓等	×	×	×	×	×	×
		クレセント付の窓等	○	×	×	×	×	×
	ガイドラインにより実施した破壊試験に合格したもの	はめごろしの窓等	×	×	×	×	×	×
		クレセント付の窓等	○	×	×	○※5	×	×
倍強度ガラス (R3222)	/	はめごろしの窓等	×	×	×	×	×	×
		クレセント付の窓等	×	×	×	×	×	×

※1 判定欄における○にあつては、規則第5条の5第2項第3号の規定に適合する開口部として取り扱うことができるもの、×にあつては同項の規定に適合する開口部として取り扱うことができないものをいう。

※2 バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。

※3 材料ガラスにフロート板ガラス又は磨き板ガラスを使用したものに限る。

※4 低鉄長防火ガラス、耐擦強化ガラス及び耐擦結晶化ガラスをいう。

※5 ガイドラインの破壊作業のできる足場がある場所に限り設置するものの試験方法により合格したものを除く。

フィルムA

- (1) ポリエチレンテレフタレート (以下「PET」という。) 製窓ガラス用フィルム (JIS A5759 に規定するもの。防犯建物部品 (CP マークの表示が認められるもの) を除く。以下同じ。) のうち、多積層 (引張強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。) 以外で基材の厚さが 100 μ m 以下のもの (内貼り用又は外貼り用は、問わない。) を貼付けたガラス
- (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400 μ m 以下のもの (内貼り用又は外貼り用は、問わない。) を貼付けたガラス

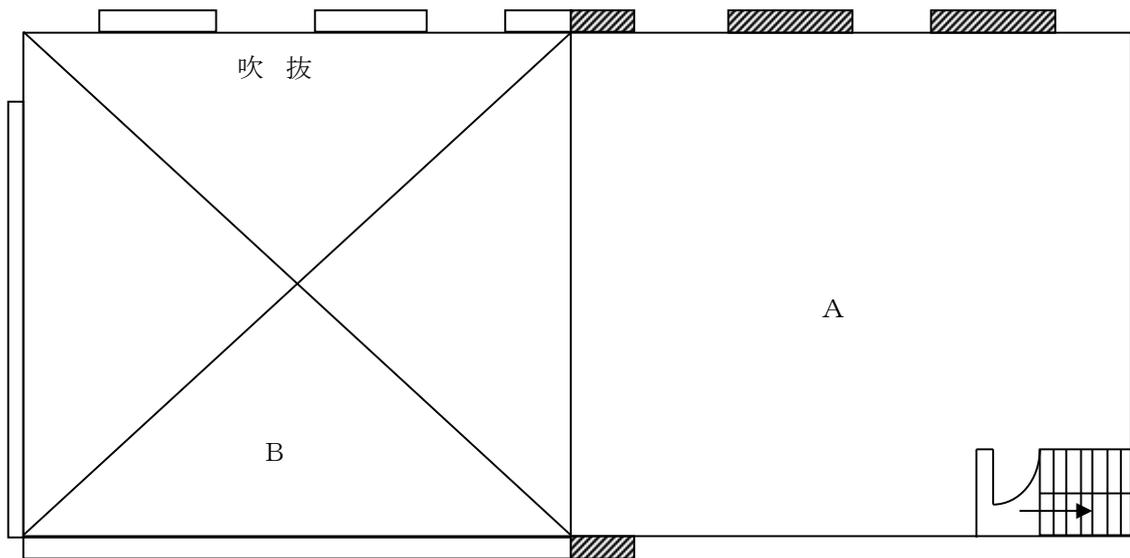
フィルムB

- (1) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で基材の厚さが 100 μ m を超え 400 μ m 以下のもの (内貼り用又は外貼り用は、問わない。) を貼付けたガラス
- (2) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100 μ m 以下のもの (内貼り用又は外貼り用は、問わない。) を貼付けたガラス

3 その他の取扱い

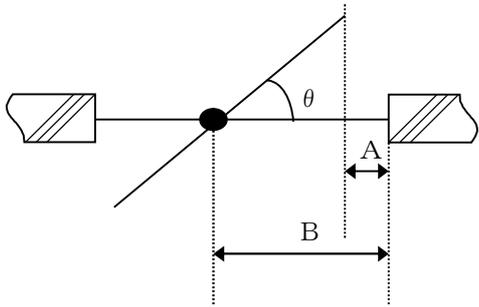
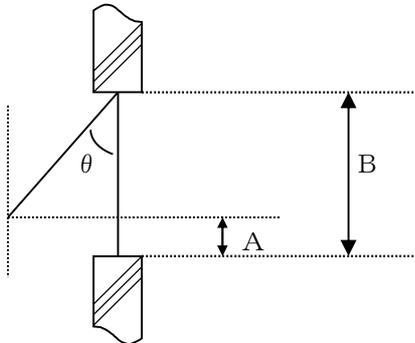
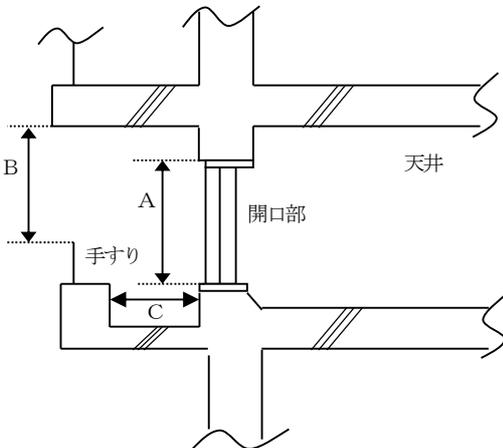
- (1) 営業終了後シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階は、次に適合する場合に限り、無窓階以外の階として取り扱うことができる。
 - ア 営業中は、規則第5条の5に規定する開口部を有すること。
 - イ 営業終了後は、防火対象物全体が無人となること。
- (2) 吹抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によること（第4-2図参照）。
 - ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。
 - イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。
- (3) 開口部の面積算定は、次によること。
 - ア 開口部を最大に開放した場合の面積をもって算定する。
 - イ 引違い窓、はめごろし窓等の開口部で容易に取外し、又は破壊等の可能なものは、取外し又は破壊をした場合の最大開放面積をもって算定する。
 - ウ その他、開口部の有効寸法の算定は、開口部の型式により第4-2表によること。
- (4) 次に掲げる開口部は、第2項第1号イ(ウ)に規定する「破壊作業のできる足場が設けられているもの」と同等のものとして取り扱うことができる。
 - ア 消防隊積載の折りたたみはしごを容易に架ていすることができる開口部
 - イ 直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ0.75m以上及び1.2m以上の開口部で、消防隊積載の折りたたみはしご又ははしご付消防ポンプ自動車等のはしごを容易に架ていすることができる10階以下の階にあるもの

第4-2図



備考 A : 床面積を算定する部分  : 開口部 (開口部面積を算定する部分)
 : 開口部 (開口部面積を算定しない部分)

第4-2表

	型 式	判 断
回 転 窓	 <p>(注) θは、最大開口角度(0度~90度)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A=B(1-\cos\theta)$</p>
突 き 出 し 窓	 <p>(注) θは、最大開口角度(0度~90度)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A=B(1-\cos\theta)$</p>
外 壁 面 に バ ル コ ニ ー 等 が あ る 場 合	 <p>(注) Bは1m以上で、手すりの高さは、1.2m以下とし、Cは0.6m以上とする。</p>	<p>Aの部分とする。 なお、Bは1m以上で、手すりの高さは、1.2m以下とし、Cは0.6m以上とする。</p>

基準5 シャッター等の水圧開放装置の取扱いに関する基準

- 1 屋外から水圧によって開放することができる装置（以下この基準において「水圧開放装置」という。）は、次に定めるところによること。
 - (1) 「シャッター等」とは次に掲げるもの又はこれらと同等以上の構造、性能及び機能を有するものであること。
 - ア J I S A 4704（軽量シャッター）
 - イ J I S A 4705（防火シャッター構成部材）
 - ウ J I S A 4702（鋼製及びアルミニウム合金製ドア）
 - (2) 「水圧開放装置」とは、動力消防ポンプ（動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令第2条に定めるものをいう。以下この基準において同じ。）による注水によってシャッター等を開放する装置で、次に掲げる方式のものであること。
 - ア シャッター等の施錠を開放する方式のもの
 - イ シャッター等を開放する方式のもの
 - ウ シャッター等の押しボタンスイッチ等を作動させる方式のもの（非常電源が付置されたものに限る。）
 - (3) 水圧開放装置の構造及び性能は、次によること。
 - ア 確実に作動するものであり、かつ、取扱い及び保守点検並びに付属部品の取替えが容易にできるものであること。
 - イ シャッター等への取付けは、的確にでき、かつ、容易にゆるまないものであること。
 - ウ シャッター等の通常の開閉操作及び機能に支障をきたさないものであること。
 - エ 動力消防ポンプによる注水以外の方法では、作動しないものであること。
 - オ 水圧開放装置の本体には、注油を行う等整備のための措置が講じてあること。
 - カ 注水口は、異物を容易に挿入できない構造であること。
 - キ 注水して水圧開放装置又はシャッター等が開放した後には、容易に通常の開閉機構に復旧できるものであること。
 - ク 水抜き等により、水圧開放装置の内部の排水が確実に行われるものであること。
 - ケ 温度又は湿度の変化により、機能に異常を生じないものであること。
 - コ シャッター等を開放する方式のものは、アからケまでに定めるもののほか、次によること。
 - (ア) シャッター等に水圧リミットスイッチ等の過巻き防止のための装置を有するものであること。
 - (イ) 注水を停止した場合、シャッター等の開閉機構の制動装置が作動した後、人が操作しなければ閉鎖することができない構造のものであること。
 - サ シャッター等の押しボタンスイッチ等を作動させる方式のものは、アからケまでに定めるもののほか、次によること。
 - (ア) 非常電源は、「自家発電設備の基準」（昭和48年消防庁告示第1号）又は「蓄電池設備の基準」（昭和48年消防庁告示第2号）に適合する自家発電設備又は蓄電池設備であること。
 - (イ) 非常電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。
 - a 600V二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。
 - b 電線は、耐火構造とした主要構造部に埋設するか、又はこれと同等以上の耐熱効果のある方法により保護すること。ただし、MIケーブル又は「耐火電線の基準」（昭和53年消防庁告示第7号）に適合する電線を使用する場合は、この限りではない。
 - c 開閉器は、不燃性の材料で造られた耐熱効果のある箱又は場所に収納すること。

(4) 水圧開放装置は、「シャッター等の水圧開閉装置に関する取り扱いについて」（昭和52年12月19日消防予第251号）による安全センターの評定品を用いること。☆

2 水圧開放装置の設置については、次によること。

- (1) 水圧開放装置の注水口は、床面からの高さが1 m以下となる箇所に設けること。
- (2) 水圧開放装置の注水口の直近に、容易に消えないように次による表示をすること。
 - ア 表示面は、反射塗料とし、黄色の地に赤色の「消」の文字とすること。
 - イ 文字の大きさは、50mm平方以上とすること。
- (3) 前号の表示の周囲には、これを遮り、又はこれとまぎらわしい広告物、掲示物等を設けないこと。

基準5の2 収容人員の取扱いに関する基準 (H27.2.5 新設)

1 規則第1条の3に規定する「固定式のいす席」とは、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものとする。

なお、「容易に移動することができないもの」とは、重さ又は大きさから、1人では移動困難なものとする。

2 入居前の共同住宅における居住者数の算定については、賃貸契約等により、あらかじめ居住者数が定められている場合を除き、第5-2-1表によること。◇

なお、入居後は実態に即した人数とすること。

第5-2-1表

住戸形態	1K 1DK	1LDK 2K 2DK	2LDK 3K 3DK	3LDK 4K 4DK	1室増すごとに 1人増加
算定居住者数	1人	2人	3人	4人	

基準6 出火危険が著しく少ない防火対象物又はその部分に係る消防用設備等の取扱いに関する基準

次に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られ、可燃性物品を収納しないもので、出火の危険がないと認められるもの又は出火の危険が著しく少なく、かつ、延焼拡大のおそれがないと認められるものは、令第32条又は条例第46条の規定を適用し、消火器具（規則第6条第1項の規定により設けられるものに限る。）、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、連結散水設備、連結送水管及び非常コンセント設備を設置しないことができるものとする。

- (1) 倉庫、塔屋部分等で、不燃性物件のみを収納するもの
- (2) 浄水場、汚水処理場の建築物で、内部の設備が水管、貯水池又は貯水槽のみであるもの
- (3) プール（プールサイドを含む。）又はアイススケート場等（滑走部分に限る。）
- (4) ジュース、清涼飲料水等の製造工場
- (5) 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納せず、又は取り扱わないもの

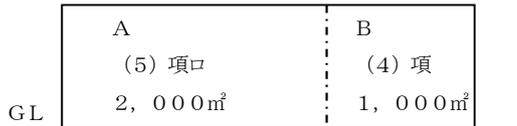
基準7 削除

特定共同住宅等に係る省令制定に伴い削除。(H19.4.2改正)

基準8 令8区画の取扱いに関する基準

- 1 令8区画とは、令第8条第1号及び第2号に規定する区画をいう。
- 2 令8区画された部分に対する消防用設備等の設置は、次によること。
 - (1) 令8区画された部分ごとに、その用途及び床面積に応じて、消防用設備等を設置することとし、第8-1図の例によること。

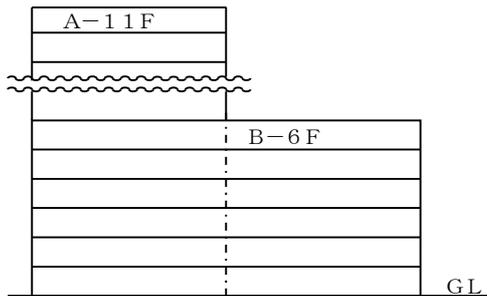
第8-1図 (16)項イ 延べ3,000㎡



判定 Aは延べ面積2,000㎡の(5)項口の防火対象物として、Bは延べ面積1,000㎡の(4)項の防火対象物としてそれぞれ該当する消防用設備等を設置する。
備考 - - - - - は、令8区画を示す。(以下、当基準内の図において同じ。)

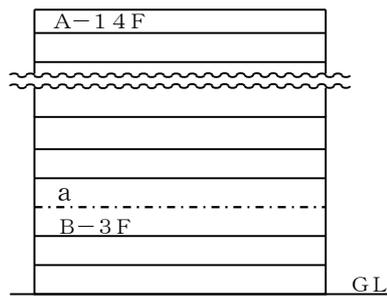
- (2) 令8区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて、消防用設備等を設置することとし、第8-2図の例によること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定は、下の部分の階数を算入し、第8-3図の例によること。

第8-2図



判定 Aは階数11の防火対象物として、Bは階数6の防火対象物として、それぞれ該当する消防用設備等を設置する。

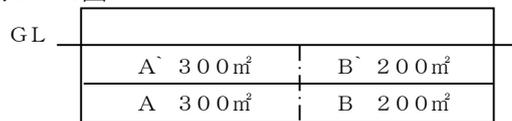
第8-3図



判定 Aは階数14の防火対象物として、Bは階数3の防火対象物として、それぞれ該当する消防用設備等を設置する。また、a部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

- (3) 令8区画されている階に階単位の消防用設備等の基準を適用する場合は、区画された部分の床面積を1の階の床面積とみなし、第8-4図の例によること。

第8-4図



判定 地階部分の床面積の合計は、700㎡以上(1,000㎡)であるが、A+A`とB+B`は、地階において、それぞれ700㎡未満となるので、令第28条の2第1項を適用しない。

- 3 令第8条第1号に規定する区画(以下この基準において「1号区画」という。)については、規則第5条の2によるほか、次によること。
 - (1) 規則第5条の2第1号の規定中「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。)、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当する。
なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モ

ルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策を講じること。

(2) 規則第5条の2第3号の規定中「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から50cm以上突き出していること」とは、床の両端が外壁から50cm以上突き出していること、壁の両端が外壁から50cm以上突き出していること及び壁の上端が屋根から50cm以上突き出していることをいう（第8-5図及び第8-6図参照）。

(3) 規則第5条の2第3号ただし書に規定する構造の例については、第8-7図及び第8-8図を参照すること。

(4) 規則第5条の2第3号ただし書に規定する「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅3.6m以上の部分を耐火構造とし」については、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となっていること（第8-9図参照）。◇

また、耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。

(5) 規則第5条の2第3号イに規定する「開口部が設けられていないこと」については、面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができないものであること。

(6) 規則第5条の2第4号に規定する配管及び当該配管が貫通する部分（以下「貫通部」という。）については、次によること。

ア 排水管に付属する通気管及び充水されている消火設備の配管については、耐火構造の壁等を貫通させることができるものであること。

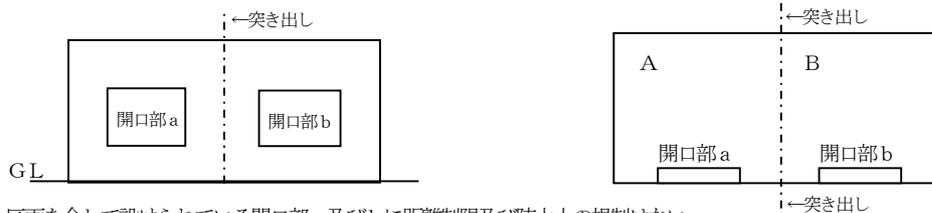
イ 貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が300mmの円の面積以下である場合、規則第5条の2第4号ただし書に規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。

ウ 貫通部については、別記「1号区画を貫通する鋼管等の施工方法」に適合するもの、又は、安全センターにおいて性能評定を受けたものとする。

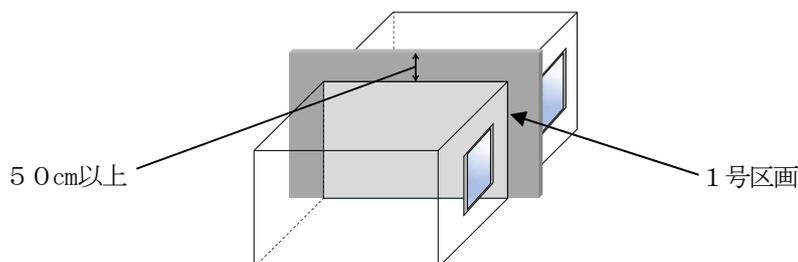
第8-5図 突き出しを設け、垂直に1号区画で区画をした例

(立面図)

(平面図)

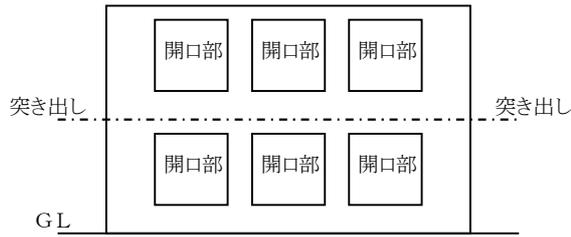


備考 区画を介して設けられている開口部 a 及び b に距離制限及び防火上の規制はない。

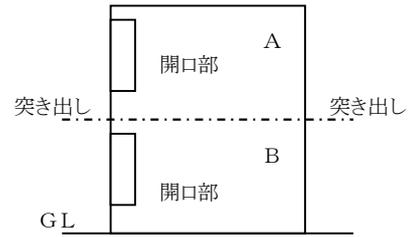


第8-6図 突き出しを設け、水平に1号区画で区画をした例

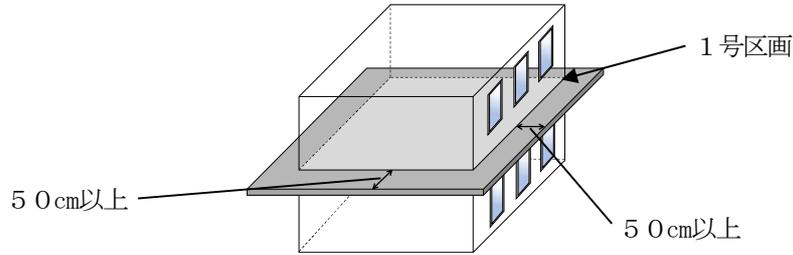
(立面図-正面)



(立面図-側面)

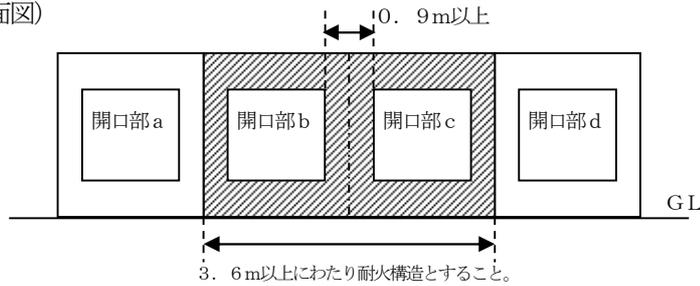


備考 区画を介して設けられている開口部に距離制限及び防火上の規制はない。



第8-7図 突き出しを設けなくて垂直に1号区画をした例

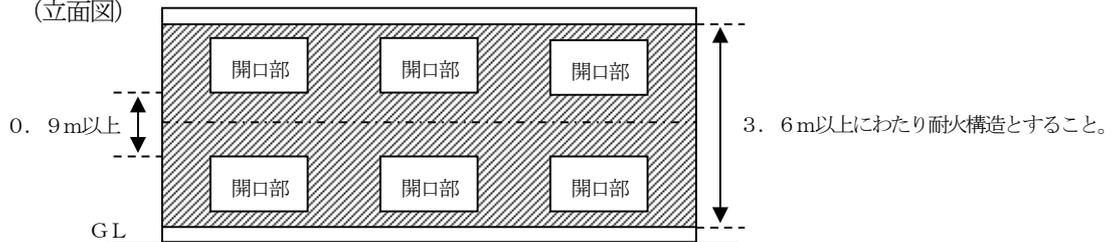
(立面図)



備考 開口部b及び開口部cは、令8区画を介して、0.9m以上離し、かつ、防火戸とすること。

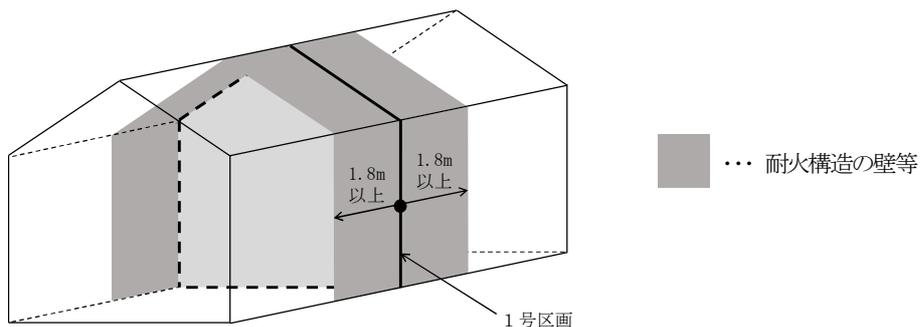
第8-8図 突き出しを設けなくて水平に1号区画をした例

(立面図)



備考 各開口部は、令8区画を介して0.9m以上離し、かつ、防火戸とすること。

第8-9図 突き出しを設けなくて1号区画における耐火構造の壁等とする範囲



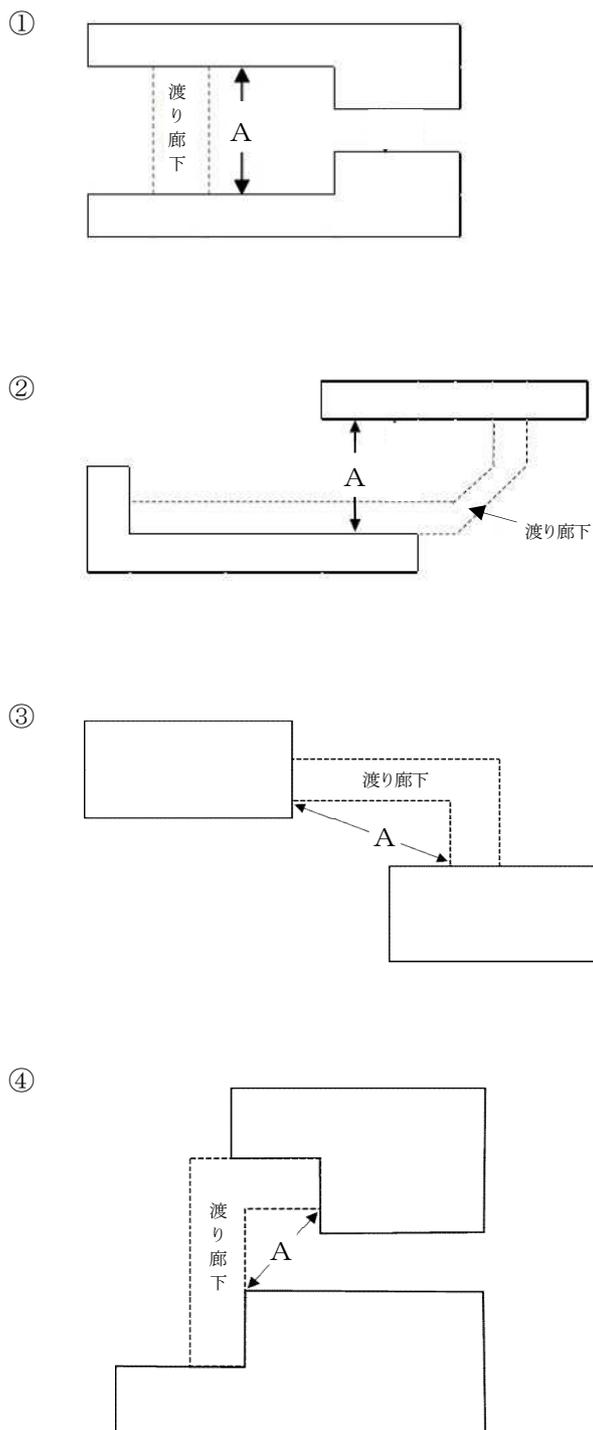
- 4 令第8条第2号に規定する区画については、規則第5条の3によるほか、次によること。
- (1) 規則第5条の3第2項第1号の規定中「渡り廊下等の壁等」については、「壁等の構造方法を定める件」（令和6年国土交通省告示第227号）に示す壁等のタイプのうち、「火災の発生のおそれの少ない室又は通行の用にのみ供する建築物の部分構成する壁等により区画する場合」が該当するものであること。
- (2) 規則第5条の3第2項第2号に掲げるもので、当該規定に基づく「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和6年消防庁告示第7号。以下「7号告示」という。）第3に規定する渡り廊下については、当該規定によるほか、次によること。
- ア 7号告示第3.1に規定する渡り廊下の有効幅員の算定は、渡り廊下の内壁間の距離によるものとする。
- イ 7号告示第3.2に規定する「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、次によること。
- (イ) 渡り廊下で接続された防火対象物の部分相互間の距離であって、水平距離で測定するものであること（第8-10図参照）。
- (イ) 1階と2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合には、2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合の取扱いとする。
- ウ 7号告示第3.2.(1)の規定中「3m以内の距離にある部分」については、原則として第8-11図によるものとする。
- エ 7号告示第3.2.(2)の規定中「開口部の面積が4㎡以内」については、各渡り廊下ごとに判定すること。また、開口部の面積について、一の開口部が接続部から3mの範囲の内外にわたって設けられているときは、接続部から3m以内の範囲における面積とする（第8-12図参照）。
- オ 7号告示第3.2.(3)の規定中「直接外気に開放されているもの」については、次のいずれかに適合しているものをいう。
- (イ) 防火対象物の部分相互間の距離が1m以上であり、廊下の両側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの
- (イ) 防火対象物の部分相互間の距離が1m以上であり、廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火災及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から下方に50cm以上突出した垂れ壁を設けたもの
- (イ) (イ)及び(イ)に掲げるものと同等以上の開放性を有するもの
- カ 7号告示第3.2.(3).ハに規定する機械排煙設備については、建基法の基準に基づき設置される排煙設備をいう。
- キ 7号告示第3.2.(3).ハ.(ロ)の規定中「渡り廊下の長さ」については、廊下の幅員の中心を通る線で判定するものであること（第8-13図参照）。
- (3) 規則第5条の3第2項第2号に掲げるもので、7号告示第4に規定する地下連絡路については、当該規定によるほか、次によること。
- ア 地下連絡路とは、防火対象物が地下通路により接続されるものをいう（第8-14図参照）。
- イ 第8-14図中①の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが3m以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は、7号告示第3.2.(3).ハ.(ロ)の規定によることができる。
- ウ 7号告示第4.5に規定する排煙設備は、前(イ).カによること。

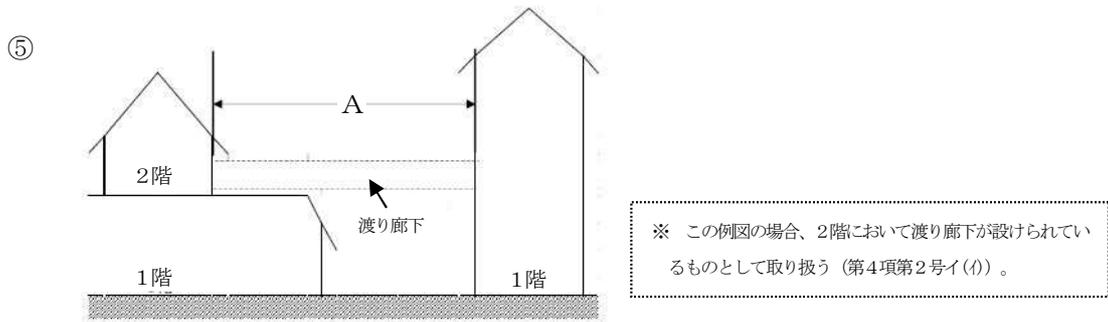
エ 地下連絡路のうち、天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）については、7号告示第4の規定によらず、7号告示第3の規定に準じた取扱いをすることができる。

第8-10図

防火対象物の部分相互間の距離の測定は次の各図のAの部分とする。

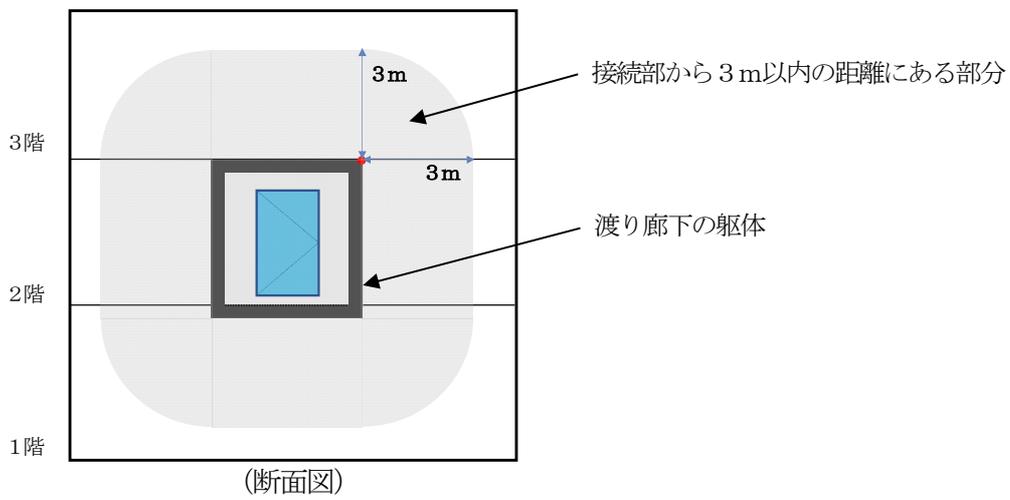
(①~④：平面図、⑤：立面図)



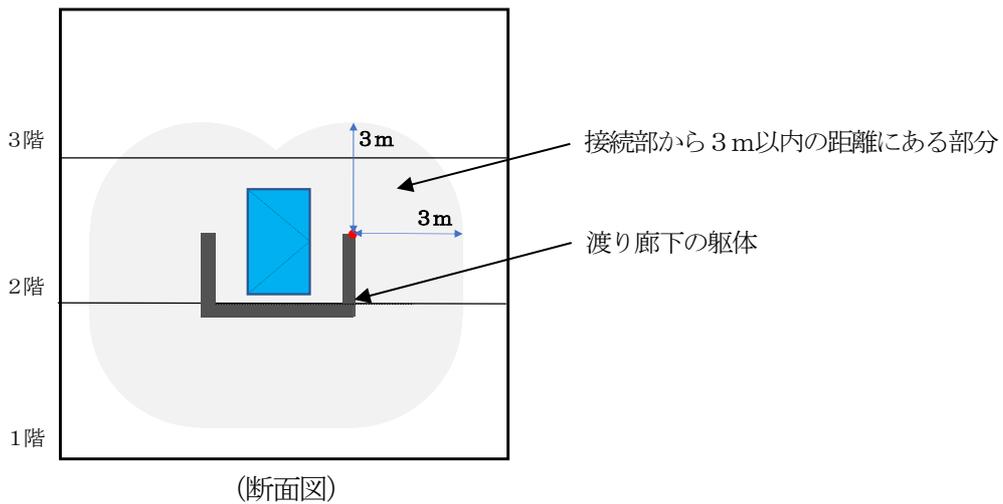


第8-11図

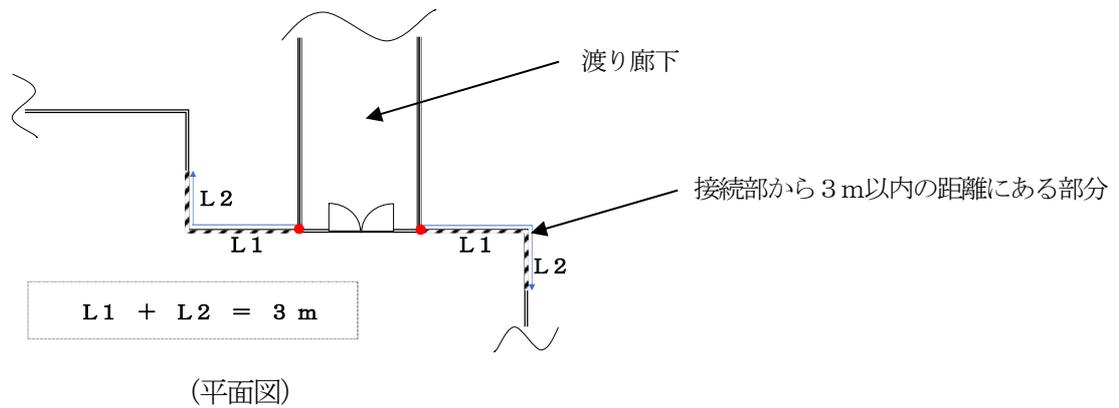
① 屋根等を有する渡り廊下が設けられている場合の例



② 屋根等を有しない渡り廊下が設けられている場合の例

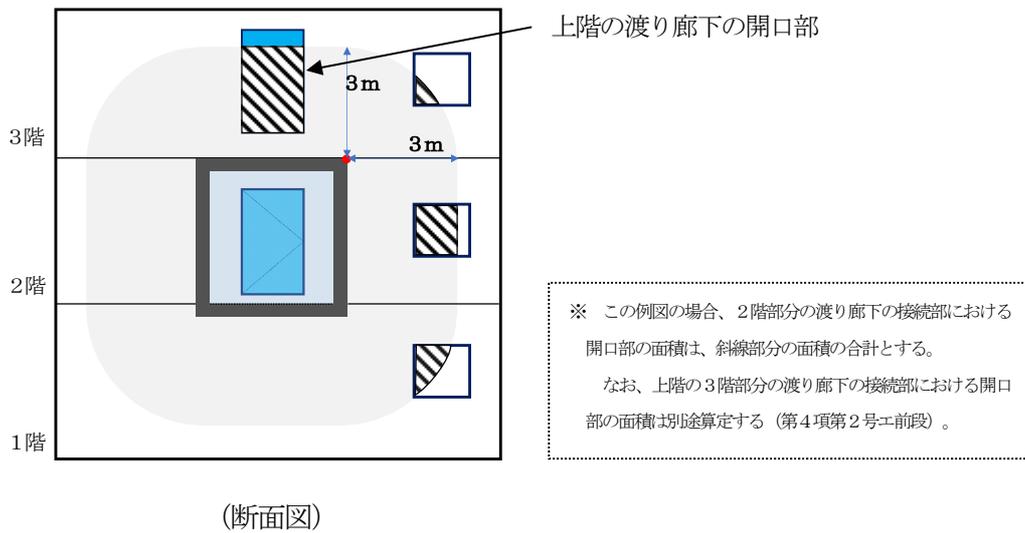


③ 渡り廊下の接続面において外壁が回り込んでいる場合の例



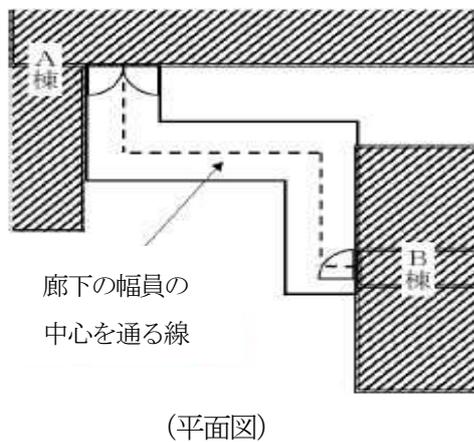
第8-12図

7号告示第3.2.(2)の規定中「開口部の面積」の算定の例



第8-13図

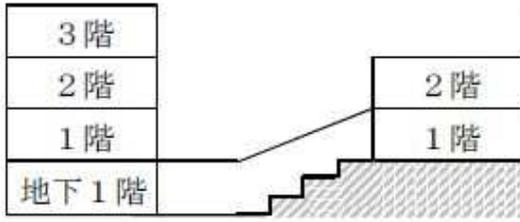
7号告示第3.2.(3).ハ.(ロ)の規定中「渡り廊下の長さ」の判定



第8-14図

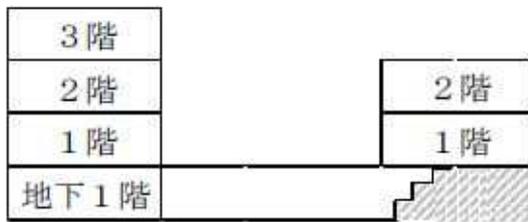
地下連絡路による接続の例は以下の図のとおりである。

- ① 地下1階と1階を接続する場合（地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。）



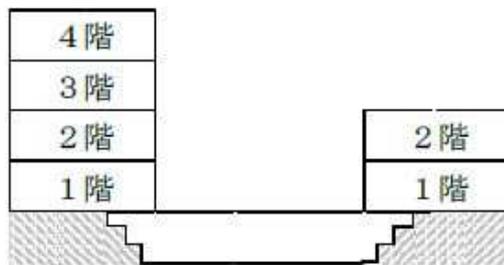
(断面図)

- ② 地下1階と1階部分を地下で接続する場合



(断面図)

- ③ 1階部分同士を地下連絡路で接続する場合



(断面図)

別記 「1号区画を貫通する鋼管等の施工方法」

(「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」(通知)(平成19年10月5日付け消防予第344号))

1 鋼管等を使用する範囲

1号区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側1m以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定める(1)及び(2)に適合する場合は、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

- (1) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (2) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

2 鋼管等の種類

1号区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

- (1) J I S G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)
- (2) J I S G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)
- (3) J I S G 3452 (配管用炭素鋼管)
- (4) J I S G 3454 (圧力配管用炭素鋼管)
- (5) J I S G 3459 (配管用ステンレス鋼管)
- (6) J I S G 5525 (排水用鋳鉄管)
- (7) 日本水道協会規格(以下「JWWA」という。)K116(水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (8) JWWA K 132(水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (9) JWWA K 140(水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (10) 日本水道鋼管協会規格(以下「WSP」という。)011(フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (11) WSP 032(排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管)
- (12) WSP 039(フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (13) WSP 042(排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (14) WSP 054(フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

3 貫通部の処理

(1) セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(2) ロックウールによる方法

ア J I S A 9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材(充填密度 $150\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のものに限る。)又はロックウール繊維(充填密度 $150\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

イ ロックウール充填後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

4 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、(1)又は(2)の措置を講ずること。

(1) 可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

ア 被覆材

ロックウール保温材（充填密度150kg/m³以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ 被覆方法

(ア) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(2) 給排水管の着火防止措置

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 可燃物が直接接触しないこと。また、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

5 配管等の保温

配管等を保温する場合にあつては、次の(1)又は(2)によること。

(1) 保温材として4(1)アに掲げる材料を用いること。

(2) 給排水管にあつては、J I S A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いてもさしつかえないこと。この場合において、3及び4の規定について、特に留意すること。

6 配管等の接続

配管等を1の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

(1) 配管等は、1号区画を貫通している部分において接続しないこと。

(2) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

ア メカニカル接続

(ア) ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと

(イ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること

(ウ) 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること

(エ) 押し輪又はフランジで押さえること

イ 差込み式ゴムリング接続

(ア) 受け口管の受け口の内面にシーリング剤を塗布すること

(イ) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと

ここで用いるゴムリングは、E P D M（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする

(ウ) ゴムリングの内面にシーリング剤を塗布すること

- (エ) 挿入管の差し口にシーリング剤を塗布すること
- (オ) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと

ウ 袋ナット接続

- (ア) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと
- (イ) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと
- (ウ) 挿入管の差し口端部に受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること
- (エ) 袋ナットを受け口にねじ込むこと

エ ねじ込み式接続

- (ア) 挿入管の差し口端外面に管用テーパネジを切ること
- (イ) 接合剤をネジ部に塗布すること
- (ウ) 継手を挿入管にねじ込むこと

オ フランジ接続

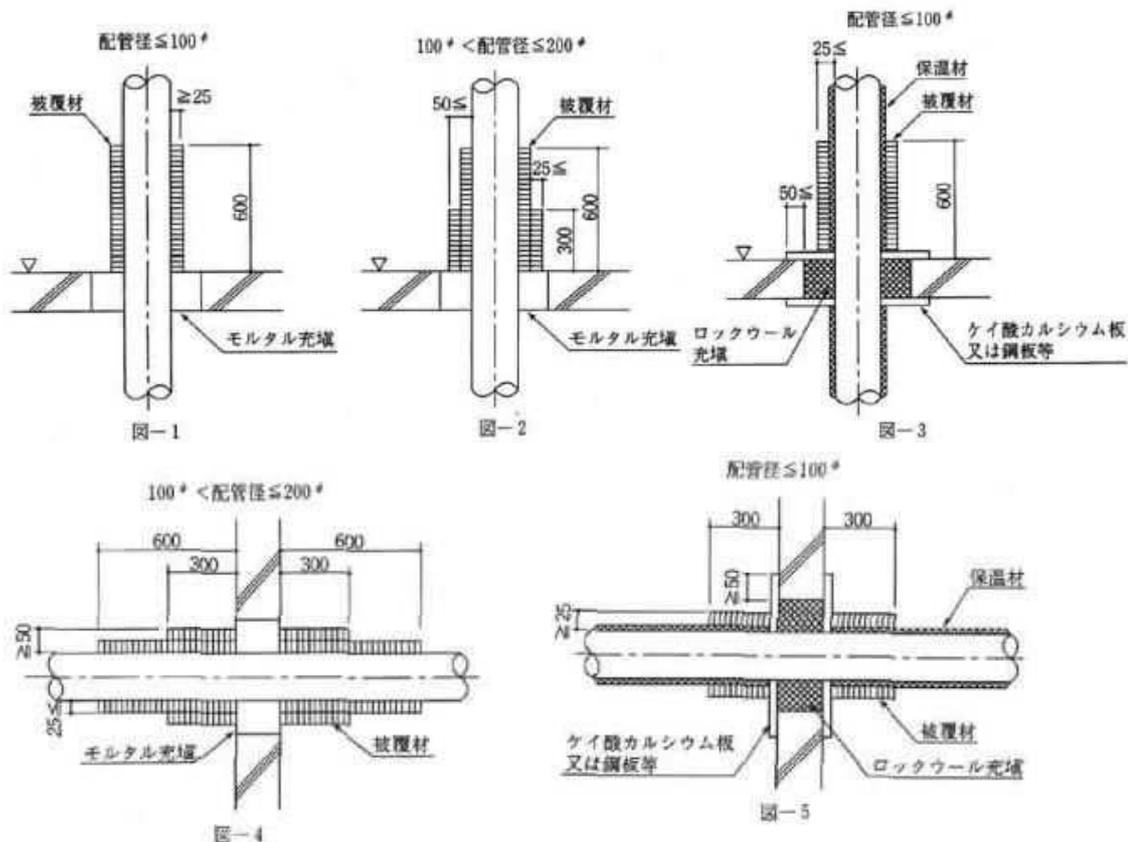
- (ア) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること
 - (イ) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること
 - (ウ) 上下、次の左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること
- (3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

7 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(参考)

施工方法の例（鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合）



基準9 仮設建築物に係る消防用設備等の取扱いに関する基準

仮設建築物（使用期間が6箇月以内のもので、かつ、専従監視員が常駐しているものに限る。）で、定期的に巡回するなど容易に火災を覚知できる措置を講じ、かつ、消防用設備の種別に応じ、次の表に定める代替措置を講じたときは、令第32条又は条例第46条の規定を適用し、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び非常警報設備を設置しないことができる。

消防用設備の種別	代替措置
屋内消火栓設備	当該仮設建築物に適応する大型消火器を規則第7条第1項の規定の例により設置
自動火災報知設備及び非常警報設備	音響装置が付置された携帯用拡声器を1個以上設置

基準10 卸売業店舗に係る消防用設備等の取扱いに関する基準

- 1 令別表第1(4)項に掲げる物品販売業を営む店舗のうち、卸売業店舗で、次に適合するもの(1階以上の階を除く。)については、令第32条又は条例第46条の規定を適用し、スプリンクラー設備を設置しないことができるものとする。
 - (1) 特定主要構造部を耐火構造としたものであること。
 - (2) 床面積800㎡以内ごとに耐火構造の壁及び床で区画されていること。
 - (3) 壁及び天井の仕上げは、規則第13条第2項第1号イの規定に適合するもの(防火液、防火壁紙等で表面処理する等難燃措置を施したものを含む。)であること。ただし、区画面積を200㎡以内とした部分については、この限りでない。
 - (4) 区画する壁及び床の開口部の面積は、規則第13条第2項第1号ロの規定に適合するものであり、当該開口部には、同号ハの規定に適合する特定防火設備である防火戸(防火シャッターを含む。)又は同号ハの規定の例による防火戸(特定防火設備を除く。)が設けられていること。ただし、避難経路となる部分の開口部に上記の特定防火設備である防火戸(防火シャッターは、当該シャッターに近接して同号ハ(ロ)の規定に適合する特定防火設備である防火戸が付置されているものに限る。)が設けられている場合は、区画する壁及び床の開口部の面積の合計を20㎡以下とし、かつ、1の開口部の面積を10㎡以下とすることができる。
 - (5) 建基令第122条及び第123条の規定に適合する避難階段が設けられていること。
 - (6) 避難階における屋外への出入口については、建基令第125条の規定に適合するものであること。
 - (7) 売場又は商品陳列場が存する階のうち、当該売場又は商品陳列場の床面積が150㎡以上のものには、1.2m(売場又は商品陳列場の床面積が600㎡以上のものには、1.8m)以上の幅員の主要避難通路が屋外へ通ずる避難口又は階段に直通して避難上有効に1以上確保されていること。ただし、商品陳列場の陳列台等の設置が避難上支障がない場合には、主要避難通路を設けないことができる。
 - (8) 当該部分の存する階における廊下、階段その他避難上有効な通路の床面積の合計が、地階又は無窓階は、当該階の床面積の50%以上、その他の階は40%以上であること。
 - (9) 当該卸売業店舗に設ける消火器の能力単位の数値は、規則第6条に定める数値の1.5倍とするほか、各階に設ける消火器の能力単位の数値の合計数の1/2以上は、水系の消火器(水消火器、強化液消火器又は泡消火器)とすること。
 - (10) 建基令第112条第11項及び第20項の規定による区画がなされていること。
 - (11) 露出配線は、不燃材料で被覆されている等延焼防止上有効な措置が講じられていること。
 - (12) 当該卸売業店舗内に使用されているカーテン、幕、展示用合板等の防火対象物品の防火性能及び防火表示は適正であること。
 - (13) 当該卸売業店舗内には、プロパンガスボンベ及び裸火の持ち込み並びに使用が禁止され、かつ、防火管理体制が徹底していること。
- 2 卸売業店舗で、前項各号に適合するものは、令第32条又は条例第46条の規定を適用し、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、非常警報設備、排煙設備及び非常コンセント設備の非常電源を、非常電源専用受電設備によることができる。

注1 令別表第1(4)項に掲げる物品販売業を営む店舗とは、物品販売を反復継続して行っている次の小売業店舗又は卸売業店舗をいう。

(1) 小売業店舗とは、百貨店、スーパーマーケットを始めとし、一般消費者を対象として物品販売を行うもので、売場、展示場、荷さばき室、商品倉庫、食堂又は事務室等で用途構成されているものをいう。

(2) 卸売業店舗とは、一般消費者の利用の有無にかかわらず、主として卸売業者、小売業者を対象に物品販売を行うもので、売場、展示場、荷さばき室、商品倉庫、商談室、事務室等の用途で構成されているものをいう。ただし、卸売業店舗のうち、一般消費者の利用がなく、売場及び展示場が、事務室等を介して設けられるなど、不特定の者が自由に出入りできない形態であるものを除くものとする（ただし書の規定を適用したものについては、令別表第1（15）項に掲げる防火対象物として取り扱うものとする。）。

注2 第1項第7号ただし書の「避難上支障がない場合」とは、売場又は商品陳列場に陳列台、商品ケース等が設置されていない場合又はこれと同等の場合であって、避難の際障害となるおそれがないと認められる場合をいう。

注3 第1項第8号の避難上有効な通路の床面積は、注2に該当する場合は、十分に確保されているものとみなす。

基準10の2 長屋に係る消防用設備等の取扱いに関する基準

長屋の一部が、令別表第1に掲げる防火対象物の用途に供されることにより、法第17条の適用を受けることとなる際に、当該長屋が次のいずれにも該当する場合は、住宅の用途にのみ供されている住戸（以下「専用住戸」という。）について、令第32条又は条例第46条の規定を適用し、消防用設備等を設置しないことができるものとする。

- 1 専用住戸とその他の用途に供されている部分とが、準耐火構造又は次のいずれかに該当する性能を有する壁若しくは床で区画されていること。
 - (1) 既存壁に片面12mm以上のせっこうボードを2枚以上張ったもの
 - (2) 既存壁（防火構造に限る。）に12mm以上のせっこうボードを張ったもの

- 2 前項の区画が、建基令第112条第19項及び第20項の規定に適合していること。

基準 11 2 以上の防火対象物に設置する消火設備の加圧送水装置等の取扱いに関する基準

- 1 同一敷地内にある 2 以上の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備及び屋外消火栓設備（以下この基準において「屋内消火栓設備等」という。）を設置する場合において、次に適合するときは、令第 3 2 条又は条例第 4 6 条の規定を適用し、当該 2 以上の防火対象物に設置する屋内消火栓設備等の加圧送水装置、水源、消火薬剤又は消火剤（以下この基準において「加圧送水装置等」という。）を兼用することができる。
 - (1) ポンプの全揚程、高架水槽の落差又は圧力水槽の圧力（以下この基準において「ポンプの全揚程等」という。）は、兼用する全ての屋内消火栓設備等が同時に使用され、又は作動した場合においても必要な放水圧力が得られる値以上の値で、かつ、ポンプの吐出量、水源の水量、消火薬剤の貯蔵量及び消火剤の量（以下この基準において「ポンプの吐出量等」という。）は、兼用する全ての屋内消火栓設備等の必要な量を加算して得た量以上の量であること。
 - (2) 兼用するそれぞれの屋内消火栓設備等の性能に支障を生じないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、屋内消火栓設備等の加圧送水装置等を兼用する 2 以上の防火対象物の全てが、次のいずれかに該当する場合は、ポンプの全揚程等の必要な圧力の値及びポンプの吐出量等の必要な量を、それぞれの防火対象物について算定した屋内消火栓設備等の必要な値及び量のうち、最大の値及び量以上の値及び量とすることができる。
 - (1) 建基法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物
 - (2) 建基法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物
 - (3) 前 2 号に掲げる建築物以外の防火対象物で、屋内消火栓設備等の加圧送水装置等を兼用する防火対象物からの延焼のおそれのない距離を保有しているもの又は延焼防止上有効な措置が講じられているもの
- 3 令第 8 条の規定により別の防火対象物とみなされる 2 以上の防火対象物に設置する屋内消火栓設備等については、前各項の規定を準用することができる。

基準12 2以上の消火設備に兼用する加圧送水装置及び水源の取扱いに関する基準

- 1 1の防火対象物に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備又は屋外消火栓設備のうち、2以上の消火設備を設置する場合において、次に適合するときは、令第32条又は条例第46条の規定を適用し、当該消火設備の加圧送水装置及び水源を兼用することができる。ただし、泡消火設備の加圧送水装置は、専用とすること。
 - (1) ポンプの全揚程、高架水槽の落差又は圧力水槽の圧力（以下この基準において「ポンプの全揚程等」という。）は、兼用するすべての消火設備が同時に使用され、又は作動した場合においても必要な放水圧力が得られる値以上の値で、かつ、ポンプの吐出量及び水源の水量は、兼用するすべての消火設備の必要な量を加算して得た量以上の量であること。
 - (2) 兼用するそれぞれの消火設備の性能に支障を生じないこと。
- 2 前項の規定の適用は、防火対象物の位置、構造及び当該消火設備の状況から判断して、それぞれの消火設備が同時に使用され、又は作動することが極めて少ないと認められるときは、必要に応じ、ポンプの全揚程等、ポンプの吐出量又は水源の水量を減ずることができる。

基準 13 屋内消火栓設備の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 ポンプを用いる加圧送水装置等は、次によること。

(1) 加圧送水装置の設置場所は、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合は、屋根。) で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室(以下この基準において「不燃専用室」という。) とすること。ただし、他の消火設備の加圧送水装置、空調及び衛生設備の機器室等で、出火のおそれの少ないものは併置することができる。

(2) 水中ポンプを設置する場合は、次によること。

ア 水中ポンプは、点検が容易に行えるようふたの真下に設けること。

イ 水中ポンプは、貯水槽の底面から5cm以上の位置に設置し、貯水槽の壁面から当該ポンプの中心までの距離は、ポンプストレーナーの部分の外径の2倍以上とすること。

ウ 水中ポンプ吐出側の配管には、逆止弁、仕切弁及び連成計(又は圧力計)を設け、かつ、当該ポンプ吐出口から仕切弁に至る配管の最頂部には、自動空気抜き弁を設けること。

(3) 電動機容量は、次の第13-1式で求めた値以上とすること。

第13-1式

$$\text{電動機容量 (kW)} = \frac{0.163 \times Q \times H}{E} \times K$$

Q：定格吐出量 (m³/min)

H：全揚程 (m)

E：定格吐出量時におけるポンプ効率(ポンプ特性曲線による。)

K：伝達係数(電動機の場合 1.1)

(4) 制御盤は、次によること。

ア 専用とすること。ただし、他の消防用設備等と共用する場合又は他の回路の事故等により影響を受けないように不燃材料で区画する等の措置が講じられている場合は、この限りでない。

イ 設置場所は、電気室、機械室及びポンプ専用室等で、かつ、不燃専用室とすること。☆

ウ 設置場所には、監視及び操作に支障がない照度を有する非常用の照明装置を設けること。◇

(5) 呼水槽の減水警報(ベル、ブザー等)及び電動機の過電流警報等の警報は、制御盤のほか、防災センター等に警報装置を設け、ここに表示し及び警報を発することができるものであること。ただし、総合操作盤が、防災センター等に設置されている防火対象物には、警報装置を設置しないことができる。☆

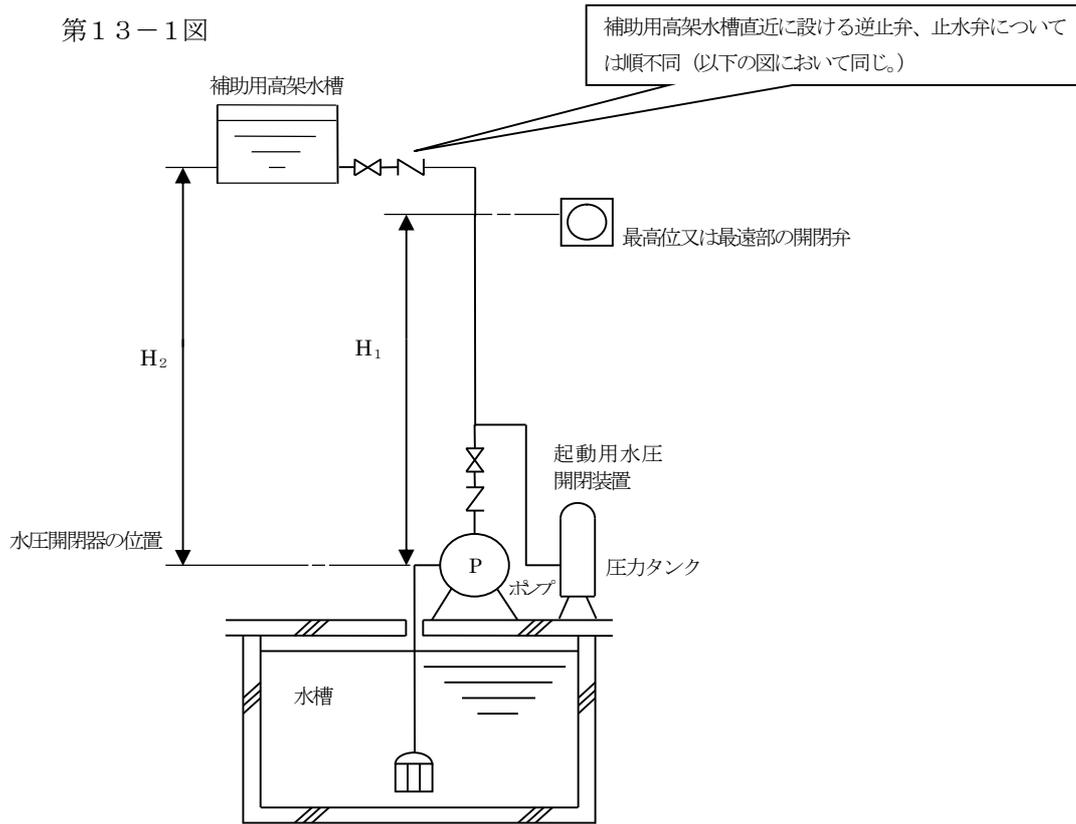
(6) 呼水装置は、加圧送水装置ごとに設けること。

(7) 起動装置は、次によること。

ア 起動装置は、手動式とすること。

イ 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動させるものは、当該起動用水圧開閉装置の水圧開閉器の位置における配管内の圧力が、次の(ア)又は(イ)のいずれか大きい方の圧力の値に低下するまでに起動するように調整されたものであること(第13-1図参照)。

第13-1図



(7) 最高位又は最遠部の消火栓の開閉弁の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差 (H_1) による圧力に、次の a から d までのいずれかの数値を加えること (b、c 及び d の H_0 は、易操作性 1 号消火栓、2 号消火栓又は広範囲型 2 号消火栓それぞれの弁・ホース・ノズル等の摩擦損失として、あらかじめ算定され仕様書に示されている数値をいう。)

- a 1 号消火栓は、0.2MPa
- b 易操作性 1 号消火栓は、 $H_0 + 0.2$ MPa
- c 2 号消火栓は、 $H_0 + 0.3$ MPa
- d 広範囲型 2 号消火栓は、 $H_0 + 0.2$ MPa

(イ) 補助用高架水槽の位置から、起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差 (H_2) による圧力に 0.05MPa を加えた値の圧力

(8) バルブ類は次によること。

ア 止水弁は、最大常用圧力が 0.5MPa 以下のものは、JIS B 2011 (青銅弁) 若しくは B 2031 (ねずみ鋳鉄弁) に、最大使用圧力が 0.5MPa を超えるものは、JIS B 2011 (青銅弁)、B 2032 (ウエハー形ゴムシートバタフライ弁) 若しくは B 2071 (鋳鋼フランジ形弁) にそれぞれ適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。

イ 逆止弁は、JIS B 2011 (青銅弁) 若しくは B 2032 (ウエハー形ゴムシートバタフライ弁) に適合するもの又はこれらと同等以上に強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。

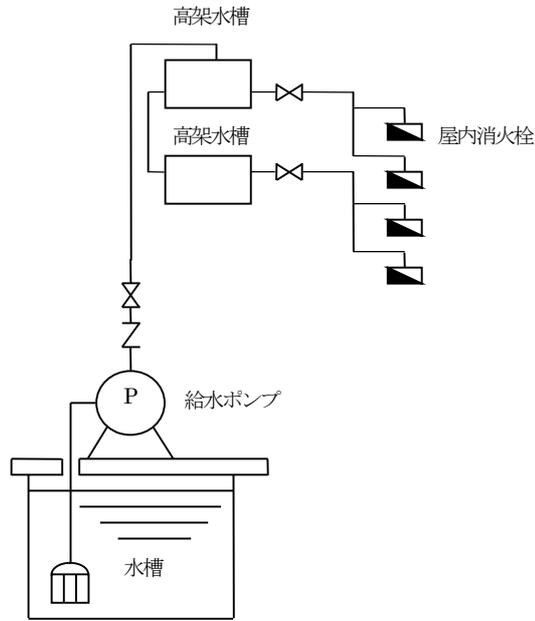
ウ 止水弁及び逆止弁は、容易に点検できる位置に設け、かつ、当該弁である旨の表示を直近の見やすい箇所に設けること。

エ 止水弁及び逆止弁で、安全センターの性能評定合格品を使用する場合は、当該性能評定合格品を定められた工法等により施工すること。◇

(9) 屋内消火栓のノズルの先端における放水圧力が0.7MPaを超えないための措置は、次のいずれかの方法によること。

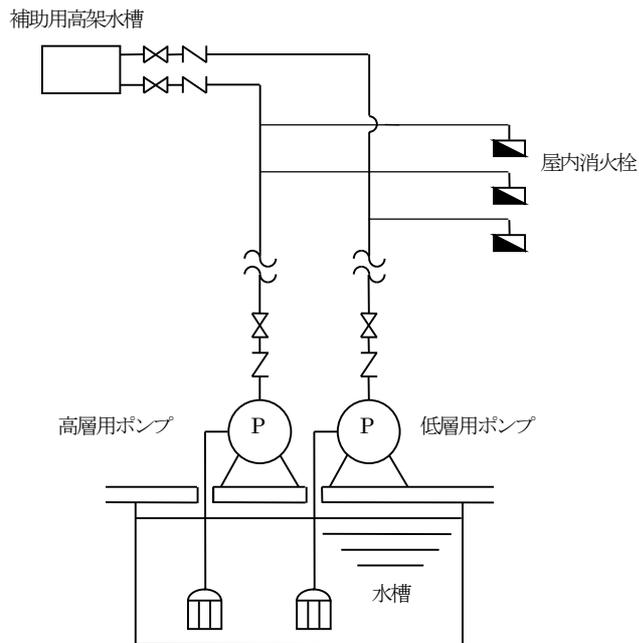
ア 高架水槽を設ける方法（第13-2図参照）

第13-2図



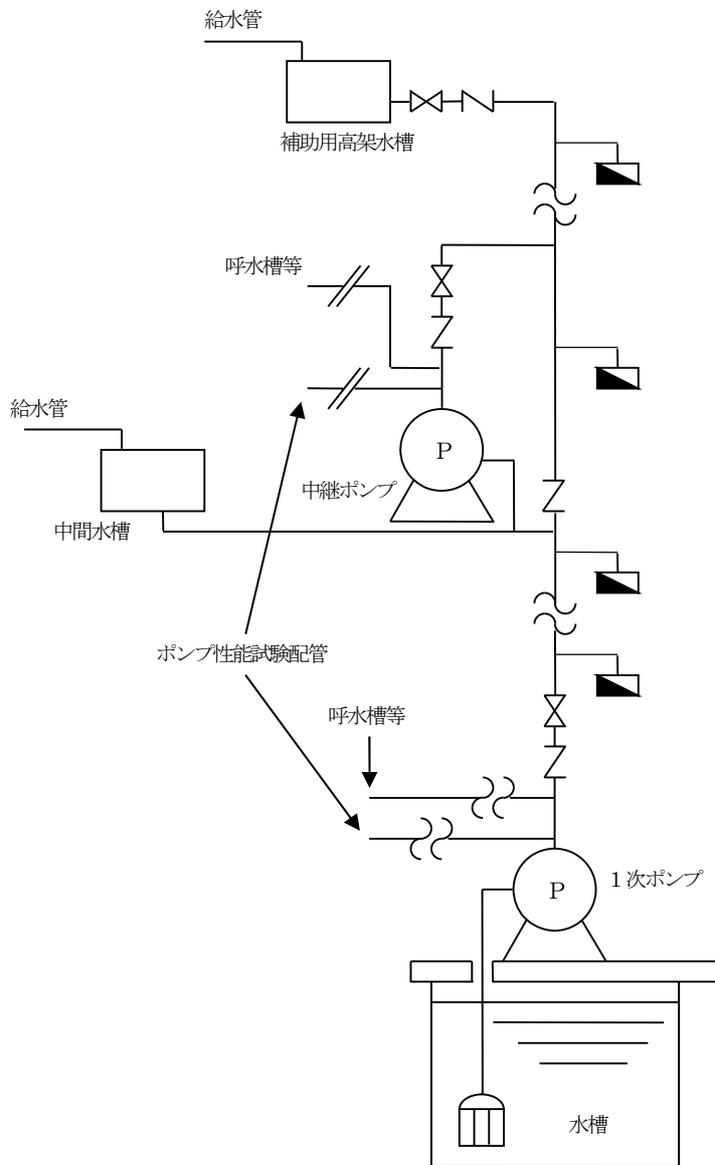
イ 配管系統を別にする方法（第13-3図参照）

第13-3図



ウ 中継ポンプを設ける方法（第13-4図参照）

第13-4図



エ 減圧機構を有する消火栓開閉弁を設ける方法

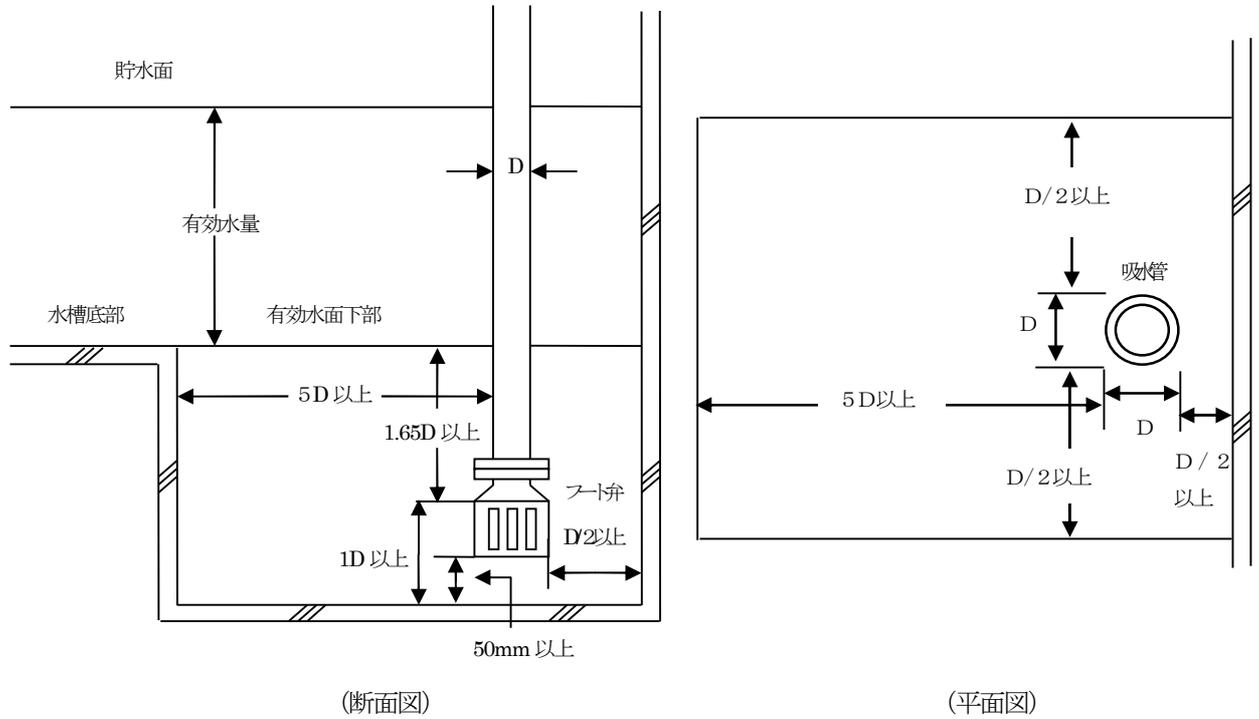
オ 減圧弁又はオリフィス等による方法は、次によること。

- (ア) 減圧弁は、減圧措置のための専用の弁とすること。
- (イ) 減圧弁は、水圧により自動的に流過口径が変化し、圧力制御を行うものであること。
- (ウ) 減圧弁の接続口径は、取り付け部分の管口径以上のものとすること。
- (エ) 設置位置は、枝管ごとに開閉弁等の直近とし、点検に便利な位置とすること。
- (オ) 減圧弁には、その直近の見やすい箇所に当該設備の減圧弁である旨の表示した標識を設けること。

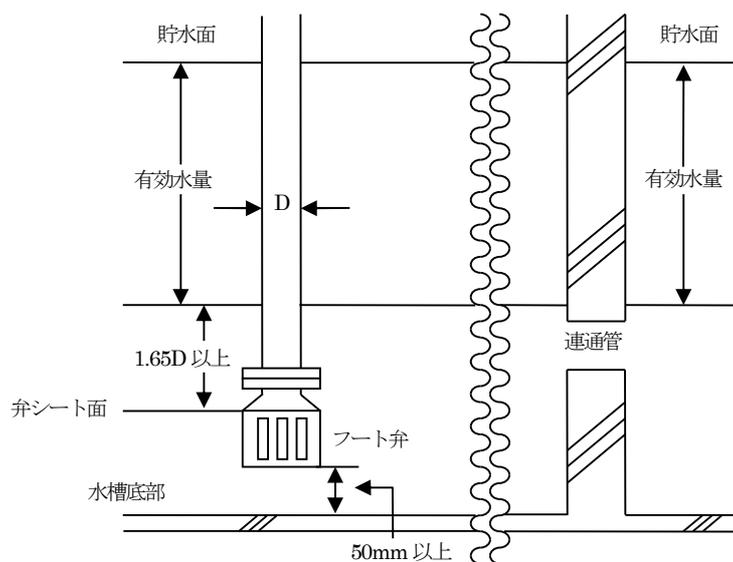
2 水源の有効水量の算定は、次によること。

(1) 専用の水槽とする場合は、第13-5-1図、第13-5-2図及び第13-6図の例によること。連通管を設ける場合は、内径100mm以上のものとする。

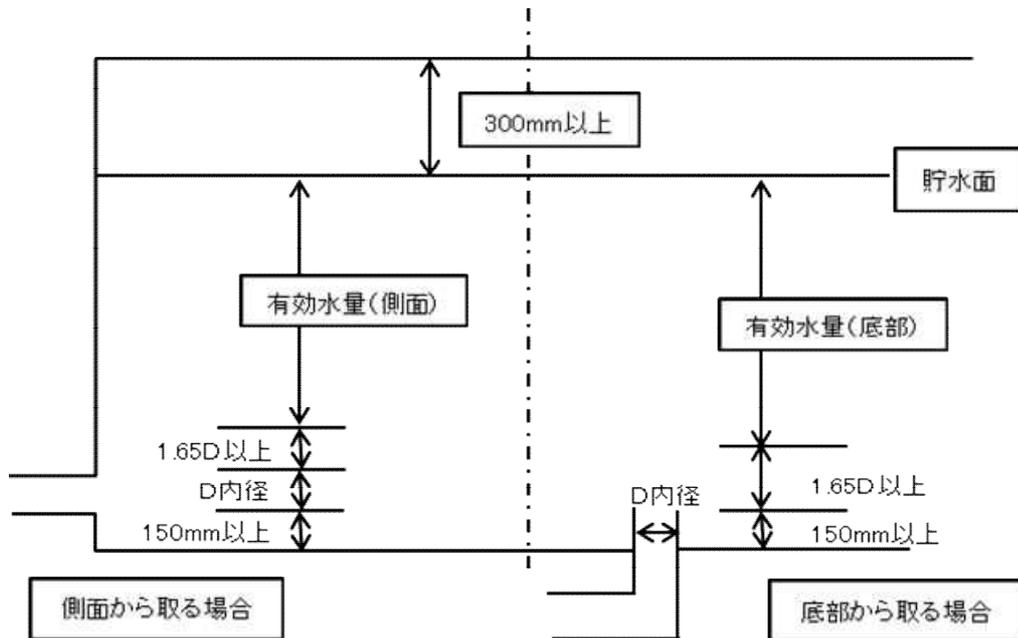
第13-5-1図（地下又は床下水槽を用いサクシオンピットを設ける場合）



第13-5-2図（地下又は床下水槽を用いサクシオンピットを設けない場合又は連通管を設ける場合）



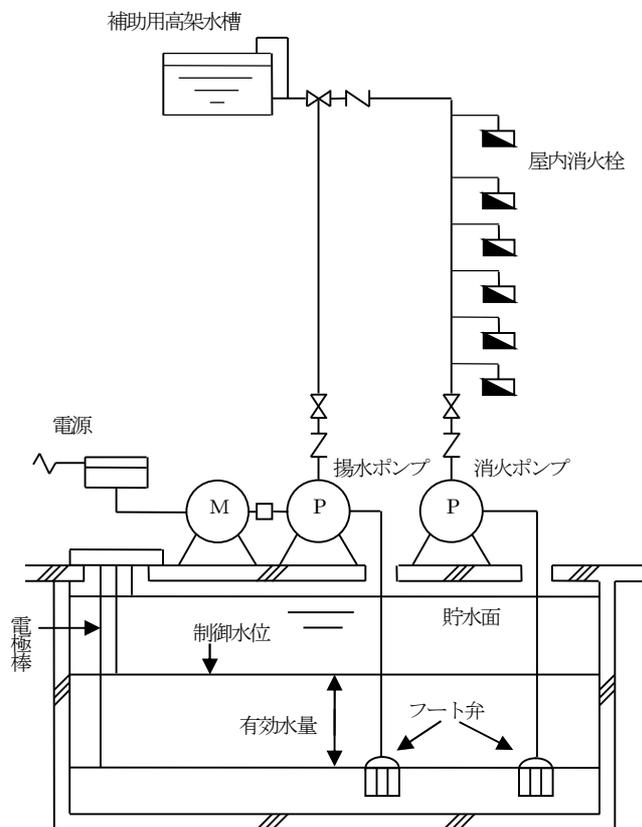
第13-6図 (地上又は床上水槽を用いる場合)



(2) 雑用水等と水槽を兼用する場合は、次によること。

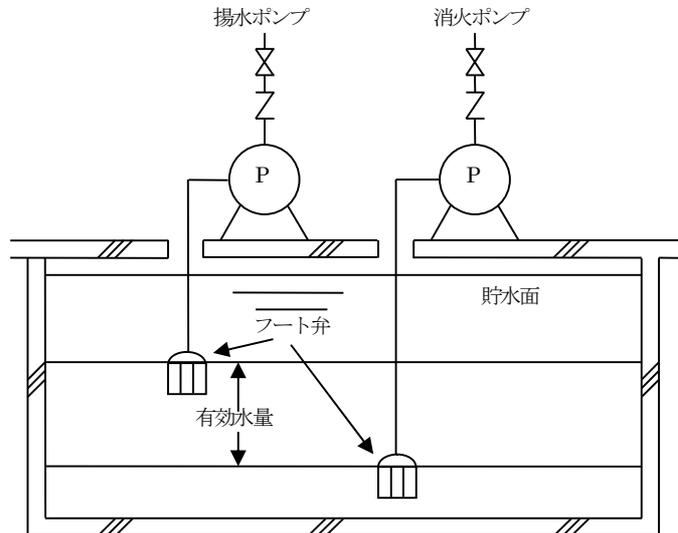
ア 当該雑用水等の用に供する水量が電氣的に自動制御される場合は、制御される水位までの水量を有効水量とすること (第13-7図参照)。

第13-7図



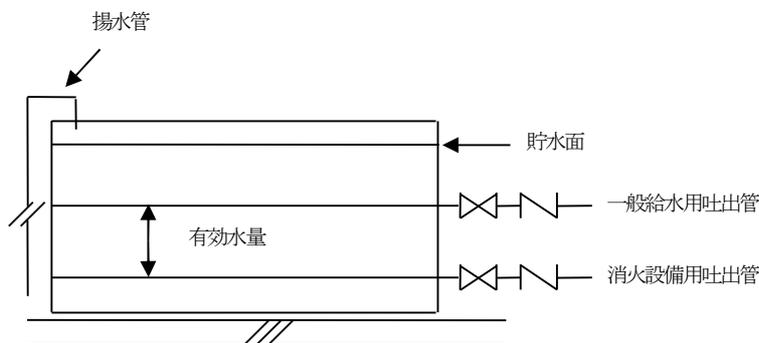
イ 加圧送水装置にポンプを用いる場合は、屋内消火栓設備のポンプのフート弁の上部に他のポンプのフート弁を設け、その間の水量を有効水量とすること（第13-8図参照）。

第13-8図



ウ 加圧送水装置に高架水槽を用いる場合は、屋内消火栓設備の吐出管の上部に他の設備の吐出管を設け、その間の水量を有効水量とすること（第13-9図参照）。

第13-9図



- (3) 消火設備等の水源を空調用蓄熱槽水とする場合は、それぞれの目的に必要な水量が常時確保され、それぞれの使用に支障を生じないように必要な措置が講じられている場合は、兼用することができる。
- (4) 加圧送水装置に水中ポンプ等を用いる場合は、最低運転水位以上の水位を有効水量とすること。

3 水源の水槽等の材質は、次の各号によること。◇

- (1) 水源の水槽等は、コンクリート又は鋼板等の不燃材料で造ること。ただし、不燃専用室若しくは不燃材料で有効に遮へいされている場所又は屋外（屋上を含む。）で、これと同等以上に火災等の被害を受けるおそれの少ない場所に設ける場合は、ガラス繊維強化プラスチックで造られたものとする事ができる。
- (2) 腐食のおそれのあるものは、有効な防食のための措置を講じること。

4 配管等は次によること。

- (1) 配管は、補助用高架水槽又は補助加圧装置等により常時充水しておくこと。◇
- (2) 補助用高架水槽の材質は、鋼鉄等の不燃材料又は第3項、第1号ただし書の規定によるものとし、その容量は、0.5 m³以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に管の呼び径で25 mm以上の配管により、水を自動的に補給するための装置が設けられているときは、当該水槽の容量を0.2 m³以上とすることができる。◇
- (3) 防火対象物の最上部に設置された連結送水管の放水口の高さが、地盤面から5.0 m以下のものは、連結送水管の配管を兼用することができる。この場合の主管は、管の呼び径で100 mm以上のもの、枝管は、管の呼び径で65 mm以上のものであること。

なお、設計送水圧力が1 MPaを超えるものは、規則第31条第1項第5号イからニまでに規定する配管とし、第1項、第9号エに規定する減圧機構付の開閉弁を使用すること。
- (4) 水蒸気、ガス等により腐食のおそれのある場所に設ける場合は、アスファルトその他の耐食性を有する材料で被覆し、又は塗装すること。
- (5) 屋外、冷凍室等水が凍結するおそれのある場所に設ける配管は、保温のための措置を講じること。
- (6) 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に屋内消火栓設備用である旨を表示すること。
- (7) 他の配管とまぎらわしい場合には、JIS Z 9102（配管系の識別表示）に準じて色分けするとともに、容易に点検を行うことができるものであること。
- (8) 地中に直接埋設する場合は、規則第12条第1項第6号に定める管又は継手に塩化ビニル、ポリエチレン等により外面被覆したものを使用し、当該管又は継手に定められた施工方法により施工するなど有効な防食処置を行うこと。
- (9) 管継手に、安全センターの性能評定合格品を使用する場合は、当該性能評定合格品に定められた工法等により施工すること。◇
- (10) 補助加圧装置を用いる場合には、次によること。
 - ア 吐出量は、必要最小限の容量とし、概ね20L/min以下とすること。
 - イ 水源は、呼水槽と兼用しないものとし、自動給水装置を設けること。
 - ウ 電源に一般商用電源を用いる場合は、専用回路とすること。
 - エ 主管との接続は、屋内消火栓設備用ポンプ直近の止水弁の二次側配管とし、当該接続配管に止水弁及び逆止弁を設けること。
 - オ 補助加圧装置が作動中に屋内消火栓設備を使用した場合において、屋内消火栓の放水に支障がないこと。
 - カ 補助加圧装置の締め切り圧力が屋内消火栓設備用ポンプの締切揚程より大きい場合は、安全弁等により圧力上昇を制限できるものとし、屋内消火栓設備に支障を及ぼさないこと。
 - キ 設置場所については第1項第1号の例によること。

5 非常電源、配線等は次によること。

- (1) 基準37によること。
- (2) 常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。
 - ア 低圧のものは、引き込み開閉器の直後から分岐し、専用配線とすること。
 - イ 特別高圧又は高圧による受電のものは、変圧器2次側に設けた配電盤から分岐し、専用配線とすること。

- 6 貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等（以下この基準において「貯水槽等」という。）に講じる地震による振動等に耐えるための有効な措置は、次によること。
- (1) 加圧送水装置の吸込管側（床上水槽から接続される管又は横引き部分が高い管に限る。）及び吐出管並びに補助用高架水槽の吐出管側に、可撓性のある継手を用いて接続すること。
 - (2) 前号の可撓性のある継手の長さは、管の呼び径が80mm以下のものは、500mm以上、管の呼び径が80mmを超えるものは、原則として呼び径の10倍以上とすること。◇
 - (3) 前1号の可撓性のある継手は、「加圧送水装置の周辺配管に使用する可撓管継手の取扱いについて」（平成5年6月30日消防予第199号）によるものとする。
 - (4) 貯水槽等は、地震による振動等により破壊、移動又は転倒等を生じないように、固定用金具、アンカーボルト等で、壁、床、はり等に堅固に固定すること。この場合において、貯水槽等の設計・施工は、「建築設備耐震設計・施工指針」（日本建築センター発行）によること。☆
- 7 屋内消火栓箱は、次によること。
- (1) 材質は、厚さ1.6mm以上の鋼製とすること。ただし、扉部分に限り難燃材料とすることができる。☆
 - (2) 奥行きは、開閉弁の操作、ホースの収納等に十分な余裕を有すること。
 - (3) 底部に、排水孔等有効に排水することができる措置を講じること。
 - (4) ねじれ、ひっかかり等、ホースの引き出しに際し支障を生じない構造とすること。
 - (5) 屋内消火栓の赤色の灯火は、屋内消火栓箱の上部又は屋内消火栓箱の扉表面の上部に設けること。
 - (6) 内部に呼び径40mmの差込式ホース接続口を格納すること。ただし、易操作1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓は、この限りでない。
 - (7) 屋内消火栓箱を、特別避難階段又は非常用エレベーターの乗降ロビーに設置する場合は、廊下から附室に通じる出入口の防火戸の下方に、消防用ホースの通過口を次により設けること。◇
 - ア 通過口の位置はつり元の反対側であること。
 - イ 大きさは、高さ10cm以上15cm以下、幅15cm以上20cm以下であること。
 - ウ 構造は、常時閉鎖状態で、ホース等を撤去すれば自動的に閉鎖するものとし、特定防火設備である防火戸の構造を損なわないこと。
- 8 1号消火栓の管そう及びノズルは、「結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について」（平成5年6月30日消防予第197号）の基準に適合するものとする。
- なお、ノズルについては呼び径13mmのスムーズノズルとすること。
- 9 屋上に設ける放水口（条例第38条第4項）は、放水能力を有効に試験できる位置に設けること。
- 10 標識等は、次によること。
- (1) 屋内消火栓箱の内部又はその直近の見やすい箇所に、屋内消火栓の使用方法を表示すること。
 - (2) 「消火栓」の標示は、基準38によること。
- 11 消防用ホースの摩擦損失計算は、1号消火栓は、第13-1表により、易操作性1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓は、設置される消火栓ごとに表示された圧力損失値とすること。

第13-1表 ホースの摩擦損失水頭表（100m当たり）

呼び径 種別 流量(l/min)	ホースの呼び径
	呼び径40のホース
	平ホース
150	12

第2 特例適用の運用基準

令第32条又は条例第46条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

- 1 令第11条第2項及び条例第38条第2項の規定の適用は、可燃性材料を用いた部分の床面積の合計が50㎡以下で、かつ、当該防火対象物の延べ面積（階規制による場合は、当該階の床面積とする。）の1/10以下である場合は、全体を内装不燃化した防火対象物又は部分とみなすことができる。
 なお、可燃性材料を用いた部分の床面積の算定は、次によること。
 - (1) 一部分に可燃性材料を用いた室又は廊下は、その室又は廊下全体の床面積を内装可燃部分の床面積とみなす。
 - (2) 建基令第128条の5第7項の規定により、内装制限を緩和するためのスプリンクラー設備等を設け、可燃性材料を用いた部分は、内装不燃化した部分とはみなさない。
- 2 不燃材料で造られた防火対象物又はその部分で、発電機、変圧器その他これらに類する電気設備又は金属溶解設備等、屋内消火栓による放水によっては消火不能又は消火困難と認められる設備が設置されているものは、屋内消火栓設備を設置しないことができる。ただし、当該防火対象物又はその部分に、適応する大型消火器、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を令第10条、第16条、第17条又は第18条に定める技術上の基準の例により設置すること。
- 3 2号消火栓を設置する場合において、設置階の一部に未警戒部分が生じる場合は、直近の屋内消火栓からホースを延長して有効に消火活動を行うことができ、かつ、その水平距離が20m以下となる部分は、令第11条第3項第2号イ(1)の規定に適合しているものとみなすことができる。
- 4 2号消火栓が次に適合しているときは、その水平距離を最長25mまでとすることができる。
 - (1) ロビー、ホール、ダンスフロア、リハビリ室、体育館、講堂、その他これらに類する部分であること。
 - (2) 可燃物の集積量が少ないこと。
 - (3) 放水障害となるような間仕切り、壁等がないこと。
 - (4) ホースを直線的に延長できること。
 - (5) 初期消火活動上支障がないこと。
- 5 小規模な増築部分等で、既設の直近の屋内消火栓から水平距離が1号消火栓、易操作性1号消火栓及び広範囲型2号消火栓は25mを超え30m以下、2号消火栓は15mを超え20m以下となる部分は、当該部分から火災の発生等のおそれが著しく少ないと認められる場合に限り、令第11条第3項第1号イ、第2号ロ(1)又は同第2号イ(1)の規定に適合しているものとみなすことができる。

- 6 塔屋等で床面積（第2項の規定を適用する部分が含まれる場合は、当該部分の床面積を除く。）が50㎡以下であり、かつ、直下階又は直上階に設けられた直近の屋内消火栓から当該部分を有効に消火できると認められるものは、令第11条第3項第1号イ、2号ロ(1)又は第2号イ(1)の規定に適合しているものとみなすことができる。
- 7 令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物で、同表（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が1,000㎡未満のものは、その非常電源を、非常電源専用受電設備とすることができる。
- 8 床面積の合計が2,000㎡以下の防火対象物で、非常動力装置を次により設ける場合は、非常電源の代替とすることができる。
 - (1) 非常動力装置は、「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合するもの又は安全センターの認定品であること。
 - (2) 非常動力装置は、停電の確認後、自動的に起動すること。ただし、運転及び保守の管理を行うことができる者が常駐し、かつ、停電時において直ちに操作することができる場所に設けるものは、手動式とすることができる。
 - (3) 非常動力装置は、規則第12条第1項第4号ロの規定に準じて設けること。
 - (4) 非常動力装置は、1時間以上駆動できるための換気設備及び操作のための照明装置を設けた室に設けること。
 - (5) 屋内消火栓設備の加圧送水装置の原動機は、電動機によること。
 - (6) 屋内消火栓設備の起動装置及び表示灯は、別に非常電源を設けること。
- 9 規則第12条第1項第4号の規定により、非常電源を自家発電設備又は蓄電池設備によるものとされている防火対象物についても、屋内消火栓箱の上部に設ける赤色の灯火は、その非常電源を、非常電源専用受電設備とすることができる。
- 10 通信機器室のうち、電力室以外の部分で、次に該当するものは、屋内消火栓設備を設置しないことができる。
 - (1) 特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものであること。
 - (2) 通信機器室と通信機器室以外の部分とを耐火構造の壁及び床で区画し、かつ、当該壁及び床の開口部等（火災の伝送を防ぐ構造又は設備をした部分で、束配線が壁又は床を貫通するものを除く。）には、防火戸又はこれと同等以上のものを設けてあること。
 - (3) 室内に設け、又は収容する通信機器室の配線の絶縁材料に自燃性を有するものを使用していないこと。

基準14 スプリンクラー設備の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 ポンプを用いる加圧送水装置等は、基準13、第1、第1項第1号から第6号まで及び第8号の規定の例によるほか、起動装置は、次によること（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）。
 - (1) 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものは、当該起動用水圧開閉装置の水圧開閉器の位置における配管内の圧力が、次のいずれか大きい方の圧力の値に低下するまでに起動するよう調整されたものであること。
 - ア 最高位のヘッドの位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差による圧力に、0.15MPaを加えた値の圧力
 - イ 補助用高架水槽の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差による圧力に、0.05MPaを加えた値の圧力
 - (2) 火災感知用ヘッドは、第9項第1号から第4号の規定の例により設けること。
- 2 水源の有効水量の算定は、基準13、第1、第2項の規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び側壁型ヘッドを用いるスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）の水源水量を算定する場合のスプリンクラーヘッドの設置個数は、乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられている場合には、規則第13条の6第1項第1号及び第3号に規定する個数に1.5を乗じて得るものとし、積が小数点以下の場合には、小数点以下を切り上げて得た値を個数とすること。
 - (2) 水源を震災時等に消防水利として活用する場合は、次によること。
 - ア スプリンクラー設備に必要な水源水量以上の水量が確保されていること。
 - イ スプリンクラー設備が作動しているときは、その旨の表示が採水口の直近に表示されること。
 - ウ 消防水利として使用中にスプリンクラー設備が作動したときは、採水口の使用を停止する旨の表示をすること。☆
 - エ 採水口は、当該スプリンクラー設備の送水口の付近に設けること。
 - オ 採水口の構造等は、消防ポンプ自動車による活動に支障のないように措置されていること。
 - カ スプリンクラー設備の加圧送水装置、配管等を使用する場合には、当該スプリンクラー設備の性能に影響を与えないように措置されていること。
- 3 水源の水槽等の材質は、基準13、第1、第3項の規定の例によること。
- 4 配管等は、基準13、第1、第4項（第3号を除く。）の規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 管の呼び径と取り付けるヘッドの関係は、第14-1表によること（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）。

第14-1表

ヘッドの合計個数	2(3)個以下	3(4)個以下	5(8)個以下	10個以下	20個以下	21個以上
管の呼び径(mm)	25以上	32以上	40以上	50以上	65以上	80以上

備考1 枝管に取り付けるヘッドの数は、配管から片側5個を限度とする。

2 ()内は、小区画ヘッドを取り付けた場合の合計個数とする。

(2) 配管内を充水するために補助用高架水槽等を設ける場合は、基準13、第1、第4項第2号の規定の例によること。

なお、補助加圧装置による場合については、基準13、第1、第4項第10号の規定の例によるほか、補助加圧装置の起動・停止圧力の設定は、配管内の圧力がスプリンクラー設備用ポンプの起動圧より0.05MPa以上高い値までに減少した時に確実に自動起動し、停止圧力に達した時に確実に自動的に停止するものであること。

(3) 銅管及び銅管継手は、湿式のスプリンクラー設備の配管に使用し、「銅管及び銅管継手の評定について」（昭和63年2月12日消防予第21号）によるもの又は評定品を使用すること。◇

5 送水口は、次によること。

(1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の送水口は、階の警戒面積が3,000㎡を超えるごとに1個以上（3個を超えるときは、3個。）を設置すること。☆

(2) 送水口の設置場所は、消防用水、公設消火栓その他の水利の位置を考慮した配置とすること。◇

(3) 止水弁及び排水弁を、ホース接続口の直近に設けること。

6 自動警報装置は、次によること。

(1) 1の流水検知装置等が受け持つ区域は、3,000㎡以下（工場、作業場等で主要に出入口から内部を見通すことができる場合は、12,000㎡以下）とし、2以上の階にわたらないこと。ただし、1の階に設置されているヘッドの個数が10未満で、かつ、自動火災報知設備が有効に設置されている場合は、2以上の階にわたることができる。

(2) 音響警報装置は、サイレン、ウォーターモーターゴング（水車ベル）、ベル等によること。ただし、自動火災報知設備又は自動火災報知設備との連動による放送設備から有効に警報が発せられる場合は、音響装置を設けないことができる。

7 非常電源、配線等は、基準13、第1、第5項の規定の例によること。

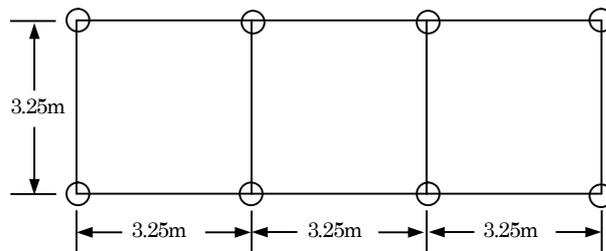
8 耐震措置は、基準13、第1、第6項の規定の例によること。

9 スプリンクラーヘッドの配置等は、次によること。

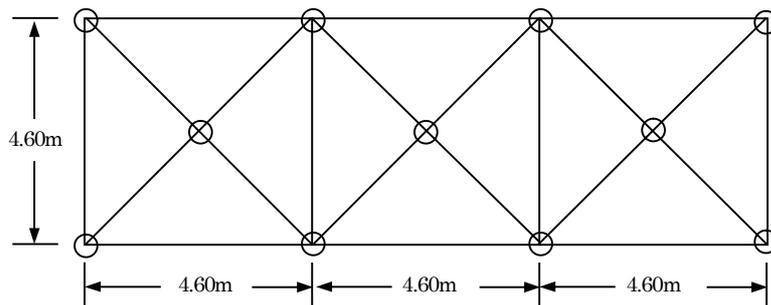
(1) 標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）を用いるスプリンクラー設備は、次によること。

ア 標準型ヘッドの配置は、格子配置（正方形又は矩形）とすること（第14-1図参照）。

第14-1図 <a 各部分からの水平距離2.3mの場合>



< b 各部分からの水平距離 2.3m の場合 >



イ 規則第 13 条の 2 第 1 項に規定する防火対象物に設置する標準型ヘッドは第 14-2 表によること。

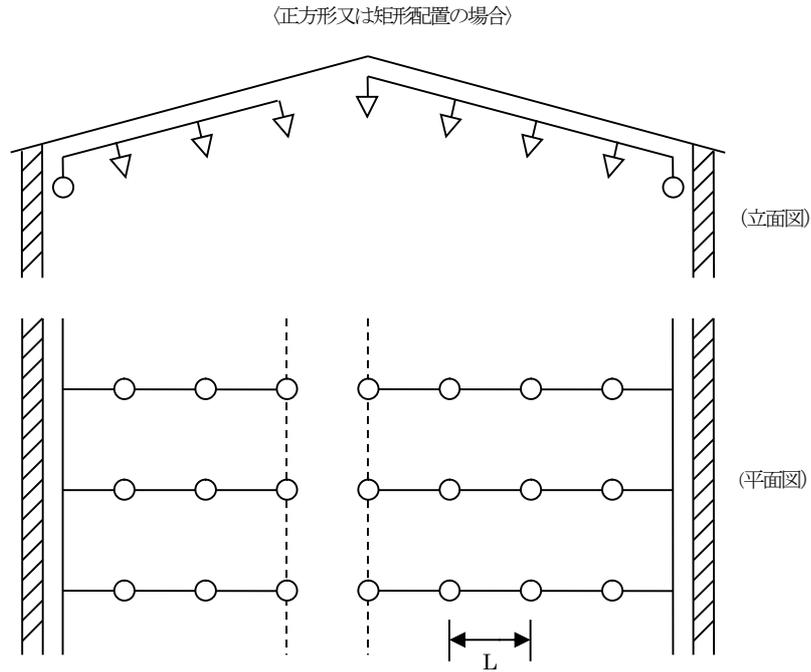
(第 14-2 表)

A \ B	1 種	2 種
r 2. 3	○	○
r 2. 6	○	×

ウ 傾斜天井等の配置の間隔は、次によること。

- (ア) スプリンクラーヘッドを取り付ける面の傾斜が $3/10$ (17度) を超えるものは、屋根又は天井の頂部より当該頂部に最も近いヘッドに至るまでの間隔を当該傾斜面に平行に配置されたヘッド相互間の間隔の $1/2$ 以下の値とし、かつ、当該頂部からの垂直距離が 1m 以下となるように設けること。ただし、当該頂部にヘッドが設けられているものは、この限りでない (第 14-3 図参照)。

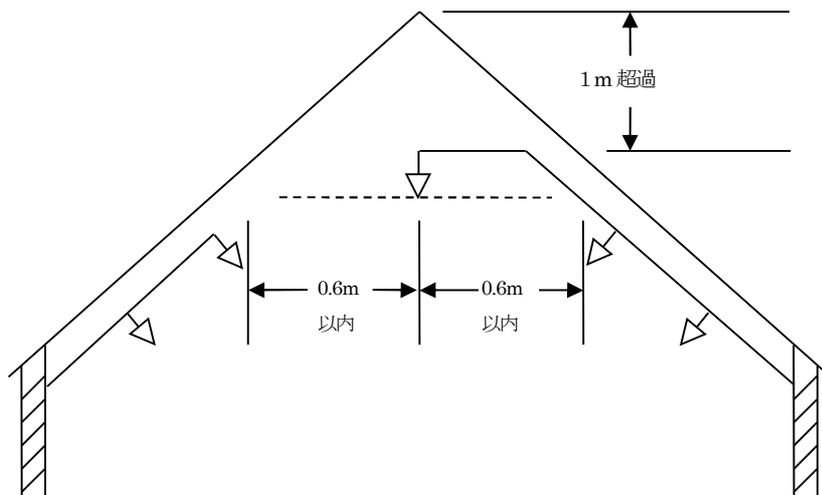
第14-3図



備考 Lの値は、別記1の表を参照すること

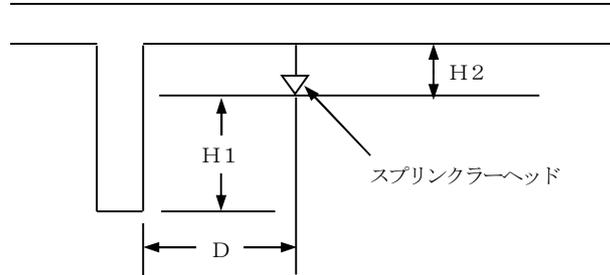
- (イ) スプリンクラーヘッドを取り付ける面の傾斜が1/1（45度）を超えるもので、屋根又は天井の頂部にヘッドを設ける場合は、当該屋根又は天井と当該ヘッドとの水平離隔距離を0.6m以内とすることにより、当該屋根又は天井の頂部からの垂直距離が1mを超えて設けることができる（第14-4図参照）。

第14-4図



エ はり、たれ壁等がある場合のヘッドの配置は、第14-5図又は第14-3表の例によること。
 ただし、同図H1及びDの値は、ヘッドからの散水が妨げられる部分が他のヘッドにより有効に警戒される場合は、この限りでない。

第14-5図



第14-3表

D (m)	H1 (m)	H2 (m)
0.75未満	0	0.3以下 (天井が不燃材料である場合の工場は、 0.45以下)
0.75以上 1.00未満	0.1未満	
1.00以上 1.50未満	0.15未満	
1.50以上	0.3未満	

オ ルーバー等（取付けヘッドの作動温度以下で溶融等し、かつ、熱感知の障害とならないものを除く。）の開放型の飾り天井が設けられる場合は、飾り天井の下方にもヘッドを設けること。ただし、格子材等の厚さ、幅及び取り付け状態が著しく散水を妨げるものでなく、開放部分の面積の合計が飾り天井の70%以上であり、かつ、ヘッドのデフレクターから飾り天井の上部までの距離が0.6m以上となる場合は、下方のヘッドを設けないことができる。

カ スプリンクラーヘッドは、換気口等の空気吹出し口から1.5m以上離れた位置に設けること。ただし、当該換気口等に吹出し方向が、火災の感知に障害とならないように固定されている場合又は自動火災報知設備等の作動により空調設備を自動停止できる場合は、この限りでない。◇

キ 天井面下部に給排気ダクト、ケーブルラック等の散水障害となるものがある場合は、日本消防検定協会の特定機器評価品である感熱開放継手を使用することができる。◇

ク ラック式倉庫に設けるスプリンクラーヘッドは、次によること。

- (ア) 棚又はこれに類するものを設けた部分に設置するヘッドの配置は、千鳥形配置とすること。
- (イ) 収納物等により、散水障害となる部分は、当該部分の下面にもスプリンクラーヘッドを設けること。
- (ウ) 易燃性の物品を収納する場合には、デフレクターから下方0.9m以内には、何も設けられ、又は置かれていないこと。

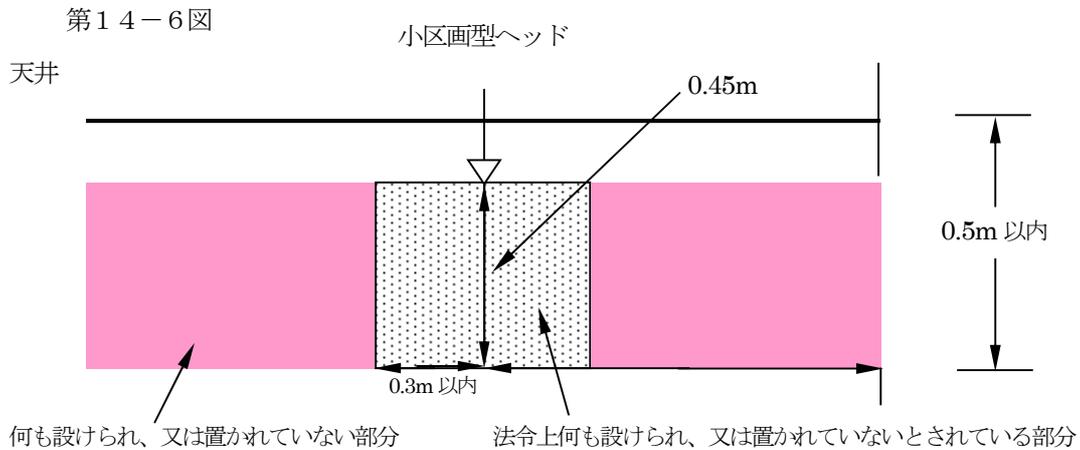
(2) 小区画型ヘッドを用いるスプリンクラー設備は、次によること。

ア 規則第13条の3第2項第1号に規定する「宿泊室等」には、宿泊室、病室、談話室、娛樂室、居間、寢室、教養室、休憩室、面会室及び休養室等が含まれる。

イ 小区画型ヘッドを、同一の宿泊室等に2以上設ける場合は、次によること。

- (ア) ヘッド相互の設置間隔が、3m以下とならないように設置すること。
- (イ) 小区画型ヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向が0.3m以内

には、何も設けられ又は置かれていないこととされているが、さらに水平方向の壁面までの間には、何も設けられ又は置かれていないこと（第14-6図参照）。



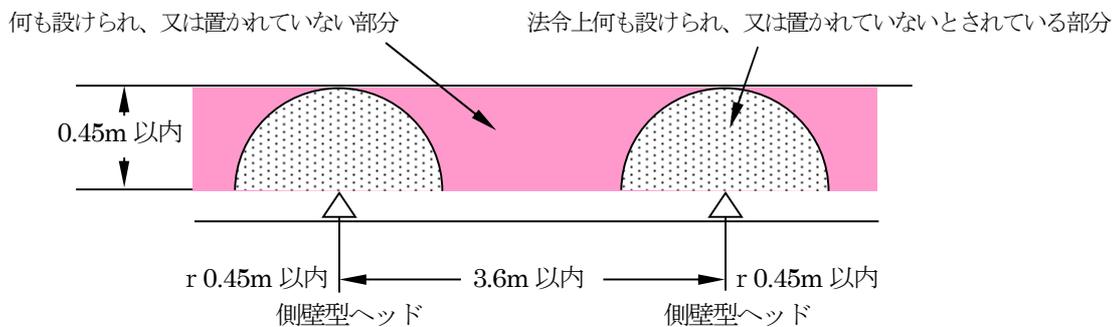
ウ 流水検知装置は、規則第14条第1項第4号の2により流水検知装置の1次側及び2次側とも湿式とすること。また、予作動式とする場合も同様とすること

(3) 側壁型ヘッドを用いるスプリンクラー設備は、次によること。

ア 規則第13条の3第3項第1号に規定する「廊下、通路その他これらに類する部分」には、廊下、通路、フロント及びロビー等が含まれる。

イ 側壁型ヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向0.45m以内には、何も設けられ又は置かれないこととされているが、そのうち水平方向は第14-7図によること。

第14-7図



(4) 種別の異なるヘッドを用いるスプリンクラー設備を設置する場合は、次によること。

ア 同一階の配管系に放水量の異なるスプリンクラーヘッド又は補助散水栓が設けられる場合の流水検知装置の検知流量定数は、第14-4表によること。

第14-4表

同一配管系の組み合わせ	検知流量定数の区分		
	50	60	50・60併用
標準型ヘッド（小区画ヘッドを除く。）及び補助散水栓		○	○
側壁型ヘッド及び補助散水栓		○	○
標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び小区画型ヘッド	○		○
側壁型ヘッド及び小区画型ヘッド	○		○
小区画型ヘッド及び補助散水栓			○

イ 水源水量、ポンプの吐出量は、第1、第1項及び第2項によるほか、その値が最大となる種別のスプリンクラーヘッドに係る規定により算出すること。

ウ 種別の異なるスプリンクラーヘッド（放水量又は感度の種別等）は、同一階の同一区画内には設けないものとする。ただし、感度の種別と放水量が同じスプリンクラーヘッドは、この限りでない。

この場合において、同一階の同一区画とは、防火区画されている部分、たれ壁で区切られた部分等であって、当該部分における火災発生時において当該部分に設置されているスプリンクラーヘッドが同時に作動すると想定される部分をいう。

エ 同一階の配管系に放水量の異なるスプリンクラーヘッド又は補助散水栓が設けられる場合の当該配管の末端に設ける末端試験弁は、当該流水検知装置の検知流量定数に相当する放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口とすること。

(5) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備は、次によること。

ア 開放型スプリンクラーヘッドは、舞台部、スタジオ部分及び脇舞台の天井（ぶどう棚が設けられる場合は、当該ぶどう棚の下面）に設けること。☆

イ ぶどう棚の上部に電動機、滑車及びワイヤーロープ等以外の可燃性工作物を設ける場合は、ぶどう棚の上部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを設けること。

ウ 配置形によるヘッド相互間隔は、別記1の表によること。

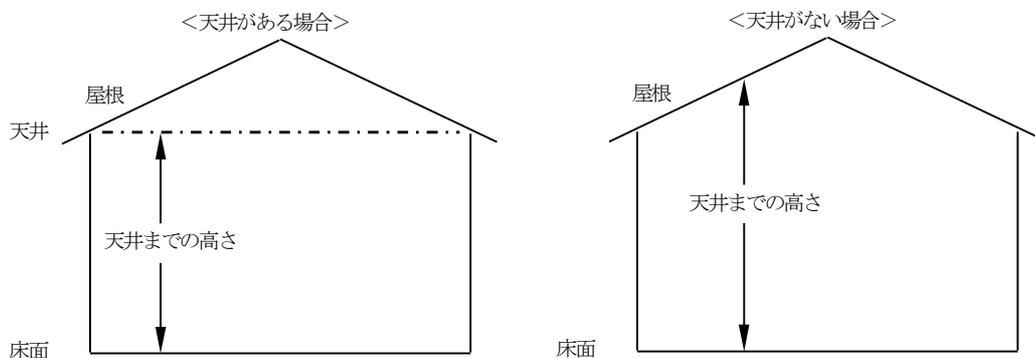
(6) 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備は、次によること。

ア 放水型ヘッド等を設けることとされている部分（以下この基準において「高天井の部分」という。）は、次によること。

(イ) 床面から天井の高さは、次により測定すること。

a 天井のない場合は、床面から屋根の下面までの高さ（第14-8図参照）

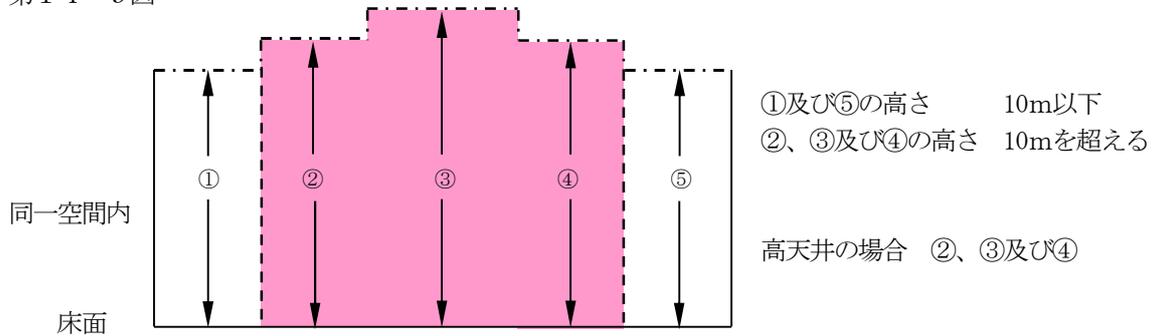
第14-8図



b 防火対象物の部分が高天井の部分に該当するか否かは、当該防火対象物の同一の空間とし

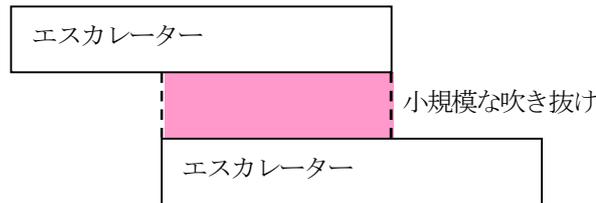
てとらえることのできる部分（防火区画等されている部分）の床面から天井までの平均高さではなく、個々の部分ごとの床面から天井までの高さ（第14-9図参照）

第14-9図



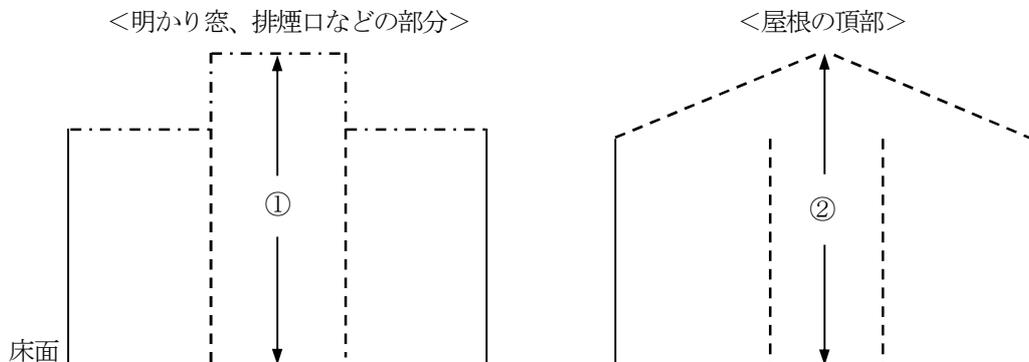
- c 天井の開閉する部分は、当該天井が閉鎖された状態における床面からの高さ
- (イ) 次のいずれかに該当する部分は、高天井の部分に該当しないものとする。
- a 階段又はエスカレーターの付近に設けられる小規模な吹き抜け状の部分(概ね50㎡未満)
(第14-10図参照)

第14-10図



- b 天井又は小屋裏が傾斜を有するものである等の理由により、床面から天井までの高さが、局所的に令第12条第2項第2号ロ並びに規則第13条の5第6項及び第8項の規定に掲げる高さとなる部分（第14-11図参照）

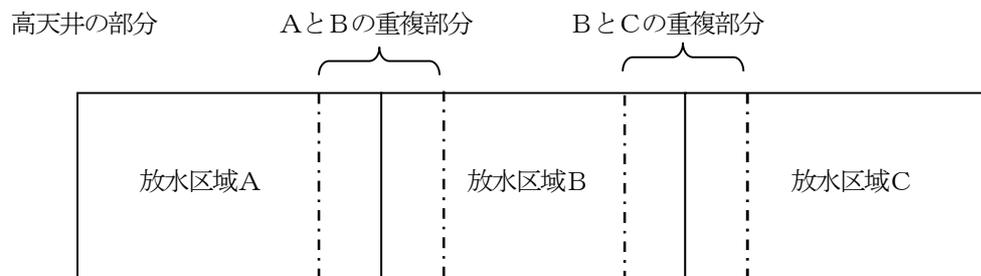
第14-11図



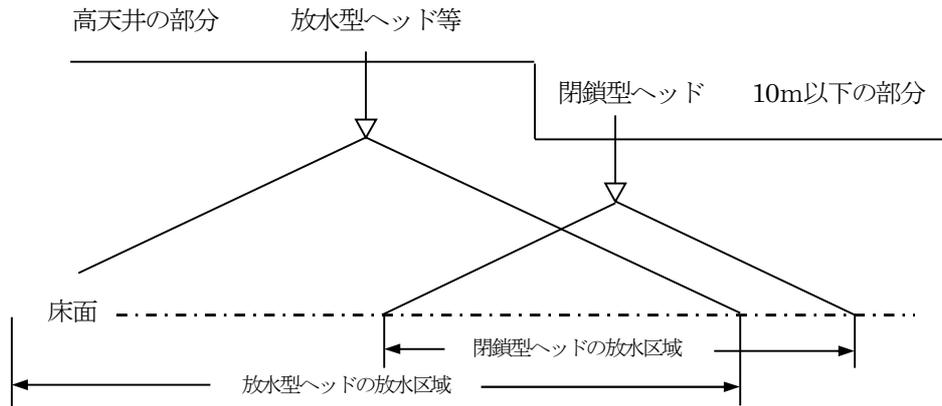
- ①及び②は、10mを超える部分で、かつ、概ね50㎡である部分
- イ 放水型ヘッド等の設置は、次によること。

- (7) 「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める告示」（平成8年消防庁告示第6号、以下この基準において「告示第6号」という。）第3、第4項に規定する下げ札を設ける場合は、次によること。
- a 放水型ヘッド等の付近の見やすい場所に設置すること。ただし、同一種類の放水型ヘッド等が複数存する場合には、当該表示の確認に支障のない範囲で下げ札を兼用することができる。
 - b 当該放水型ヘッド等の表示に係るものであることが明らかとなるようにすること。
 - c 同一のものを防災センター等において保管すること。
- (イ) 感知部及び放水部の連動等は、告示第6号第4、第4項によるほか次によること。
- a 原則として、自動放水とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、放水操作を手動とすることができる。
 - (a) 当該防火対象物の防災要員により、当該高天井の部分における火災の監視及び現場確認並びに速やかな火災初期対応を行うことができる場合
 - (b) 当該高天井の部分の利用形態により、非火災報が発生しやすい場合
 - (c) その他、当該高天井の部分の構造、使用形態、管理方法等の状況に応じ、放水操作を手動で行うことが適当と判断される場合
 - b 放水操作を手動で行う場合は、次によること。
 - (a) 管理、操作等のマニュアルが作成されていること。
 - (b) 防災センター等において、自動又は手動の状態が表示されること。
 - (c) 操作者は、当該装置について習熟していること。
 - c 防災センター等以外の場所において操作できるものは、次によること。
 - (a) 操作可能なそれぞれの場所において、その時点での操作権のある場所が明確に表示されること。
 - (b) 操作可能なそれぞれの場所において、操作状況が監視できること。
 - (c) 操作可能な場所相互間で同時に通話できる設備を設けること。
 - (d) 操作可能な場所には、放水型ヘッド等により警戒されている部分を通過することなく到達できること。
- (ウ) 高天井の部分と高天井以外の部分とが、床、壁等により区画されていない場合には、次により設置すること。
- a 火災を有効に消火できるように、それぞれの部分に設置されたスプリンクラーヘッドの放水区域等が相互に重複するように設置すること（第14-12図及び第14-13図参照）。

第14-12図



第14-13図



- b 境界部分にたれ壁等を設けるなど、それぞれの部分に設置されたスプリンクラーヘッドの感知障害、誤作動等を防止するための措置を講じること。
- c 1のスプリンクラー設備に放水型ヘッド等と放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドが使用される場合であって、それぞれの種別のスプリンクラーヘッドから同時に放水する可能性のある場合は、当該スプリンクラー設備の水源水量、ポンプの吐出量等については、それぞれの種別のスプリンクラーヘッドについて規定される量を合算した量とすること。
- (e) 規則第14条第2項第2号に定める排水設備は、排水設備の細目基準及び設置を要さない場合の運用が示されるまでの間、放水型ヘッド等が設けられている部分の位置（地階、1階、上層階等）、構造、放水範囲及び放水量等により、個々に取り扱うものとする。☆
- ウ 放水型ヘッド等は、検定協会において放水型ヘッド等として評価を受けたものであること。◇

10 スプリンクラーヘッドの設置を免除することができる部分の取扱いは、次によること。

- (1) 規則第13条第3項第1号の「その他これらに類する場所」には、化粧室及び脱衣場が含まれる。
- (2) 規則第13条第3項第2号の「その他これらに類する室」には、電話交換室、電話交換機室、電子計算機資料室、放送室、中央監視盤室、防災センター及び中央管理室が含まれる。◇
- (3) 規則第13条第3項第3号の「その他これらに類する室」には、ポンプ室、冷凍機室、ボイラー室、乾燥室及びオイルタンク室が含まれる。◇
- (4) 規則第13条第3項第4号の「その他これらに類する電気設備」には、蓄電池、充電装置、配電盤及び開閉器が含まれる。◇
- (5) 規則第13条第3項第5号の「その他これらに類する部分」には、吸排気ダクト、メールシュート、ダストシュート及びダムウエーターの昇降路が含まれる。◇
- (6) 規則第13条第3項第6号の「直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所」とは、直接外気に開放されている面から概ね5m未満の場所が該当する。ただし、可燃物の存置が想定される部分及びスプリンクラーヘッドが有効に感知できることが予想される部分にあつては、当該部分にスプリンクラーヘッドを設けて有効に警戒すること。◇
- (7) 規則第13条第3項第7号の「その他これらに類する室」には、次に掲げる室が含まれる。
 - ア 回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、無菌室、洗浄消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）、陣痛室、沐浴室及び汚物室
 - イ 無響室、心電室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波検査室、採液及び採血室、天秤室、細菌検査室及び培養室、血清検査室及び保存室、

血液保存に供される室並びに解剖室

ウ 人工血液透析室に付属する診察室、検査室及び準備室

エ 特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室（白血病、臓器移植、火傷等治療室）、新生児室、未熟児室、授乳室、調乳室、隔離室及び観察室（未熟児の観察に限る。）

オ 製剤部の無菌室、注射液製造室及び消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）

カ 医療機器を備えた診察室、医療機器を備えた理学療法室 ☆

(8) 規則第13条第3項第8号の「レントゲン室等」には、次に掲げる室が含まれる。

ア 放射性同位元素に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室、貯蔵室及びR I室

イ 診断及び検査関係の撮影室、透視室、操作室、暗室、心臓カテーテル室及びX線テレビ室

(9) 次に掲げる部分 ☆

ア 銀行等の金庫

イ 踏込み。ただし、当該踏込みに押入等がある場合又は畳敷きで前室とみなされる場合を除く。

ウ 部屋に付属する押入れ又は物置等（火気設備及び電気設備のないものに限る。）で、次に適合するもの

(ア) 奥行きが1 m未満であること。

(イ) 他の室に延焼しない構造であること。

(ウ) 部屋に設けられたスプリンクラーヘッドの有効範囲内にあること。

エ 冷凍室及び冷蔵室

オ サウナ室

カ 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備のガスボンベ室

キ 奥行きが、0.5 m未満のショーウィンドー

ク カプセル型寝具を用いる場合で、次に適合するもの ◇

(ア) カプセル型寝具が存する客室の天井面には、技術基準に適合するようスプリンクラーヘッドが設置されていること。

(イ) 各カプセル型寝具は難燃材料又はこれと同等の材質であること。

(ウ) 各カプセル型寝具内に感知器が設置されていること（感知器は定温式とすることができる。）。

(エ) 各カプセル型寝具は補助散水栓により包含されていること。

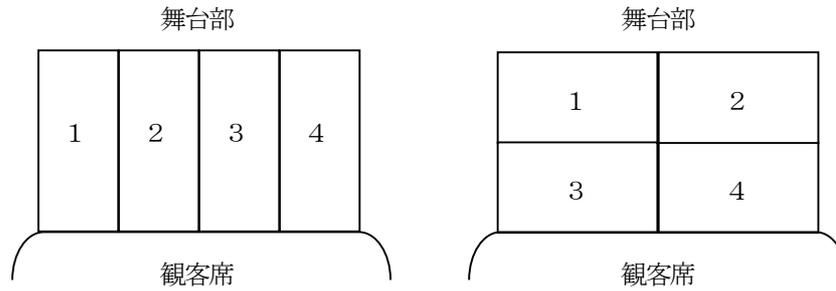
(オ) 各カプセル型寝具で用いられる寝具は防災製品を使用していること。

11 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放水区域は、次によること。

(1) 2以上の放水区域を設ける場合の1の放水区域の面積は、100㎡以上とすること。

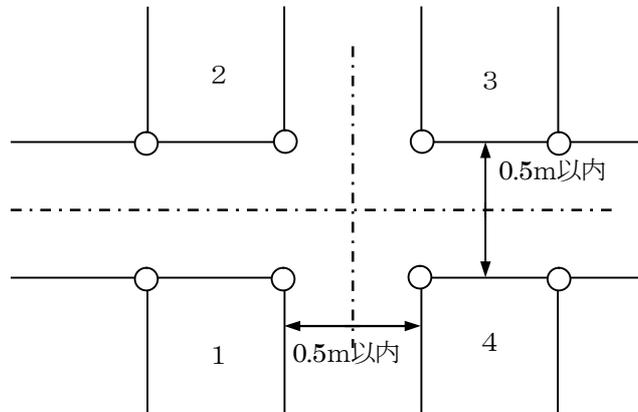
(2) 放水区域を分割する場合は、第14-14図の例によること。ただし、ポンプの吐出量が5,000ℓ/min以上となる場合は、4分割以上とすることができる。

第14-14図



(3) 各放水区域が接する部分のヘッド間隔は、第14-15図の例によること。

第14-15図



12 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の一斉開放又は手動式開放は、次によること。

- (1) 一斉開放の起動操作部又は手動式開放は、1の放水区域につき、異なる場所に2以上設けること。ただし、防護床面積が300㎡未満で、かつ、延焼危険が少ないと認められる場所は、1の放水区域につき1とすることができる。
- (2) 手動式開放は、30秒以内に全開することができるものであること。
- (3) 一斉開放及び手動式開放には、その直近の見やすい箇所にスプリンクラー設備の一斉開放又は手動式開放である旨を表示した標識を設けること。

13 防火対象物が屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置を必要とする場合、規則第13条第3項の規定によりスプリンクラーヘッドの設置を免除された当該部分は、屋内消火栓設備又は、補助散水栓を次により設置すること。

- (1) 屋内消火栓設備又は、補助散水栓は、スプリンクラーヘッドの未警戒となる部分を有効に包含することができ、かつ、有効に消火活動を行える位置に設けること。
- (2) 補助散水栓の設置及び維持に関する基準は、基準13に規定する2号消火栓の規定の例によること。

14 標識は、基準38によること。

第2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備は次によること。

- 1 給水方式については、次によること。
 - (1) 給水方式の取扱いについては、次によること。
 - ア 給水方式は、第14-5表のとおりとする。
 - イ 水道本管（配水管）に直結する給水方式であるNo.1及びNo.2を「水道直結式スプリンクラー設備」とする。
 - (2) 第14-5表以外のもの（加圧送水装置・補助水槽一体型特定施設水道連結型スプリンクラー設備）については、当市において、受水槽式給水方式と直結式給水方式の併用が認められないため、直結式給水方式の補助水槽とすること。
- 2 運用の細目については、次によること。
 - (1) 水道直結式スプリンクラー設備の使用水量を算定する場合、「水道直結式スプリンクラー設備の使用は非常時に限られること。」及び「水道直結式スプリンクラー設備稼動時は一般の蛇口等の給水用具は使用されていない。」との前提に立ち、過大な口径になることを防ぐため、水道直結式スプリンクラー設備の必要水量と一般の給水用具の使用水量は合算しないこととする。
 - (2) 配水管分岐部からスプリンクラーヘッドまでの区間において、消防設備士は規則等の基準に基づいた水理計算を行い、スプリンクラー設備の放水が可能か判断すること。

また、指定業者は直結給水事前協議の段階で、通常の水理計算とは別に、他の給水用具を考慮せずスプリンクラー設備を単独で給水装置とみなした水理計算を、直結式給水施工要領に基づいて行うこと。
 - (3) 当市の水道における口径別使用水量の上限値から、スプリンクラーヘッドを同時に4個以上開放する水道直結式スプリンクラー設備を設置する場合の給水管引込み口径は40mm以上とすること（第14-6表参照）。

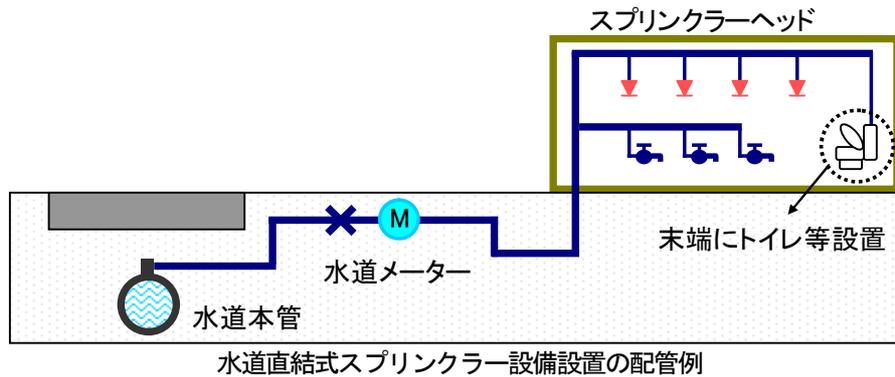
第14-6表

直結式給水の設計 ＜京都市 直結式給水施工要領＞		特定施設水道連結型スプリンクラー設備 ＜規則＞	
給水管口径	計画同時使用水量の上限値	建築物内装	合計放水量
φ20mm	36L/分	通常	60L/分
φ25mm	58L/分	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料以外の材料とした場合	120L/分
φ40mm	156L/分		
φ50mm	240L/分		
φ75mm	528L/分		

58L/分 φ25mm	<	60L/分 120L/分	<	156L/分 φ40mm
----------------	---	-----------------	---	-----------------

- (4) 常用の給水装置において増圧のために用いられている装置（ブースターポンプ等）は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の加圧送水装置に該当しないものとする。
- (5) 湿式の水道直結式スプリンクラー設備の配管方法については、次によること。
 - ア 配管の末端には、トイレ等の給水用具を設置し、滞留水が生じないようにすること（第14-16図参照）。
 - イ 立管から分岐した配管については、滞留水が生じないようにループ配管（いわゆる一筆書き）で設置すること。

第14-16図



水道直結式スプリンクラー設備設置の配管例

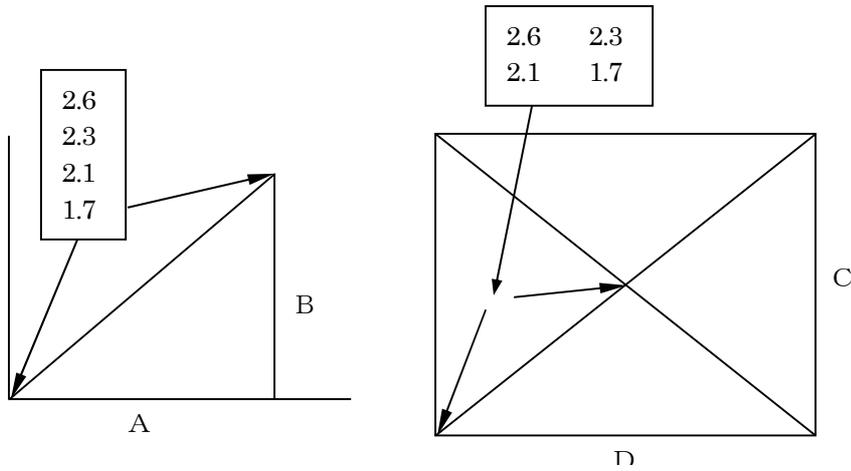
- (6) 水道直結式スプリンクラー設備に用いる配管、管継手及びバルブ類は、「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準（平成20年12月26日消防庁告示第27号）」及び、水道法第16条「給水装置の構造及び材質の基準」に適合する構造とし、ライニング処理等がなされたものについては、当該規格に適合する配管等と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして取り扱うこととする。ただし、火災時に熱を受けるおそれのない部分（壁又は天井（内装仕上げを難燃材料としたものに限る。）の裏面をいう。）に設置される配管・管継手及びバルブ類については、水道法第16条「給水装置の構造及び材質の基準」に適合する構造であればよいものとする。
- (7) 規則第14条第1項第5号の規定に関わらず、水源が加圧送水装置より低い位置にある場合にあつては、呼水装置を設けること。
- (8) 規則第14条第1項第5号の2に規定する「放水圧力及び放水量を測定できるもの」として設ける放水圧力等の測定装置（オリフィス、圧力計等をいう。以下この基準において「測定装置」という。）を設置し、末端試験弁を設けないものについては、末端における放水圧力及び放水量を計算により求めること。
- なお、測定装置は給水装置に該当するため、原則として水道認定品とすること。ただし、水道認定品以外の測定装置を設ける場合には、次によること。
- ア 止水弁（水道認定品に限る。）の2次側にT型管継手（水道認定品に限る。以下「チーズ」という。）を設けて分岐し、測定装置を取り付けること。
- イ チーズの一方にオリフィス、他方に圧力計を設けること。
- (9) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、基準11及び基準12の運用はしないものとする。

第14-5表

方式	給水方式	No.
直結直圧式	<p>直結直圧式</p>	No. 1
直結式 直結増圧式	<p>直結増圧式</p>	No. 2
直結増圧式 高架水槽式	<p>高架水槽式 (京都市では、認めていない。) ※京都市では高置水槽式という</p>	No. 3

受水槽式	<p>高架水槽式 ※京都市では高置水槽式という</p> <p>受水槽へ流入後、圧送する方式</p>	No. 4
	<p>圧力水槽式</p> <p>受水槽へ流入後、圧送する方式</p>	No. 5
	<p>ポンプ直送式</p> <p>受水槽へ流入後、圧送する方式</p>	No. 6
	<p>直結・受水槽補助水槽併用式</p> <p>※京都市では、直結式と受水槽式の併用は認めていないが、図のように、補助水槽が消火用水槽専用の場合は認められる。</p> <p>※スプリンクラー設備としての放水確認のため弁等を設置</p> <p>※水源として必要な水量は、給水管からの流水に補助水槽の容量を加えることで確保</p>	No. 7

適用される法令	
— 水道法	— 消防法 + 水道法
⋯ 消防法	— 消防法 + 建築基準法
- - - 建築基準法	



2. 60m			
A	B	C	D
0. 0	2. 600	0. 0	5. 200
0. 1	2. 598	0. 2	5. 196
0. 2	2. 592	0. 4	5. 184
0. 3	2. 583	0. 6	5. 166
0. 4	2. 569	0. 8	5. 138
0. 5	2. 551	1. 0	5. 102
0. 6	2. 530	1. 2	5. 060
0. 7	2. 504	1. 4	5. 008
0. 8	2. 474	1. 6	4. 948
0. 9	2. 439	1. 8	4. 878
1. 0	2. 400	2. 0	4. 800
1. 1	2. 356	2. 2	4. 712
1. 2	2. 307	2. 4	4. 614
1. 3	2. 252	2. 6	4. 504
1. 4	2. 191	2. 8	4. 382
1. 5	2. 124	3. 0	4. 248
1. 6	2. 049	3. 2	4. 098
1. 7	1. 967	3. 4	3. 934
1. 8	1. 876	3. 6	3. 752
1. 9	1. 775	3. 8	3. 550
2. 0	1. 661	4. 0	3. 322
2. 1	1. 553	4. 2	3. 066
2. 2	1. 386	4. 4	2. 772
2. 3	1. 212	4. 6	2. 424
2. 4	1. 000	4. 8	2. 000
2. 5	0. 714	5. 0	1. 428
2. 6	0	5. 2	0

2. 30m			
A	B	C	D
0. 0	2. 300	0. 0	4. 600
0. 1	2. 297	0. 2	4. 594
0. 2	2. 291	0. 4	4. 582
0. 3	2. 280	0. 6	4. 560
0. 4	2. 264	0. 8	4. 528
0. 5	2. 244	1. 0	4. 488
0. 6	2. 220	1. 2	4. 440
0. 7	2. 190	1. 4	4. 380
0. 8	2. 156	1. 6	4. 312
0. 9	2. 116	1. 8	4. 232
1. 0	2. 071	2. 0	4. 142
1. 1	2. 019	2. 2	4. 038
1. 2	1. 962	2. 4	3. 924
1. 3	1. 897	2. 6	3. 794
1. 4	1. 824	2. 8	3. 648
1. 5	1. 743	3. 0	3. 486
1. 6	1. 652	3. 2	3. 304
1. 7	1. 549	3. 4	3. 098
1. 8	1. 431	3. 6	2. 862
1. 9	1. 296	3. 8	2. 594
2. 0	1. 135	4. 0	2. 270
2. 1	0. 938	4. 2	1. 876
2. 2	0. 670	4. 4	1. 340
2. 3	0	4. 6	0

1. 70m			
A	B	C	D
0. 0	1. 700	0. 0	3. 400
0. 1	1. 697	0. 2	3. 394
0. 2	1. 690	0. 4	3. 380

2. 10m			
A	B	C	D
0. 0	2. 100	0. 0	4. 200
0. 1	2. 097	0. 2	4. 194
0. 2	2. 090	0. 4	4. 180

0.0	1.700	0.0	3.400
0.1	1.697	0.2	3.394
0.2	1.688	0.4	3.376
0.3	1.673	0.6	3.346
0.4	1.652	0.8	3.304
0.5	1.624	1.0	3.248
0.6	1.590	1.2	3.180
0.7	1.549	1.4	3.098
0.8	1.500	1.6	3.000
0.9	1.442	1.8	2.884
1.0	1.374	2.0	2.748
1.1	1.296	2.2	2.592
1.2	1.204	2.4	2.408
1.3	1.095	2.6	2.190
1.4	0.964	2.8	1.928
1.5	0.800	3.0	1.600
1.6	0.583	3.2	1.166
1.7	0	3.4	0

0.3	2.078	0.6	4.156
0.4	2.061	0.8	4.122
0.5	2.039	1.0	4.078
0.6	2.012	1.2	4.024
0.7	1.979	1.4	3.958
0.8	1.941	1.6	3.882
0.9	1.897	1.8	3.794
1.0	1.846	2.0	3.692
1.1	1.788	2.2	3.556
1.2	1.723	2.4	3.446
1.3	1.649	2.6	3.298
1.4	1.565	2.8	3.130
1.5	1.469	3.0	2.928
1.6	1.360	3.2	2.720
1.7	1.232	3.4	2.464
1.8	1.081	3.6	2.162
1.9	0.894	3.8	1.788
2.0	0.640	4.0	1.280
2.1	0	4.2	0

第3 特例適用の運用基準

令第3 2条又は条例第4 6条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

- 1 基準1 3、第2、第7項の規定は、スプリンクラー設備について準用することができる。
- 2 高天井の部分と高天井以外の部分とが、床、壁等により区画されていない場合で、高天井の部分の床面が、隣接する高天井以外の部分に設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドにより有効に包含されるときは、放水型ヘッド等を設置しないことができる。
- 3 高天井の部分のうち、次のいずれかに該当するものは、放水型ヘッド等その他のスプリンクラーヘッドを設置しないことができる。
 - (1) 体育館（主として競技を行うために使用するものに限る。）、ロビー、会議場、通路その他これらに類する部分であって、次に適合する部分
 - ア 当該部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材料でなされていること。
 - イ 当該部分において火気の使用がないこと。
 - ウ 当該部分に多量の可燃物が存しないこと。
 - (2) 前号イ及びウの要件に適合するほか、床面積が概ね5 0 m²未満である部分

基準15 電気設備が設置されている部分等に係る消火設備の取扱いに関する基準

第1 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分及び鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分に係る消火設備の取扱いについては、次に定めるところによる。

- 1 令第13条第1項の表の上欄の「その他これらに類する電気設備」には、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等が含まれる。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (1) 配電盤又は分電盤
 - (2) 電気設備のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスが発生するおそれのないもの
 - (3) 電気設備のうち、容量（同一の場所に2以上の電気設備が設置されている場合は、それぞれの電気設備の容量の合計をいう。）が20kVA未満のもの
- 2 令第13条第1項の表の上欄の「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備」（以下この基準において「電気設備」という。）が設置されている部分の「床面積」とは、当該電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5mの線で囲まれた部分の面積（同一の場所に2以上の電気設備が設置されている場合は、その合計面積をいう。）をいう。ただし、不燃材料の壁、天井若しくは床又は防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）で区画された部分に設置されている場合は、当該区画された部分の床面積とすることができる。
- 3 令第13条第1項の表の上欄の「その他多量の火気を使用する部分」には、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等で、最大消費熱量（最大入力）の合計が350kW以上のものが設置されている場所が含まれる。
- 4 令第13条第1項の表の上欄の鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分の「床面積」とは、第1、第2項の規定の例により算定した面積をいう。

第2 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合の基準については、次に定めるところによる。

- 1 次に該当する電気設備が設置されている部分に、適応する大型消火器を設置したときは、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しないことができる。
 - (1) 密封方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入式の電気設備で内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で、絶縁劣化、アーク等による発火のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000kVA未満のもの。ただし、この場合において、封じきり方式とは、溶接により外部と完全に遮断し、冷却又は絶縁のための油類の補給等、維持管理の必要がなく、また、不可能な構造をいい、ボルト締め等によるものは含まれないものとする。
 - (2) 1,000kVA未満の容量の電気設備
 - (3) 「自家発電設備の基準」（昭和48年消防庁告示第1号）、「蓄電池設備の基準」（昭和48年消防庁告示第2号）又は「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和50年消防庁告示

第7号) に適合する構造のキュービクルに収納されている電気設備

(4) 密封方式のOFケーブル油槽

(5) 発電機又は変圧器で、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスが発生するおそれのないもの

2 電気設備が設けられている場所が、次の第1号及び第2号に該当し、かつ、電気設備が第3号に該当する場合には、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）、ハロゲン化物消火設備（ハロン1211、ハロン1301及びハロン2402に限る。）又は粉末消火設備は、全域放出方式又は局所放出方式としないことができる。

(1) 特定主要構造部を耐火構造とした専用の建築物で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものであり、かつ、延焼のおそれがないものであること。

(2) 前号の建築物の開口部には、防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものを設けたものであること。

(3) 電気設備には、火災が発生した場合、自動的に電流を遮断する装置が設けられていること。

3 発電所の電気設備が設置されている部分に、次により水噴霧消火設備を設置した場合は、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しないことができる。

(1) 噴霧ヘッドは、その有効防護空間が電気設備の下部表面を除く全外表面及び電気設備の周囲の床面積を包含するように設けること。

(2) 高圧充電部と噴霧ヘッド及び配管各部分との保有空間距離は、第15-1表の左欄に掲げる公称対地電圧に応じ、同表の右欄に掲げる離隔距離以上であること。

第15-1表

公称対地電圧 (kV)	離隔距離 (cm)
6.6以下	70
7.7以下	80
11.0以下	110
15.4以下	150
18.7以下	180
22.0以下	210
27.5以下	260

(3) 水源の水量及び噴霧ヘッドの性能は、次によること。

ア 噴霧ヘッドの性能は、電気設備に設置される全ての噴霧ヘッドを同時に標準放射量（令第14条第1号の標準放射量をいう。）で放射する場合に、それぞれの噴霧ヘッドにおいて放射圧力が0.35MPa以上で、かつ、防護面積1㎡につき毎分の放射量が、電気設備の周囲の床面部分には6ℓ、その他の部分は、10ℓで計算した量以上の量で、有効に放射できるものであること。

イ 水源の水量は、アに定める条件で全ての噴霧ヘッドを同時に使用した場合に、20分間以上有効に放射することができる量以上の量とすること。

(4) 制御弁及びストレーナを、次により設けること。

ア 制御弁及びストレーナは、放射区域ごとに設けること。

イ 制御弁は、火災の際安全で、かつ、容易に接近できる場所に設けること。この場合、制御弁の操作部の位置は、床面又は操作面からの高さが0.8m以上1.5m以下であること。

ウ 制御弁には、その直近の見やすい箇所に水噴霧消火設備の制御弁である旨を表示した標識を設けること。

- (5) 配管は、電気設備の頂部を通過しないように設けること。
- (6) 配管及びその支持物の非充電露出部は、有効に接地し、接地線と大地との間の接地抵抗値を10Ω以下とすること。
- (7) 排水設備は、当該放射区域に放射される水量を有効に排水できる大きさ及び勾配を有するものであること。
- (8) 加圧送水装置は、規則第16条第3項第3号の規定の例により設けること。ただし、水力発電所の水圧管を利用して第3号の基準を満足する場合は、この限りではない。
- (9) 呼水装置、非常電源及び配管は、規則第12条第1項第3号の2、第4号及び第6号の規定の例により設けること。
- (10) 貯水槽等には、規則第12条第1項第9号に規定する措置を講じること。

基準16 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準

- 1 規則第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び第19条第6項第5号（第20条第5項及び第21条第5項において準用する場合を含む。）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」とは、防護対象となる部分が次の(1)から(3)のいずれかに該当するものであること。☆
 - (1) 天井面又は壁面のうち一の長辺を含む二面以上に、次のいずれかに該当する開口部が存するもの
 - ア 常時直接外気に開放されている開口部の面積の合計が、当該床面積の15%以上であるもの
 - イ 防火対象物の1階又は避難階の部分に存し、外気に直接面する開口部で、地上から容易に手動操作又は遠隔操作により同時に開放することができるものの面積の合計が、当該床面積の20%以上であるもの
 - (2) 長辺の一边について常時外気に開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の面積の50%以上が常時外気に開放されているもの
 - (3) 四辺（構造上必要な柱部分以外の当該場所の全周）の上部0.5m以上の部分が常時外気に開放されているもの
- 2 前項の開口部は、次の各号によること。☆
 - (1) 隣地境界線又は同一敷地内にある他の建築物等の外壁から0.5m以上離れていること。
 - (2) 前項第1号を適用する場合は、開口部面積の合計の50%以上は、天井面部分又は壁面の天井面から下方2m以内の部分（天井の高さが4mを超える場合にあっては、天井の高さの2分の1以上の高さの部分）に設けられたものの面積の合計であること。

基準17 泡消火設備の設置及び維持に関する基準

第1 法令等の定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによる。

- 1 ポンプを用いる加圧送水装置は、基準13、第1、第1項、第1号から第6号まで及び第8号の規定の例によるほか、次によること。
 - (1) ポンプの吐出量は、次のいずれかによること。
 - ア 固定式の泡消火設備（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。）は、隣接する2の放射区域（令別表第1（13）項ロに掲げる防火対象物は、1放射区域）の床面積の合計が最大となる部分に設けられた全ての泡ヘッドから、泡水溶液を同時に放射することができる毎分当たりの量以上の量とすること。
 - イ 移動式の泡消火設備は、次のいずれかに掲げる量とすること。
 - (イ) 駐車場等に設けるもので、同一階におけるノズルの設置個数が1のものは130ℓ/min以上の量、同一階におけるノズルの設置個数が2以上のもの、又は各階に設置してあるノズルの合計が5以上のものは260ℓ/min以上の量
 - (ロ) 飛行機又は回転翼航空機の格納庫等に設けるもので、同一階又は屋部分におけるノズルの設置個数が1のものは260ℓ/min毎分以上の量、2以上のものは520ℓ/min以上の量
 - (2) ポンプの全揚程は、規則第18条第4項第9号ハ（ロ）の移動式の泡消火設備のノズルの先端の放射圧力換算水頭を35m以上として計算すること。
 - (3) 泡放出口の放水圧力又はノズルの先端の放射圧力が、当該泡放出口又はノズルの性能範囲の上限值を超えないための措置は、基準13、第1、第1項第9号の規定の例によること。
- 2 水源の有効水量の算定は、基準13、第1、第2項の規定の例によるほか、水源水量を、固定式の泡消火設備（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。）は、前項第1号アに定める泡ヘッドを同時に開放した場合に、種別に応じて定められた放射量で10分間放射することができる量の泡水溶液を作るのに必要な量以上の量とすること。なお、泡消火薬剤混合装置から一斉開放弁までの配管のうち、内容積が最大となるものを規則第18条第2項第5号に規定する「配管内を満たすに要する泡水溶液の量」として算定することができる。
- 3 水源の水槽等の材質は、基準13、第1、第3項の規定の例によること。
- 4 配管等は、基準13、第1、第4項（第3号を除く。）の規定の例によること。
- 5 泡消火薬剤の貯蔵量は、第2項に定める泡水溶液の量に、それぞれの泡消火薬剤の種別に応じた希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。
- 6 泡消火薬剤貯蔵タンクは、次によること。
 - (1) 加圧送水装置若しくは泡消火薬剤混合装置の起動により圧力が加わるもの又は常時加圧された状態で使用するものは、圧力計を設けること。
 - (2) 泡消火薬剤の貯蔵量が容易に確認できる液面計又は計量棒等を設けること。

7 泡消火薬剤混合装置等は、次によること。

(1) 固定式の泡消火設備は、次によること。

ア 混合方式は、プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式、プレッシャー・プロポーショナー方式又はポンプ・プロポーショナー方式とし、使用する泡消火薬剤の種別に応じ、規定される希釈容量濃度が確実に得られるものであること（第17-1図、第17-2図及び第17-3図参照）。

イ 起動装置の作動から泡放出口の泡水溶液の放射までに要する時間は、おおむね1分以内であること。

ウ 泡消火薬剤と水とを混合させる部分に用いるベンチュリー管等の機器（以下この基準において「混合器」という。）又は泡消火薬剤と水とを混合させる部分の配管結合は、放水区域を受け持つ一斉開放弁の直近に設けること。ただし、一斉開放弁までの配管内に規定される希釈容量濃度の泡水溶液を常時充水する配管設備とする場合は、この限りでない。

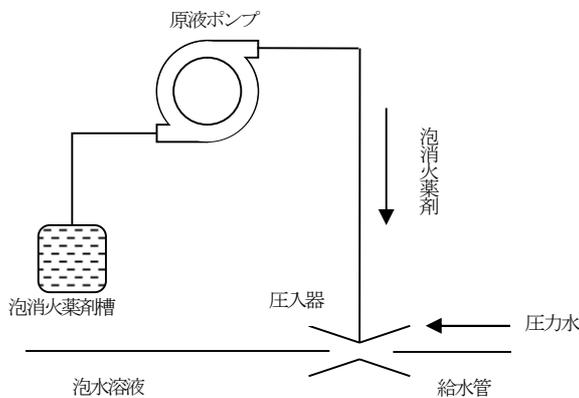
(2) 移動式の泡消火設備は、次によること。

ア 混合方式は、プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式、プレッシャー・プロポーショナー方式又はライン・プロポーショナー方式（ピックアップ方式を除く。）とすること。（第17-1図、第17-2図及び第17-4図参照）

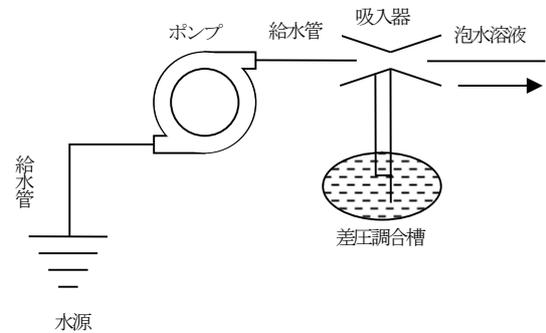
イ プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式の混合器（2管式のものに限る。）は、泡放射用器具の格納箱に収納するか、又はその直近（おおむね5m以内）に設置すること。

ウ プレッシャー・プロポーショナー方式の混合器及び泡消火薬剤槽は、泡放射用器具の格納箱内に収納しておくこと。

第17-1図



第17-2図



●プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式

送水管途中に圧入器を設け、泡消火薬剤槽から泡原液ポンプで泡原液を圧送して希釈容量濃度の泡水溶液とするもの

●プレッシャー・プロポーショナー方式

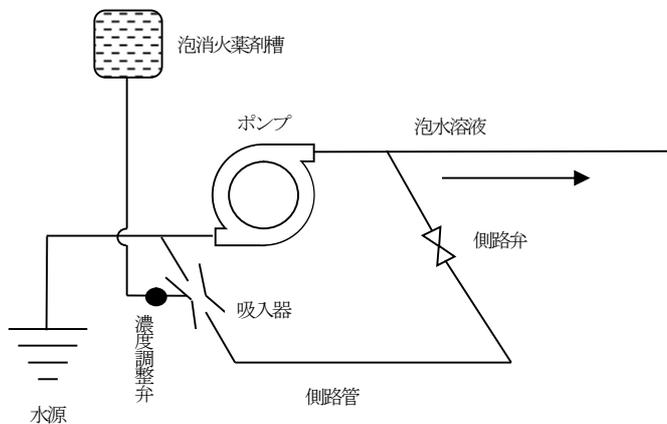
送水管途中に差圧混合槽と吸入器を接続して、水を泡原液槽内に送り込み、原液の置換えと送水管への泡原液吸入作用との両作用によって、流水中に泡原液を混合させて希釈容量濃度の泡水溶液とするもの

●ポンプ・プロポーショナー方式

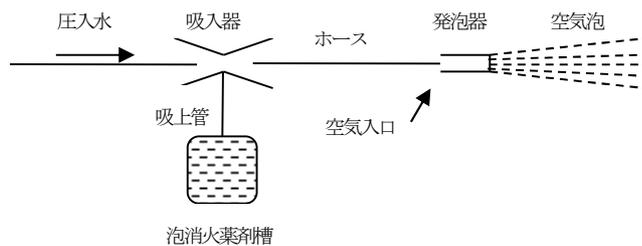
加圧送水装置のポンプの吐出側と吸水側と連絡するバイパスを設け、そのバイパスの途中に設け

られた吸込器にポンプ吐出水の一部を通し、濃度調整弁でその吸込量を調節し、泡消火薬剤槽からポンプ吸水側に泡原液を吸引して希釈容量濃度の泡水溶液とするもの

第17-3図



第17-4図



●ライン・プロポーション方式

送水管系統の途中に吸込器を接続し、泡消火薬剤を流水中に吸い込ませ、指定濃度の泡水溶液として送水管によりノズル等へ送り、空気を吸い込んで泡を発生させるもの

8 放射区域は、次によること。

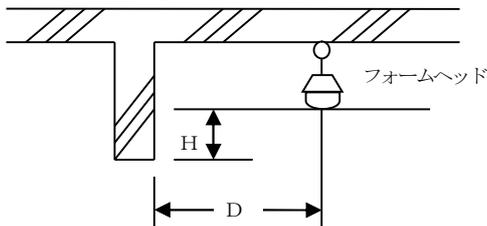
- (1) フォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッドを用いる泡消火設備の1の放射区域の面積は、当該部分の床面積の1/3以上で、かつ、200㎡以上（当該部分の床面積が200㎡未満となる場合は、当該床面積）とすること。
- (2) フォームヘッドを用いる泡消火設備の1の放射区域の面積は、50㎡以上100㎡以下とすること。ただし、自動車の修理若しくは整備又は駐車のために供される部分で、不燃材料で作られた壁等により火災の感知が一部分に限定されるものは、その放射区域の面積を50㎡未満とすることができる。

9 泡放出口のうち、フォームヘッド（合成界面活性剤泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤を用いるものに限る。）は、安全センターの評定品を使用すること。◇

10 駐車場に設けるフォームヘッド（合成界面活性剤泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤を用いるものに限る。）は、安全センターの評定品を使用するものとするほか、次によること。

- (1) 放出範囲が円形のフォームヘッドは、次によること。
- ア 使用するフォームヘッドの許容取付高さにおいて、放射区域の各部分から1のフォームヘッドまでの水平距離が2.1m以下となるように設けること。
 - イ 配置形によるヘッド相互の間隔は、基準14、第1、第9項第1号アの規定の例によること。
 - ウ はり、たれ壁等がある場合のフォームヘッドの設置は、第17-5図及び第17-1表の例によること。ただし、当該フォームヘッドからの放射が妨げられる部分が他のフォームヘッドにより有効に警戒されている場合は、この限りでない。
- (2) 放出範囲が半円形のフォームヘッドは、床面積4.5㎡につき1個以上を防護対象物の全ての表面が有効防護範囲内で包含できるように設けること。

第17-5図



第17-1表

D (m)	H (m)
0.75未満	0
0.75以上 1.00未満	0.10未満
1.00以上 1.50未満	0.15未満
1.50以上	0.30未満

11 起動装置は、次によること。

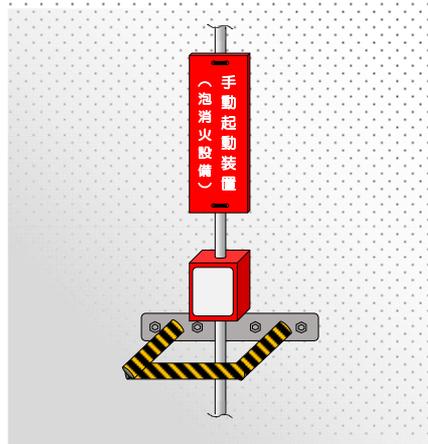
- (1) 固定式の泡消火設備の起動装置は、次によること。
- ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる自動式の起動装置は、次によること。
 - (ア) スプリンクラーヘッドは、各放射区域ごとに設けること。
 - (イ) スプリンクラーヘッドは、標示温度が79℃未満のものを使用し、1個の警戒面積は、20㎡以下とすること。
 - (ウ) スプリンクラーヘッドの取付け面の高さ及び警戒面積は、第17-2表によること。

第17-2表

感度種別	警戒面積	取付高さ	感度種別	警戒面積	取付高さ
1種	20㎡	7m以下	2種	20㎡	5m以下
	13㎡	10m以下		11㎡	10m以下

- (エ) 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものは、基準13、第1、第1項第7号イの規定の例によること。
 - イ 感知器を用いる自動式の起動装置は、次によること。
 - (ア) 感知器は、各放射区域ごとに、規則第23条第4項の規定の例により設けること。
 - (イ) 感知器は、熱式の特種、1種又は2種を使用すること。
 - ウ 手動式の起動装置の操作部は、次によること。
 - (ア) 駐車場等の部分に設けるものは、次によること。
 - a 放射区域ごとに1個設けること。
 - b 車両の衝突による破損を防ぐための防護措置を講じること（第17-6図参照）。◇
 - (イ) 令別表第1（13）項口に掲げる防火対象物は、放射区域ごとに火災の表示装置の設置場所及び放射区域の直近で操作に便利な場所に集結して、それぞれ1個設けること。
- (2) 移動式の泡消火設備の起動装置は、基準13、第1、第1項第7号の規定の例によること。

第17-6図
防護措置の例



- 12 自動警報装置等は、次によること。
- (1) 1の流水検知装置が警戒する区域の面積は、 $3,000\text{m}^2$ 以下とし、2以上の階にわたらないこと。ただし、主要な出入口から内部を見とおすことができる場合は、当該面積を $3,000\text{m}^2$ 以上とすることができる。
 - (2) 音響装置は、基準14、第1、第6項第2号の規定の例によること。
- 13 非常電源、配線等は、基準13、第1、第5項の規定の例によること。
- 14 耐震措置は、基準13、第1、第6項の規定の例によること。
- 15 ホース接続口は、基準13、第1、第7項第6号の規定の例によるほか、開閉の操作が2動作以下で、かつ、水のみを放射することができる構造とすること。
- 16 泡放射用器具格納箱は、次によること。
- (1) 構造及び材質は、基準13、第1、第7項第1号から第5号までの規定の例によること。
 - (2) 格納箱の内部又はその直近の箇所に、加圧送水装置の始動を明示する赤色の表示灯を設けること。
- 17 ホース及び筒先は、基準13、第1、第8項の規定の例によるほか、長さ20m以上のホース及び筒先を、泡放射用器具格納箱に収納しておくこと。
- 18 標識等は、次によること。
- (1) 泡放射用器具格納箱の内部又はその直近の見やすい箇所に、移動式の泡消火設備の使用方法を表示すること。
 - (2) 移動式の泡消火設備の標示は、基準38によること。
- 19 消防用ホースの摩擦損失計算は、基準13、第1、第11項の規定の例によること。

第2 特例適用の運用基準

令第32条又は条例第46条の規定を適用する場合の基準は、基準13、第2、第7項の規定を準用することができる。

基準18 不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 全域放出方式の不活性ガス消火設備は、次によること。

(1) 不活性ガス消火設備の貯蔵容器（以下この基準において「貯蔵容器」という。）の設置場所は、次によること。

ア 二酸化炭素を放射するものにあつては、防護区画及び防護区画に隣接する部分（以下この基準において「防護区画等」という。）を通ることなく出入りすることができること。ただし、防護区画に隣接する部分については、防護区画と防護区画に隣接する部分を区画する壁、柱、床又は天井に開口部が存する場合に限る（以下この基準において同じ）。

イ 窒素、IG-541又はIG-55を放射するものにあつては、防護区画を通ることなく出入りすることができること。

ウ 不燃材料で造られた壁、柱、床又は天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画され、開口部に防火戸を設けた専用の室に設けること。

エ 地階に設けるものは、機械換気設備とすること。◇

オ 貯蔵容器の設置場所には、当該消火設備の貯蔵容器の設置場所である旨を表示すること。

(2) 貯蔵容器は、高圧ガス保安法に適合するものであること。

(3) 選択弁は、次によること。

ア 貯蔵容器と同一の場所又は火災の際容易に接近することができ、かつ、人がみだりに出入りしない場所に設けること。☆

イ ガス圧開放方式又は電氣的開放方式により迅速かつ確実に開放することができ、手動でも開放することができる構造のものであること。

ウ 床面からの高さが、0.8m以上1.5m以下の位置に設けること。◇

(4) 容器弁の開放装置は、次によること。

ア 容器弁の開放装置は、手動でも開放することができる構造のものであること。

イ 電磁開放装置を用いて直接容器弁を開放する容器弁の開放装置は、同時に開放する貯蔵容器の数が7以上のものは、当該貯蔵容器に2以上の電磁開放装置を設けること。◇

(5) 配管等については、次によること。◇

ア 起動用ガス容器と貯蔵容器を接続する操作管には、起動用ガス容器内のガスの漏洩により貯蔵容器が開放しないよう誤作動防止のための逃がし弁（起動用ガス容器内のガス漏洩時の低圧では開放して操作管内の圧力上昇を防止し、起動用ガス容器開放時の高圧では閉止する機能を有する弁をいう。以下同じ。）を設けること。ただし、当該不活性ガス消火設備のシステムにおいて、操作管への逃がし弁の設置以外の方法により操作管内の圧力上昇による誤作動を防止するための措置が講じられている場合は、この限りではない。

なお、逃し弁の基準については、令和4年11月24日付け消防庁予防課長通知（消防予第573号）別紙に定めるとおりとする。

イ 閉止弁は、規則第19条第5項第19号イ（ハ）により、不活性ガス消火設備等の閉止弁の基準に適合するものを設置するほか、閉止弁の閉止状態を作業員等が十分判別できるよう、操作箱に点滅する表示灯を設け、かつ、受信機又は制御盤にも点滅する表示灯を設けること。

なお、表示灯による点滅表示ができない場合は、作業員等が閉止弁の閉止状態を判別するための警報音を付加すること。

ウ 閉止弁は、安全センターの認定品とすること。

(6) 防護区画等及び防護区画等以外で、防護区画に隣接する部分を経由しなければ避難することができない室の構造等は、次によること。

ア 防護区画の構造等は、次によること。

(7) 窒素、IG-55又はIG-541を放射する防護区画には、第18-1式により求めた開口面積の避圧口を設置すること。

第18-1式

$$A = 1.34 \times Q / \sqrt{P - \Delta P}$$

A : 避圧口面積 (cm²)

Q : 噴射ヘッドからの最大流量 (m³/min)

P : 許容区画内圧力 (Pa)

ΔP : ダクト等の圧力損失 (Pa)

(イ) 防護区画の開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に面して設けないこと。☆

(ロ) 防護区画は、2以上の室にまたがらないこと。ただし、通信機器室及び電子計算機器室の附室等で、次に該当するものは、同一の防護区画として取り扱うことができる。

a 他の消火設備の設置又は有効範囲内の部分とすることが、構造上困難であること。

b 廊下、休憩室等の用に供されていないこと。

c 主たる部分と同一の防護区画とすることに、構造及び機能からして妥当性があること。

(ハ) 防護区画内には、避難経路を明示することができるよう誘導灯を設けること。ただし、非常照明が設置されているなど十分な照明が確保されている場合にあっては、誘導標識によることができる。◇

(ニ) 防護区画に設ける出入口の扉は、当該防護区画の内側から外側に開放される構造のものとするとともに、ガス放出による室内圧の上昇により容易に開放しない自動閉鎖装置付きのものとする。◇

(ホ) 防護区画の自動閉鎖装置にガス圧を用いる場合は、起動用ガス容器のガスを用いないこと。

(ヘ) 開口部にガラスを用いる場合は、網入りガラス、線入りガラス又はこれらと同等以上の強度を有するものとする。

(ト) 防護区画は、次によること。

a 防護区画には、有効に二方向避難ができるように2以上の出入口が設けられていること。

ただし、防護区画の各部分から避難口の位置が容易に確認でき、かつ、出入口までの歩行距離が20メートル以下である場合にあっては、この限りではない。◇

b 地階の防護区画の面積は、400m²以下とすること。ただし、防火対象物の地階の階数が1である場合で、防護区画に接してドライエリア等避難上有効な部分が設けられている場合は、この限りではない。◇

(チ) タワー方式の立体駐車場の開口部は、消火剤の放出前に、又は放出と同時に自動的に閉鎖するものであること。◇

(リ) 防護区画を構成する区画壁は、消火剤が漏洩するおそれがない構造とすること。

特に、ALCパネル、押出成形セメント板等の工場生産された規格部材等による施工方法を用いたものにあっては、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充

てんその他の必要な漏洩防止対策を講じること。◇

イ 二酸化炭素を放射する防護区画に隣接する部分の構造は、ア、(エ)によるほか、次によること。
◇

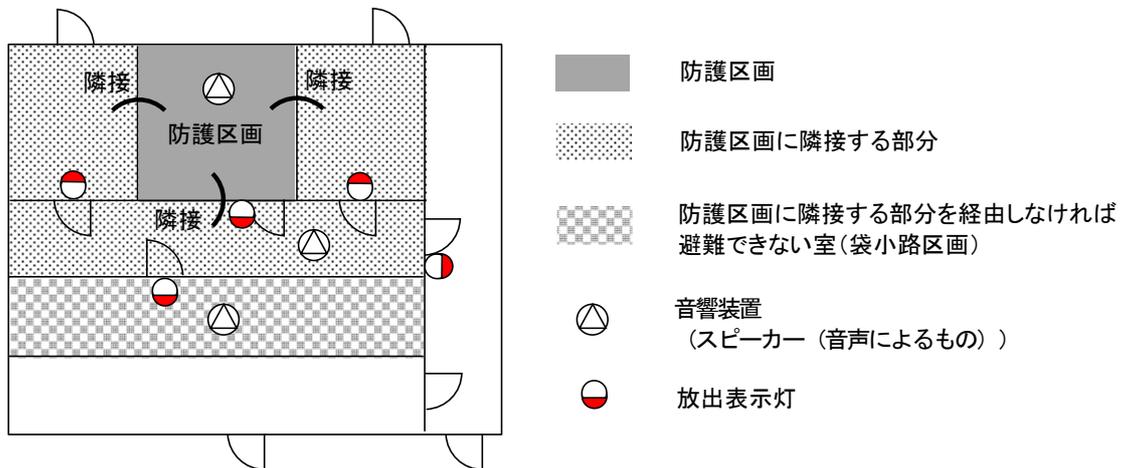
(7) 当該部分に設ける出入口の扉（当該防護区画に面するもの以外のものであって、通常の出入り又は退避経路として使用されるものに限る。）は、当該部分の内側から外側に容易に開放される構造のものとする。

(イ) 当該部分には、防護区画から漏洩した二酸化炭素が滞留するおそれのある地下室、ピット等の窪地が設けられていないこと。

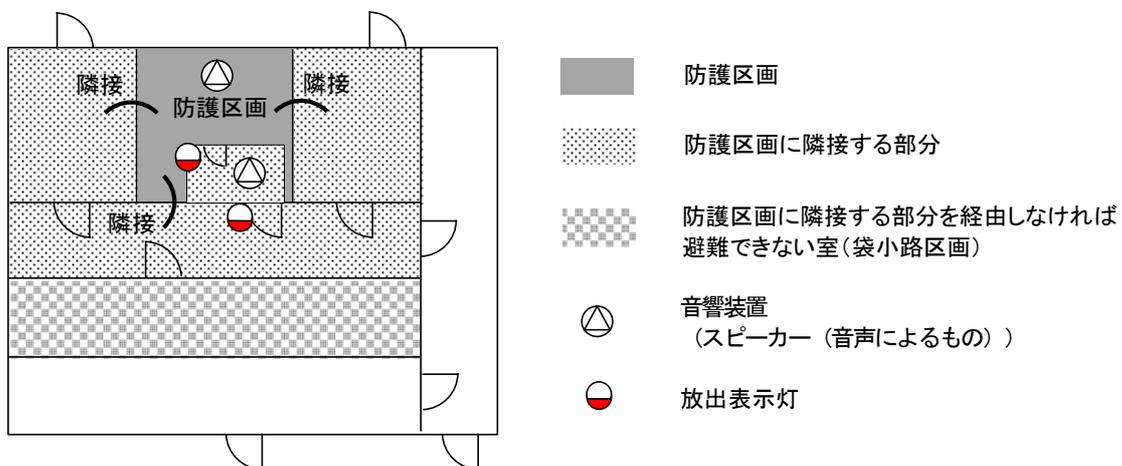
ウ 防護区画等以外で、二酸化炭素を放射する防護区画に隣接する部分を経由しなければ避難することができない室には、消火剤が防護区画内に放射される旨を有効に報知できる音響警報装置を規則第19条第5項第17号の例により設けること。◇

第18-1図

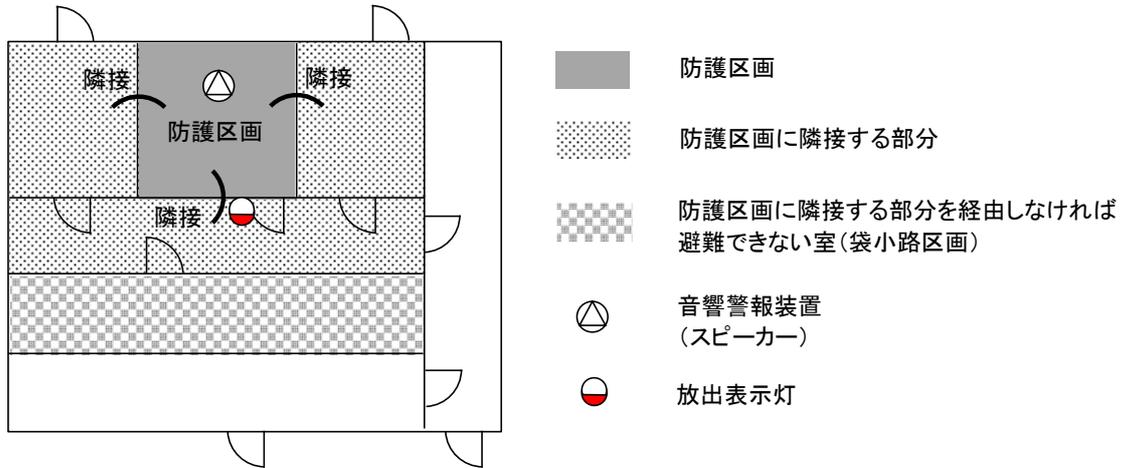
(消火剤が二酸化炭素の場合)



(消火剤が二酸化炭素で前室を設けた場合の一例)



(二酸化炭素以外の消火剤の場合)



エ 規則第19条第5項第19号の2ただし書の取扱いは、次によること。◇

- (ア) 防護区画に隣接する部分が、直接外気に開放されている場合又は外部の気流が流通する場合
- (イ) 防護区画に隣接する部分の体積が、防護区画の体積の3倍以上である場合（防護区画等の規模・構造等から判断して、当該防護区画に隣接する部分に存する人が、高濃度の二酸化炭素を吸入するおそれのある場合を除く。）
- (ウ) 漏洩した二酸化炭素が滞留し人命に危険を及ぼすおそれがない場合

(7) 制御盤は、次によること。

ア 貯蔵容器と同一の場所に設置し、操作に支障がない程度の照度を有する非常用の照明装置を設けること。◇

イ 制御盤付近に次の図書を備え付けること。☆

- (ア) 機器構成図
- (イ) 系統図
- (ウ) 防護区画及び貯蔵容器を貯蔵する場所の平面図
- (エ) 閉止弁の開閉操作手順及び手動切替え装置の操作手順を記した図書（第18-2図参照）

第18-2図

点検時等の実施事項	
1	防護区画内で点検等を行う場合は、 消防設備士等有資格者の立会いをを求めること。
2	防護区画内に立ち入る場合は、 閉止弁を閉止すること。 〔閉止手順〕
3	防護区画内に立ち入る場合は、 自動手動切替え装置を手動とすること。 〔切替え手順〕
4	消火剤が放射された場合は、 消火剤が排出されるまでの間、防護区画内に立ち入らないこと。
5	点検等が終了すれば、 閉止弁及び自動手動切替え装置を復元すること。
※	設備の構造に関する図書は () に有り

(エ)の図書の一例

(8) 火災表示盤は、次によること。

ア 制御盤からの信号を受信し、次の(ア)から(カ)までに掲げる装置を作動させること。

(ア) 各防護区画ごとの感知器の作動を明示する表示灯

(イ) 放出起動の作動を明示する表示灯

(ロ) 消火剤の放出を明示する表示灯

(エ) 起動回路異常（地絡又は短絡）を表示する表示灯

(オ) 閉止弁の閉止状態を表示する表示灯

(カ) 起動方式が自動式のものには、自動及び手動を明示する表示灯

イ 火災表示盤は、点検に便利で、かつ、火災による影響、振動、衝撃又は腐食のおそれのない場所に設けるほか、次によること。

(ア) 防災センター等に設けること。

(イ) 防護区画図を備えること。

ウ 総合操作盤が、防災センター等に設置されている防火対象物は、火災表示盤を設置しないことができる。

(9) 起動装置は、次によること

ア 起動装置が設けられている場所は、起動装置及び表示が容易に識別できる明るさを確保すること。

◇

イ 起動装置は、照明スイッチ、非常ベル等他の設備の操作とまぎらわしい操作方法を避け、消火のために意識して操作しなければ起動することができない機構とすること。◇

ウ 手動起動装置又はその直近の箇所に表示する保安上の注意事項は、次に掲げる内容とすること。

◇

(ア) 火災又は点検のとき以外には、当該手動装置に絶対に手を触れてはならないこと。

(イ) 不活性ガス消火設備を起動した後、速やかに安全な場所へ退避することが必要であること（消火剤が流入するおそれがない場合又は保安上の危険性がない場合を除く。）。

エ 手動起動装置（操作箱）は、安全センターの評定品とすること。◇

オ 自動式の起動装置は、次によること。

(ア) 起動方式は、AND回路制御方式とし、次のいずれかとすること。

a 異なる種別で、かつ、複数の不活性ガス消火設備専用の感知器からの信号による起動とすること。

b 1の火災信号は自動火災報知設備とし、他の火災信号は不活性ガス消火設備専用の感知器からの信号による起動で、かつ、異なる種別の感知器とすること。

(イ) 熱式の感知器は、特種、1種又は2種のを規則第23条第4項の規定の例により設けることとし、次のいずれかに掲げる場合については、3種（空気管式に限る。）とすることができる。ただし、当該熱式の感知器では非火災報の発生が容易に予想される場合又は火災感知が著しく遅れることが予想される場合は、この限りでない。

a 消火設備と常時連動している自動火災報知設備の感知器

b 不活性ガス消火設備専用の感知器

(ロ) 不活性ガス消火設備専用の感知器は、防護区画ごとに警戒区域を設けること。

(エ) 自動起動方式である旨の注意文章を自動火災報知設備の受信機及び二酸化炭素消火設備の制御盤に表示すること（第18-3図参照）。◇

第18-3図

(制御盤への表示例)

 危険	試験の注意事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・この制御盤は、自動火災報知設備の受信機の火災感知回路と連動しています。 ・火災感知回路の連動試験を行うときは、自動火災報知設備の関係者と連携して試験すること。

(自動火災報知設備の受信機への表示例)

 危険	試験の注意事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・この受信機は、二酸化炭素消火設備と連動しています。 ・火災試験等を行うときは、防火管理者等の立会いの上、二酸化炭素消火設備の制御盤の自動・手動切換スイッチを操作して手動の状態にして、試験すること。

(オ) 自動起動方式の二酸化炭素消火設備に設ける手動式の起動装置は、二酸化炭素消火設備起動用の感知器の作動と手動式の起動装置の作動で放出するものとする。◇

(10) 遅延装置は次によること。◇

ア 遅延時間は、規則第19条第5項第19号イ(イ)の規定によるほか、退避時の歩行速度等、各部分の条件を考慮し、十分な遅延時間を設定すること。

イ 次の(ア)又は(イ)のいずれか小さい方の時間により算出すること。

(ア) 次の計算式により算出する遅延時間

$$t = \left(\frac{l_{\text{room}}}{v} + t_{\text{start}} \right) \times 1.5$$

{	<p>t : 遅延時間 (単位 秒)</p> <p>l_{room} : 当該居室等の最遠部分から当該居室の出口の一に至る歩行距離 (単位 m)</p> <p>v : 歩行速度 = 1 m/秒</p> <p>t_{start} : 避難開始時間 = 15 秒 (駐車のために供される部分にあつては 30 秒)</p>	}
---	--	---

(イ) 次の計算式により算出する最大遅延時間

(手動起動の場合)

$$t_{\text{max}} = 150 - \left(\left(\frac{l_{\text{room}}}{v} \right) \times 1.5 \right)$$

(自動起動の場合)

$$t_{\text{max}} = 90$$

{	<p>t_{max} : 最大遅延時間 (単位 秒)</p> <p>l_{room} : 当該居室等の最遠部分から当該居室の出口の一に至る歩行距離 (単位 m)</p> <p>v : 歩行速度 = 1 m/秒</p>	}
---	--	---

ウ イ(ア)により算出した時間が、イ(イ)の最大遅延時間を超える区画にあつては、当該区画に二酸化炭素消火設備を設置することが望ましくないことから、次のいずれかの対応をとること。

(ア) 二酸化炭素消火設備以外の消火設備の設置

(イ) イ(ア)により算出する時間が最大遅延時間を超えないような区画の大きさへの変更

(11) 防護区画等に設置する音響警報装置は、次によること。

ア 防護区画に係る警報と防護区画に隣接する部分に係る警報は、同一の内容とすることができること。◇

イ 他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置すること。◇

ウ 音響警報装置は、音声による警報装置とすること。

なお、音声による警報装置のみでは、効果が期待できないと認められる場合は、赤色の回転灯を付置すること。☆

エ スピーカーは、当該防護区画の各部分からの1のスピーカーまでの水平距離が2.5m以下となるように、反響等を考慮して設けること。☆

(12) 防護区画等で放出された消火剤を屋外の安全な場所に排出するための措置（以下この基準において「排出措置」という。）は、次のいずれかによること。

ア 自然排気による排出措置は、次によること。

(ア) 自然排気の開口部は、外気に面する窓その他の開口部（防護区画の床面からの高さが階高の2/3以下の位置にあるものに限る。）で、当該防護区画外から容易に開放することができるものであること。

(イ) 自然排気の開口部面積の合計は、当該防護区画の床面積の10%以上であること。

イ 機械排気による排出措置は、次によること。ただし、防護区画に隣接する部分は、放出された消火剤を1時間あたり1回以上換気することができるものであること。◇

(ア) 機械排出装置は、原則として専用のものであること。ただし、防護区画等から排出した消火剤が他室に漏洩しない構造のものにあつては、この限りでない。◇

(イ) 防護区画に係る機械排出装置と当該防護区画に隣接する部分に係る機械排出装置は、兼用することができる。◇

(ウ) 排出装置の操作部は、防護区画等を経由せずに到達できる場所に設け、当該防護区画外から容易に操作することができるものであること。◇

(エ) 排出装置の排出ファンの容量は、1時間あたり5回以上換気できるものであること。

(オ) ポータブルファンを用いる排出装置は、次によること。

a 当該防護区画の壁面で、床面からの高さが1m以下の位置に、ダクト接続口を設けること。

b aのダクト接続口は、常時閉鎖されており、ポータブルファン使用時は、接続部分から消火剤が漏洩しない構造であること。

c aのダクト接続口の付近に、ポータブルファン専用のコンセントを設けること。

d 消火剤をダクト接続口から屋外の安全な場所に排出するのに必要な長さのダクトを常備しておくこと。

e 当該ファンの容量は、1時間あたり5回以上換気できるものであること。

(カ) 排出装置及び復旧操作を要する自動閉鎖装置は、防護区画等を経由することなく到達することができる場所で、その直近の見やすい箇所に当該装置である旨を表示した標識を設けること。

(キ) 排出装置及び復旧操作を要する自動閉鎖装置の操作に支障がない照度を有する非常用の照明装置を設けること。◇

(13) 保安のための措置は、次によること

ア 避難誘導及び人命救助に必要な空気呼吸器（内容積が20以上のもの）は、1個以上設けるものとし、防災センター等に常備しておくこと。◇

イ アの空気呼吸器は、火災避難用保護具（自給式呼吸保護具に限る。）としての安全センターの評定品であること。◇

(14) 消火剤が放出された旨を表示する表示灯（以下この基準において「放出表示灯」という。）は、次によること。◇

ア 防護区画等に係る放出表示灯は、同一の仕様のものですることができる。

イ 放出表示灯は、防護区画又等の出入口等のうち、通常の出入り又は退避経路として使用される出入口の見やすい箇所に設けること。

ウ 放出表示灯の点灯のみでは、十分に注意喚起が行えないと認められる場合は、放出表示灯の点滅、赤色回転灯の付置等の措置を講じること。

(15) 非常電源、配線等は、基準37によるほか、非常電源の容量は、次に掲げる動作を有効に1時間作動することができる容量以上とすること。

ア 貯蔵容器（低圧式のものに限る。）を低温度に保持すること。

イ 不活性ガス消火設備を起動させること。

ウ 消火剤が放出された旨を表示すること。

エ 放出された消火剤を安全な場所へ排出すること。

(16) 防護区画等に設ける標識、注意銘板等は基準38によること。

2 局所放出方式の不活性ガス消火設備は、前項（第6号、第10号、第11号、第13号及び第14号を除く。）の規定の例によるほか、次によること。

(1) 駐車の用に供される部分及び通信機器室以外の部分で、次に掲げる場所に設置することができる。

ア 予想される出火箇所が、特定の部分に限定される場所

イ 全域放出方式又は移動式の不活性ガス消火設備の設置が不相当と認められる場所

(2) 2以上の防護空間が重複する場合及び接する場合についての放射区域（1の選択弁により消火剤が放射される区域をいう。以下この基準において同じ。）は、これらを1の防護空間と見なして当該防護空間を放射区域とすること。

(3) 防護対象物相互間の距離が1.2m以下となる場合（重複する場合及び接する場合を含む。）は、これらを1の防護対象物と見なして必要な消火剤の量を算定し、規則第19条第4項第3号の規定を適用すること。

3 移動式の不活性ガス消火設備は、次によること。

(1) 消火設備の箱の上部に設ける赤色の灯火の電源は、規則第24条第1項第3号の規定の例により設置すること。

(2) 標識は基準38によること。

第2 特例適用の運用基準

令第32条又は条例第46条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

1 基準13、第2、第10項の規定は、不活性ガス消火設備について準用することができる。

2 電話局の通信機器電力室で、次の各号に該当するものは、固定式の不活性ガス消火設備に代えて移

動式のもの（二酸化炭素を放出するものに限る。）とすることができる。

(1) 特定主要構造部が耐火構造であること。

(2) 室内に設けるものが、蓄電池、整流器、変圧器等の電気設備であって、火災の際煙の充満するおそれのない場所であること。

3 排出装置は、当該防火対象物に自家発電設備が設置されている場合を除き、その非常電源を、非常電源専用受電設備とすることができる。

基準19 ハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 全域放出方式のハロゲン化物消火設備は、次によること。

(1) ハロゲン化物消火設備の貯蔵容器又は貯蔵タンク（以下この基準において「貯蔵容器等」という。）の設置場所は、基準18、第1、第1項第1号の規定の例によること。

(2) 貯蔵容器は、高圧ガス保安法に適合するものであること。

(3) 選択弁は、基準18、第1、第1項第3号の規定の例によること。

(4) 容器弁の開放装置は、基準18、第1、第1項第4号の規定の例によること。

(5) 配管等は、基準18、第1、第1項第5号アの規定の例によること。

(6) 防護区画の構造等は、次によること。

ア 基準18、第1、第1項第6号ア（イ）、（イ）及びハロン1301を放射するものは（イ）を除く。）の規定の例によること。

イ 防護区画の開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に面して設けないこと。◇

ウ HFC-23、HFC-227ea又はFK5-1-12を放射する防護区画には、第19-1式により求めた開口面積の避圧口を設置すること。

第19-1式

$$A=K \times Q / \sqrt{P-\Delta P}$$

A：避圧口面積（ cm^2 ）

K：消火剤による定数（HFC-23：2730 HFC-227ea：1120 FK-5-1-12：580）

Q：噴射ヘッドからの最大流量（ $\text{kg}/10\text{sec}$ ）

P：許容区画内圧力（Pa）

ΔP ：ダクト等の圧力損失（Pa）

エ 規則第20条第4項第16の3号に規定する「過度の温度低下を防止するための措置」は、防護区画内の温度が 0°C を下回るおそれのある防護区画に講じること。

(7) 制御盤は、基準18、第1、第1項第7号の規定の例によること。

(8) 火災表示盤は、基準18、第1、第1項第8号の規定の例によること。

(9) 起動装置は、基準18、第1、第1項第9号（ウ（イ）を除く。）の規定の例によること。

(10) 音響警報装置は、基準18、第1、第1項第11号の規定の例によること。

(11) 放出された消火剤を安全な場所に排出するための措置（以下この基準において「排出措置」という。）は、基準18、第1、第1項第12号ア及びイ（イのただし書を除く。）の規定の例によること。ただし、自然排気の開口部面積の合計は、当該防護区画の床面積の1%以上とすることができる。

(12) 保安のための措置は、基準18、第1、第1項第13号の規定の例によること。

(13) 非常電源の容量は、基準18、第1、第1項第15号の規定の例によること。

(14) 標識等は、基準38によること。

2 局所放出方式のハロゲン化物（ハロン2401、ハロン1211又はハロン1301を放射するものに限る。）消火設備は、基準18、第1、第1項（第6号、第10号、第13号及び第14号を除く。）並びに第2項第2号及び第3号の規定の例によるほか、駐車のために供される部分、通信機器室及び指定可燃物を貯蔵し、若しくは取り扱う防火対象物又はその部分以外の部分で、次に掲げる場所に設置することができる。

(1) 予想される出火場所が、特定の部分に限定される場所

(2) 全域放出方式又は移動式のハロゲン化物消火設備の設置が不相当と認められる場所

3 移動式のハロゲン化物消火設備については、基準18、第1、第3項の例による。

第2 特例適用の運用基準

令第32条又は条例第46条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

1 基準13、第2、第10項の規定は、ハロゲン化物消火設備について準用することができる。

2 基準18、第2、第2項の規定は、ハロゲン化物消火設備について準用することができる。この場合「二酸化炭素」は、「ハロン2401、ハロン1211又はハロン1301」と読み替えるものとする。

3 基準18、第2、第3項の規定は、ハロゲン化物消火設備について準用することができる。

基準20 冷凍室又は冷蔵室に係る不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の取扱いに関する基準

冷凍室又は冷蔵室で、次のいずれかに該当するものは、条例第46条の規定を適用し、不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備を設置しないことができる。

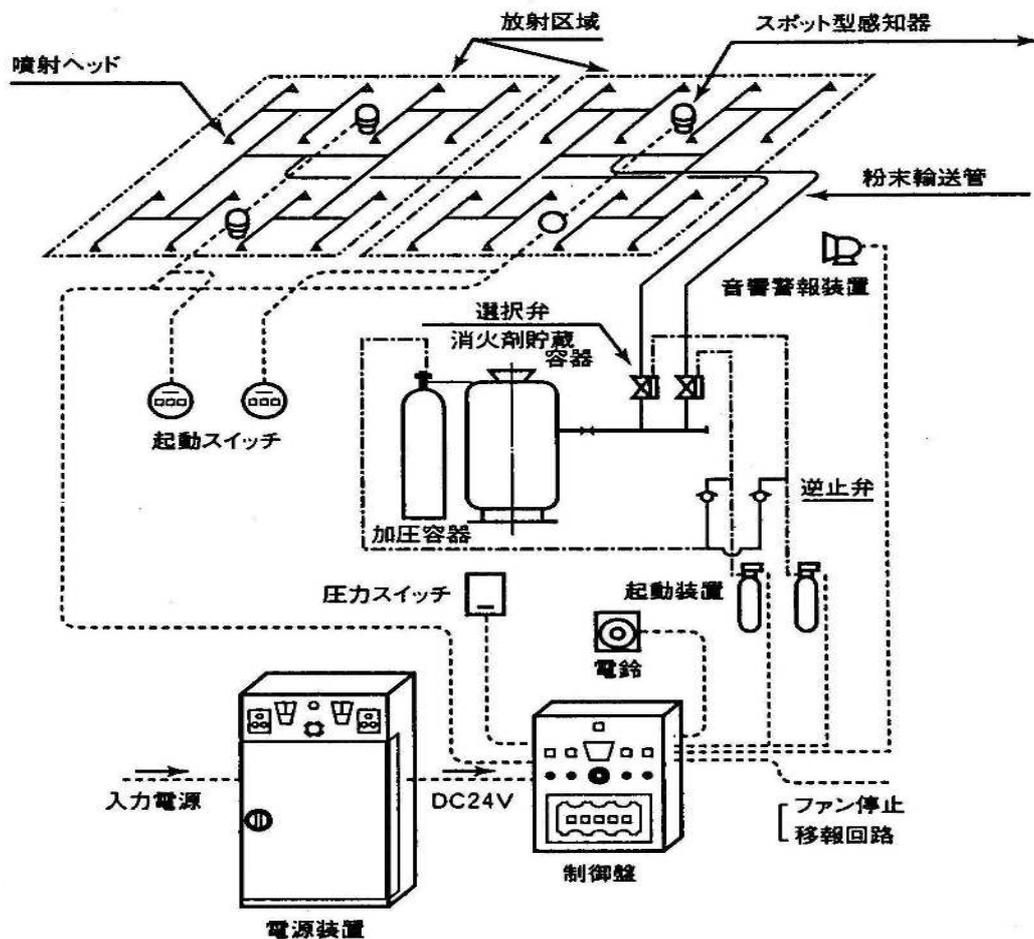
- (1) 壁及び天井（天井のない場合は屋根。以下この基準において同じ。）の断熱材として不燃材料（石綿、岩綿、グラスウール等）が用いられ、防熱押さえ材（20cm以上の間隔で用いる押さえ貫及び押さえ柱を除く。）が難燃材料で造られ、かつ、冷凍区画ごとに防火区画されているもの
- (2) 壁及び天井の断熱材がコンクリート、モルタル（厚さ2cm以上）又はこれらと同等以上の防火性能を有するもので覆われ、かつ、当該断熱材に着火のおそれがない構造であるもの
- (3) 壁及び天井の断熱材として自己消炎性の材料が用いられ、その表面が難燃材料（ガラス及びアルミニウムを除く。）で覆われ、かつ、簡易な乾式の散水装置が設けられているもの
- (4) 床面積100㎡以下ごとの耐火構造の壁若しくは床又は特定防火設備である防火戸で区画されているもの

基準 2 1 粉末消火設備の設置及び維持に関する基準

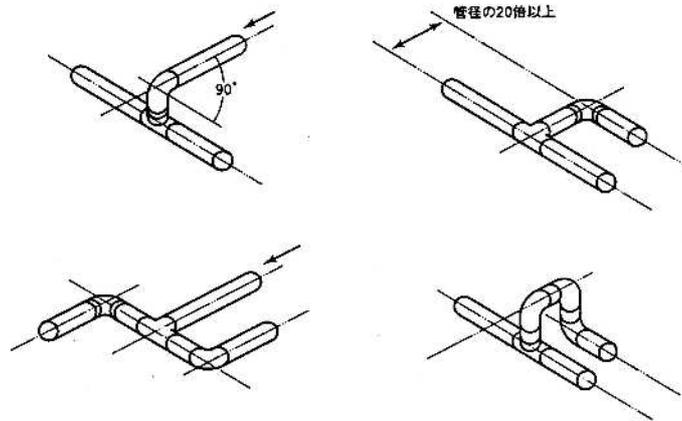
第 1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 全域放出方式の粉末消火設備は、次によること。
 - (1) 粉末消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンク（以下この基準において「貯蔵容器等」という。）の設置場所は、基準 1 8、第 1、第 1 項第 1 号の規定の例によること。
 - (2) 貯蔵容器等のうち貯蔵タンクは、40℃における貯蔵タンクの内部圧力の 1.5 倍以上の圧力に耐えるものであること。
 - (3) 選択弁は、基準 1 8、第 1、第 1 項第 3 号の規定の例によること。
 - (4) 容器弁の開放装置は、基準 1 8、第 1、第 1 項第 4 号の規定の例によること。
 - (5) 配管等は、次によること。
 - ア 起動用の配管で、起動容器と加圧容器の間又は貯蔵容器と加圧容器の間が密閉となるものは、当該配管に誤作動防止のための逃し弁（リリーフ弁）を設けること。
 - イ ヘッドを設ける枝配管に至るまでの配管の分岐は、放射圧力が均一になるようにすべてトーナメント形式とし、かつ、末端の取付けヘッド数は 2 個以内とすること（第 2 1 - 1 図参照）。ただし、有効な三方分岐管等を使用した場合は、3 個とすることができる。

第 2 1 - 1 図 トーナメント形式の配管例



第21-2図



ウ 配管を分岐する場合は、粉末容器側にある屈曲部分から管径の20倍以上の距離をとること。
ただし、粉末消火剤と加圧ガスの分離を防止できる配管方式（第21-2図参照）とした場合は、この限りでない。

(6) 防護区画の構造は、基準18、第1、第1項第6号ア、(ウ)から(キ)までの規定の例によること。

(7) 制御盤は、基準18、第1、第1項第7号の規定の例によること。

(8) 火災表示盤は、基準18、第1、第1項第8号の規定の例によること。

(9) 圧力調整器は、次によること。

ア 圧力調整器には、指示圧力が1次側にあつては、2.5 MPa以上、2次側にあつては調整圧力に見合った圧力計を取り付けること。

イ 容器開放の際2次圧力をおおむね1.5 MPaから2.0 MPaまでに減圧し、貯蔵容器等に導入すること。

ウ 圧力調整器は、有効放出時間において、放射圧力の15%減まで維持できる流量性能を有するものであること。

(10) 起動装置は、基準18、第1、第1項第9号（エ、(イ)を除く。）の規定の例によること。

(11) 音響警報装置は、基準18、第1、第1項第10号の規定の例によること。

(12) 保安のための措置として、防護区画内及びその出入口の部分に見やすい位置には、注意事項を表示した標識を設けること。

(13) 非常電源の容量は、基準18、第1、第1項第14号の規定の例によること。

(14) 標識等は、基準38によること。

2 局所放出方式の粉末消火設備は、基準18、第1、第1項（第6号、第12号及び第13号を除く。）、第2項第2号及び第3号、基準38並びに前項第2号の規定の例によるほか、次に掲げる場所に設置することができる。

(1) 予想される出火箇所が、特定の部分に限定される場所

(2) 全域放出方式又は移動式の粉末消火設備の設置が不適当と認められる場所

3 移動式の粉末消火設備は、次によること。

(1) 基準18、第1、第3項の規定の例によること。

(2) ラック式等の開放式の機械式駐車場（工作物に限る。）に設置する場合は、次によること。☆

ア ラック式では、各層に令第18条第2号の距離により有効に放射し、かつ消火活動を行うことができる消火足場を設置すること。この場合において、消火足場は次によること。ただし、有効に放射できる場合は、2層ごとに設置することができる。

(ア) 消火足場は、消火活動に支障のない強度を有するものとする。

(イ) 消火足場の天井高さは2m以上、消火足場及びこれに通じる階段の有効復員は60cm以上とすること。

(ウ) 消火足場の各部分から異なる2方向以上の経路により、地上に避難することができること。

イ 上下昇降式では、垂直の系統ごとに出し入れする方式のもの地下部分（地下2階層までに限る。）には、地上部分に設置した移動式粉末消火設備から有効に放射できるよう、次のいずれかによること。

(ア) 地下1段部分は、地上から放射できるようノズル放射口等を設置すること。

(イ) 地下2段部分は、地上から消火薬剤が有効に到達できるよう配管等を設置すること。

第2 特例適用の運用基準

令第32条又は条例第46条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

- 1 基準13、第2、第10項の規定は、粉末消火設備について準用することができる。
- 2 基準18、第2、第2項の規定は、粉末消火設備について準用することができる。

基準 2 2 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 ポンプを用いる加圧送水装置等は、基準 1 3、第 1、第 1 項の規定の例によること。
- 2 水源の有効水量の算定等は、基準 1 3、第 1、第 2 項及び第 3 項の規定の例によること。
- 3 配管等は、基準 1 3、第 1、第 4 項（第 2 号、第 3 号及び第 1 0 号を除く。）の規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 単口形の屋外消火栓を設ける場合は、内径を 8 0mm 以上、双口形の屋外消火栓を設ける場合は、内径を 1 0 0mm 以上とすること。
 - (2) 管の口径に対する流水量は、第 2 2 - 1 表によること。

第 2 2 - 1 表

管の呼び (mm)	管の許容水量 (L/min)
6 5 以上	3 5 0
1 0 0 以上	7 0 0

- 4 非常電源、配線等は、基準 1 3、第 1、第 5 項の規定の例によること。
- 5 耐震措置は、基準 1 3、第 1、第 6 項の規定の例によること。
- 6 屋外消火栓箱は、基準 1 3、第 1、第 7 項第 1 号から第 4 号までの規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 屋外消火栓箱の上部又は屋外消火栓箱の扉表面の上端部に、取り付け面と 1 5 度以上の角度となる方向に沿って 1 0 m 離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。◇
 - (2) 雨水又はねずみ等が侵入できない構造のもので、かつ、通気口を設けたものであること。◇
 - (3) 扉は、容易に全開することができる構造のものであること。◇
- 7 屋外消火栓は、次によること。
 - (1) 地上式とし、かつ、ホース接続口（差込式で、口径が 6 5mm のもの）が屋外消火栓箱の内部に格納されているものであること。◇
 - (2) 建築物の外壁に接して、出入口又は開口部付近に設けること。
 - (3) 令第 1 9 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の「建築物の各部分」とは、建築物の 1 階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分（地上 1 m 程度）をいうものであること。
 - (4) 大規模な工場等で、屋外消火栓を令第 1 9 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき設置した場合において、当該防火対象物の中央部に生ずる当該設備の有効範囲外の部分は、屋内消火栓設備の設置を指導すること（令第 1 1 条の規定により屋内消火栓設備が義務付けられている防火対象物を除く。）。☆
- 8 ホース及び筒先は基準 1 3、第 1、第 8 項（後段を除く。）の規定の例によるほか、次によること。

- (1) 1の屋外消火栓につき、呼称65、長さ20mのホース2本以上及び筒先1本以上を、屋外消火栓箱に格納しておくこと。◇
- (2) ノズルは、19mmのスムーズノズルとし、「結合金具の接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について」(平成5年6月30日消防予第197号)の基準に適合するものとする。

9 標識等は、次によること。

- (1) 屋外消火栓箱の内部又はその直近の見やすい箇所に、屋外消火栓の使用方法を表示すること。
- (2) 「ホース格納箱」及び「消火栓」の表示は基準38によること。

10 消防用ホースの摩擦損失計算は、第22-2表によること。

第22-2表

ホースの摩擦損失水頭表 (100m当たり) [単位m]

流量 (ℓ/min)	呼称 種別	ホース呼称
		呼称65のホース 平ホース
350		4

基準23 動力消防ポンプ設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 水源は、基準13、第1、第2項第1号及び第2号ア並びに基準31、第1項第1号から第3号までの規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 水源の有効水量は、地盤面からの高さが4.5m以内の部分とすること。
 - (2) 吸管投入口（池等を水源とする場合は、その周囲で接岸できる部分）の付近は、動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車及び可搬消防ポンプをいう。以下この基準において同じ。）が容易に接近でき、かつ、操作できる空間を有すること。
- 2 動力消防ポンプは、次によること。
 - (1) 動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、設置する水源ごとに1以上設置すること。
 - (2) 動力消防ポンプの設置場所は、雨水等の影響を受けるおそれのない場所とし、かつ、水源へ搬送するのに障害がない場所とすること。
 - (3) 動力消防ポンプの設置場所には、その旨を表示した標識を設けること（建物等に格納する場合には、出入口の扉。）。
 - (4) 動力消防ポンプに使用する吸管及びホース等は、次によること。
 - ア 吸管は、前項の水源の水量が有効に吸水できる長さとする。
 - イ ホースは、設置する動力消防ポンプごとに、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数を設けること。
- 3 動力消防ポンプを設置する防火対象物は、その設置数に応じ、動力消防ポンプを使用するのに必要な知識及び技能のある人員等を常時確保できるような防火管理体制を確立させること。この場合において、必要な知識及び技能のある人員とは、安全センターから可搬消防ポンプ等整備資格者免状を交付された者をいう。◇

基準24 自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準

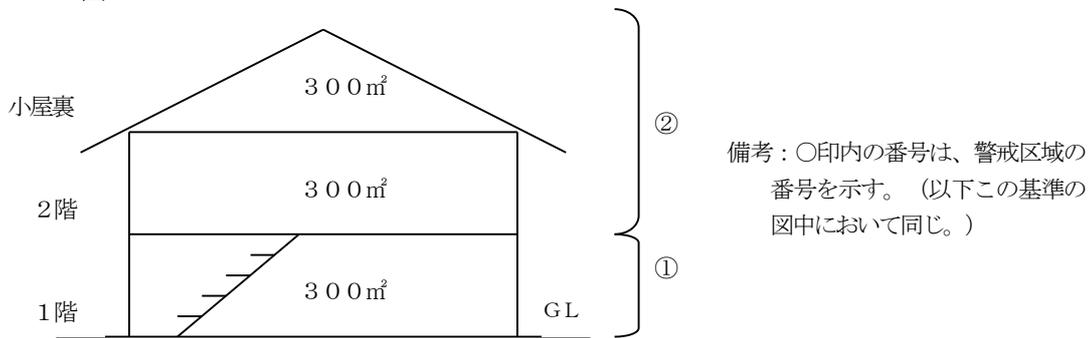
法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

第1 警戒区域の設定は、次によること。

- 1 防火対象物の天井裏及び小屋裏（以下この基準において「天井裏等」という。）は、令第21条第2項第1号の規定の適用の際、警戒区域の面積には算入すること。

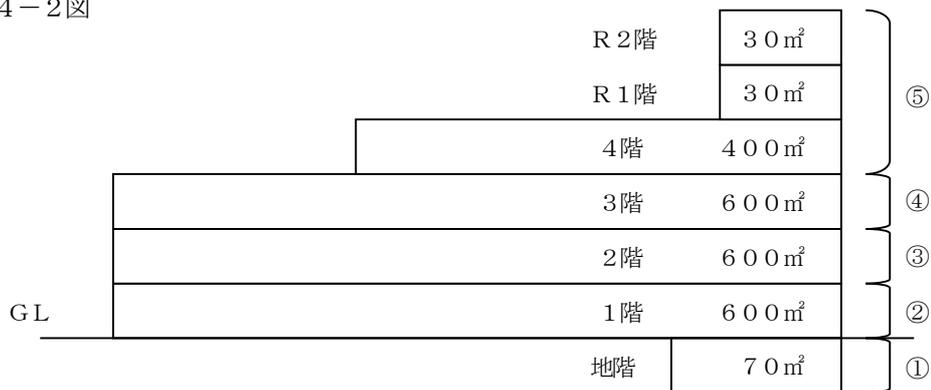
第24-1図の例では、小屋裏と2階の警戒区域面積の合計が600㎡以下となるので、同一の警戒区域とすることができる。この場合、容易に感知器を点検するための点検口を設けること。

第24-1図



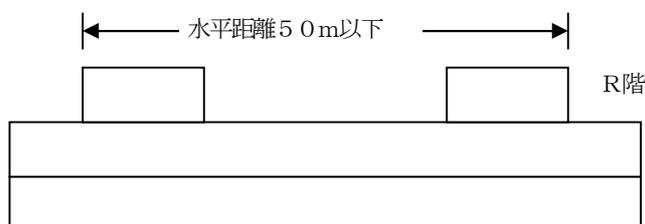
- 2 建基令第2条第1項第8号の規定により階数に算定されない塔屋及び地階は、第24-2図の例により警戒区域を設定すること。第24-2図の例では、R1階及びR2階と4階は、床面積の合計が600㎡以下となるので、同一の警戒区域とすることができる。

第24-2図



- 3 屋上の昇降機塔、装飾塔、居室等で、当該外壁から水平距離が5.0m以下であれば、同一の警戒区域とすることができる（第24-3図参照）。

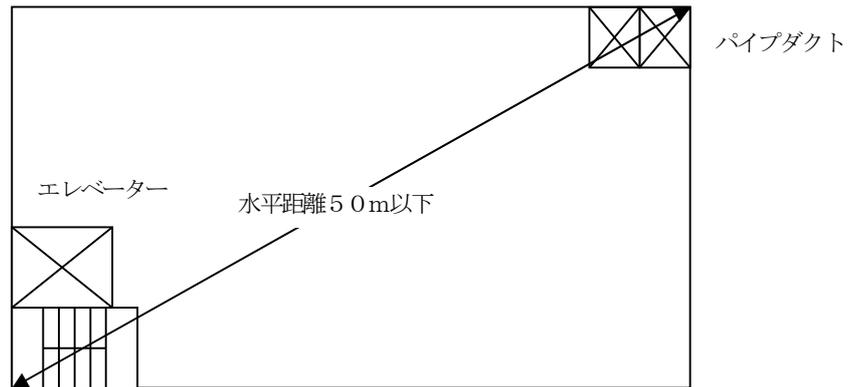
第24-3図



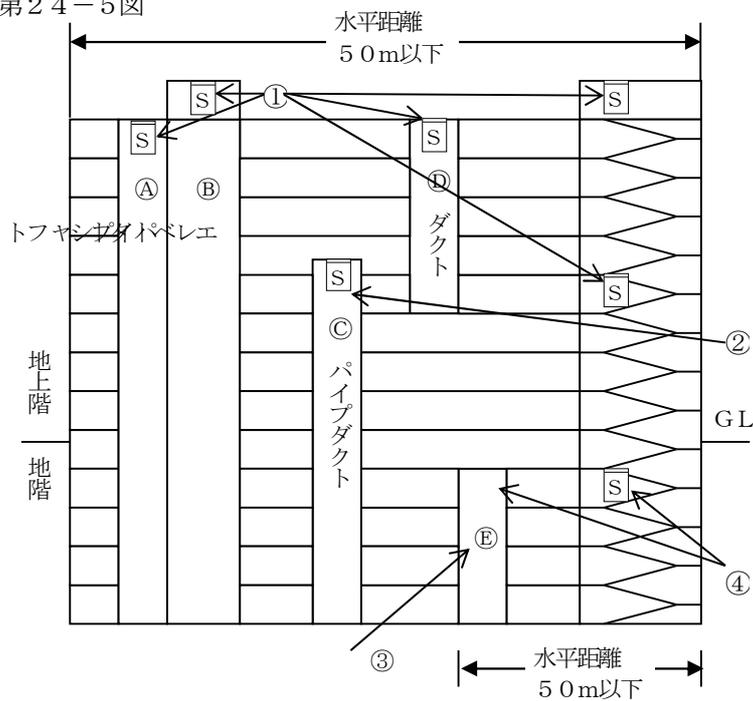
4 階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するもの（以下この基準において「階段等」という。）の警戒区域の設定は、次によること。

- (1) 階段等と各階の居室、廊下、通路等とは、別の警戒区域とすること。
- (2) 同一の防火対象物に階段等が2以上ある場合、それら相互の水平距離が5.0m以下の範囲内にあるのは、同一の警戒区域とすることができる。ただし、頂部が3階層以上異なる場合は、別の警戒区域とすること（第24-4図及び第24-5図参照）。

第24-4図



第24-5図

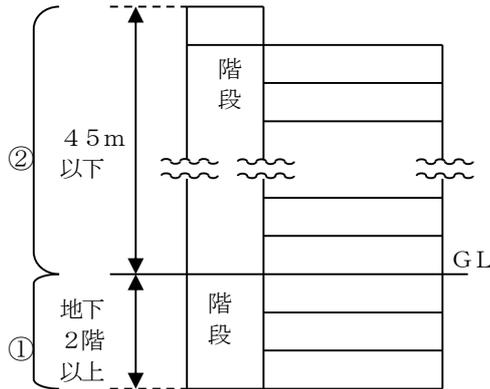


備考

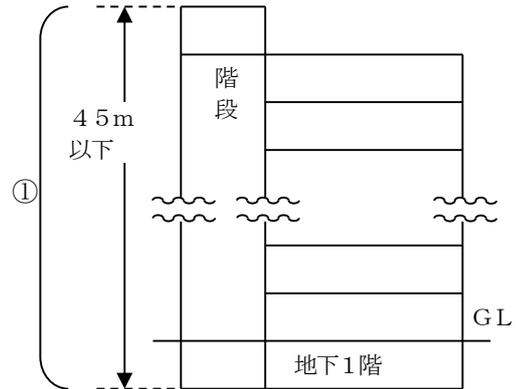
- ① ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ① ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ② ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ③ ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ④ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの警戒区域は、垂直距離4.5m以下ごとに1の警戒区域とし、かつ、地階と地上階は別の警戒区域とすること（第24-6図参照）。ただし、地階の階数が1のものは、地上階と垂直距離4.5m以下で同一の警戒区域とすることができる（第24-7図参照）。

第24-6図



第24-7図



5 警戒区域の面積算定は、次によること。

- (1) 警戒区域の面積は、床面積及び天井裏等の水平投影面積をいい、壁その他の区画の中心線を境界線として算定すること。
- (2) 警戒区域の面積は、感知器の設置が免除されている部分の面積も含めて算定すること。
- (3) 外気に面して常時開放された上屋（倉庫、車庫等）で、規則第23条第4項第1号口の規定に該当しない場所の警戒区域は、外気に面するそれぞれの部分から、5mの範囲内の取付面を除いて算定すること。

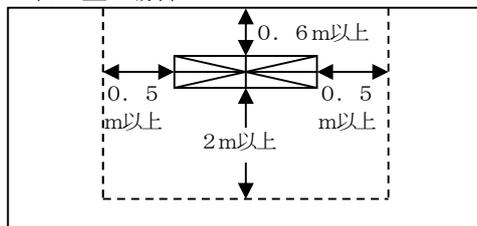
第2 受信機は、次によること。

1 受信機を設ける場所は、次によること。

- (1) 火災等の被害を受けるおそれが少ない場所であること。
- (2) 温度、湿度、衝撃、振動又はほこり等の影響を受けない場所に設けるとともに、地震による振動等の影響を受けない措置を講じること。
- (3) 受信機の周囲は、次のア又はイにより、操作上支障となる障害物がないよう適当な空間を保有すること（第24-8図又は第24-9図参照）。

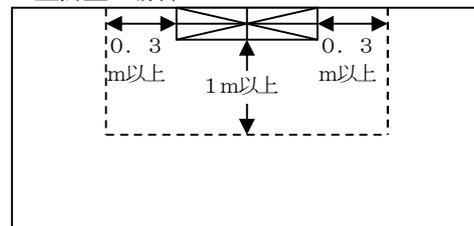
第24-8図

ア 自立型の場合



第24-9図

イ 壁掛型の場合



備考 自立型の場合で背面に扉等がないものは、背面の空間を省略することができる。

- (4) 受信機を設けた場所の出入口には、受信所である旨を表示した標識を、基準38の例により設けること。◇

2 同一敷地内に、2以上の防火対象物がある場合において、防災センター等に、当該防火対象物の全区域を表示する受信機を設け、集中管理する場合は、それぞれの防火対象物の受信機の設置を省略することができる。

- 3 受信機の警戒区域の表示は、次によること。
- (1) 1の表示窓に2以上の警戒区域を表示しないこと。
 - (2) 感知器を他の設備と兼用する場合は、火災信号は他の設備の制御回路等の中継しないで表示すること。ただし、火災信号の伝送に障害とならない方法で兼用するものは、この限りでない。
- 4 規則第24条第2号トに規定する受信機のある場所相互間で同時に通話することができる設備（以下この基準において「相互通話設備」という。）は、次によること。ただし、受信機が同一場所に併設されている場合又は副受信機がある場合は、相互通話設備を設置しないことができる。
- (1) 相互通話設備は、次に掲げるもの又はこれらと同等の通話効果が認められるものとする。こと。
 - ア インターホン
 - イ 非常電話
 - ウ 発信機（P型1級に限る。）
 - (2) 相互通話設備は、受信機が設置されている場所の直近に、かつ、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所で、当該設備を有効に操作できる位置に設けること。
 - (3) 相互通話設備の機能は、次に適合するものであること。
 - ア 1の送受話器を取り上げ、又は選局スイッチを操作する等、簡易な方法により、自動的に一方の機器への発信が可能であること。
 - イ 1の送受話器の発信により、一方の機器の呼出し音が鳴動するとともに、表示装置が設けられているものは、当該表示が有効に点灯するものであること。
 - ウ 相互に、かつ、同時に通話できるものであること。

第3 感知器は、次によること。

- 1 取付け面又は天井等の高さ（以下この基準において「取付け面等の高さ」という。）による感知器の種類は、第24-1表によること。

第24-1表

感知器の種別			取付け面等の高さ				
			4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上
差動式	スポット型	1種	○	○	—	—	—
		2種	○	○	—	—	—
	分布型	1種	○	○	○	—	—
		2種	○	○	○	—	—
補償式	スポット型	1種	○	○	—	—	—
		2種	○	○	—	—	—
定温式	スポット型	特種	○	○	—	—	—
		1種	○	○	—	—	—
熱アナログ式	スポット型	特種相当	○	○	—	—	—
イオン化式 光電式	スポット型	1種	○	○	○	○	—
		2種	○	○	○	—	—
		3種	○	—	—	—	—
イオン化・光 電アナログ式	スポット型	1種相当	○	○	○	○	—
		2種相当	○	○	○	—	—
		3種相当	○	—	—	—	—
光電式	分離型	1種	○	○	○	○	—
		2種	○	○	○	—	—
光電アナログ 式	分離型	1種相当	○	○	○	○	—
		2種相当	○	○	○	—	—
炎感知器	スポット型		○	○	○	○	○
熱複合式 熱煙複合式 煙複合式 多信号	スポット型		それぞれの感知器の有する感知器の取付け面等の高さの低いものを基準とする。				

(注) 1 ○印は、当該設置場所に適応することを示す。

2 差動式分布型3種及び定温式スポット型2種は、消火設備と連動する場合に限り使用できるものである。

- 2 感知器の選択は、次の各号並びに第24-2表及び第24-3表によること。
- (1) 工場、倉庫等で足場が容易に確保できない場所や、電気室等の危険が伴う場所で維持管理が十分期待できない場合は、差動式分布型、差動式スポット型と試験器の組合せ、自動試験機能等対応型感知器等による試験、点検等が可能なものを使用すること。
 - (2) 設置場所が、規則第23条第4項第1号ニ(イ) から(ト)まで及びホ(ハ)に該当する場所には、第24-2表に示す当該設置場所に適応する感知器を設けること。
 - (3) 規則第23条第5項各号に掲げる場所のうち、第24-3表の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあるときは、同表中の適応する煙感知器又は炎感知器を設けること。
 - (4) 規則第23条第6項第2号又は第3号に掲げる場所のうち、第24-3表の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあるときは、同表中の適応する熱感知器又は煙感知器又は炎感知器を設けること。
 - (5) 第3号又は第4号により煙感知器を設置した場合に非火災報が頻発に発生するおそれ又は感知が著しく遅くなるおそれがあるときは、規則第23条第4項第1号ニ(チ)に掲げる場所として第24-3表の適応する熱感知器又は炎感知器を設けること。
 - (6) 多信号式感知器及び複合式感知器の設置は、その有する種別、公称作動温度又は当該感知回路の蓄積機能の有無の別に応じ、そのいずれもが第3号から第5号までに適合する感知器とすること。
 - (7) 旅館、ホテル等の客室部分、テナントビルのテナント部分又は病院の病室部分等の点検時間に制限を受ける等のおそれがある場所には、自動試験機能等対応型感知器を設けること。

第24-2表 規則第23条第4項第1号ニ(イ)から(ト)及び同号ホ(ハ)に該当する場所

設置場所		適応熱感知器									炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式スポット型		
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種			
じんあい、微粉等が多量に滞留する場所	ごみ集積所 荷捌所 塗装室 紡績・製材・石材等の加工場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>1 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分で、炎感知器による監視が著しく困難な場合等は、令第32条を又は条例第46条を適用して、適応する熱感知器を設置することができる。</p> <p>2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものとする。</p> <p>3 差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものとする。</p> <p>4 定温式感知器を設ける場合は、特種とすること。</p> <p>5 紡績、製材の加工場等火災拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあつては特種で公称作動温度75℃以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器は火災表示に係る設定表示温度を80℃以下としたものとする。</p>
水蒸気が多量に滞留する場所	蒸気洗淨室 脱衣室 湯沸室 消毒室等	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	<p>1 差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用することができる。</p> <p>2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものとする。</p> <p>3 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型とすること。</p>
腐食性ガスが発生するおそれのある場所	メッキ工場 バッテリー室 污水处理場等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	<p>1 差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入できない措置を講じたものとする。</p> <p>2 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること。</p> <p>3 定温式感知器を設ける場合は、特種とすること。</p>

厨房その他正 常時に置いて 煙が滞留する 場所	厨房室 調理室 溶接作業所 等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	厨房、調理室等で高温となるおそれのある 場所に設ける感知器は、防水型感知器を使用す ること。
著しく高温 となる場所	乾燥室、殺 菌室、ボイ ラー室、鑄 造場、映写 室、スタジオ 等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	
排気ガスが 多量に滞留 する場所	駐車場、車 庫荷物取扱 所、車路、 自家発電 室、トラッ クヤード、 エンジンテ スト室等	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	1 規則第23条第5項第6号の規定による地 階、無窓階及び11階以上の部分で、炎感知 器による監視が著しく困難な場合等は、令第 32条を適用して、適応する熱感知器を 設置することができる。 2 熱アナログ式スポット型感知器を設ける場 合は、火災表示に係る設定表示温度は、6 0℃以下であること。
煙が多量に 流入するお それのある 場所	配膳室、厨 房の前室、 厨房内にあ る食品庫、 ダムウェー ター、厨房 周辺の廊下 及び通路、 食堂等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、 厨房の前室等に設ける定温式感知器は、特種 を使用すること。 2 厨房周辺の廊下及び通路、食堂等は、定温 式感知器を使用しないこと。 3 上記2の場所に熱アナログ式スポット型感 知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表 示温度は60℃以下であること。
結露が発生 する場所	スレート又 は鉄板で葺 いた屋根の 倉庫・工場、 パッケージ 型冷却機専 用の収納 室、密閉さ れた地下倉 庫、冷凍室 の周辺等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	1 補償式スポット型感知器、定温式感知器又 は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場 合は、防水型を使用すること。 2 補償式スポット型感知器は、急激な温度変 化を伴わない場所に限り使用すること。
火を使用す る設備で火 炎が露出す るものが設 けられている 場所	ガラス工 場、キュー ボラのある 場所、溶接 作業所、厨 房、鑄造 所、鍛造所 等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	

注1 ○印は当該設置場所に適応することを示し×印は当該設置場所に適応しないことを示す。

2 設置場所の欄の「具体例」は、感知器の取付面の付近（炎感知器は公称監視距離の範囲）が「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。

- 3 差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報の発生は2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
- 4 差動式分布型3種及び定温式2種は、消火設備と連動する場合に限り使用できること。
- 5 多信号感知器は、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが第24-2表により適応感知器とされたものであること。

第24-3表

設置場所		適応熱感知器					適応煙感知器					炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式 トッポ 型	差動式 分佈 型	補償式 トッポ 型	定温式 トッポ 型	熱 アナログ トッポ 型	イ オン 化 トッポ 型	光 電 式 トッポ 型	イ オン 化 ア ナ ロ グ トッポ 型	光 電 ア ナ ロ グ トッポ 型	光 電 式 分 離 型		
喫煙による煙が滞留するよ うな換気の悪 い場所	会議室、応接 室、休憩室、控 室、楽屋、娯楽 室、喫茶室、飲 食室、待合室、 キャバレー等の 客室、集会場、 宴会場等	○	○	○				○*		○*	○	○	
就寝施設とし て使用する場 所	ホテルの客室、 宿泊室、仮眠室 等						○*	○*	○*	○*	○	○	
煙以外の微粉 子が浮遊して いる場所	廊下、通路等						○*	○*	○*	○*	○	○	○
風の影響を受 けやすい場所	ロビー、礼拝 堂、観覧場、塔 屋にある機械室		○					○*		○*	○	○	○
煙が長い距離 を移動して感 知器に到達す る場所	階段、傾斜路、 エレベーター昇 降路等							○		○	○	○	光電式スポット型感 知器又は光電アナロ グ式スポット型感 知器を設ける場合は、 当該感知器回路に蓄 積機能を有しないこ と。
薫焼火災とな るおそれのあ る場所	電話機械室、通 信機室、電算機 室、機械制御室 等							○		○	○	○	
大空間でかつ 天井が高いこ と等により熱 及び煙が拡散 する場所	体育館、航空機 の格納庫、高天 井の倉庫・工 場、観覧席上部 で感知器取付高 さが8m以上の 場所		○								○	○	○

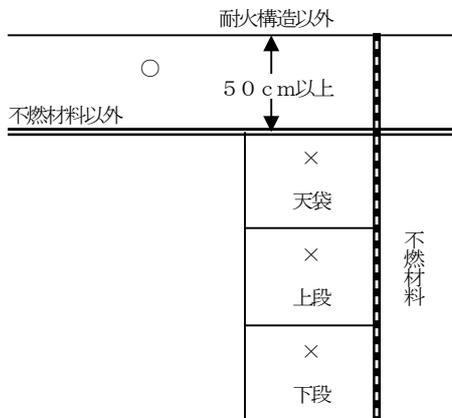
注1 ○印は、当該設置場所に適応することを示す。

- 2 ○*印は、当該設置場所に煙感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。
- 3 設置場所の欄に掲げる「具体例」は、感知器の取付面の付近（光電式分離型感知器は光軸、炎感知器は公称監視距離の範囲）が「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
- 4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該感知器回路に蓄積機能を有しないもの）の1種は、感度が良いため、非火災報の発生は2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
- 5 差動式分布型3種及び定温型2種は消火設備に連動する場合に限り使用できること。
- 6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場合には適応しない。
- 7 大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所に、差動式分布型又は光電式分離型2種を設ける場合は、1.5m未満の天井高さで、光電式分離型1種を設ける場合は2.0m未満の高さで設置すること。
- 8 多信号感知器は、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが第2.4-3表により適応する感知器とされたものとする。
- 9 蓄積型の感知器又は蓄積式の中継器若しくは受信機を設ける場合は、規則第2.4条第7号の規定によること。

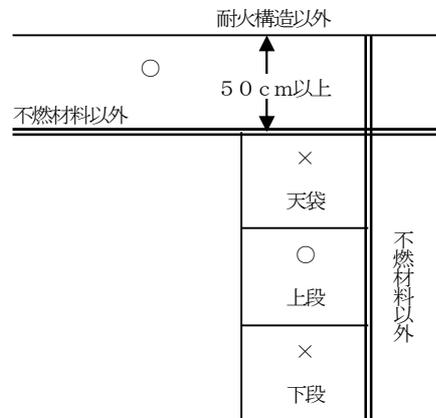
3 感知器の設置を免除できる部分等は、次によること。☆

- (1) 特定主要構造部を耐火構造以外とした防火対象物の天井裏等で、不燃材料の壁及び床で区画された部分。この場合、天井裏等に、釣木及び野縁等が可燃材であるものは、不燃材料で区画されたものとみなさない。
- (2) 便所、浴室、シャワー室、洗面所等の用途に供する部分。ただし、当該部分に次に掲げる機器等を設置した場所を除く。
 - ア 洗濯乾燥機、電気湯沸器、電気温風器等
 - イ ガラス曇り防止器等ヒーターを内蔵した機器等のうち、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づき安全性が確認されていないもの又は機器個々のヒーターの出力が2kWを超えるもの
- (3) 開口部に特定防火設備である防火戸又はこれと同等以上の防火性能を有するものを設けている金庫室
- (4) 恒温室、冷蔵庫等で、火災を早期に感知することができ、かつ、自動的に警報を発することができる自動温度調節装置を設けてあるもの
- (5) 金属等を溶融、鋳造又は鍛造する設備のある場所で、感知器により火災を有効に感知することができない部分
- (6) 特定主要構造部を耐火構造とした警察署、検察庁等の留置場等の部分
- (7) 部屋に付属する押入れ又は物置等（以下この基準において「押入等」という。）で、4㎡以下のもの（特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物に存するものに限る。）又は次のアからウまでの例に適合する部分（第2.4-1.0図から第2.4-1.7図参照）。ただし、ウォークインクローゼット及び納戸等のように内部に人が出入りできる形態のものは除く。

ア 天井裏に感知器がある場合の例
 (ア) 押入等の壁が不燃材料のもの
 第24-10図

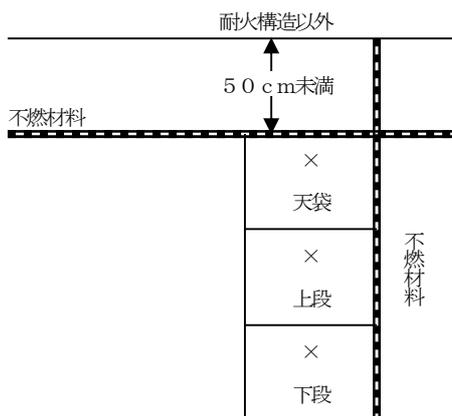


(イ) 押入等の壁が不燃材料以外のもの
 第24-11図

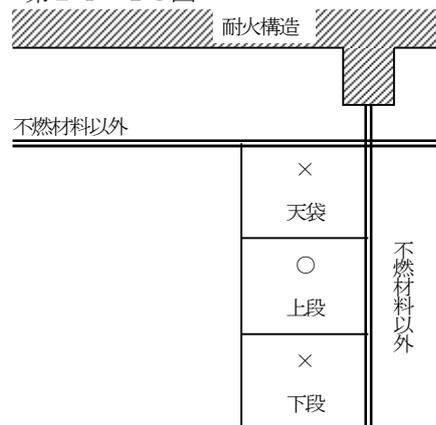


凡例 ○印 : 感知器設置 ×印 : 感知器省略

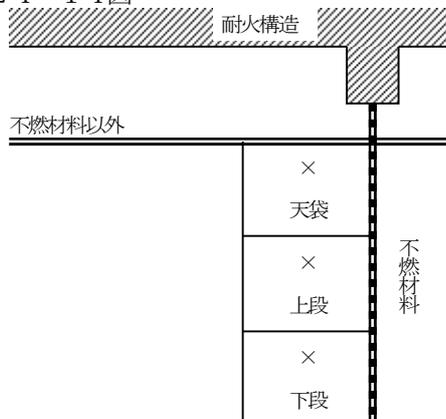
イ 天井裏に感知器がない場合の例
 (ア) 押入等の壁及び天井が不燃材料のもの
 第24-12図



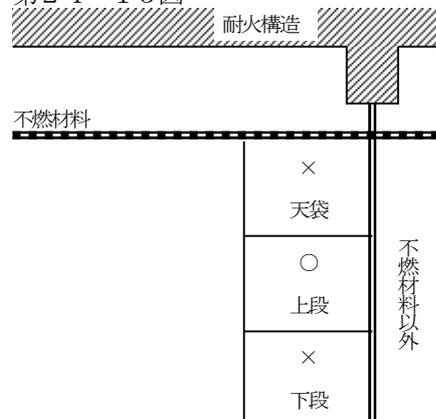
(イ) 押入等の壁及び天井が不燃材料以外のもの
 第24-13図



(ウ) 押入等の壁が不燃材料のもの
 第24-14図



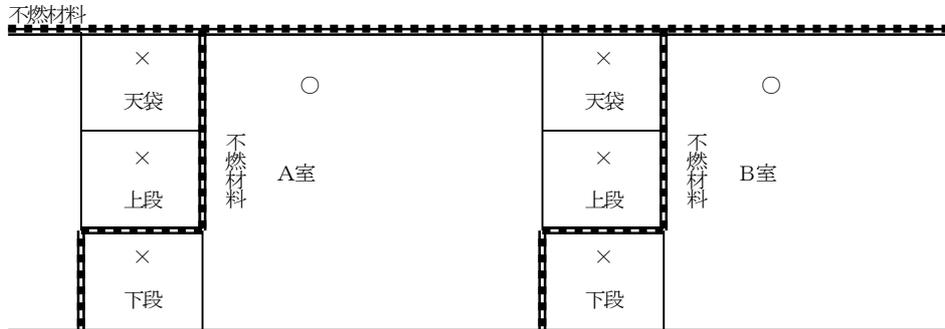
(イ) 押入等の壁が不燃材料以外のもの
 第24-15図



ウ 1 箇所の押入等をそれぞれA室及びB室で使用している場合の例

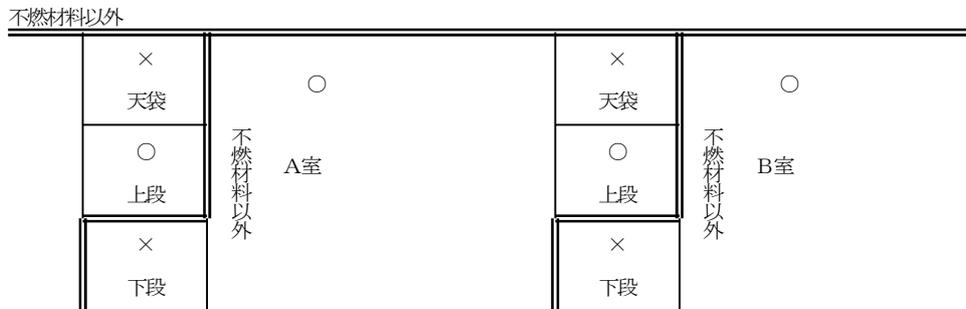
(ア) 押入等の壁及び天井が不燃材料のもの

第24-16図



(イ) 押入等の壁及び天井が不燃材料以外のもの

第24-17図



(8) 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物の部分で、次のいずれかに該当するパイプシャフト、パイプダクト、ダストシュートその他これらに類するもの（開口部のあるものは、防火戸又は防火戸と同等以上の構造を有するものが設けられているものに限る。以下この基準において「パイプシャフト等」という。なお、この場合において開口部の上下に換気のための必要最小限のガラリ等を設けることができる。）

ア 水平断面積が1㎡未満のもの

イ 吸排気ダクトで、風速が常時5m/sec以上のもの

ウ 臭気ダクト又はダストシュートで、じんあい等が著しく発生するもの

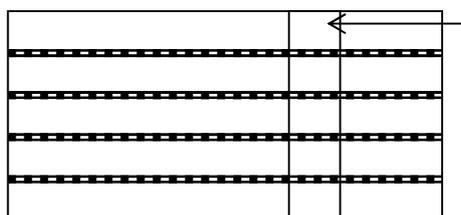
エ 各階ごとに水平区画されたパイプシャフト等のうち、メーターボックスとしてのみ使用されるもの

オ 2以下の階ごとに不燃材料で完全に水平区画され、かつ、パイプシャフト等の用途にのみ供されるもの（第24-18図及び第24-19図参照）

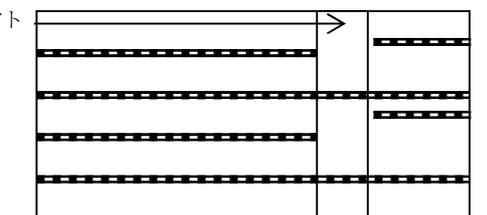
第24-18図

第24-19図

各階ごとに区画されている場合



2以下の階ごとに区画されている場合



- (9) 感知器の機能保持が著しく困難な場所である部分
- (10) 風除室（可燃物がないものに限る。）
- (11) 踏込み。ただし、当該踏込みに押入等がある場合又は畳敷きで前室とみなされる場合を除く。
- (12) 令別表第1（5）項口に掲げる防火対象物で、住戸内の玄関、玄関若しくは踏込みに続く廊下、又はこれらに面して設けられた押入等で1㎡未満のもの
- (13) カプセル型寝具を用いる場合で、次に適合するもの ◇
 - ア 各カプセル型寝具は、難燃材料又はこれと同等の材質であること。
 - イ 各カプセル型寝具が設置される客室内の天井には煙感知器が設置されていること。
 - ウ 各カプセル型寝具で用いられる寝具は防災製品を使用していること。

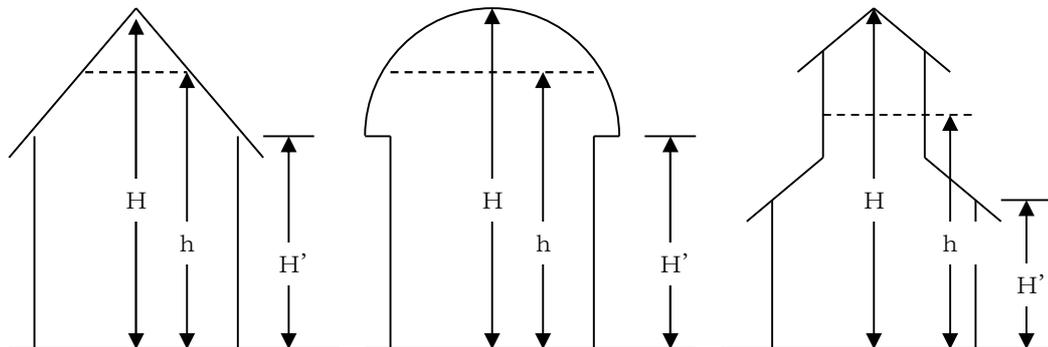
4 傾斜天井、円形天井等の天井が傾斜している形状のもの（以下この基準において「傾斜天井等」という。）の取扱いは、次によること。

(1) 傾斜天井等の感知器取り付け面の高さの算定は、次によること。

感知器取り付け面の高さは、棟高（最頂部）Hと軒高（最低部）H' の平均高さhをいい、次式により算出する（第24-20図参照）。

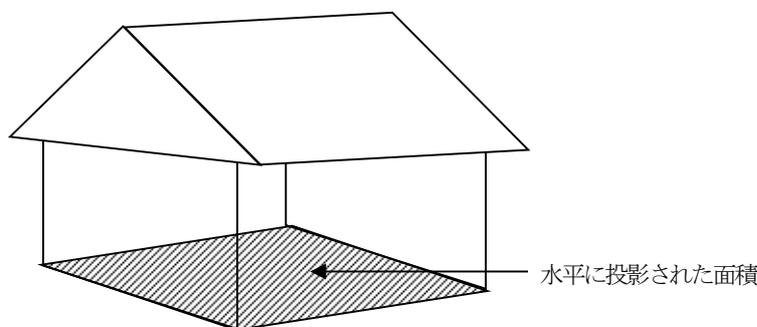
$$h = \frac{H + H'}{2} \quad (\text{m})$$

第24-20図



(2) 傾斜天井等の面積は、水平面に投影された面積とする（第24-21図参照）。

第24-21図



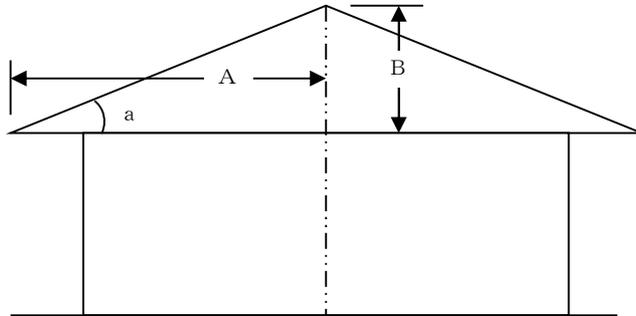
(3) 傾斜天井等の傾斜角度は、次のアからウまでによること。

ア 傾斜角度は、第24-22図のようにaをいい、B/Aで表す。

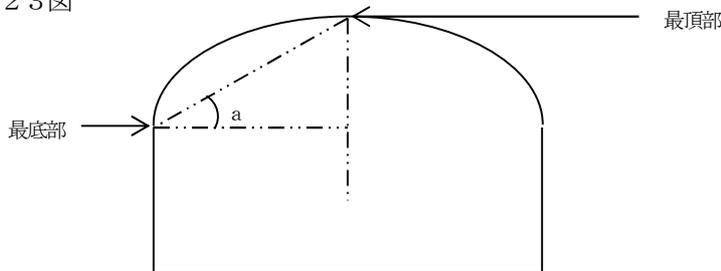
イ 円形天井の傾斜角度は、円形天井の最頂部と最低部を直線で結んだ角度 a をいう（第24-23図参照）。

ウ 傾斜天井等に感知器を設ける場合に、傾斜角度が $3/10$ 以上の場合は、頂部が密となるように設け、傾斜角度が $3/10$ 未満の場合は、平面天井とみなして設けることができる。

第24-22図



第24-23図



5 差動式スポット型、補償式スポット型、定温式スポット型又は熱アナログ式スポット型感知器（以下この項において「感知器」という。）の設置は、次によること。

(1) 感知器は、感知器の取付面の各部分から1の感知器までの水平距離が、第24-4表に示す数値以下となるように設けること。◇

第24-4表

感知器種別		取付面の各部分から感知器までの水平距離 (m)				
		構造 平均高さ	耐火		その他	
			4m未満	4m以上 8m未満	4m未満	4m以上 8m未満
差動式スポット型	1種	9	7	7	6	
	2種	8	6	6	5	
補償式スポット型	1種	9	7	7	6	
	2種	8	6	6	5	
定温式スポット型	特殊	8	6	6	5	
	1種	7	5	5	4	
	2種	4	—	4	—	
熱アナログ式スポット型		8	6	6	5	

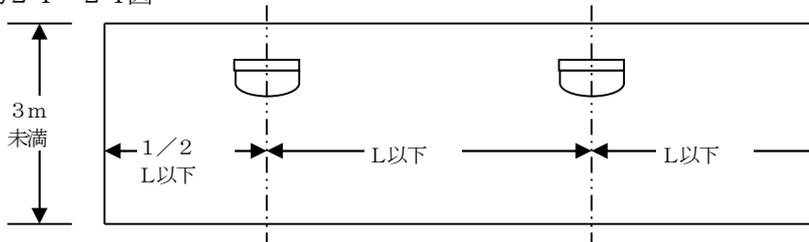
(2) 特殊な場所に感知器を設ける場合は、規則第23条第4項第3号ロの規定にかかわらず、次によること。

ア 短辺又は幅員が概ね3m未満の細長い居室、廊下又は通路（以下この基準において「細長い居室等」という。）に感知器を設ける場合は、感知器の取付面の各部分から1の感知器までの歩行距離が、第24-5表に示す数値以下となるように設けること（第24-5表及び第24-24図参照）。

第24-5表

感知器種別	取付間隔		
	構造	耐火	歩行距離L (m)
差動式スポット型	1種	15	10
	2種	13	8
補償式スポット型	1種	15	10
	2種	13	8
定温式スポット型	特殊	13	8
	1種	10	6
熱アナログ式スポット型		13	8

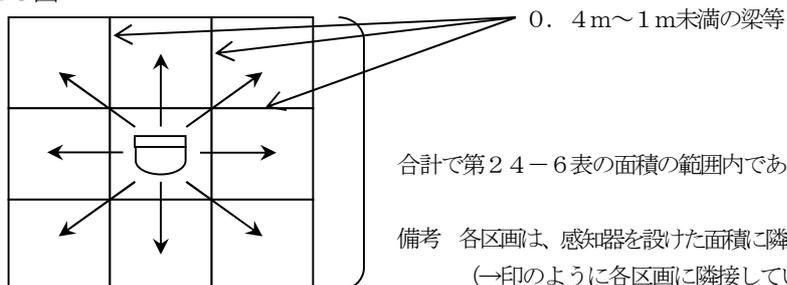
第24-24図



イ 0.4m以上、1m未満の突き出した梁等で区画された小区画が2以上連続してある場合は、隣接する区画の合計面積が、第24-6表に示す数値以下ごとに同一の感知区域とすることができる（第24-25図参照）。

ウ 0.4m以上、1m未満の突き出した梁等で区画された小区画が隣接してある場合は、その小区画の面積が5㎡以下（隣接した小区画が2以上ある場合は、その合計面積が、第24-6表の数値以下のものに限る。）のものに限り、同一の感知区域とすることができる（第24-26図参照）。

第24-25図



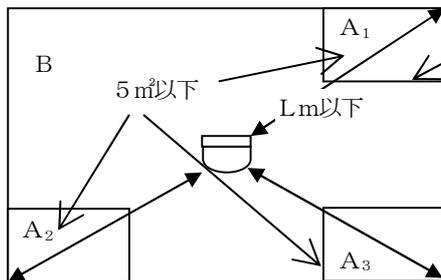
合計で第24-6表の面積の範囲内であること。

備考 各区画は、感知器を設けた面積に隣接していなければならない。（→印のように各区画に隣接していること。）

第24-6表

感知器種別	構造	区画の合計面積 (㎡)	
		耐火	その他
差動式スポット型	1種	20	15
	2種	15	10
補償式スポット型	1種	20	15
	2種	15	10
定温式スポット型	特殊	15	10
	1種	13	8
熱アナログ式スポット型		15	10

第24-26図



0. 4m～1m未満の梁等

備考1 A₁、A₂…の合計面積は、第24-6表に示す数値以下とすること。

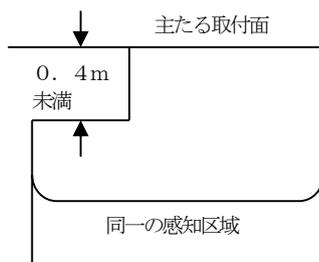
2 Lは、第24-4表に示す数値とする。

3 A₁、A₂…及びBの合計面積は、規則第23条第4項第3号ロに規定する面積以内であること。

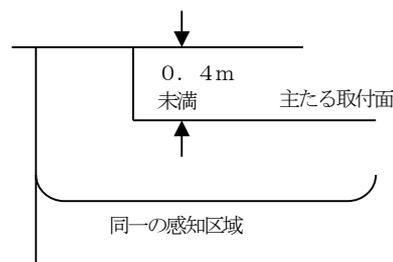
エ 段違い天井の場合は、次によること。

(ア) 段違いの深さが0.4m未満の場合は、同一の感知区域とすることができる（第24-27図及び第24-28図参照）。また、「主たる取付面」とは、同一の感知区域内で、取付面の高さが異なる部分が存する場合は、その取付面の高さに応じた面積のうち、最も広い部分の取付面をいう。以下この基準において同じ。

第24-27図



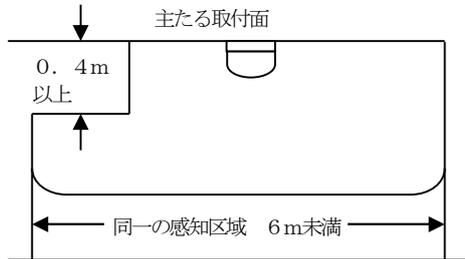
第24-28図



(イ) 段違いを含む居室等の幅が6m未満の場合は、段違いの形状にかかわらず、当該居室等を同一の感知区域とすることができる。この場合に、感知器は、当該居室等の面積に必要な感知器の個数を主たる取付面に設けること。ただし、段違いの高い部分の幅が1.5m以上である場合は、高い天井面に設けること（第24-29図、第24-30図及び第24-31図参照）。

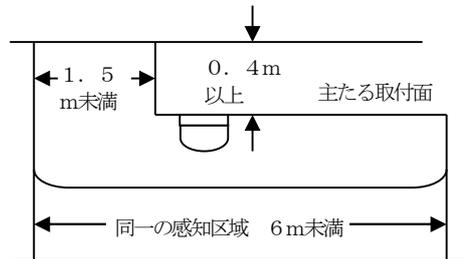
第24-29図

(主たる取付面の方が高い場合)



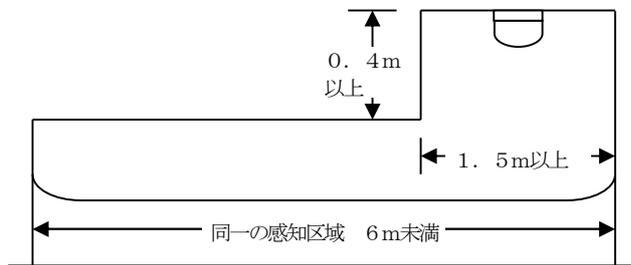
第24-30図

(主たる取付面以外の面の方が高く、かつ、その幅が1.5m未満である場合)



第24-31図

(主たる取付面以外の面の方が高く、かつ、その幅が1.5m以上である場合)

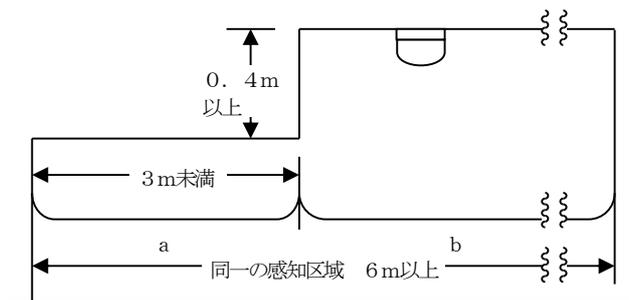


(ウ) 段違いを含む居室等の幅が6m以上の場合は、次によること。

- a 主たる取付面より低い段違いがあり、その幅が3m未満の場合は、同一の感知区域とすることができる。この場合に、感知器は、当該居室等の面積に必要な感知器の個数を、高い天井面に有効に感知するよう設けること（第24-32図参照）。

第24-32図

(主たる取付面以外の面の方が低く、かつ、その幅が3m未満である場合)

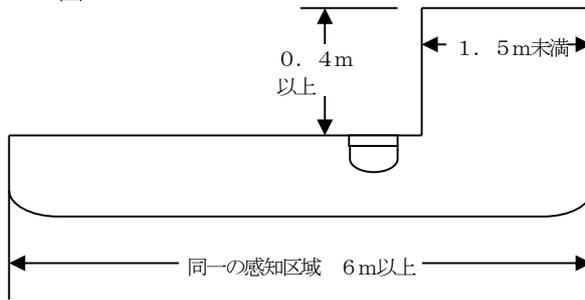


備考1 aとbの合計面積に必要な感知器の個数を高い天井面に設けること。

- 2 a、bは同一の感知区域とすることができる。

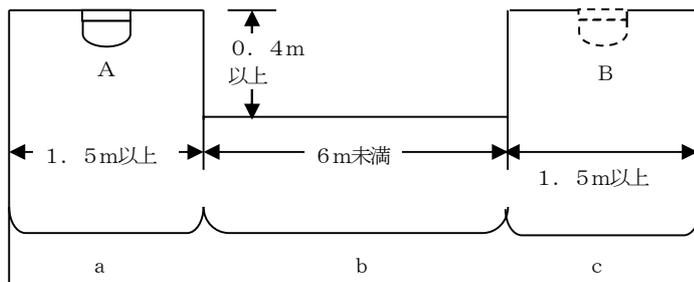
- b 主たる取付面より高い段違いがあり、その幅が1.5m未満の場合は、同一の感知区域とすることができる。この場合に、感知器は、当該居室等の面積に必要な感知器の個数を、低い天井面に有効に感知するよう設けること（第24-33図参照）。

第24-33図



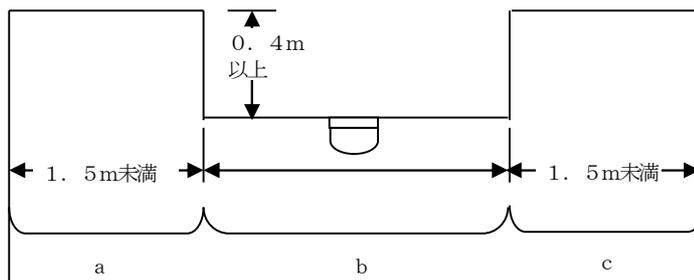
(エ) 主たる取付面の位置にかかわらず、低い段違いが中央にあり、第24-34図の例のようにその幅が6m未満、かつ、a及びcが1.5m以上の場合又は第24-35図の例のように、a及びcが1.5m未満の場合は、bの長さにかかわらず同一の感知区域とすることができる。この場合に、感知器は、当該居室等の面積に必要な感知器の個数を、前者は高い天井面に、後者は低い天井面にそれぞれ有効に感知するよう設けること。

第24-34図



備考1 a、b、cは同一の感知区域とすることができる。
2 Aだけでは、第24-4表及び規則第23条第4項第3号の基準に適合しない場合、Bが必要

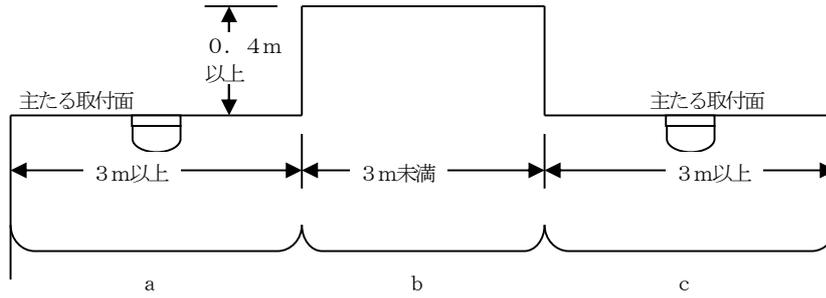
第24-35図



備考 a、b、cは同一の感知区域とすることができる。

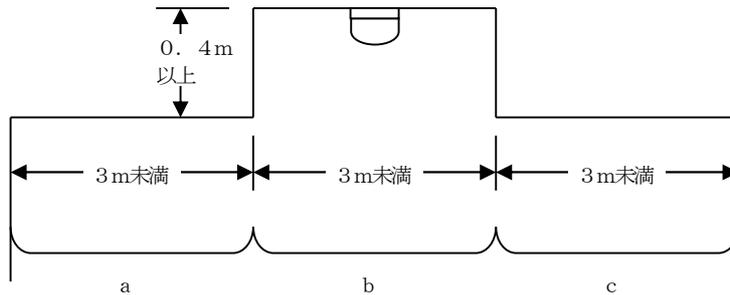
(オ) 主たる取付面より高い段違いが中央にあり、第24-36図の例のようにその幅が3m未満の場合は、低い天井面のいずれかと同一の感知区域とすることができる。ただし、第24-37図の例のように、低い天井面のa及びcが3m未満の場合は、a、b及びcを同一の感知区域とすることができる。

第24-36図



備考 a、b又はb、cは、同一の感知区域とすることができる。

第24-37図



備考 a、b、cは、同一の感知区域とすることができる。

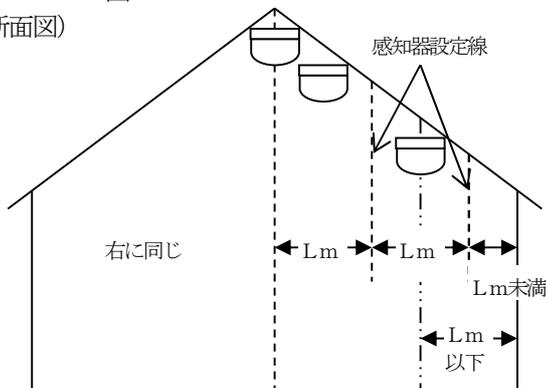
(カ) (ア)から(イ)までで、感知器の取付面の幅が3m未満の細長い場合は、アの例により感知器を設けること。

オ 感知器の取付面（天井面）からの下方の部分に、棚又は張出し等（以下「棚等」という。）がある場合は、第7項第4号オの例によること。ただし、当該棚等と天井面の距離が0.5m未満の場合は、当該棚等の形状及び大きさにかかわらず、同一の感知区域とすることができるものとし、感知器は、有効に感知するように設けること。

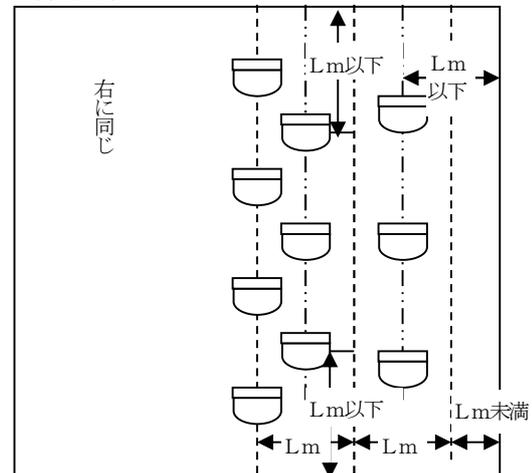
カ 感知器を傾斜角度3/10以上の傾斜天井に設ける場合は、当該床面積に必要な感知器の個数を算出し、第24-38図の例のように、最頂部に設けるほか、最頂部からの水平距離が第24-4表に示す数値（以下この項において「Lm」という。）ごとに感知器の設定線を設け、そのほぼ中間に設けること。ただし、第24-39図又は第24-40図の例のように、最頂部から壁面までの水平距離がLm以下となる傾斜天井の部分には、最頂部に設けることで足りる。

第24-38図

(断面図)



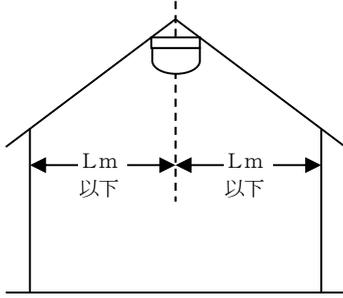
(平面図)



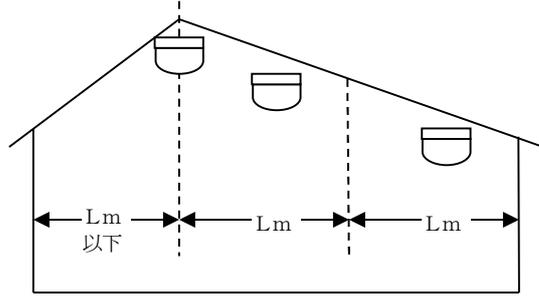
備考1 感知器は、頂部が密になるように設けること。

2 傾斜天井が左右同一の形状の場合は、左右対称となるように設けること。

第24-39図



第24-40図

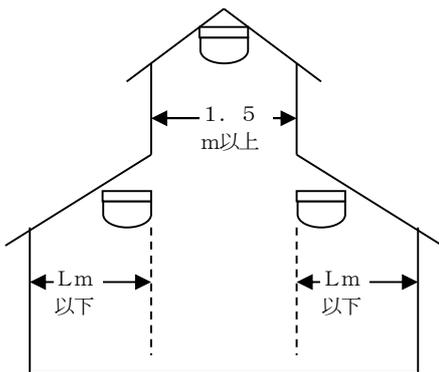


キ 越屋根天井の場合は、次のいずれかによることができる。

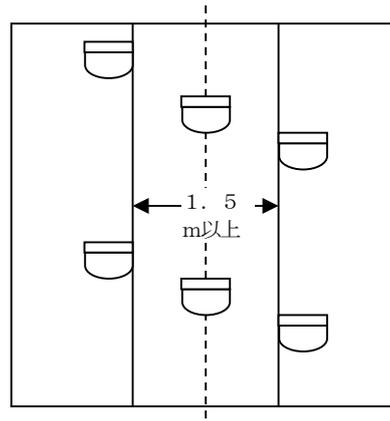
- (7) 第24-41図の例のように、越屋根の両肩の間隔が1.5m以上の場合、越屋根の合掌部及び両肩にそれぞれ感知器を設け、その他の部分（傾斜角度3/10以上のもの）は、前カの例により設けること。ただし、第24-42図の例のように、越屋根の両肩の間隔が1.5m未満の場合、越屋根の合掌部に感知器を設けないことができる。

第24-41図

(断面図)

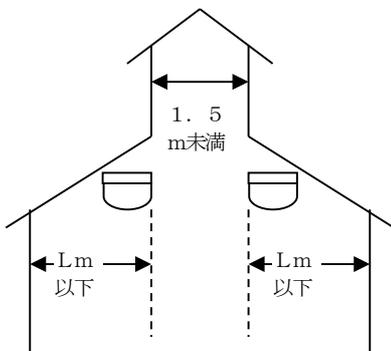


(平面図)

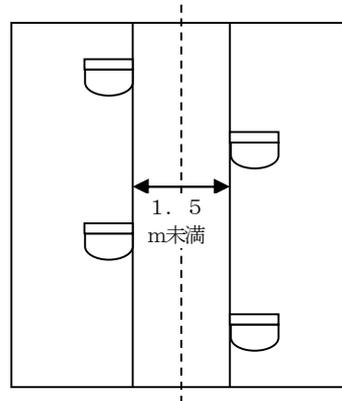


第24-42図

(断面図)



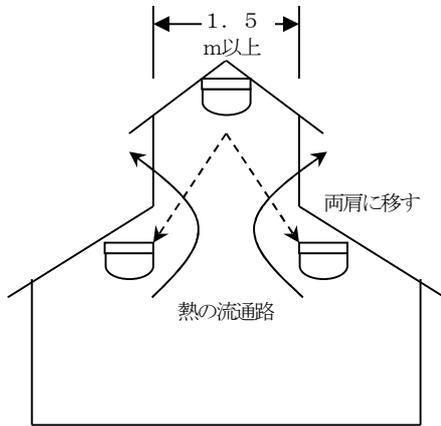
(平面図)



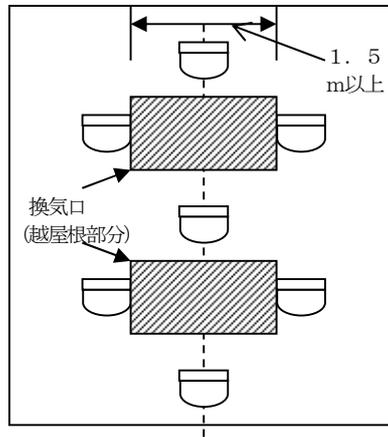
② 越屋根の構造が換気等の目的に使用される場合は、第24-43図の例のように、感知器を熱の流通経路部分に、かつ、左右対称となるように設けること。

第24-43図

(断面図)

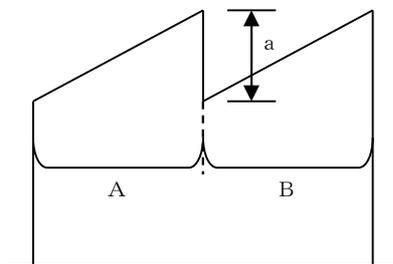


(平面図)



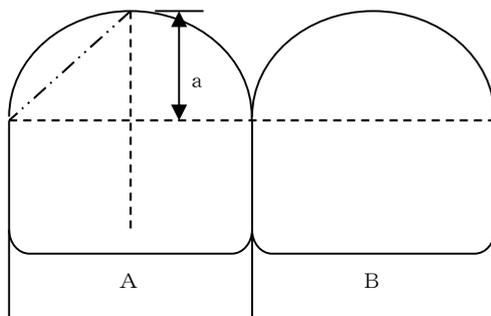
ク ノコギリ型天井又は円形天井で傾斜角度が $3/10$ 以上の場合は、カの例により感知器を設けること。ただし、第24-44図又は第24-45図の例において、傾斜角度に関係なく、 a の深さが 0.4m 以上の場合は、AとBはそれぞれ別の感知区域とし、 0.4m 未満の場合は同一の感知区域とすることができる。

第24-44図

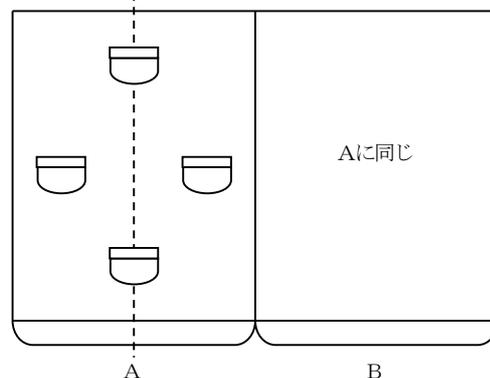


第24-45図

(断面図)

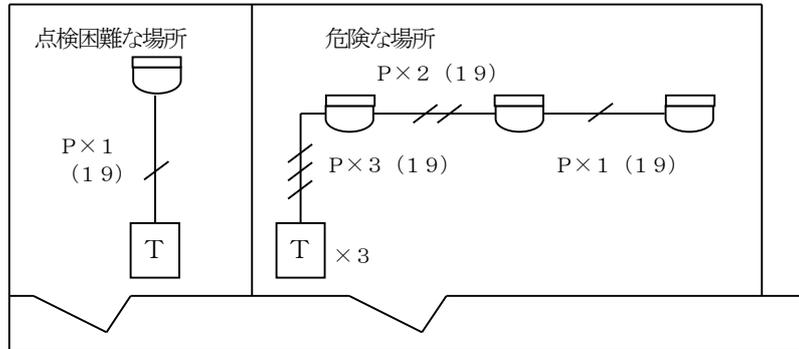


(平面図)



- (3) 点検困難な場所又は点検の際人命危険のある場所（電気室、変電室等の高圧線の上部等）に差動式スポット型感知器を設ける場合は、当該場所の入口付近に差動スポット試験器を設けること（第24-46図参照）。

第24-46図

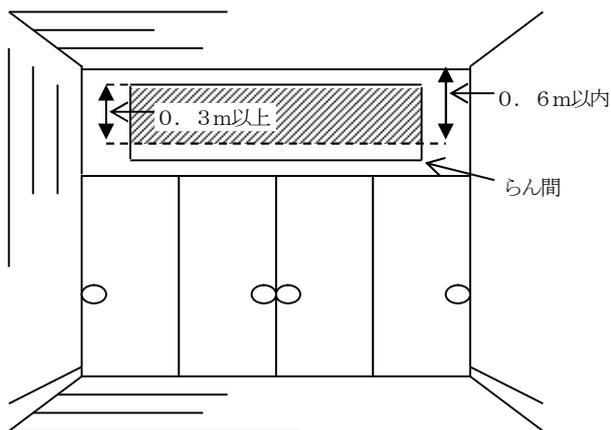


- 備考1 感知器と試験器間の接続空気管長は、検出部に表示された指定長以下とすること。
 2 差動スポット試験器が2以上設置されている場合は、差動スポット型感知器と対応した番号を付けること。
 3 Pは、空気管を示す。
 4 **T** は差動式試験器を示す。

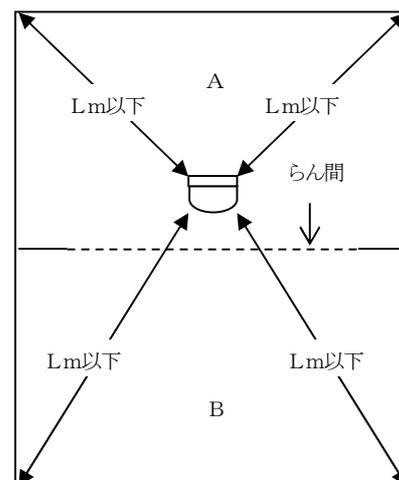
- (4) 感知区域を構成するふすま、間仕切り壁の上方の部分（感知器の取付面の最頂部から下方0.6m以内の部分）に、高さを0.3m以上、幅を概ね間仕切り壁等の幅とした開口部（らん間、ガラリ等で、熱気流及び煙が有効に流通するものを含む。）が設けられており、かつ、感知器の取付面の各部分から1の感知器までの水平距離が、Lm以下である場合は、隣接する2以上の感知区域を同一の感知区域とすることができる（第24-47図参照）。◇

第24-47図

(立面図)



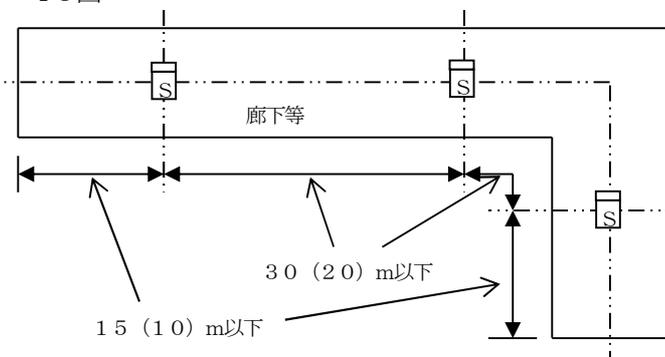
(平面図)



備考 A及びB室を同一の感知区域とすることができる。

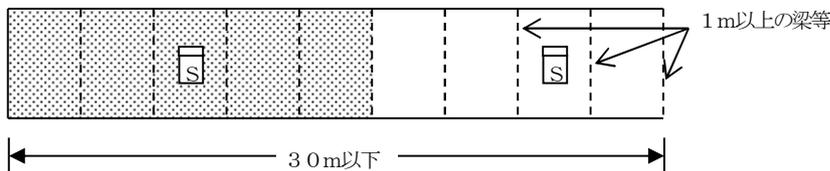
- 6 煙感知器（光電式分離型感知器を除く。以下この項において同じ。）の設置は、次によること。
- (1) 煙感知器は、煙感知器の取付面の各部分から1の感知器までの水平距離が、第24-7表に示す数値以下となるように設けること。◇
 - (2) 規則第23条第4項第7号イの規定中「天井が低い居室」とは、床面から天井面までの距離がおおむね2.3m未満の居室をいい、「狭い居室」とは、おおむね40㎡未満の居室をいう。
 - (3) 廊下又は通路（以下この基準において「廊下等」という。）に設ける場合は、次によること。
 - ア 煙感知器は、廊下等の中心線に沿って測定した歩行距離30m（3種は20m）ごとに1個以上、廊下等の中心線上に設けること（第24-48図参照）。ただし、地階の廊下等で、1m以上の梁等が30m以下の範囲に連続してある場合は、5区画ごとに1個以上の煙感知器をその中央の区画内に設けること（第24-49図参照）。

第24-48図



備考
 () 内の数字は、3種の感知器を示す。
 (以下、この項の図中において同じ。)

第24-49図

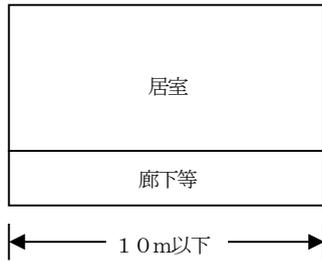


第24-7表

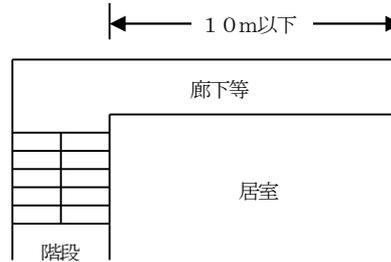
平均高さ	取付面の各部分から煙感知器までの水平距離 (m)		
	4m未満	4m以上8m未満	8m以上
感知器種別			
1種及び2種	12	9	7
3種	6		

イ 10m以下の廊下等又は廊下等の各部分から1の階段に至るまでの歩行距離が10m以下のものは、当該部分に設ける感知器を煙感知器としないことができる（第24-50図から第24-52図まで参照）。

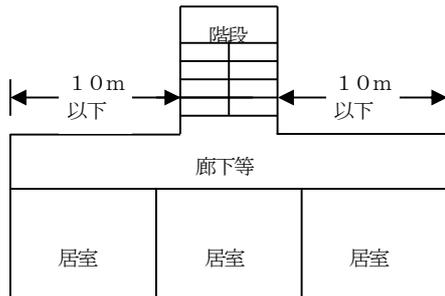
第24-50図



第24-51図

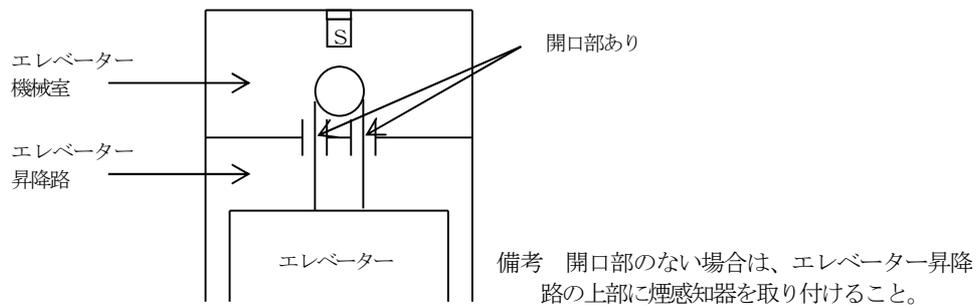


第24-52図



- (4) エレベーター昇降路又はパイプシャフト等に煙感知器を設ける場合は、次によること。
 ア エレベーター昇降路に煙感知器を設ける場合は、頂部に設けること。ただし、エレベーター昇降路上部のエレベーター機械室に煙感知器を設けた場合は、当該昇降路の頂部に煙感知器を設けないことができる（第24-53図参照）。

第24-53図

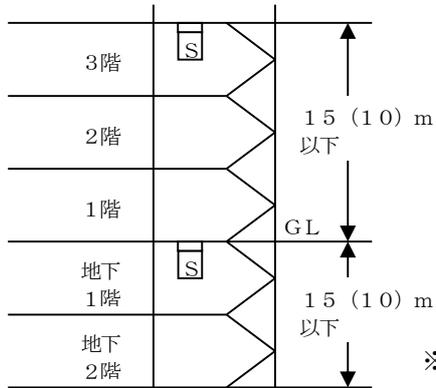


- イ パイプシャフト等で、水平断面積が 1 m^2 以上ある場合は、最頂部に1個以上の煙感知器を設けること。

- (5) 階段、傾斜路又はエスカレーターに煙感知器を設ける場合は、次によること。
 ア 階段、傾斜路又はエスカレーターは、同部分の屋内に面する最頂部に設けるほか、垂直距離 1.5 m （3種は 1.0 m ）につき1個以上を、室内に面する部分又は上階の床の下面若しくは頂部に、維持管理上支障のないように設けること。
 イ 地上階部分及び地階部分のそれぞれに、1個以上の煙感知器を設けること。ただし、地階の階数が1の場合は、地階部分を地上階部分に含めることができる（第24-54図及び第24-55図参照）。

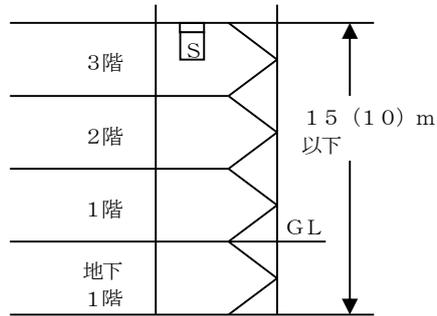
第24-54図

地階の階数が2以上の場合



第24-55図

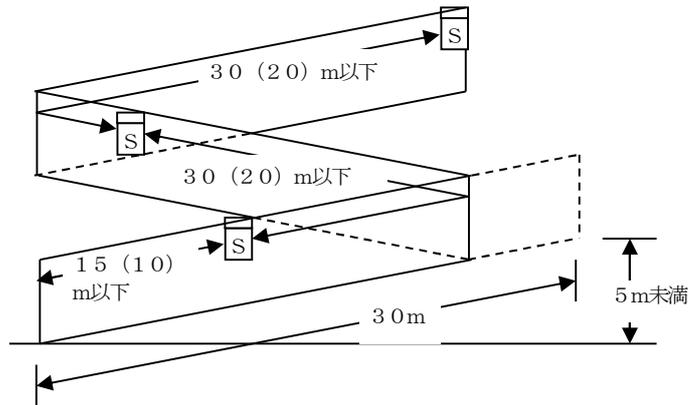
地階の階数が1の場合



※ 規則第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物（以下「特定一階段等防火対象物」という。）にあつては1種又は2種に限るものとし、7.5m以下ごとに設ける。

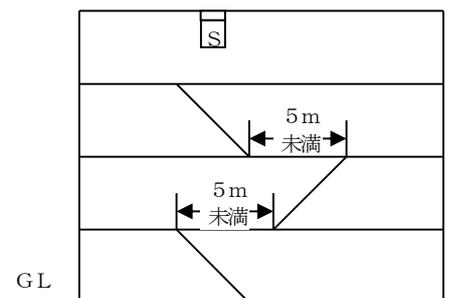
ウ 傾斜路において、歩行距離が30mにつき、垂直距離が5m未満の傾斜角度となる場合には、規則第23条第4項第7号への規定並びに前ア及びイの規定にかかわらず、第3号の規定の例により設けること（第24-56図参照）。

第24-56図



エ 下階と上階との階段、傾斜路又はエスカレーターで水平距離が、5m未満の場合は、同一のものとみなして、煙感知器を設けることができる（第24-57図参照）。

第24-57図



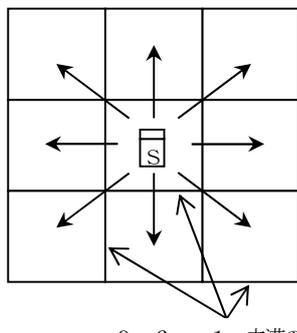
オ 開放式の階段、傾斜路又はエスカレーターには、規則第23条第5項第1号の規定にかかわらず、煙感知器を設けないことができる。ただし、開放式の階段、傾斜路又はエスカレーターで、上階への開口部が、火災時、煙の流通経路となるものは、その頂部に煙感知器を設けること。この場合に、当該煙感知器を設けた階は、当該煙感知器の感知面積の範囲内で、その階に設けるべき感知器を免除することができる。

(6) 特殊な場所に設ける場合は、次によること。

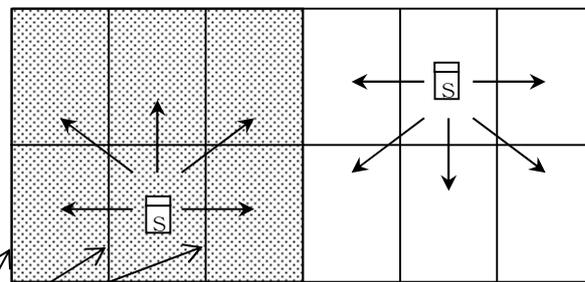
ア 細長い居室等に煙感知器を設ける場合は、第3号の規定の例によること。

イ 0.6m以上1m未満の突き出した梁等で区画された小区画が、2以上連続してある場合は、隣接する区画との合計面積が、第24-8表に示す数値以下ごとに、同一の感知区域とすることができる（第24-58図及び第24-59図参照）。

第24-58図



第24-59図



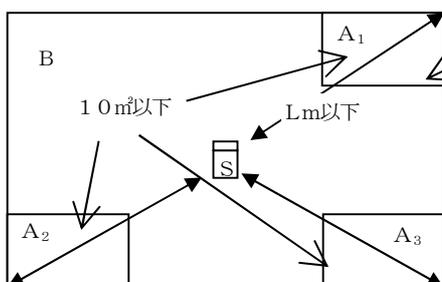
0.6m~1m未満の梁等

第24-8表

取付面の高さ 感知器種別	小区画の面積合計面積 (㎡)			
	4m未満	4m以上8m未満	8m以上15m未満	15m以上20m未満
1種	60	60	40	40
2種	60	60	40	
3種	20			

ウ 0.6m以上1m未満の突き出した梁等で区画された小区画が、隣接してある場合は、その小区画の面積が10㎡以下（隣接した小区画が2以上ある場合は、その合計面積が第24-8表の数値以下のものに限る。）のものに限り、同一の感知区域とすることができる（第24-60図参照）。

第24-60図



0.6m~1m未満の梁等

備考1 A₁、A₂…の合計面積は、第24-8表に示す数値以下とすること。

2 Lは、第24-7表に示す数値とする。（以下この項において同じ。）

3 A₁、A₂…及びBの合計面積は、規則第23条第4項第7号ホに規定する面積以内であること。

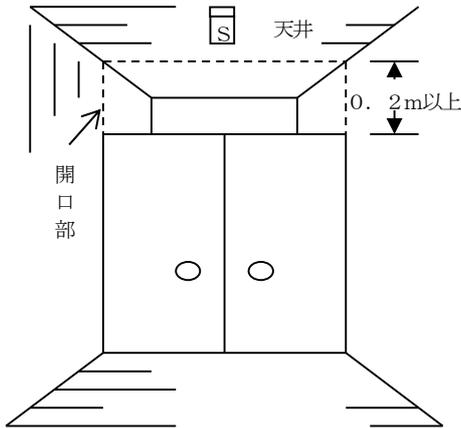
エ 傾斜天井等、若しくは段違い天井の場合又は棚若しくは張出し等がある場合の煙感知器の設置は、

前項第2号エからクまでの規定を準用すること。この場合に、それぞれの規定中及び図中「0.4 m」とあるのは、「0.6 m」に又「第24-4表に示す数値」とあるのは、「第24-7表に示す数値」と読み替えること。

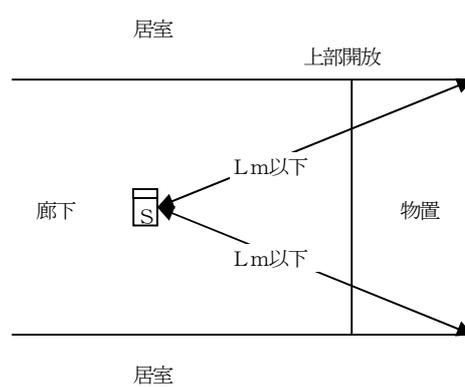
- (7) 隣接する2以上の感知区域の取扱いは、前項第4号の規定を準用すること。ただし開口部の大きさは、高さを0.2m以上とし、幅を概ね間仕切壁等の幅とすることができる（第24-61図参照）。

第24-61図

立面図



平面図

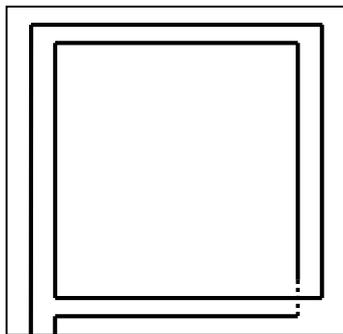


- (8) 次に適合する地階は、規則第23条第6項第1号の規定により感知器を設けることができる。◇
 ア 避難階であるか又は地階の外周長の1/2以上がドライエリア等（ドライエリアその他外気に開放されている部分をいう。以下この基準において同じ。）に面し、かつ、ドライエリア等に地上へ避難できる有効な階段、傾斜路等が設けられていること。
 イ 直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さが75cm以上及び1.2m以上の開口部を2以上有し、かつ、直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の1/30を超える階であること。
 ウ イの開口部は、規則第5条の5第2項の規定に適合していること。

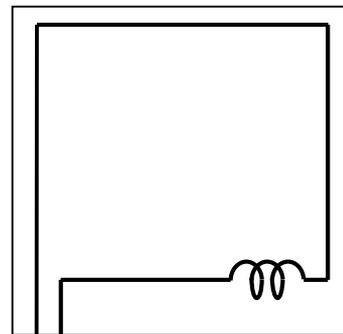
7 差動式分布型感知器（空気管式）の設置は、次によること。

- (1) 小部屋、小さな物置等に空気管の管を布設する場合は、2重巻き、3重巻き又はコイル巻きとし、規則第23条第4項第4号イの規定に適合させること（第24-62図参照）。

第24-62図



2重巻き（不足の場合は3重巻き、4重巻きとする。）

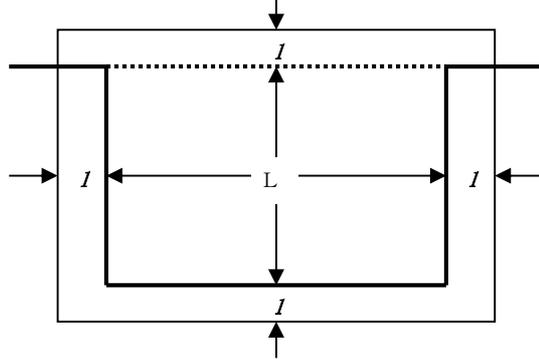


コイル巻き

備考 ——— は空気管を示す。（以下この項の図中において同じ。）

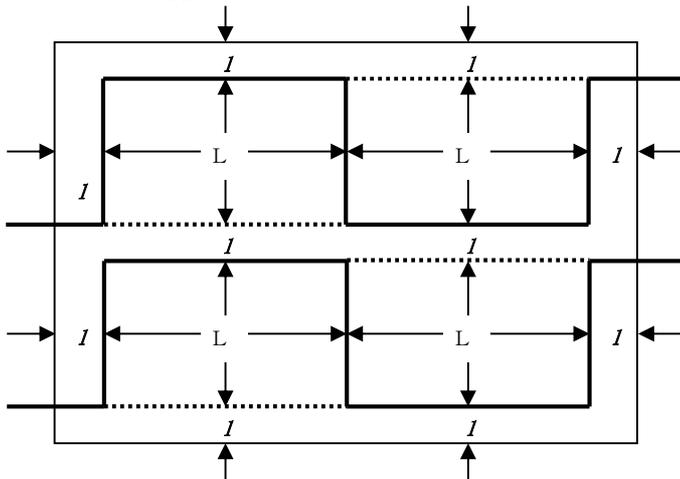
- (2) 規則第23条第4項第4号ニに規定する空気管の長さは、検出部に接続する引き込み部分を含み100m以下とすること。
- (3) 空気管の相互間隔は、規則第23条第4項第4号の規定にかかわらず、第24-63図から第24-68図に掲げる例によることができる。

第24-63図 一辺省略の例1

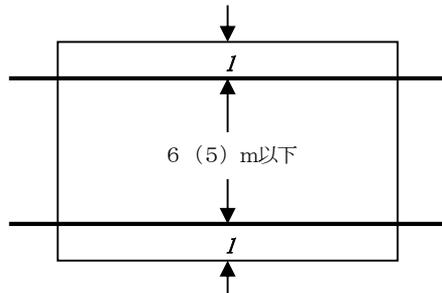


- 備考1 は省略部分
 2 L=9(6)m以下
 3 I=1.5m以下
 4 ()内は特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物以外の場合を示す。
 ※ 以下この項の図中において同じ。

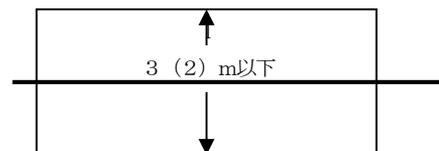
第24-64図 一辺省略の例2



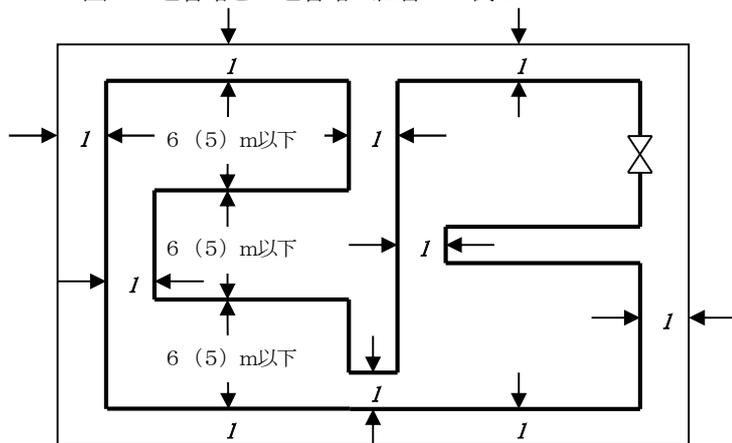
第24-65図 二辺省略の例1



第24-66図 二辺省略の例2

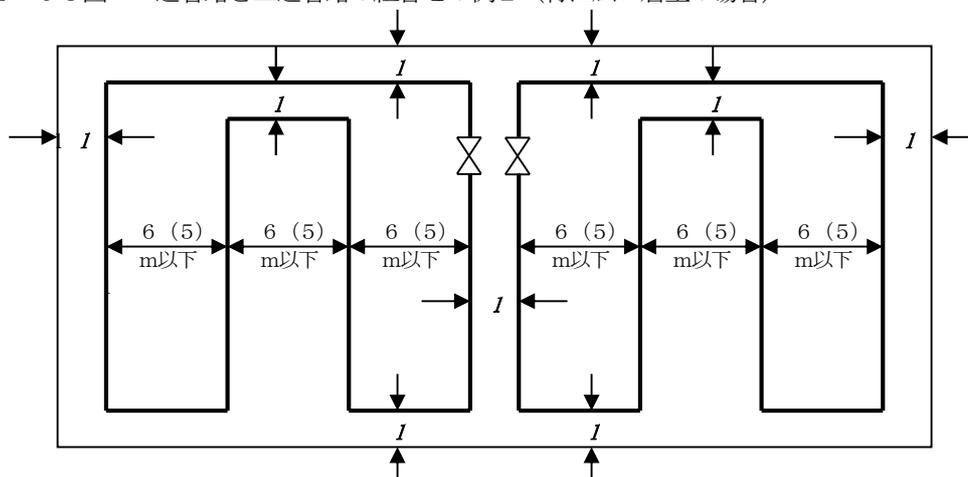


第24-67図 一辺省略と二辺省略の組合せの例1



備考 \otimes は、検出器を示す（以下、この項の図中において同じ。）。

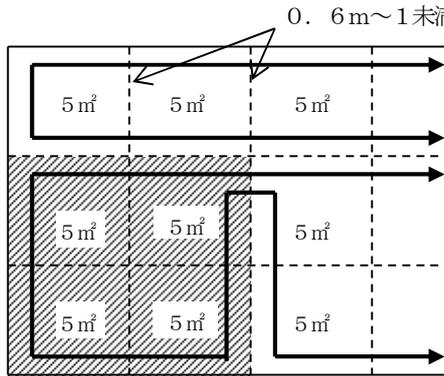
第24-68図 一辺省略と二辺省略の組合せの例2（特に広い居室の場合）



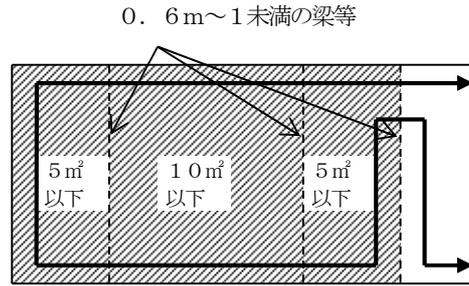
(4) 特殊な場所に空気を管を設ける場合は、規則第23条第4項第4号ロの規定にかかわらず、次によること。

ア 0. 6m以上1m未満の突き出した梁等による小区画が2以上連続してある場合は、隣接する区画の面積の合計が20㎡以下ごとに1の感知区域とすることができる（第24-69図及び第24-70図参照）。この場合に、空気を管は、当該区画ごとに1本以上、かつ、露出長20m以上となるように設けること。

第24-69図



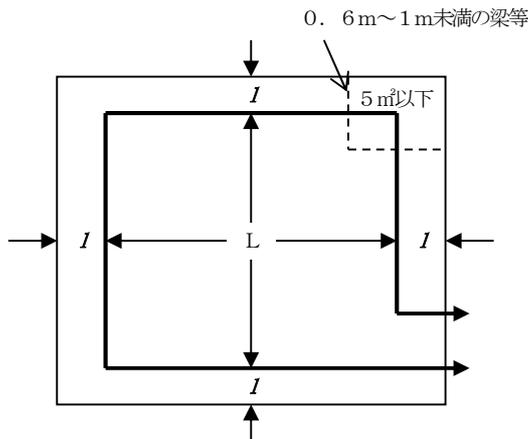
第24-70図



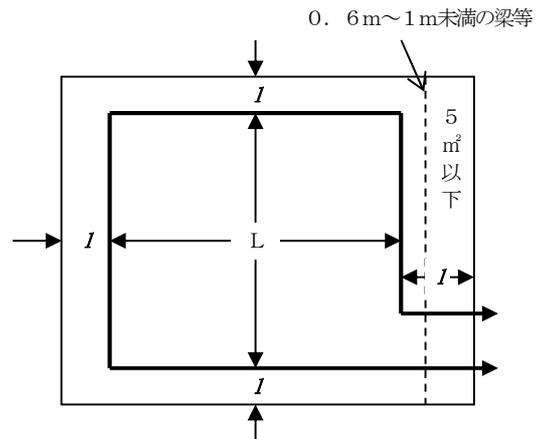
備考 斜線部分の合計面積が20㎡以下であるので、同一の感知区域とすることができる。

イ 0.6m以上1m未満の突き出した梁等で区画された5㎡以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該小区画を含めて同一の感知区域とすることができる（第24-71図及び第24-72図参照）。

第24-71図

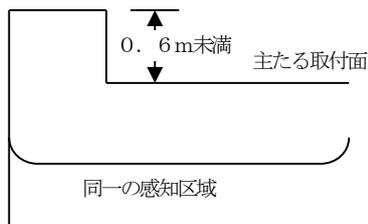


第24-72図

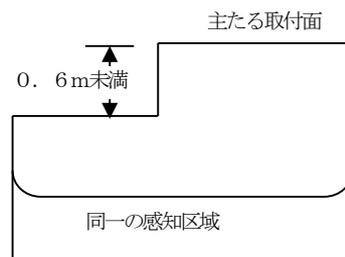


ウ 取付面の段違いの深さが、0.6m未満の場合は、同一の感知区域とすることができる（第24-73図及び第24-74図参照）。

第24-73図



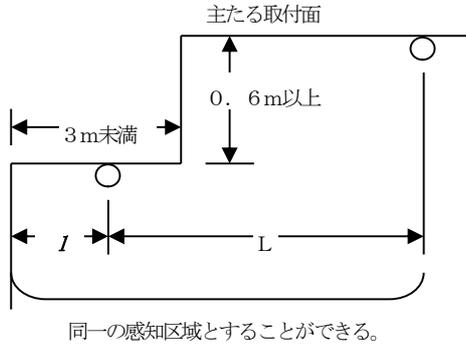
第24-74図



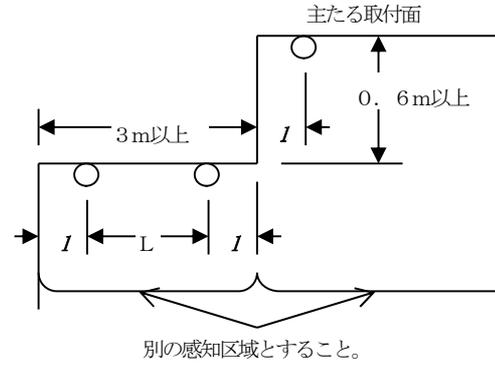
エ 取付面の段違いの深さが、0.6m以上ある場合は、次によること。

- (7) 主たる取付面より低い段違いがある場合で、その幅が3m未満の場合は、同一の感知区域とすることができる（第24-75図参照）。ただし、その幅が3m以上となる場所は、それぞれ別の感知区域とすること（第24-76図参照）。

第24-75図



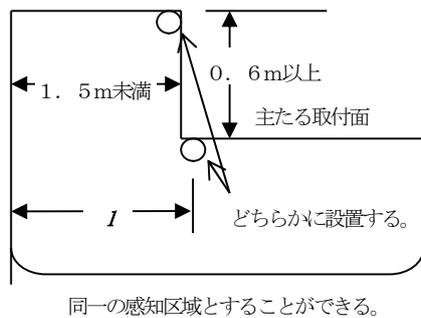
第24-76図



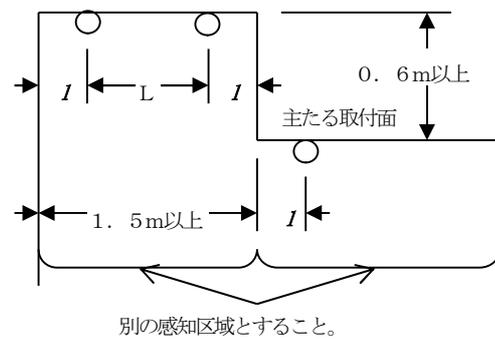
備考 ○は、空気管を示す。（以下、この項の図中において同じ。）

- (i) 主たる取付面より高い段違いがある場合で、その幅が1.5m未満の場合は、同一の感知区域とすることができる（第24-77図参照）。ただし、その幅が1.5m以上となる場合は、それぞれ別の感知区域とすること（第24-78図参照）。

第24-77図

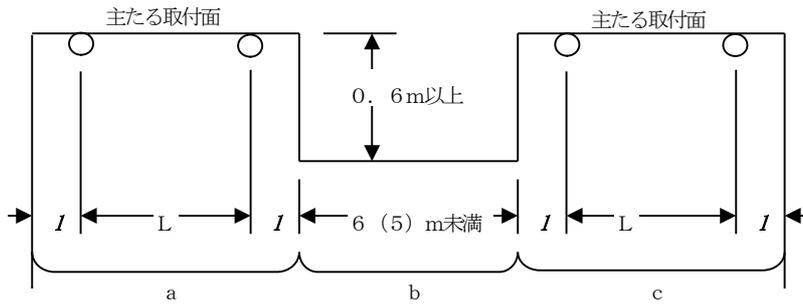


第24-78図



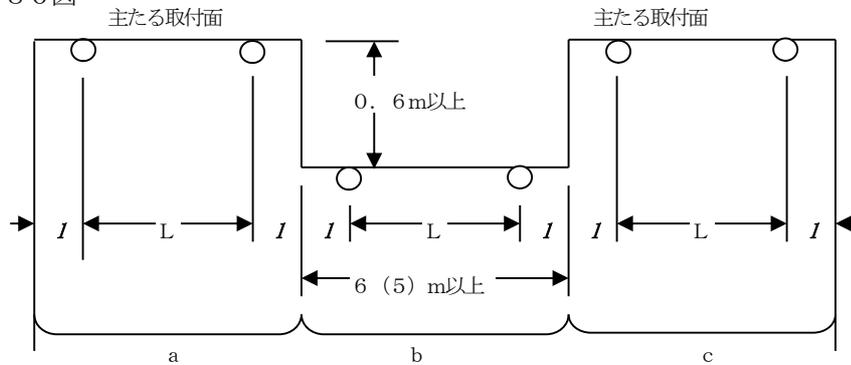
- (ii) 主たる取付面より低い段違いが中央にあり、その幅が特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物で6m（その他の構造の防火対象物は、5m。以下この項において同じ。）未満の場合は、同一の感知区域とすることができる（第24-79図参照）。ただし、その幅が6m以上となる場合は、それぞれ別の感知区域とすること（第24-80図参照）。

第24-79図



備考 a、b又はb、cは同一の感知区域とすることができる。ただし、空気管はa及びcの高い方の天井に設け、検出部は同一とすること。

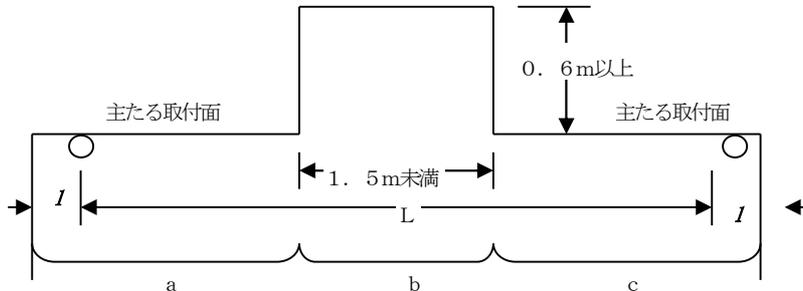
第24-80図



備考 a、b及びcはそれぞれ別の感知区域とすること。

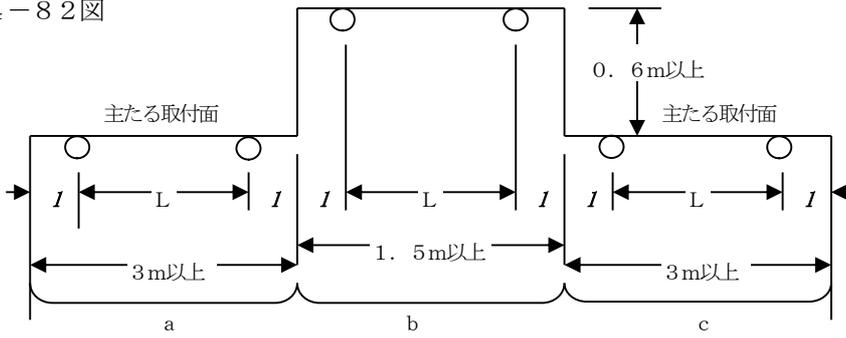
- (2) 主たる取付面より高い段違いが中央にあり、その幅が1.5m未満の場合は、同一の感知区域とすることができる(第24-81図参照)。ただし、その幅が1.5m以上となる場合は、それぞれ別の感知区域とすること(第24-82図参照)。

第24-81図



備考 a、b及びcは同一の感知区域とすることができる。

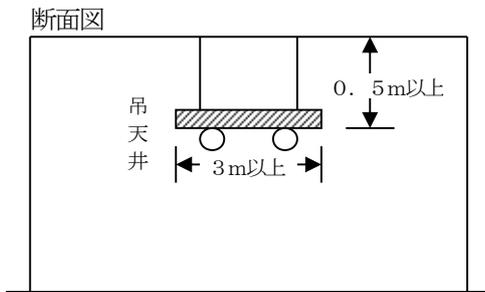
第24-82図



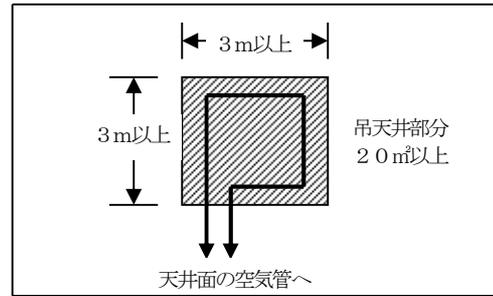
備考 a、b及びcはそれぞれ別の感知区域とすること。

オ 取付面（天井面）より下方0.5m以上の部分に、短辺3m以上で、かつ、面積が20㎡以上の棚等がある場合は、取付面（天井面）と別の感知区域とすること（第24-83図及び第24-84図参照）。ただし、棚等が天井面から0.5m未満にある場合は、当該棚等に相当する天井部分には、空気管の設置を省略することができる（第24-85図参照）。

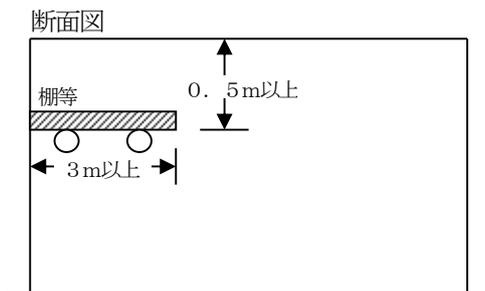
第24-83図



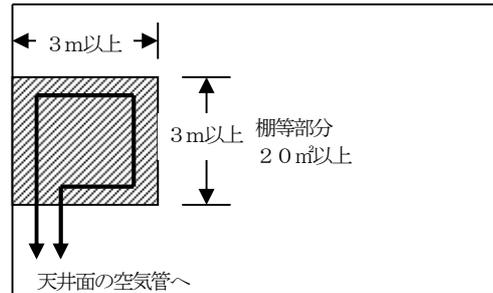
平面図



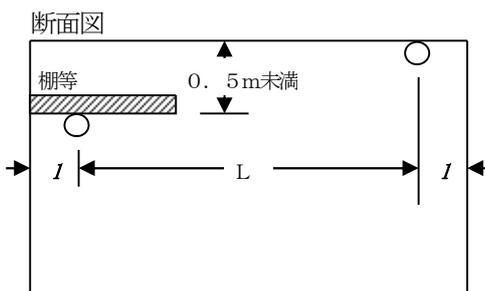
第24-84図



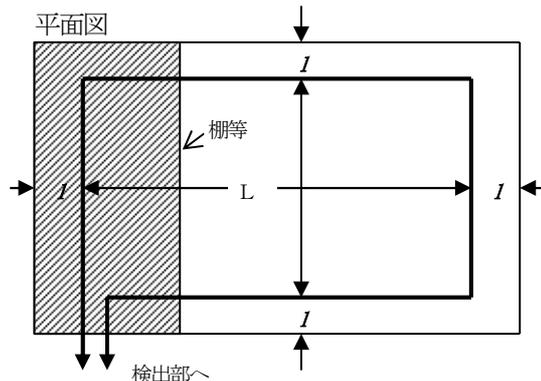
平面図



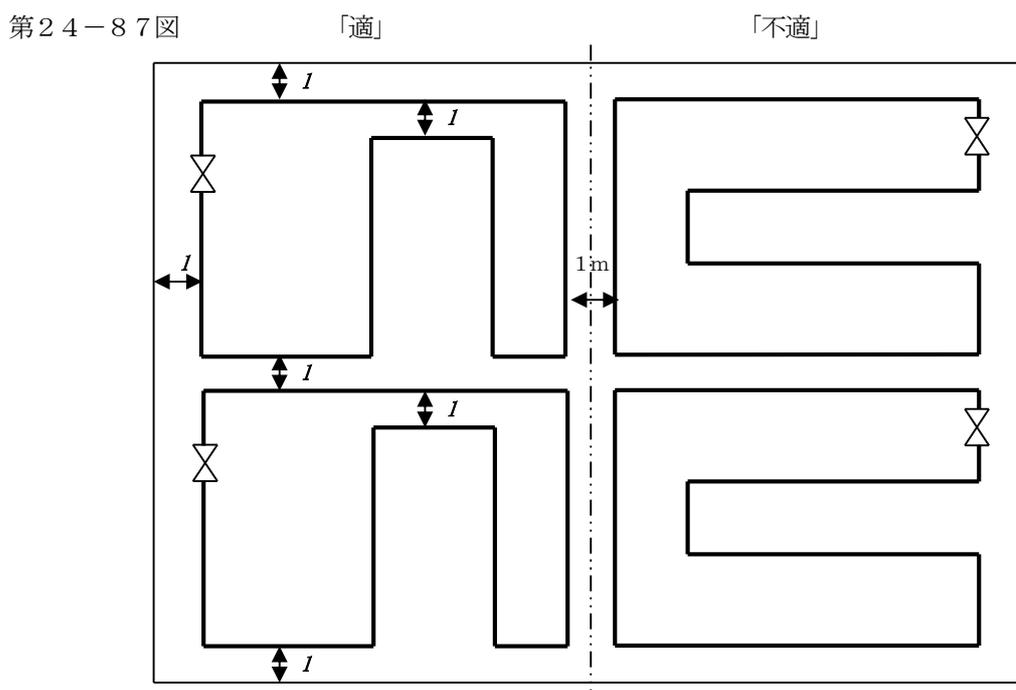
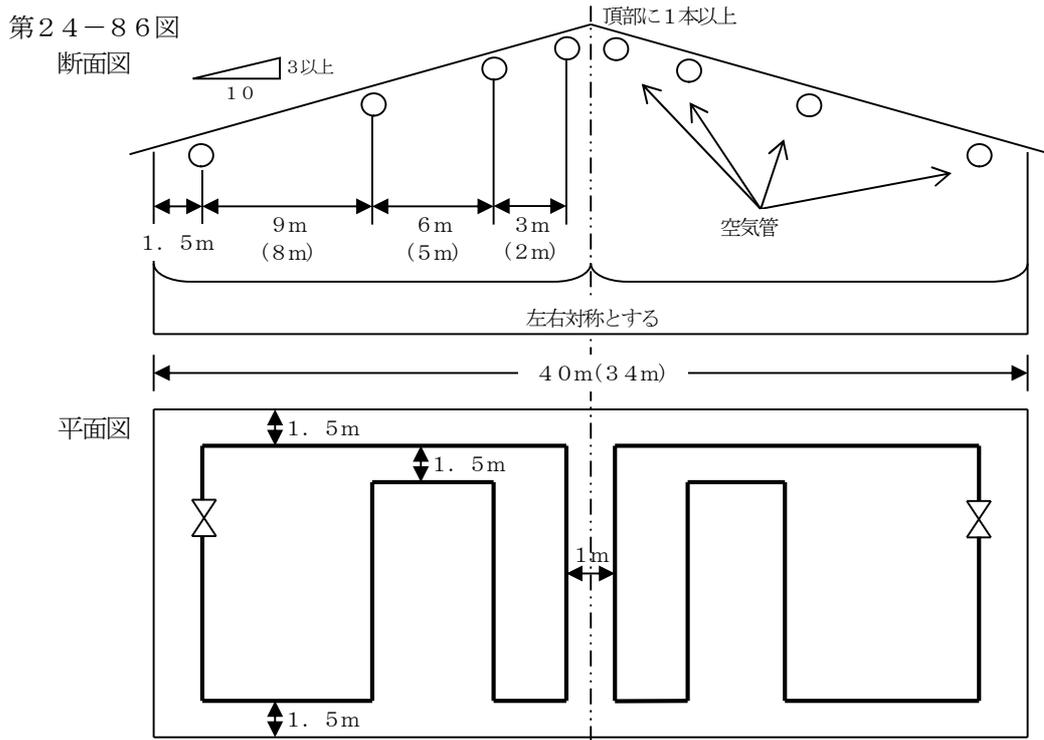
第24-85図



平面図



カ 傾斜天井に空気管を設ける場合には、建物の両側壁から1.5mを除いた幅より空気管の幅が、特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物は、6(5)m以下となるように空気管の必要本数を割り出し、頂部に1本以上設けるほか、頂部を密(3(2)m)とし、空気管の平均間隔は、特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物は、6(5)m以下とし、かつ、設置が左右対称となるように設けること。この場合に粗となる空気管の最大間隔は、9(8)mを超えないこと(第24-86図参照)。また、空気管は、第24-87図の「適」に示す例のように、頂部に平行して空気管の長い辺が通るように設けること。

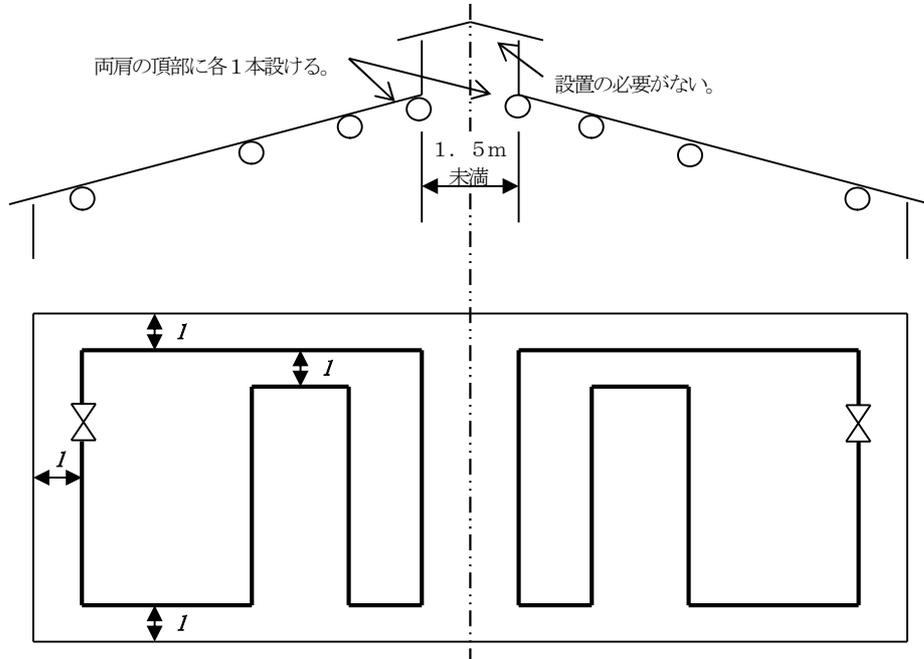


キ 越屋根天井に空気を設ける場合は、次によること。

- (7) 越屋根の両肩の間隔が1.5m未満の場合は、越屋根の両肩の頂部にそれぞれ1本の空気を設け、その他の部分は、傾斜角度が3/10以上の場合には、前カに規定する傾斜天井の例により設けること（第24-88図参照）。

第24-88図

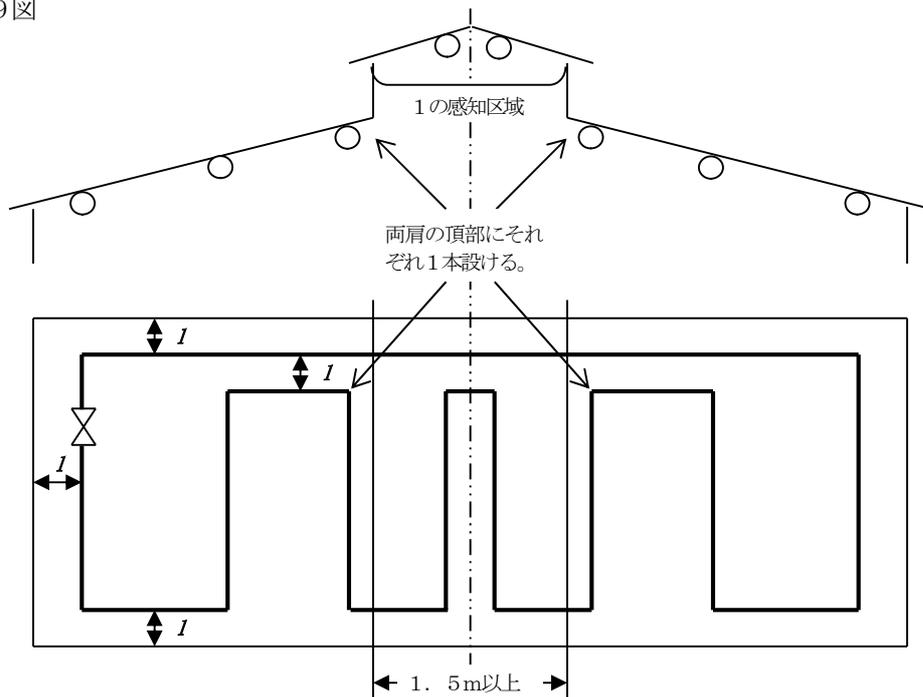
断面図



- (8) 越屋根の両肩の間隔が1.5m以上の場合は、越屋根の合掌部分を1の感知区域とし、両肩の部分にそれぞれ1本以上の空気を設け、その他の部分は、傾斜角度が3/10以上の場合には、前カに規定する傾斜天井の例により設けること（第24-89図参照）。

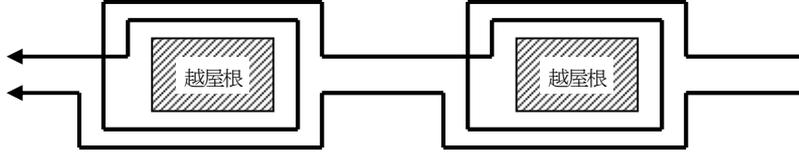
第24-89図

断面図



- (f) 越屋根の構造が換気等の目的に使用されている場合は、熱の流通経路となる越屋根の周囲の部分に、1の感知区域となるように設けること（第24-90図参照）。

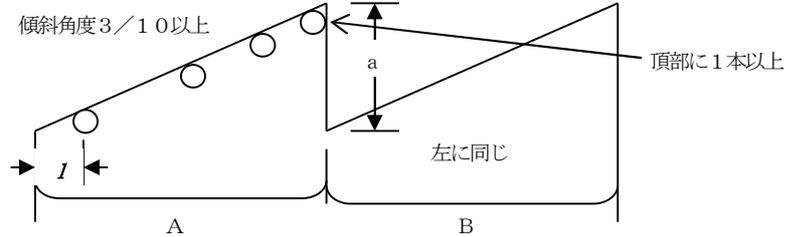
第24-90図



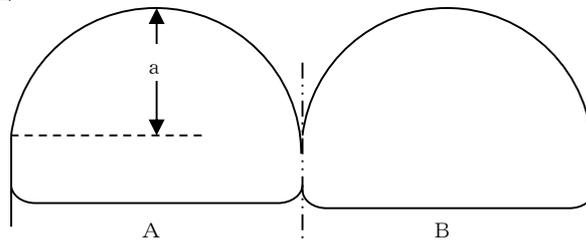
ク ノコギリ型天井、円形天井又は逆円形天井に空気を設ける場合は、次によること。

- (7) 第24-91図、第24-92図又は第24-93図の例のようにaの深さが0.6m以上の場合には、傾斜角度に関係なく、A、Bは、それぞれ別の感知区域とすること。ただし、aの深さが0.6m未満の場合には、A、Bは、同一の警戒区域とすることができる。
- (i) 空気の設置については、傾斜角度が3/10以上となる場合は、前カに規定する傾斜天井の例によること。（第24-91図、第24-94図及び第24-95図参照）。
- (ii) 第24-91図の例において、ノコギリ型天井の頂部に設けた空気が、直射日光等により非火災報を発するおそれのある場合には、頂部から下方1.5m以下の範囲内に設けることができる。
- (i) 逆円形天井の天井面に空気を設けることができない場合は、頂部に必要数をまとめて設けることができる。

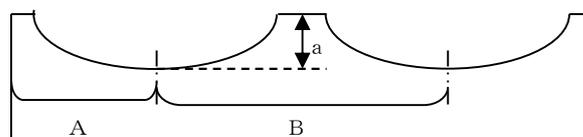
第24-91図



第24-92図

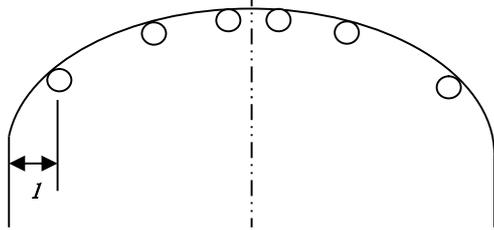


第24-93図

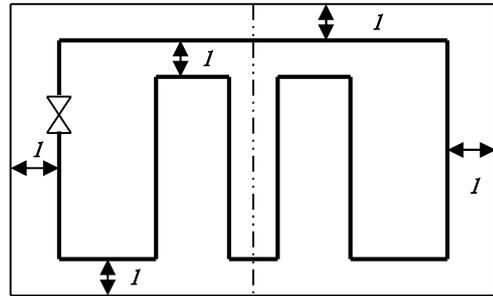


第24-94図

断面図（傾斜角度3/10以上）

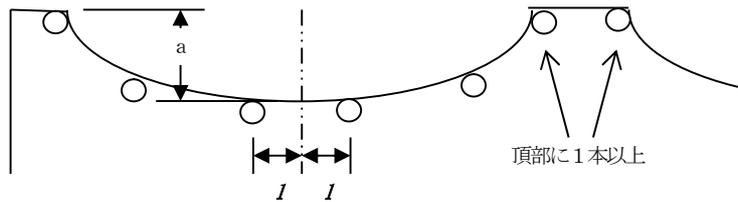


平面図

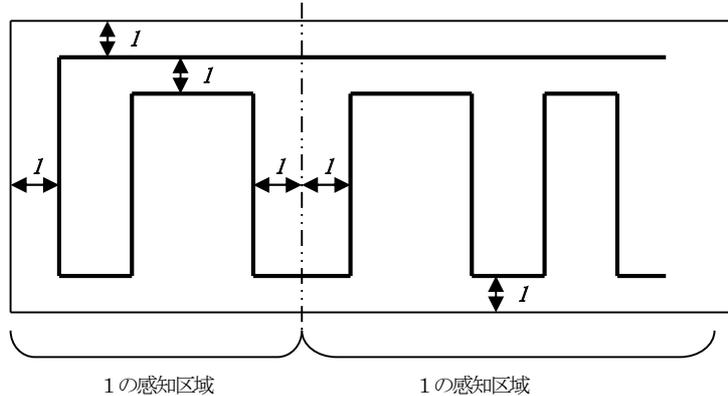


第24-95図

断面図



平面図



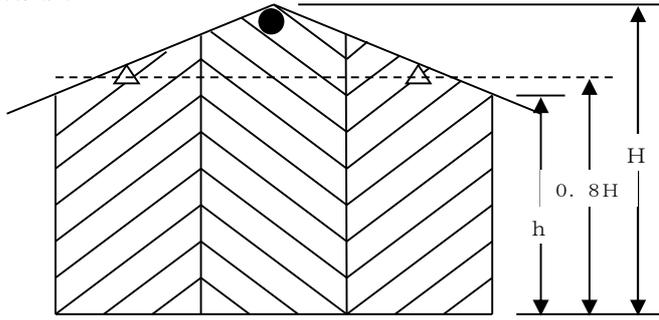
8 光電式分離型感知器及び光電アナログ式分離型感知器（以下この項において「光電感知器」という。）の設置は、次によること。

(1) 傾斜天井等、凹凸がある壁面を有する防火対象物等に光電感知器を設ける場合は、次のアからウまでによること。

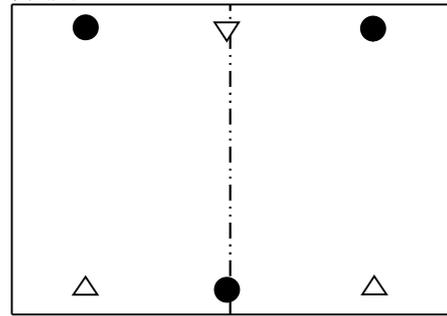
ア 傾斜天井等を有する防火対象物等は、次によること

(i) 傾斜天井等（越屋根の形状を有するものを除く。）を有する防火対象物に光電感知器を設置する場合は、1の感知器の監視区域（1組の光電感知器が火災を有効に感知することのできる区域で、光軸を中心に左右に水平距離7m以下の部分の床から天井等までの区域をいう。以下この項において同じ。）を、最初に天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定し、順次、監視区域が隣接するよう設定していくこと（第24-96図、第24-98図及び第24-100図参照）。ただし、軒の高さ（建基令第2条第1項第7号で規定する軒の高さをいう。以下この基準において同じ。）が、天井等の高さの最高となる部分の高さの80%以上となる場合は、この限りでない（第24-97図、第24-99図及び第24-101図参照）。

第24-96図
断面図

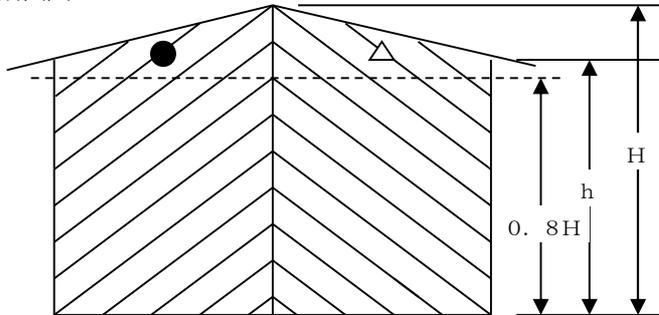


平面図

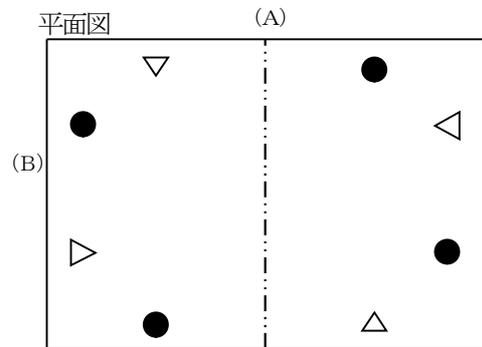


備考 ●は送光部、△は受光部、は監視区域を示す。(以下この図中において同じ。)

第24-97図
断面図

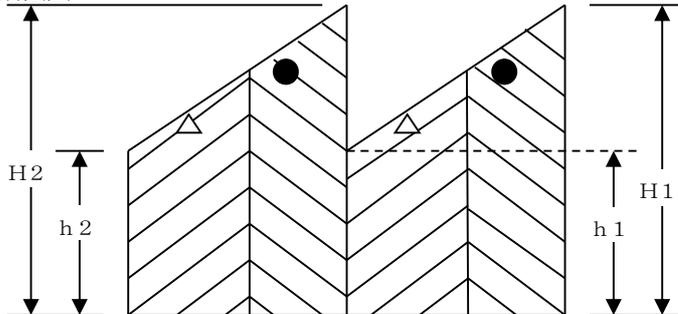


平面図

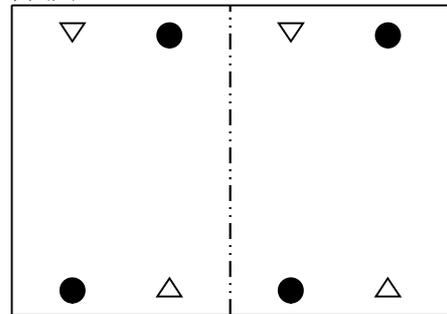


備考1 この図の場合には、光軸の設定はA方向又はB方向のいずれでもよい。
2 $h \geq 0.8H$

第24-98図
断面図

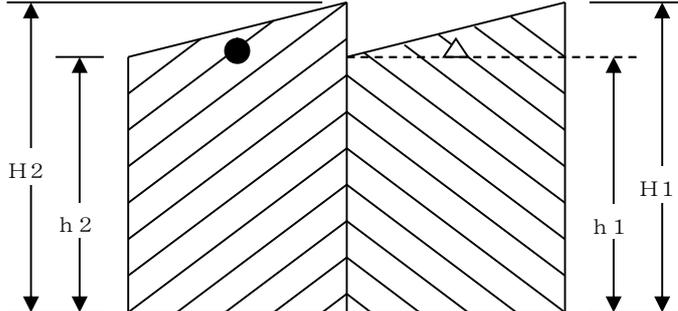


平面図

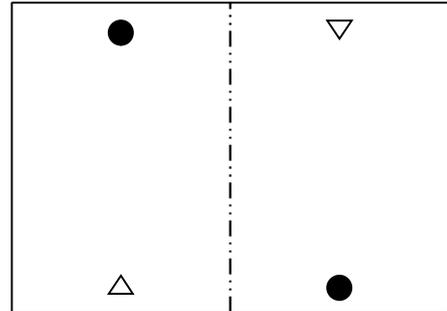


備考 $h1 < 0.8H1$ 又は $h2 < 0.8H2$

第24-99図
断面図

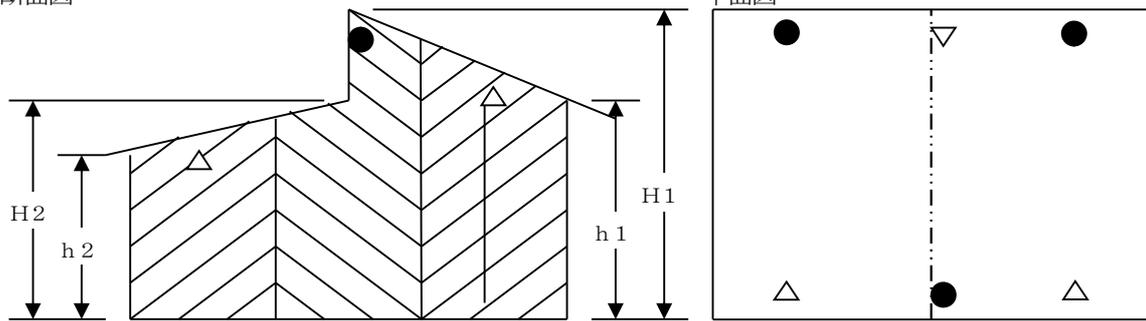


平面図



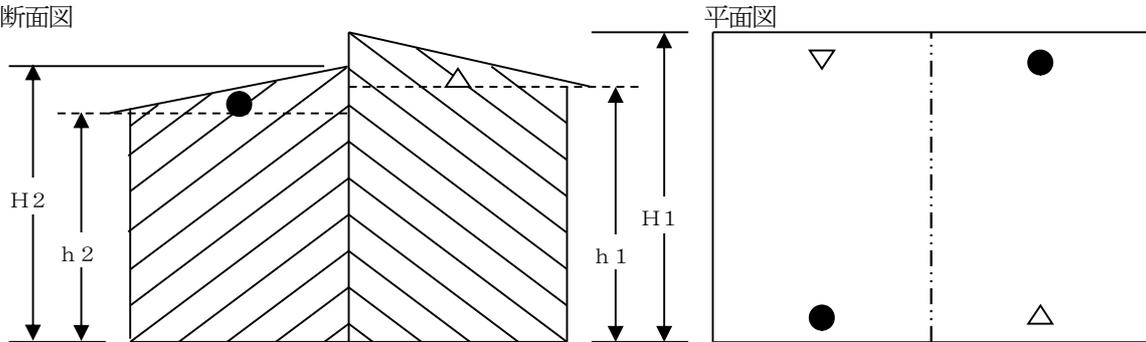
備考 $h1 \geq 0.8H1$, $h2 \geq 0.8H2$

第24-100図
断面図



備考 $h1 < 0.8H1$ 又は $h2 < 0.8H2$

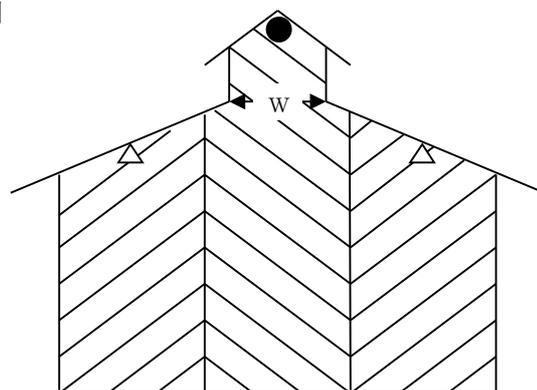
第24-101図
断面図



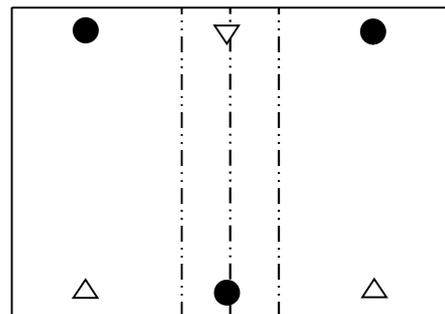
備考 $h1 \geq 0.8H1$, $h2 \geq 0.8H2$

- (i) 越屋根を有する傾斜天井等の防火対象物に光電感知器を設置する場合は、次によること。
- 越屋根部の幅が1.5m以上の場合は、天井等の傾斜にかかわらず、当該越屋根部を有効に包含できるように監視区域を設定するとともに、順次、監視区域を隣接するように設定すること（第24-102図参照）。ただし、越屋根が換気等の目的に使用するものは、当該越屋根を支える大棟にそれぞれ光軸を通るように監視区域を設定すること（第24-103図参照）。
 - 越屋根部の幅が1.5m未満の場合は、天井等の傾斜にかかわらず、当該越屋根部を支える大棟間の中心付近に光軸を通るように監視区域を設定するとともに、順次、監視区域を隣接するように設定すること（第24-104図参照）。

第24-102図
断面図

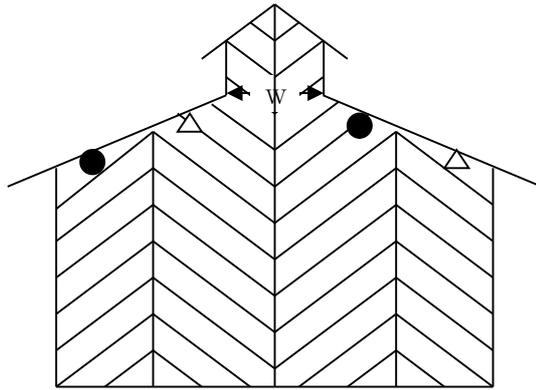


平面図

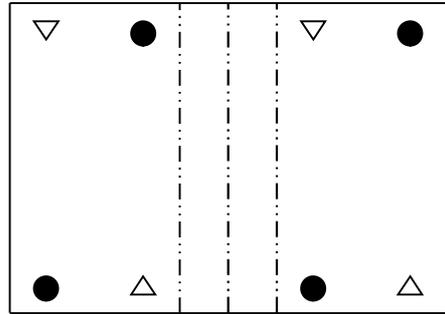


備考 $W \geq 1.5m$ 、かつ、越屋根が換気等の目的に使用されていない場合

第24-103図
断面図

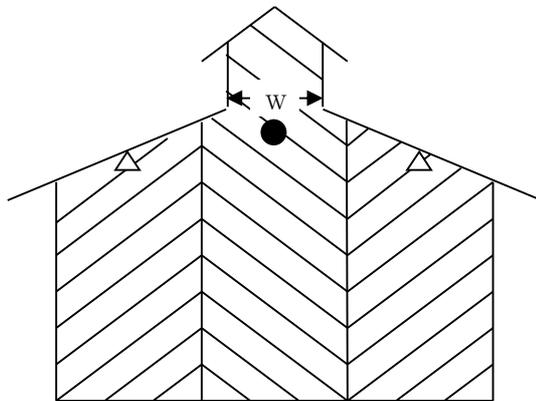


平面図

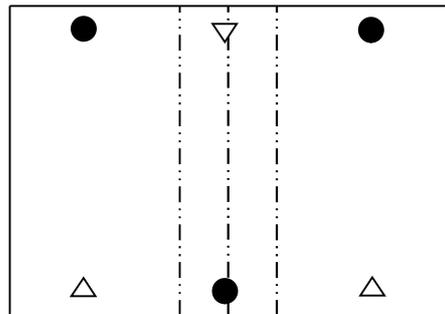


備考 W ≥ 1.5m、かつ、越屋根が換気等の目的に使用されている場合

第24-104図
断面図



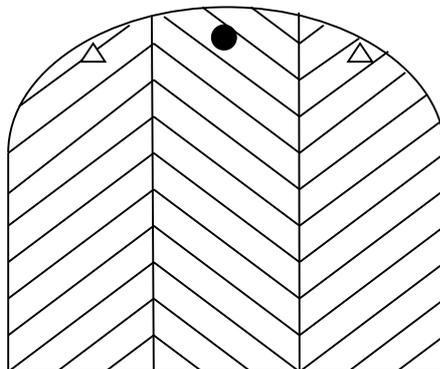
平面図



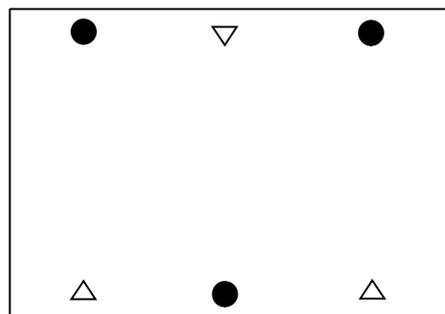
備考 W < 1.5mの場合

- (g) アーチ形及びドーム形の天井等の防火対象物に光電感知器を設置する場合は、次によること。
- a アーチ形天井等を有する防火対象物に光電感知器を設置する場合は、監視区域をアーチ形天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定し、順次監視区域を隣接するように設定していくこと（第24-105図参照）。

第24-105図
断面図



平面図

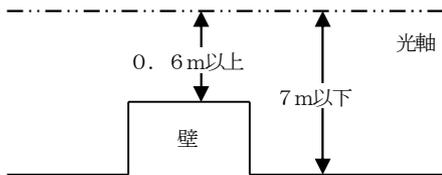


b ドーム形天井等を有する防火対象物に光電感知器を設置する場合は、当該光電感知器の光軸がドーム形天井等の各部分の高さの80%内に収まり、かつ、未監視区域を生じないように設置すること。

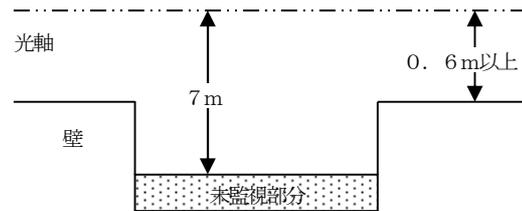
イ 凹凸がある壁面に有する防火対象物に監視区域を設定する場合、凹凸がある壁面と光軸との水平距離は、当該壁面の最深部から7m以下とすること（第24-106図参照）。

この場合、凹凸の深さが7mを超える部分には、未監視部分が生じないように当該部分をスポット型感知器等で補完する等の措置を講じること（第24-107図参照）。

第24-106図

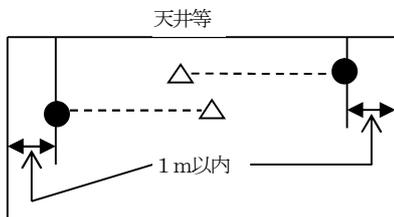


第24-107図

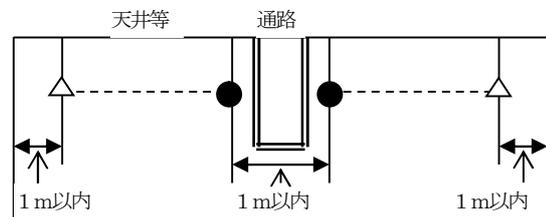


ウ 感知器の公称監視距離を超える空間を有する防火対象物に光電感知器を設置する場合は、未監視部分が生じないように光軸を連続して設置すること（第24-108図参照）。ただし、光電感知器の維持、管理、点検等のために天井等の部分に通路等を設ける場合は、隣接する光電感知器の水平距離1m以内とすること（第24-109図参照）。

第24-108図



第24-109図



(2) 光電感知器は、次に留意し設置すること。

ア 光軸の高さは、天井等の各部分の高さの80%以内に収まるように設定すること。

イ 光電感知器は、壁、天井等に確実に取り付けるとともに、衝撃及び振動等により、容易に光軸がずれないように措置すること。

ウ 隣接する監視区域に設ける送光部及び受光部は、相互に影響しないように設けること。

9 炎感知器の設置は、次によること。

(1) 警戒区域の一辺の長さは、主要な出入口からその内部を見通すことができる場合には、100m以下とすることができる。

(2) 規則第23条第4項第7号の4ハに規定する「障害物等により有効に火災の発生を感知できない」とは、感知障害となり、かつ、床面からの高さ1.2mを超える障害物等が設けられていることをいい、この場合の炎感知器の設置は、次のいずれかの例によること。

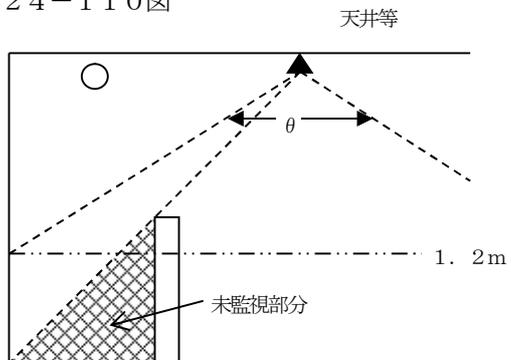
ア 監視空間を超える障害物等がある場合

第24-110図に示すように監視空間を超える障害物等がある場合は、監視空間内に一定の幅の未警戒区域ができるため、当該未警戒区域を警戒する感知器を別に設置すること。

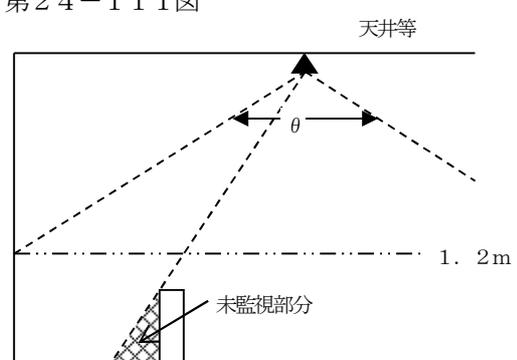
イ 障害物等が監視空間内の場合

第24-111図に示すように監視空間内に置かれた高さ1.2m以下の物によって遮られる部分は、感知障害がないものとして取り扱うこと。

第24-110図



第24-111図



備考 ○: 感知器 ▲: 炎感知器、 θ : 視野角

- (3) 炎感知器は、屋内に設ける場合は屋内型を、屋外に設ける場合は屋外型のものを、道路、トンネル等に設ける場合は道路型を設置すること。ただし、文化財関係建造物等の軒下又は床下及び物品販売店舗等の荷さばき場、荷物取扱場、トラックヤード等の上屋の下部で雨水のかかるおそれのないよう措置された場所に設ける場合は、屋内型を設置することができる。
- (4) 上屋その他外部の気流が流通する場所又は天井等の高さが2.0m以上である場所で、当該場所が用途上可燃物品の存置が少ない等により、火災発生の危険が著しく少ない場合又は火災が発生した場合延焼拡大のおそれが著しく少ないと認められる場合は、炎感知器の設置を免除することができる。
- (5) 規則第23条第5項第6号で定める地階、無窓階及び1階以上の部分が駐車のために供する部分である場合は、規則第23条第6項第1号に規定する感知器を設置することができる。

第4 地区音響装置は、次によること。

- 1 規則第24条第5号ハ及び同条第5号の2ロ（イ）に規定する「一定の時間」は、防火対象物の用途、規模等並びに火災確認に要する時間、出火階及びその直上階等からの避難完了想定時間を考慮し、最大でも10分以内とすること。
- 2 規則第24条第5号ハ及び同条第5号の2ロ（イ）に規定する「新たな火災信号」は、感知器が作動した警戒区域以外の警戒区域からの火災信号、他の感知器からの火災信号（火災信号を感知器ごとに認識できる受信機に限る。）、発信機からの信号及び火災の発生を確認した旨の信号とすること。

3 区分鳴動方式の鳴動切替の方式は、次の例によること。

(1) 音響により警報を発するものに係る鳴動方式の切替の場合

区分鳴動による警報 → 全区域鳴動による警報

↑

- ①一定の時間が経過
- ②他の警戒区域からの火災信号等
- ③発信機
- ④火災の発生を確認した旨の信号

(2) 音声により警報を発するものに係る鳴動方式の切替の場合

区分鳴動による感知器作動警報 → 区分鳴動による火災警報 → 全区域鳴動による火災警報

↑

- ①感知器作動警報から一定の時間（TB）が経過

↑

- ①感知器作動警報から一定の時間（TC）が経過
- ②他の警戒区域からの火災信号等
- ③発信機
- ④火災の発生を確認した旨の信号

→

全区域鳴動による火災警報

↑

- ①他の警戒区域からの火災信号等
- ②発信機
- ③火災の発生を確認した旨の信号

- 備考1 TB：感知器作動警報から火災警報までの時間
 2 TC：区分鳴動から全区域鳴動までの時間

4 防火対象物の構造、区画、扉等により、聞こえにくい部分があると認められる場合には、公称音圧の高いものを使用する等、各部分で適正に警報音が聞き取れるように設置すること。

5 地区音響装置の防護措置は、次によること。

- (1) 腐食性ガス等が発生するおそれのある場所に設けるものは、そのガスの性状に応じて、耐酸型又は耐アルカリ型とすること。
- (2) 可燃性ガス又は粉じんの滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性ガスに対しては、防爆型、粉じんに対しては防じん型とすること。
- (3) 雨水にさらされる場所又は水蒸気が著しく発生する場所に設けるものは、防水型とすること。

第5 発信機は、次によること。

- 1 発信機の表示灯には、非常電源を設けないことができる。
- 2 P型2級受信機及びGP型2級受信機に接続する発信機には、P型1級発信機を用いることができる。
- 3 発信機は、多数のものの目に触れやすく、操作が容易で、かつ、操作上支障となる障害物のない場所に設けること。
- 4 発信機の防護措置は、第4、第5項の規定の例によること。

第6 中継器は、振動の激しい場所、腐食性ガスの発生するおそれのある場所又は機能障害の生ずるおそれのある場所には設けないこと。

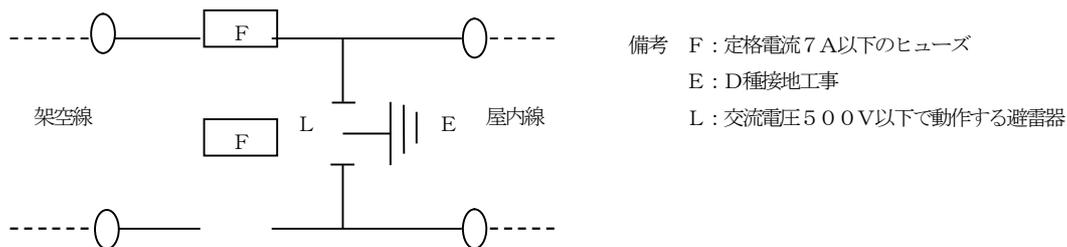
第7 非常電源及び配線等は、基準37によるほか、次によること。

1 予備電源の容量が必要とする非常電源容量以上であり、かつ、予備電源の配線が規則第12条第1項第4号ホに規定する配線（予備電源が内蔵されているものを除く。）の場合は、非常電源の設置を省略することができる。

2 配線を架空配線とし、架空部分の長さの合計が50mを超える場合は、第1号の保安装置を設けること。ただし、架空配線が有効な避雷針の保護範囲（第2号に定める範囲をいう。）にある場合又は屋外線が設置された架空ケーブルの場合は、この限りでない。

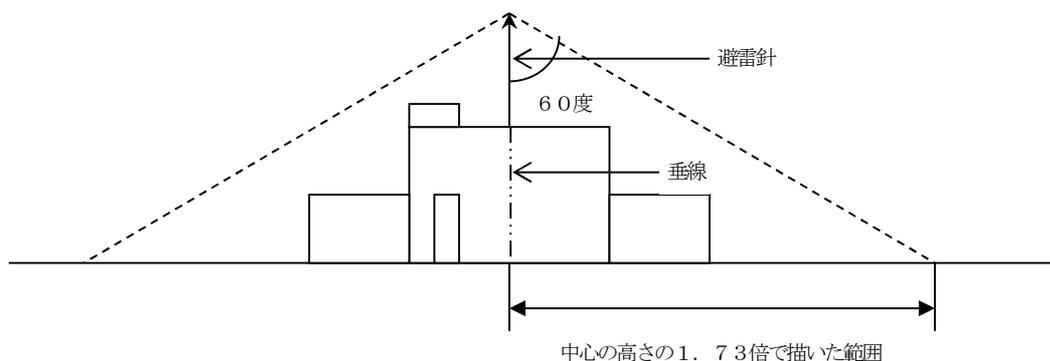
(1) 保安装置は、受信機側の引入口にできるだけ近接した架空配線と屋内配線の接続点に設けること（第24-112図参照）。

第24-112図



(2) 避雷針の保護範囲は、避雷針の尖端から垂線を下し、その点を中心として高さの1.73倍の半径で描いた円錐体の内部をいう（第24-113図参照）。

第24-113図



3 配線（耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。）は、工事の種別に応じ、第24-9表のいずれかに適合するもの又はこれと同等以上の防食性、絶縁性、導電率及び引っ張り強さを有すること。

第24-9表

工事の種類別	電線の種類			電線の太さ
	規格記号	名称	記号	
屋内配線	JIS C 3306	ビニルコード		断面積0.75mm ² 以上
	JIS C 3307	600Vビニル絶縁電線	IV	導体直径1.0mm以上
	JIS C 3342	600Vビニル絶縁 ビニルシースケーブル	VV	導体直径1.0mm以上
	JCS 3416	600V耐燃性ポリエチレン 絶縁電線	EM-IE	導体直径1.0mm以上
	JCS 3417	600V耐燃性架橋ポリエチレン 絶縁電線	EM-IC	導体直径1.0mm以上
	JCS 4418	600V耐燃性ポリエチレン シースケーブル	EM-EE EM-CE	導体直径1.0mm以上
屋側又は屋外配線	JIS C 3307	600Vビニル絶縁電線	IV	導体直径1.0mm以上
	JIS C 3342	600Vビニル絶縁 ビニルシースケーブル	VV	導体直径1.0mm以上
	JCS 3416	600V耐燃性ポリエチレン 絶縁電線	EM-IE	導体直径1.0mm以上
	JCS 3417	600V耐燃性架橋ポリエチレン 絶縁電線	EM-IC	導体直径1.0mm以上
	JCS 4418	600V耐燃性ポリエチレン シースケーブル	EM-EE EM-CE	導体直径1.0mm以上
架空配線	JIS C 3307	600Vビニル絶縁電線	IV	導体直径2.0以上の硬銅線(*1)
	JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線	OW	導体直径2.0mm以上
	JIS C 3342	600Vビニル絶縁 ビニルシースケーブル	VV	導体直径1.0mm以上
	JCS 4418	600V耐燃性ポリエチレン シースケーブル	EM-EE EM-CE	導体直径1.0mm以上
地中配線	JIS C 3342	600Vビニル絶縁 ビニルシースケーブル	VV	導体直径1.0mm以上
	JCS 4418	600V耐燃性ポリエチレン シースケーブル	EM-EE EM-CE	導体直径1.0mm以上
使用電圧60V以下の配線(*2)	JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケーブル	EM-AE	導体直径0.5mm以上
			EM-AE オクナイ(*4)	
	JCS 4504	警報用フラットケーブル	AFC	

● JIS：日本産業規格 JCS：日本電線工業会規格

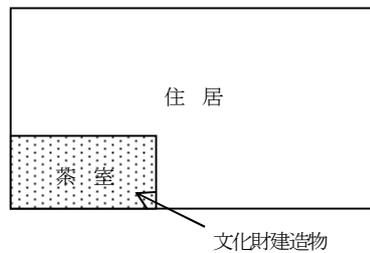
備考

- *1 径間10m以下の場合、導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。
- *2 使用電圧60V以下の配線に使用する電線は、本表の電線の種類欄に掲げるJCS4396以外の規格に適合する電線でそれぞれ電線の太さ欄に掲げる導体直径又は導体断面積を有するものを使用することができる。
- *3 EM-AE：屋内・屋外とも使用できる一般用
EM-AEオクナイ：屋内のみに使用できる屋内専用

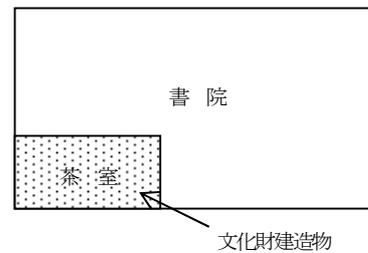
第8 文化財建造物に係る自動火災報知設備の取扱いは、第1から第7までによるほか、次によること。

- 1 令別表第1（17）項に掲げる防火対象物（以下この基準において「文化財建造物」という。）に自動火災報知設備を設置する場合は、棟単位とすること（第24-114図から第24-116図参照）。ただし、文化財建造物が、鳥居、塔婆等の石造建造物である場合は、設置しないことができる。

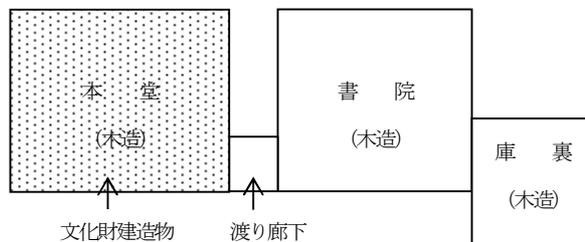
第24-114図



第24-115図



第24-116図



備考：基準2により、文化財建造物と他の防火対象物が1棟となる場合は、1棟となる防火対象物全体に自動火災報知設備を設置すること

- 2 新たに文化財建造物に指定されたときは、その指定されたときから2年以内に自動火災報知設備を設置すること。
- 3 一間社、茶室等の小規模な文化財建造物に差動式分布型感知器（空気管）を設ける場合、1の感知区域の露出長は、10m以上20m未満とすることができる。
- 4 常時人が居住せず、かつ、観覧者、参拝者等の不特定の者（以下この基準において「観覧者等」という。）を入れない文化財建造物には、地区音響装置を設けないことができる。
- 5 次のいずれかに該当する場合は、感知器を設けないことができる。
 - (1) 電気設備及び煙突を有する火気使用設備を設けておらず、かつ、周囲の建築物等に煙突を有する火気使用設備がない文化財建造物の小屋裏又は寺社の内陣部分
 - (2) 住居のみの用途に供されている文化財建造物以外の全ての部分（第24-114図参照）
- 6 三重塔、五重塔その他これらに類する塔の小屋裏及び観覧者等を入れない城郭等の建造物の階段には、煙感知器を設けないことができる。
- 7 文化財建造物が、次のいずれかに該当する場合は、令第32条の規定を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができる。

- (1) 自動火災報知設備を設置した建築物又は次に適合する建築物に収納された文化財建造物
 - ア 特定主要構造部を耐火構造とすること。
 - イ 内部に電気以外の火気使用設備が全くないこと。
 - ウ 周囲20m（当該建築物の水平投影線から測定した距離）以内の範囲に火災危険の高い火気使用設備がないこと。
- (2) 一間社、茶室等で延べ面積が7㎡以下の小規模な文化財建造物で次に適合するもの
 - ア 他の建築物等から独立し、火災の発生のおそれが少ないこと。
 - イ 他の建築物等からの火災の延焼のおそれが少ないこと。
- (3) 敷地内に管理者が常駐していないため、火災の発生を有効に覚知できず、かつ、その敷地の周囲に民家等がない文化財建造物

第9 特例適用の運用基準

令第32条又は条例第46条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

- 1 令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物のうち、令別表第1（16）項イ（同表（2）項ニ、（5）項イ又は（6）項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分が存するものを除く。）に掲げる防火対象物で、次に該当する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができる。
 - (1) 防火対象物の延べ面積は、500㎡未満であること。
 - (2) 令別表第1（1）項、（2）項イからハまで、（3）項、（4）項、（6）項イ(4)、ハ（利用者を入居させず、又は宿泊させないものに限る。）若しくはニ又は（9）項イに掲げる防火対象物（以下この基準において「特例用途」という。）に供される部分が、次に適合すること。
 - ア 特例用途に供される部分の存する階は避難階であり、かつ、無窓階以外の階（地階で、規則第5条の5に定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階を除く。）であること。
 - イ 特例用途に供される部分の床面積の合計は、150㎡未満であること。
 - ウ 全ての特例用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。
- 2 令第21条第1項第7号に掲げる防火対象物（令別表第1（2）項ニ、（5）項イ又は（6）項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させる者に限る。）の用途に供される部分が存するものを除く。）のうち、令第4条の2の2第2号に規定する避難階以外の階（以下「避難階以外の階」という。）の特例用途に供される部分の全てが次のいずれかに該当する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができる。
 - (1) 事務室又は居室以外の部分であって、不特定多数の者の出入りがないもの
 - (2) 実態上の用途が特例用途以外の用途に供される部分であって、基準1、1(1)イにより、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特例用途に供される部分として取り扱われているもの
 - (3) 一般住宅の用途に供される部分であって、基準1、1(2)により、防火対象物全体が単独の特例用途に供される防火対象物として取り扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特例用途に供される部分として取り扱われているもの
- 3 特定1階段等防火対象物のうち、自動火災報知設備が既に設置されている防火対象物で、かつ、避難階以外の階の令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げ

る防火対象物の用途（以下「特定用途」という。）に供される部分の全てが2(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、次によることができる。

(1) 階段及び傾斜路に設ける自動火災報知設備の感知器は、垂直距離1.5m（3種の感知器にあつては1.0m）につき1個以上の個数を設ければよいものとする。

(2) 自動火災報知設備の受信機は、再鳴動機能（地区音響停止スイッチが停止状態にある間に、受信機が火災信号を受信したときに、地区音響停止スイッチが一定時間以内に自動的に（地区音響装置が鳴動している間に停止状態にされた場合においては自動的に）鳴動状態になる機能をいう。）付きとしないことができる（令別表第1（2）項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）。

4 電力の開閉所（電力の開閉に油入開閉器を設置する開閉所を除く。）で、特定主要構造部を耐火構造とし、屋内に面する天井（天井のない場合は、屋根）、壁及び床が準不燃材料で作られているものは、自動火災報知設備を設置しないことができる。

基準 25 ガス漏れ火災警報設備の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 規則第24条の2の2第3項に規定する「可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所」とは、温泉採取設備が設けられた室が2面以上開放されている場合をいう。

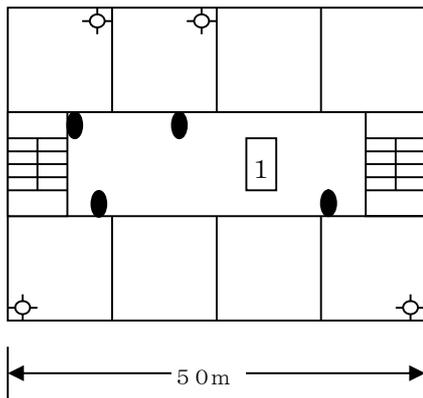
2 警戒区域の設定は、次によること。

- (1) 警戒区域の1辺の長さは、50m以下とすること。
- (2) 原則として、通路又は地下道に面する室、店舗等を1の警戒区域に含まれるように設定すること。
- (3) 燃焼器等（ガス燃焼機器及び当該機器が接続される末端のガス栓をいう。以下この基準において同じ。）の設置されていない室、店舗、通路、地下道等の面積も警戒区域に含めること。
- (4) 前各号によるほか、次の例によること。

ア 一般的な警戒区域の設定は、第25-1図及び第25-2図の例によること。

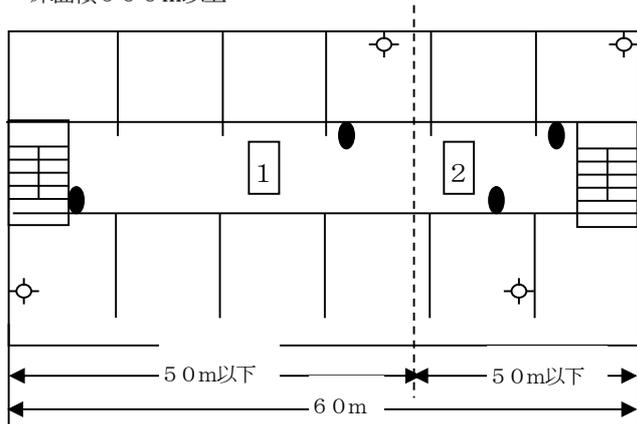
第25-1図

床面積 600㎡以下



第25-2図

床面積600㎡以上

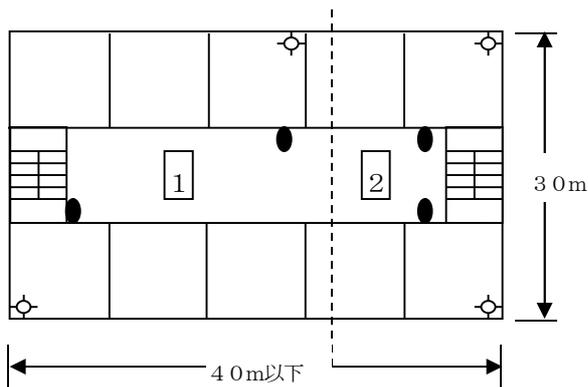


- | | | | | |
|----|---|--------|------|---------|
| 凡例 | ○ | 燃焼器 | ● | ガス漏れ表示灯 |
| | 1 | 警戒区域番号 | ---- | 警戒区域境界線 |

イ 通路の中央からガス漏れ表示灯（以下「表示灯」という。）を容易に見通すことができる場合は、1の警戒区域の面積を1,000㎡以下とすることができる（第25-3図参照）。

第25-3図

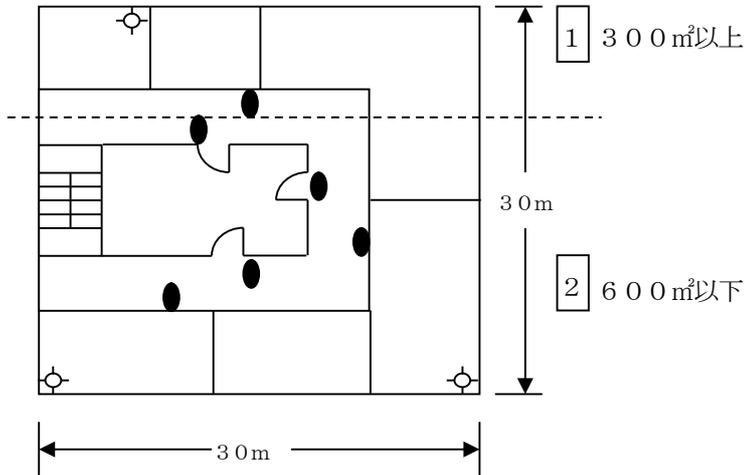
床面積1,200㎡



注) 1,000㎡と200㎡に分割することができる

ウ 通路の中央から表示灯を容易に見通すことができない場合は、1の警戒区域の面積を600㎡以下とすること。また、表示灯は、通路に面する各出入口に設けること（第25-4図参照）。

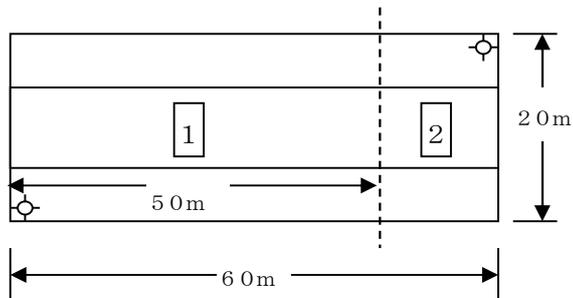
第25-4図
床面積900㎡



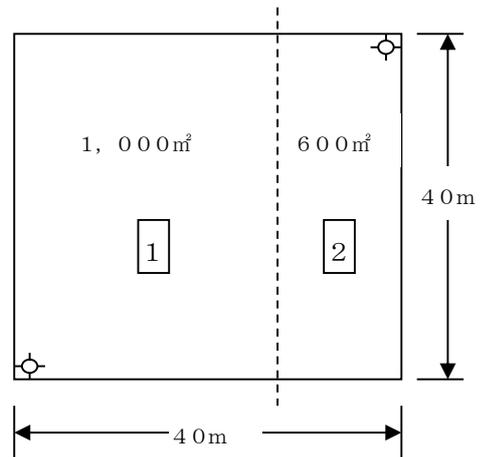
エ 区画されていない大規模な室の場合は、一辺の最大長を50m以下とし、かつ、1の警戒区域の面積を1,000㎡以下とすることができる。

なお、警戒区域一覧図が容易に識別できるよう、境界線は直線状に設けること（第25-5図、第25-6図参照）。

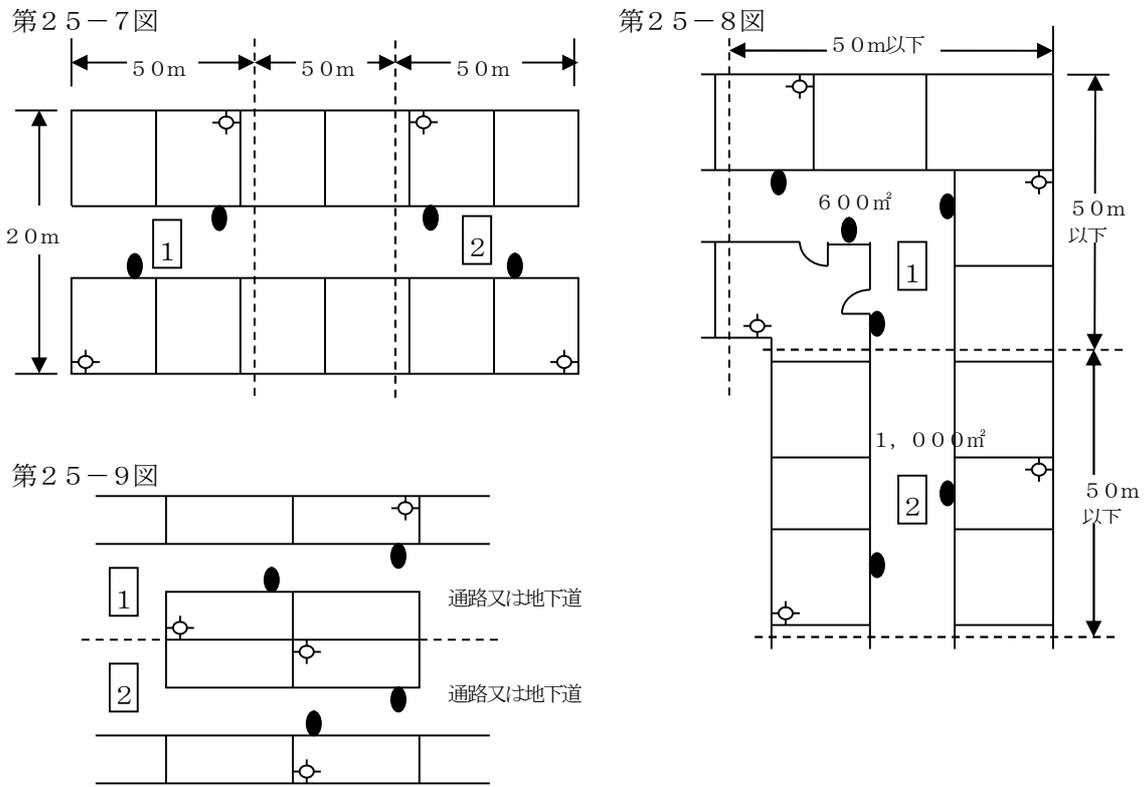
第25-5図
床面積1,200㎡



第25-6図
床面積1,600㎡



オ その他第25-7図から第25-9図の例により設けること。



- (5) 貫通部の警戒区域は、燃焼器等の警戒区域とは別とすること。ただし、貫通部に燃焼器等が接近して存する場合において、1のガス漏れ検知器（以下「検知器」という。）を設けることで規則第24条の2の3第1項第1号の規定に適合するときは、警戒区域を同一のものとするすることができる。この場合、受信機の表示窓には、貫通部及び燃焼器等の設置場所のそれぞれを表示すること。
- (6) 貫通部が2以上接近して存する場合において、1の検知器を設けることで規則第24条の2の3第1項第1号の規定に適合するときは、警戒区域を同一のものとするすることができる。

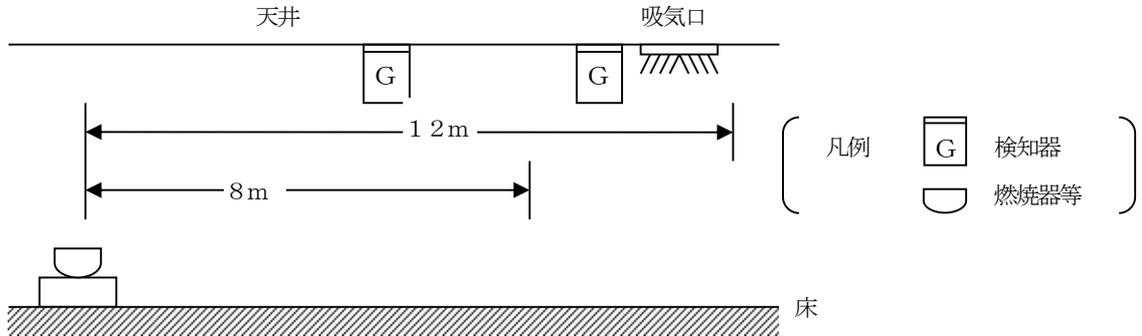
3 受信機は、基準24、第2の規定の例により設けること。

4 検知器の設置は、次によること。

- (1) 規則第24条の2の3第1項第1号イ（イ）及びロ（イ）の規定する水平距離は、次によること。
- ア 単一バーナーの燃焼器は、バーナー部分の中心からの距離とする。
 - イ 複数のバーナーを有するガス燃焼器は、各バーナー部分の中心からの距離とする。
 - ウ ガス栓は、ガス栓の中心からの距離とする。
 - エ 貫通部は、外壁の室内に面するガス配管の中心からの距離とする。
- (2) 検知対象ガスの空気に対する比重が1未満の場合で、燃焼器等のある室の天井面の付近に吸気口があるときは、次により設けること。

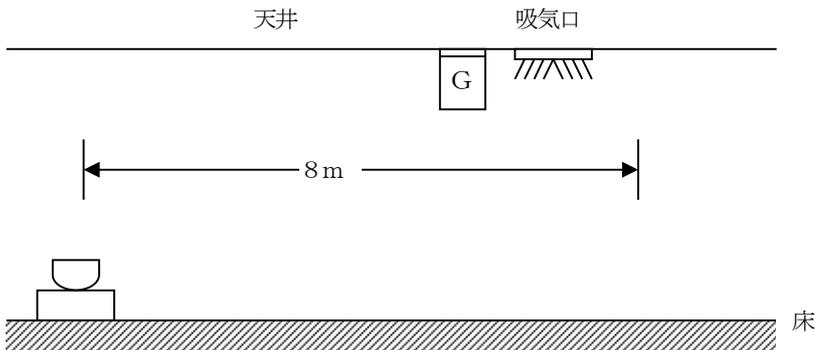
ア 燃焼器等から水平距離が8 mを超え12 m以内に吸気口がある場合は、8 m以内の天井面に設けるほか、当該吸気口付近にも設けること（第25-10図参照）。

第25-10図



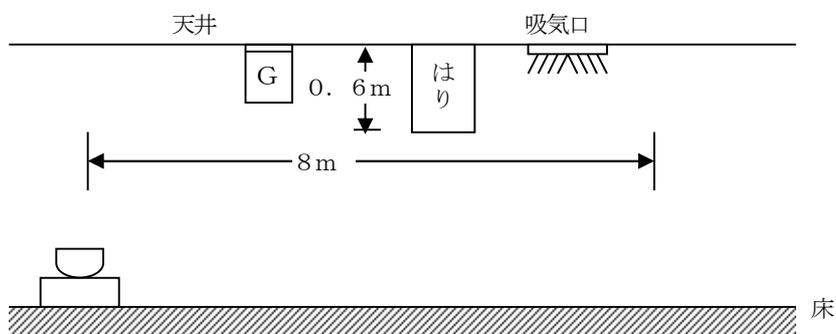
イ 燃焼器から水平距離8 m以内に吸気口がある場合は、当該吸気口付近に設けることができる（第25-11図参照）。

第25-11図



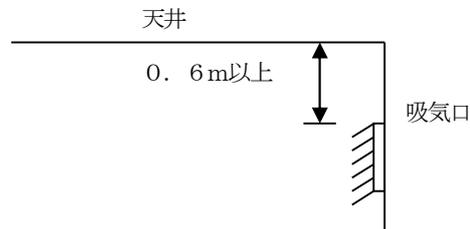
ウ 吸気口が0.6 m以上突き出したはり等により燃焼器などから区画されている場合は、当該吸気口付近に設けないことができる（第25-12図参照）。

第25-12図



エ 吸気口が天井面より0.6m以上下がった位置にある場合は、当該吸気口付近に設けないことができる（第25-13図参照）。

第25-13図

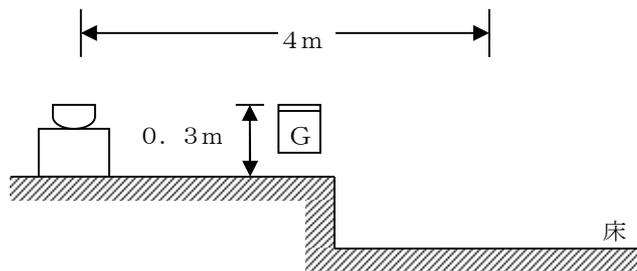


オ ア及びイにより吸気口付近に設ける場合は、吸気口から1.5m以内で、かつ、燃焼器等から漏れたガスを有効に検知できる方向に設けること。

(3) 検知対象ガスの空気に対する比重が1を超える場合は、次によること。

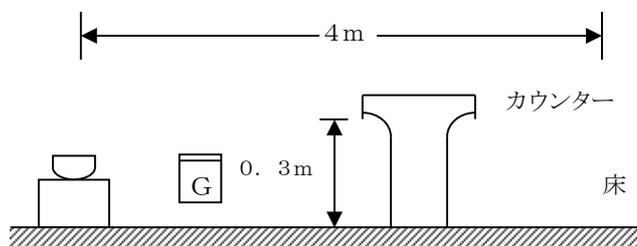
ア 床面に段差がある場合は、燃焼器等又は貫通部の設けられている側に設けること（第25-14図参照）。

第25-14図



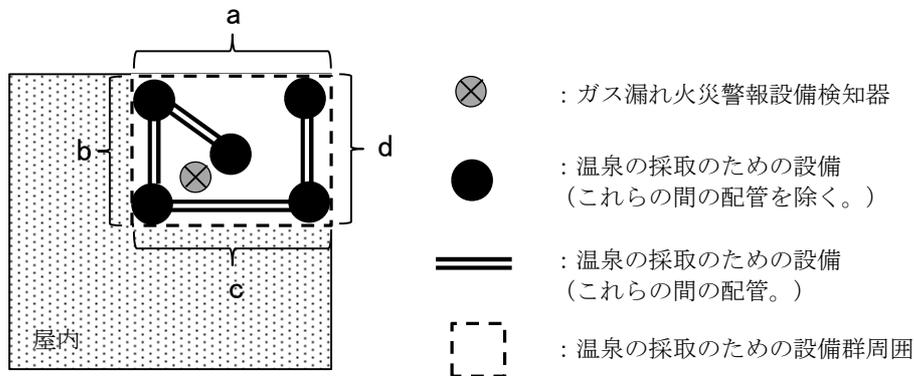
イ 燃焼器等又は貫通部から水平距離4m以内に床面から0.3mを超えるカウンター等がある場合は、燃焼器等又は貫通部側に設けること（第25-15図参照）。

第25-15図



(4) 温泉採取設備に検知器を設けるときは、第25-16図の例により設けること。

第25-16図



$$10m \geq a + b + c + d > 0m$$

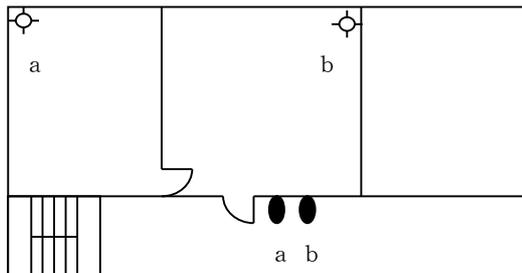
5 中継器は、基準24、第6の規定の例によるほか、各種表示灯を有するものは、点灯状況が容易に視認できる位置に設けること。

6 音声警報装置は、基準28、第1、第2項の規定の例により設けること。

7 表示灯は、次によること。

- (1) 検知器の作動と連動すること。
- (2) 直近に表示灯である旨を表示すること。
- (3) 表示灯は、通路に面する出入口に設けること (第25-17図参照)。

第25-17図



8 検知区域警報装置は、次によること。

- (1) 検知器の作動と連動すること。
- (2) 検知区域内に設けること。
- (3) 直近に検知区域警報装置である旨を表示すること。ただし、検知器に警報装置を有する場合は、この限りでない。☆
- (4) 警報音は他の警報音、騒音等と明らかに区別できること。

- 9 非常電源は、基準37によるほか、受信機の予備電源の容量が必要とする非常電源容量以上であり、かつ、予備電源の配線が規則第12条第1項第4号ニに規定する配線（予備電源が内蔵されているものは除く。）のものは、当該予備電源を非常電源とすることができる。

第2 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

- 1 規則第24条の2の3第1項第4号イのただし書を適用する場合は、基準28、第1、第2項の規定によること。
- 2 次に掲げる場所は、ガス漏れ火災警報設備を設置しないことができる。
 - (1) カートリッジ式ガスボンベを内蔵する燃焼機器のある場所
 - (2) 空気取入れ口が屋内に面していない密閉式バーナーを有する燃焼器のある場所

基準26 漏電火災警報器の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 令第22条第1項第7号に規定する契約電流容量の算定は、次によること。

- (1) 防火対象物の関係者と電気事業者間でなされた契約電流（契約上使用できる最大電流（A）をいう。）、契約容量（契約上使用できる最大容量（kVA）をいう。）及び契約電力（契約上使用できる最大電力（kW）をいう。）とし、契約電流（アンペア契約）はその契約の電流値、契約容量又は契約電力は、標準電圧を100V又は200V、力率を1.0として第26-1式により求めた値とすること。

第26-1式

$$\text{契約電流容量 (A)} = \frac{(\text{契約容量 (kVA) 又は契約電力 (kW)}) \times 1000}{\text{標準電圧 (100V 又は 200V)} \times \text{力率 (1.0)}}$$

注1 電気方式が三相3線式の場合は、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。

注2 電気方式が単相3線式の場合は、標準電圧を200Vとすること。

- (2) 従量電灯甲の契約種別で電力が供給されている場合の契約電流容量は、契約が1である場合は、50A以下とし、1の防火対象物で契約が2以上あるものは、1契約あたりの契約容量を3kVAとして第26-1式により求めた値とすること。
- (3) 同一敷地内に防火対象物が2以上ある場合で、契約種別が1である場合は当該防火対象物の契約電流容量を、当該防火対象物の低圧屋内電路に接続されている負荷設備総容量（kVA又はkW）から第26-2式によって求めた値とすること。

第26-2式

$$\text{契約電流容量 (A)} = \frac{\text{負荷設備総容量 (kVA 又は kW)} \times 1000}{\text{標準電圧 (100V 又は 200V)} \times \text{力率 (1.0)}} \times \text{需要係数 (0.6)}$$

注1 電気方式が三相3線式の場合は、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。

注2 電気方式が単相3線式の場合は、標準電圧を200Vとすること。

- (4) 高圧又は特別高圧の変電設備を有する防火対象物の契約電流容量は、低圧側において第26-2式により算出した値とすること。
- (5) 同一の防火対象物に、同一契約種別の電力が2以上供給されている場合の契約電流容量は、その合計値とすること。

2 漏電火災警報器は、次に掲げる場所以外の場所に設けること。ただし、当該漏電火災警報器に対し、防爆、防食、防湿、防振、静電的遮へい等設置場所に応じた適当な防護措置を施したものは、この限りでない。

- (1) 可燃性蒸気、可燃性ガス又は可燃性微粉等が滞留するおそれのある場所
- (2) 火薬類を製造し、貯蔵し、又は取扱う場所

- (3) 腐食性の蒸気、ガス等が多量に発生するおそれのある場所
 - (4) 湿度が高い場所
 - (5) 温度変化の激しい場所
 - (6) 振動が激しく、機械的損傷を受けるおそれのある場所
 - (7) 大電流回路、高周波発生回路等により影響を受けるおそれのある場所
- 3 設置方法は、規則第24条の3の規定によるほか、次によること（第26-1図から第26-6図まで参照）。
- (1) 高周波による電磁誘導障害を排除するため、次に掲げる措置を講じること。
 - ア 誘導防止用コンデンサを、受信機の変流器接続用端子及び操作電源端子に入れること。
 - イ 変流器の2次側配線は、次によること。
 - (ア) 配線にはシールドケーブルを使用するか、配線相互間を密着して設けること。
 - (イ) 配線こう長をできる限り短くすること。
 - (ウ) 大電流回路からはできるだけ離隔すること。
 - ウ その他必要に応じ静電誘導防止、電磁誘導防止等の措置を講じること。
 - (2) 同一敷地内の管理について、権原を有する者が同一の者である令第22条第1項に該当する建築物が、2以上近接している場合（令第8条の規定により別の防火対象物とみなされる各部分が2以上ある場合及び令第9条の規定により1の防火対象物とみなされる各部分が2以上ある場合を含む。）において、当該建築物が電気の引込線を共通するときは、当該共通する引込線ごとに1個の漏電火災警報器を設置することができる。
 - (3) 変流器を警戒電路に設ける場合は、当該警戒電路における負荷電流（せん頭負荷電流を除く。）の総和として最大負荷電流値以上とし、B種接地線に設ける場合は、当該警戒電流の定格電圧の数値の20%に相当する数値以上の電流値とすること。
 - (4) 変流器は、防火対象物に電力を供給する電路の引込部の外壁等に近接した電路又はB種接地線で、点検が容易な位置に設置すること。
 - (5) 変流器を屋外の電路に設ける場合は、屋外型のものを設けること。ただし、防水上有効な措置を講じた場合は、屋内型のものを設けることができる。
 - (6) 受信機は屋内の点検が容易な場所に設けること。ただし、防水上有効な防護措置を施した場合は、屋外の点検の容易な場所に設けることができる。
 - (7) 受信機及び変流器が互換性型のものには、受信機の銘板に表示された形式の変流器と組み合わせて設けること。
 - (8) 受信機及び変流器が非互換性型のものには、同一製造番号のものと組み合わせて設けること。
 - (9) 変流器又は受信機の定格電圧が60Vを超える変流器又は受信機の金属ケースには、接地を施すこと。ただし、乾燥している場所等に設ける場合は、この限りではない。
- 4 公称作動電流設定値は、警戒電路の負荷、使用電線、電線こう長等を考慮し、警戒電路に設けるものは、100mAから400mA、B種接地線に設けるものは、400mAから800mAを標準として誤報が生じない範囲内に設置すること。
- 5 操作電源及び配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。
- (1) 操作電源は電流制限器（電流制限器を設けていない場合は主開閉器）の1次側から専用回路として分岐し、その専用回路には、開閉器（定格15Aのヒューズ付開閉器又は定格20Aの配線用遮断器に限る。）を設けること（第26-7図参照）。

- (2) 操作電源の開閉器には、漏電火災警報器の電源である旨を赤色で表示をすること。
- (3) 配線に用いる電線は、第26-1表のA欄に掲げる電線の種類の応じ、それぞれB欄に掲げる規格に適合し、かつ、C欄に掲げる導体直径若しくは導体の公称面積を有するもの又はB欄及びC欄に掲げる電線に適合するものと同程度の電線としての性能を有するものであること。
- (4) 配線が壁体等を貫通する場合は、がい管等の防護措置を施すこと。

第26-1表

A欄		B欄	C欄	
操作電源の配線に使用する電線		JIS C 3307(600Vビニル絶縁電線(IV)) JIS C 3342(600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV)) JCS 416(600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)) JCS 417(600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線(EM-IC)) JCS 418A(600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.6mm以上 導体直径1.6mm以上 導体直径1.6mm以上 導体直径1.6mm以上 導体直径1.6mm以上	
変流器の2次側屋内配線に使用する電線		JIS C 3306(ビニルコート) JIS C 3307(600Vビニル絶縁電線(IV)) JIS C 3342(600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV)) JCS 416(600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)) JCS 417(600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線(EM-IC)) JCS 418A(600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル) JCS 396A(警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル)*	断面積0.75mm ² 以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径0.5mm以上	
変流器の2次側屋側又は屋外配線に使用する電線		JIS C 3307(600Vビニル絶縁電線(IV)) JIS C 3340(屋外用ビニル絶縁電線(OW)) JIS C 3342(600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV)) JCS 416(600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)) JCS 417(600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線(EM-IC)) JCS 418A(600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル) JCS 396A(警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル)*	導体直径1.0mm以上 導体直径2.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径0.5mm以上	
変流器の2次側架空配線に使用する電線		JIS C 3307(600Vビニル絶縁電線(IV)) JIS C 3340(屋外用ビニル絶縁電線(OW)) JIS C 3342(600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV)) JCS 418A(600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル) JCS 396A(警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル)*	導体直径2.0mm以上の硬銅線** 導体直径2.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径0.5mm以上	
地中配線に使用する電線		JIS C 3342(600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV)) JCS 418A(600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上	
音響装置の配線に使用する電線	えるもの 使用電圧が60Vを超	地中配線のもの	JIS C 3342(600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV)) JCS 418A(600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.6mm以上 導体直径1.6mm以上
		架空配線のもの	JIS C 3340(屋外用ビニル絶縁電線(OW))	導体直径2.0mm以上
	前記以外のもの	JIS C 3307(600Vビニル絶縁電線(IV)) JCS 416(600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)) JCS 417(600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線(EM-IC)) JCS 418A(600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.6mm以上 導体直径1.6mm以上 導体直径1.6mm以上 導体直径1.6mm以上	
		使用電圧が60V以下のもの***	JCS 396A(警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル)*	導体直径0.5mm以上

備考 *は、屋内型変流器の場合に限る。

**は、径間が10m以下の場合は導体直径2.0mm軟銅線とすることができる。

***は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線は、本表のB欄に掲げるJCS 396A以外の規格に適合する電線で、それぞれC欄に掲げる導体直径又は導体断面積を有するものも使用できるものとする。

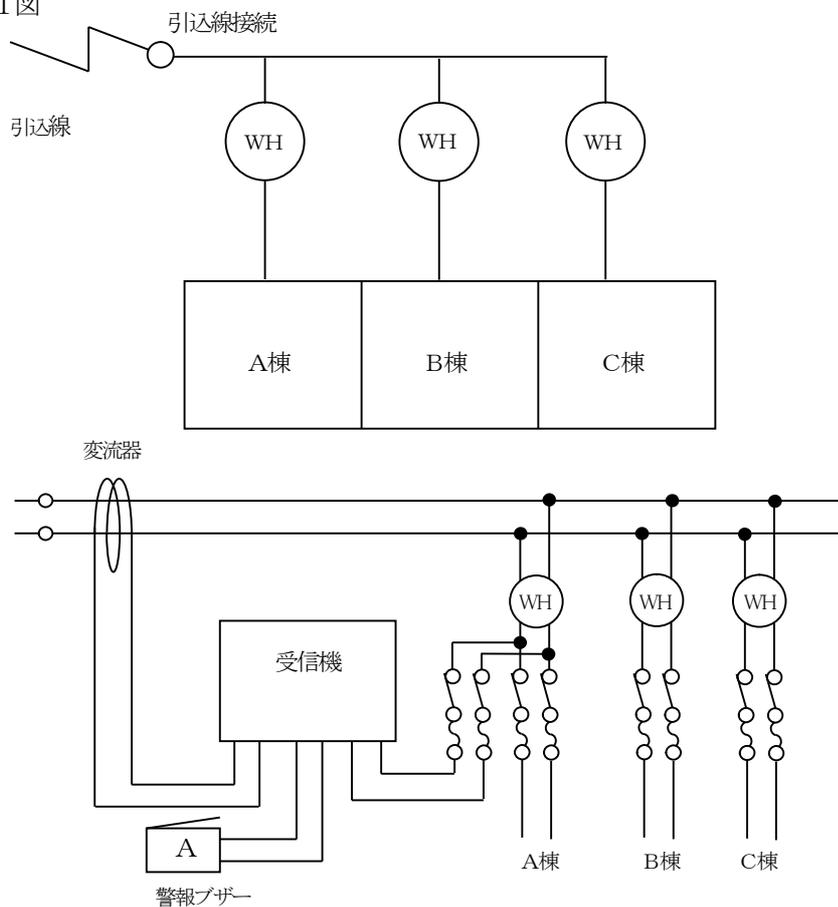
(注) JCS 日本電線工業会規格

6 変流器の設置位置は、次の例によること。

例1 同一敷地内の設置対象物が2以上ある場合の設置例

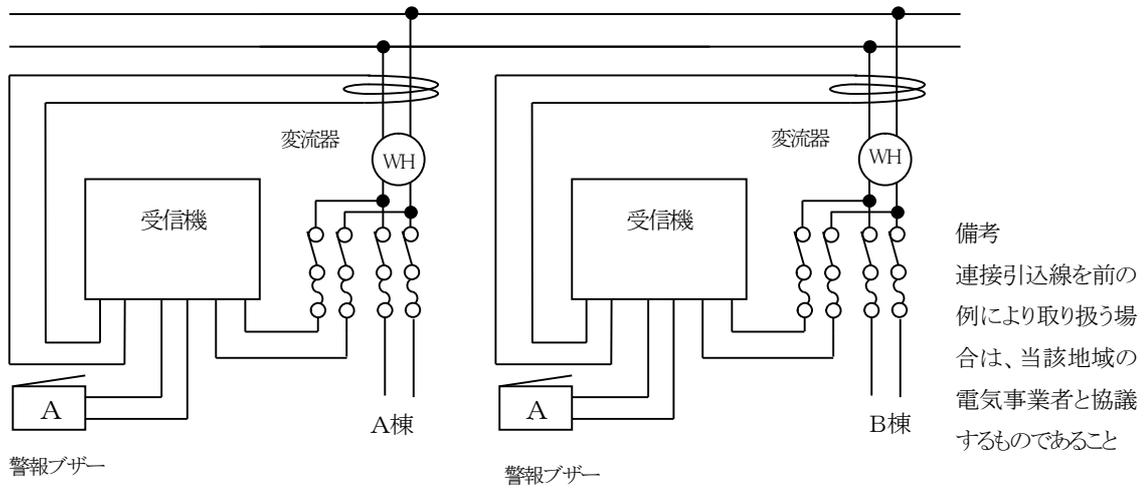
各棟の電路の引込方法が接続式で、引込線の接続点以降の配線（引込配線）が需要家の財産である場合

第26-1図

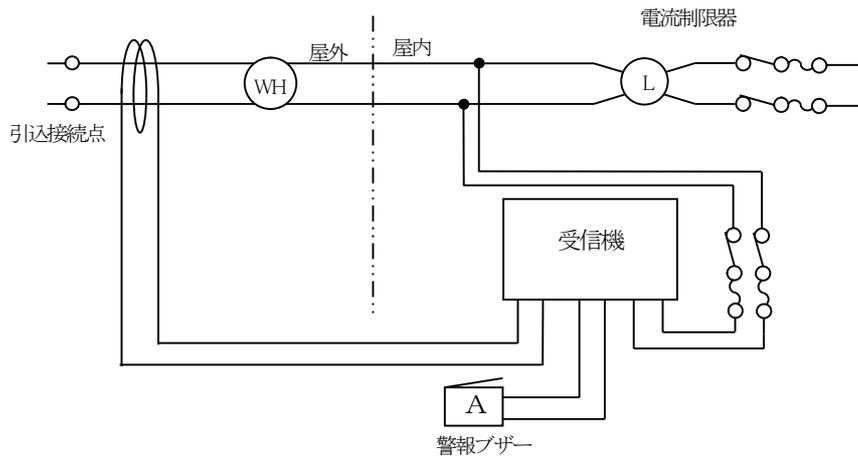


備考
操作電源が使用場所
の状況等により、共用
負荷がなく各棟のい
ずれからも取れない場
合は、当該地域の電
気事業者と協議する
ものであること

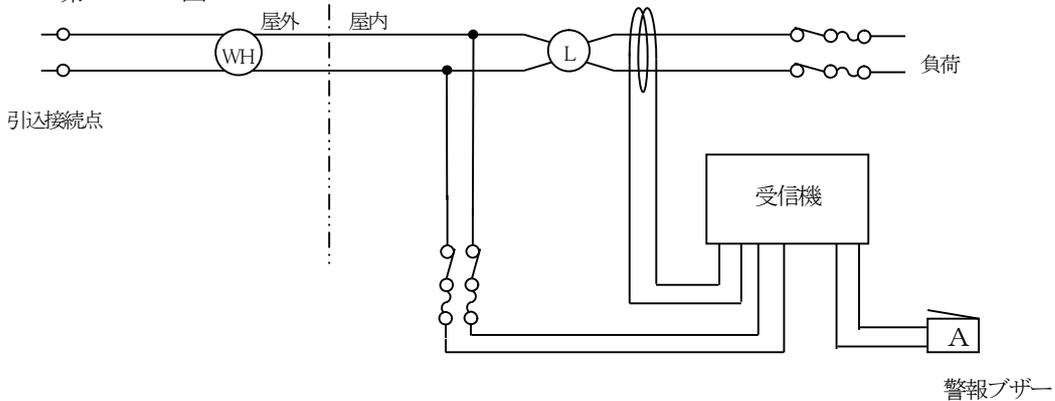
接続引込線が電気事業者の財産である場合
第26-2図



例2 低圧による引込方式の設置例
変流器を屋外に設けた場合
第26-3図



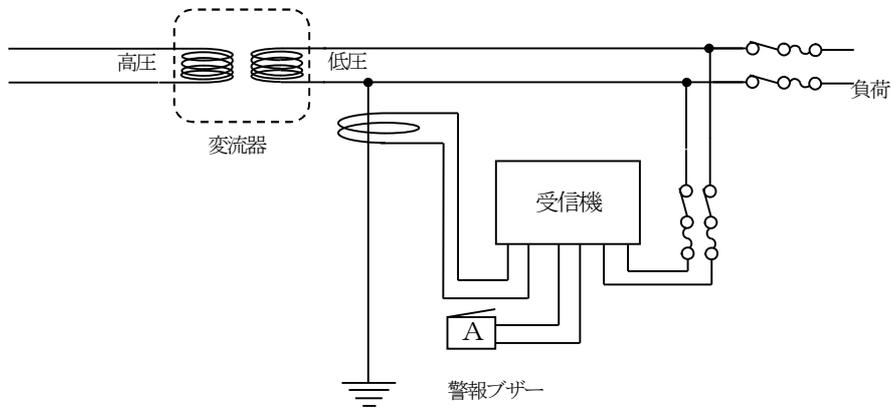
変流器を屋内に設けた例
第26-4図



例3 変圧器のB種接地線に設ける方式の設置例

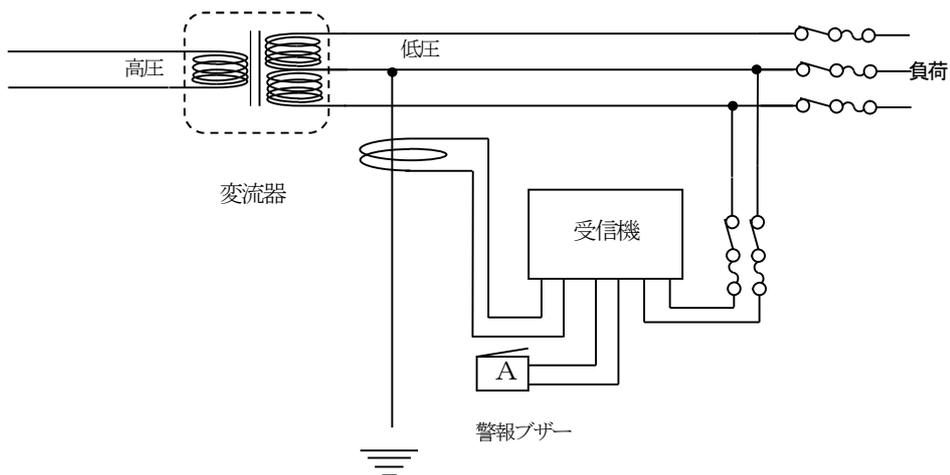
単相変圧器のB種接地線に設ける場合

第26-5図



単相3線式変圧器の接地線に設ける場合

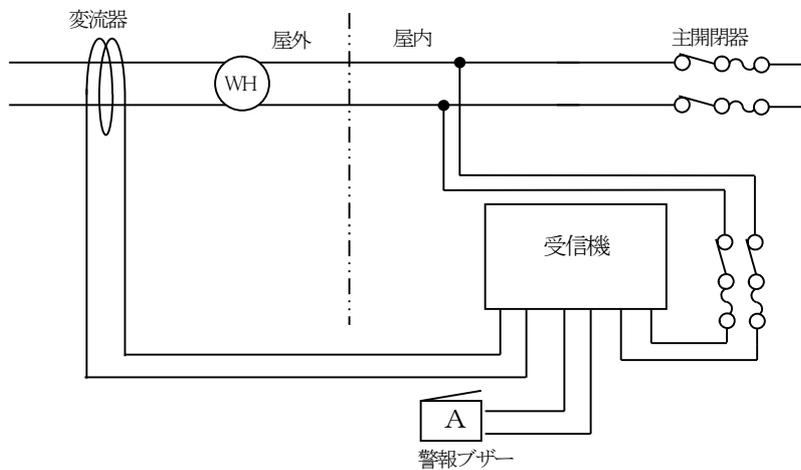
第26-6図



7 操作電源の分岐は、次の例によること。

主開閉器がある場合

第26-7図



第2 特例適用の運用基準

次のいずれかに該当する建築物には、令第32条を適用し、漏電火災警報器を設置しないことができる。

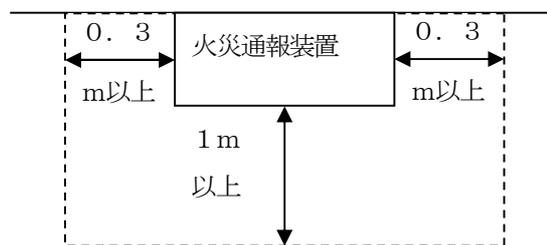
- 1 令第22条第1項に規定する壁、床又は天井（以下この基準において「令第22条の壁等」という。）に現に電気配線がなされる見込みがないと認められる建築物
- 2 令第22条の壁等が建築物の一部分しか存しない建築物で、令第22条の壁等に漏電があっても地絡電流が流れるおそれがないと認められるもの
- 3 建基法第2条第9号の3ロに定める準耐火建築物で、令第22条の壁等になされている電気配線が、金属管工事、金属線ぴ工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事、バスダクト工事、フロアダクト工事その他電気配線を被覆する金属体（以下この基準において「金属管等」という。）による工事のいずれかにより施工されており、かつ、当該金属管等が電設基準解釈の第17条の規定によるD種接地工事又はC種接地工事により接地されているもの
- 4 令別表第1（7）項及び（14）項に掲げる建築物で、当該建築物における契約電流容量（同一建築物で、契約種別の異なる電気が供給されているものは、契約電流種別ごとの電流容量）が10A以下のもの

基準27 消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

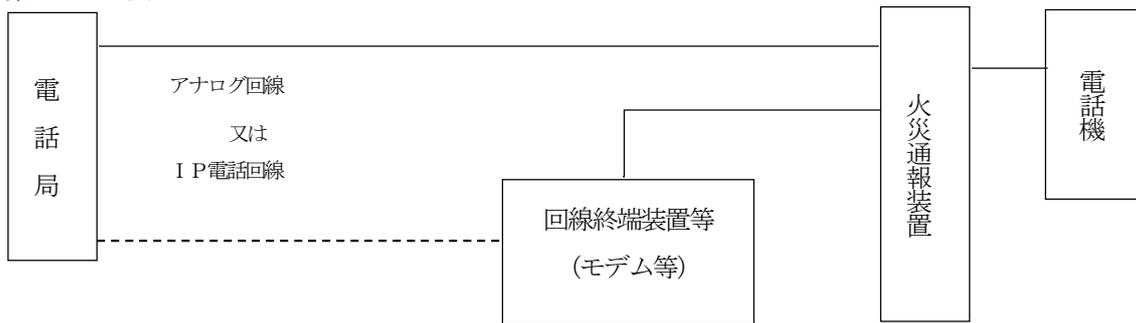
- 1 令第23条に定める「消防機関」とは、京都市消防局（局本部、消防学校、消防活動総合センター及び消防局ヘリポートを含む。）、消防署、消防分署及び消防出張所とし、「著しく離れた場所」とは、概ね10km以上離れた場所とする。☆
- 2 規則第25条第1項に定める「歩行距離」とは、火災通報装置の設置対象となる棟の主たる出入口から、直近の消防機関の主たる出入口までの歩行距離とする。◇
- 3 火災通報装置の設置及び維持に関する基準は、次によること。
 - (1) 設置は、次によること。
 - ア 防災センター等常時人がいる場所が複数ある場合、原則として1の場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けること。◇
 - イ 手動起動装置には、いたずら等による誤報防止の措置が講じられていること。◇
 - ウ 温度、湿度、衝撃、振動及び地震による震動等の影響を受けないように設けること。◇
 - エ 周囲に操作及び点検に必要な空間を設けること（第27-1図参照）。◇

第27-1図



- オ 火災通報装置の直近には、専用の送受話器を設置すること。◇
- カ 一般的な送受話器を非常用送受話器として設置するものは、専用のものとして火災通報装置本体の直近に設け、かつ、他の内線電話等と明確に区別させること。◇
- キ 手動起動装置、非常用送受話器には、標識等により、その旨を明示すること。◇
- ク 手動起動装置は、床面からの高さが0.8m（いすに座って操作するものにあつては0.6m）以上1.5m以下の箇所に設けること。◇
- (2) 接続する電話回線は、次によること。
 - ア 火災通報装置にアナログ電話回線を使用する場合にあつては、屋内の電話回線のうち、構内交換機等と電話局との間の部分に接続し、構内交換機等の内線には接続されていないものであること。また、IP電話回線を使用する場合にあつては、デジタル信号を伝送する電話回線の部分とアナログ信号を伝送する電話回線の部分からなる屋内のIP電話回線のうち、回線終端装置等からアナログ信号を伝送する電話回線の部分に接続すること（第27-2図参照）。

第27-2図



イ 電話回線は、利用度の低い加入回線又は利用度の低い発信専用回線のうちの1回線を使用すること。

ウ 「火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線」には、アナログ電話回線のほか、IP電話回線のうち消防機関において通報者の位置情報を取得できるIP電話回線が該当するものであること。

(3) 配線及び電源は、規則第12条第1項第5号及び電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。◇

ア 配線の接続部が振動又は衝撃により緩むおそれがある場合は、コンセント抜け防止金具を使用するか、又は配線接続部の直近の壁等にアンカーを固着させるとともに、当該アンカーと配線の接続部をひも、コード等で結着すること。

イ IP電話回線を使用する場合は、UPS（無停電電源装置予備電源）等が設けられた回線終端終端装置等を介して使用すること。

(4) 自動火災報知設備の感知器等の作動と連動して起動させる場合は、次によること。

ア 起動は、感知器からの火災信号又は発信機からの火災信号と連動するものであること。

イ 当該自動火災報知設備は、次のいずれかにより、非火災報対策が講じられていること。

- (7) 蓄積式の感知器、中継器又は受信機の設置
- (i) 二信号式の受信機の設置
- (ii) 蓄積付加装置の設置

ウ 自動火災報知設備が作動した場合に、当該作動箇所の確認等の適切な措置が取れる体制を有していること。◇

エ 防火対象物が無人の状態にある場合、自動火災報知設備の作動後概ね20分以内に、関係者等が現場に到着し、消防隊への情報提供その他必要な対応ができる体制がとられていること。◇

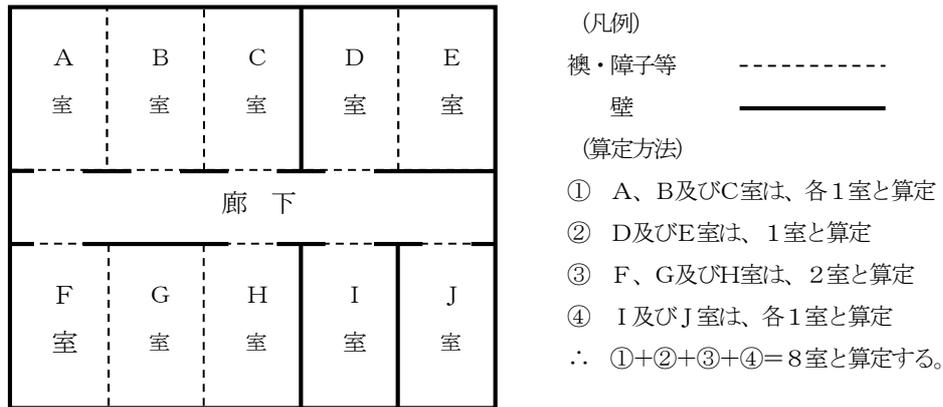
第2 特例適用の運用基準

令第3 2条を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

- 1 次のいずれかに該当する防火対象物で、消防機関へ常時通報することができる電話が、防災センター等に設置されており、かつ、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報、その他これらに関連する内容をいう。）が明示される場合は、火災通報装置を設置しないことができる。
 - (1) 令別表第1（5）項イのうち、宿泊室数が10以下であるもの

なお、この場合における宿泊室とは、旅館業法施行令に定める宿泊室とし、旅館業法に規定するもの以外の防火対象物の宿泊室数算定は、廊下等共用部分から直接出入りすることができる開口部の有無により判断し、開口部がある場合は、1室と算定すること（第27-3図参照）。
 - (2) 令別表第1（6）項イ(3)（19床以下に限る。）又は(4)に掲げる用途に供するもの
 - (3) 令別表第1（6）項ハに掲げる用途に供するもの（利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。）

第27-3図



- 2 同一敷地内に設置義務のある棟が複数あり、次のいずれかに該当する場合は、火災通報装置の設置を1の棟とすることができる。
 - (1) 防災センター等に火災通報装置本体を設置し、かつ、防災センター等に設置された1の自動火災報知設備の受信機により、火災通報装置の設置義務のある、同一敷地内の全ての棟を集中監視している場合
 - (2) 主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下「別棟」という。）に当該火災通報装置の遠隔起動装置を設置しているもので、次に該当する場合
 - ア 火災通報装置本体及び遠隔起動装置は、防災センター等に設置されていること。ただし、無人となることがある別棟の遠隔起動装置は、多数の者の目にふれやすく、かつ、火災に際し、すみやかに操作することができると認められる箇所及び防災センター的な箇所にそれぞれ設置されていること。
 - イ 主たる棟と別棟の防災センター等の間には、相互通話設備が基準24、第2、第4項の規定の例により設けられていること。
 - ウ 火災時において、通報連絡、初期消火、避難誘導等の措置を講じることができると認められる体制が整備されていること。

基準 28 非常警報設備の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

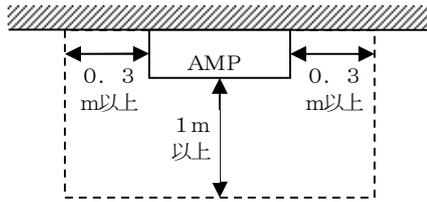
1 この基準における用語の意義は、次によること。

- (1) 報知区域とは、1回線における当該回路の音響装置の鳴動区域をいう。
- (2) 起動装置とは、手動操作により増幅器等又は操作装置に火災である旨の信号を送ることができる発信機、非常用押ボタン、非常電話をいう。
- (3) 増幅器とは、音声信号等を防火対象物の規模に対応した出力にまで増幅する機器をいう。
- (4) 増幅器等とは、増幅器と操作部を合わせたものをいう。
- (5) 操作部とは、放送設備の機能として必要なマイク、スイッチ、表示灯等からなり、必要な操作をする部位をいう。
- (6) 遠隔操作器とは、放送場所が複数となる場合に使用できる単独の操作部をいう。
- (7) 操作装置とは、起動装置から信号を受信し、火災である旨の警報を必要な階へ報知できる装置をいう。
- (8) 複合装置とは、起動装置、表示灯及び音響装置を組み合わせ、一体として構成したものに非常電源を内蔵したものをいう。
- (9) 相互通話設備とは、1の防火対象物に2以上の操作部が設けられている場合にこれらの操作部のある場所相互間で同時に通話することができる設備をいう。
- (10) 非常電話とは、起動装置として用いる専用電話をいい、親機、子機（以下この基準において「非常電話機」という。）、表示灯、電源及び配線により構成されているものをいう。
- (11) スピーカー回路分割装置（以下この基準において「回路分割装置」という。）とは、1の報知区域のスピーカー回路を2以上に分割する装置をいう。
- (12) 複数回線化とは、スピーカー回路を複数回線とするか、又は回路分割装置によりスピーカー回路を2以上に分割することをいう。
- (13) 一斉式非常放送設備とは、一斉放送のみが可能な放送設備をいう。

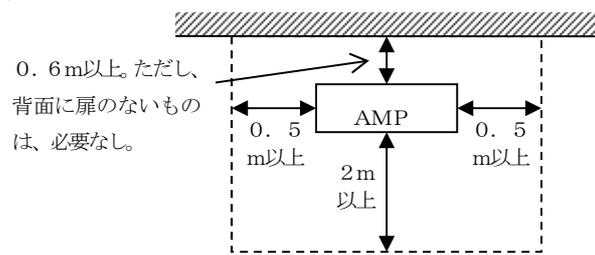
2 放送設備の設置及び維持に関する基準は、次によること。

- (1) 放送設備は、登録認定機関の認定品とすること。◇
- (2) 増幅器等は、次によること。
 - ア 設置は、次によること。
 - (i) 避難階の避難上有効な出入口付近の場所に設けること。ただし、次のいずれかに適合する場合は、この限りでない。
 - a 耐火構造の壁、床又は天井で区画され、開口部に防火戸が設けられた場所で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少なく、容易に避難できる場所に設ける場合
 - b 避難階に、遠隔操作器及び相互通話設備をそれぞれ「非常警報設備の基準」（昭和48年消防庁告示第6号）、第4、7及び基準24、第2、第4項に定めるところにより設ける場合☆
 - (ii) 温度、湿度、衝撃、振動等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。また地震による震動の影響を受けない措置を講じること。☆
 - (iii) 周囲に操作上及び点検に必要な空間を設けること（第28-1図及び第28-2図参照）。

第28-1図



第28-2図



(凡例) **AMP** : 増幅器等 (以下この基準の図中において同じ。)

イ 構造及び性能は、次によること。

- (7) 非常用放送設備以外の業務を目的とした放送設備が独立して設けられている場合、非常放送が起動すれば、自動的に非常放送以外の放送を直ちに停止できるものであること。
- (4) 階別作動表示灯の1の表示窓に、1の報知区域が表示されるものであること。◇
- (9) 自動火災報知設備の地区音響装置が設置されている場合、地区音響装置の鳴動中にマイクスイッチを入れると地区音響の鳴動が停止し、またマイクスイッチを切ると再び地区音響装置が鳴動するものであること。この場合において、マイクスイッチを入れたとき又は放送設備と自動火災報知設備の受信機とを結ぶ配線に短絡、断線等が生じたときは、その旨が受信機に自動的に表示できるものであること。
- (2) 自動火災報知設備と連動する場合、感知器発報放送が起動してからタイマーにより火災放送を開始するまでの時間は、次によること。☆
 - a 防火対象物全体にスプリンクラー設備が設けられている場合は、5分以内とすること。
 - b 現場確認者と防災センター等の防災要員等が確保され、現場確認者から内線電話等により確認通報が操作部付近にいる防災要員等に伝達される体制が整っている場合は、5分以内とすること。
 - c a及びb以外の防火対象物は3分以内とすること。
- (4) 警報を区分鳴動方式とする場合、基準24、第4、第1項から第3項までの例によること。
- (4) 階段、傾斜路、エレベーターの昇降路その他これらに類するたて穴部分に設置された感知器(エレベーター機械室に設けられる感知器で、エレベーター昇降路を警戒するものを含む。)が作動した場合は、当該たて穴部分が鳴動すること。

ウ 表示等は、次によること。

- (7) 放送階選択のスイッチ部分には、報知区域の名称等を表示すること。
- (4) 増幅器等及び遠隔操作器の設置場所には、報知区域一覧図を備えること。

(3) 起動装置は、次によること。

ア 設置は、次によること。

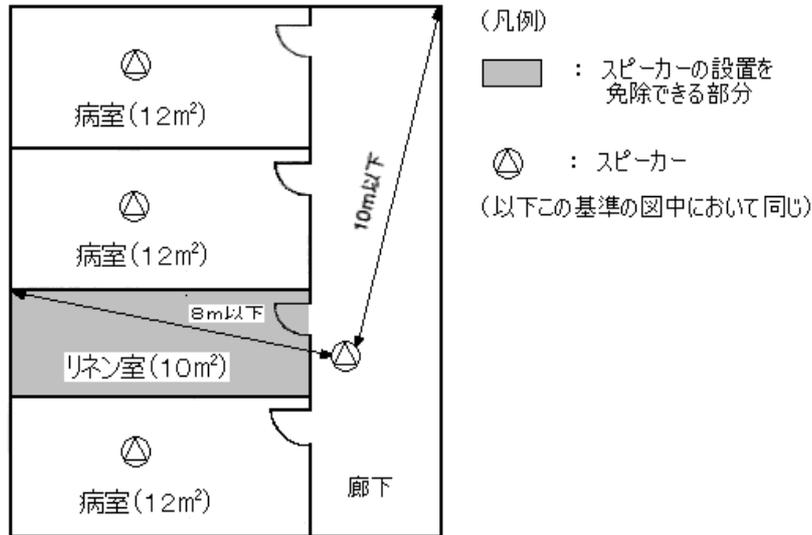
- (7) 各階の主要通路等の見通しが良く、操作上支障となる障害物のない場所に設けること。
- (4) 雨水、腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設けるものは、適当な防護措置を講じたものであること。
- (9) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所に設けるものは、防爆構造のものであること。
- (2) 非常電話の子機(以下この基準において「子機」という。)は、廊下等で、他の消防用設備等が設置されている場所に併設して設けること。◇
- (4) 非常電話の親機(以下この基準において「親機」という。)からの呼出し機能のない子機は、非常放送設備により有効に呼出すことができる位置に設けること。◇

- (ハ) 親機は増幅器等と併設し、かつ、それぞれが有効に操作できる位置に設けること。◇
 - (ニ) 親機の分割された制御部と操作部は、原則として同一の室内に設けること。◇
- イ 構造及び性能は、次によること。
- (7) 1の起動装置を操作した場合、当該防火対象物に設けられている全ての音響装置を一斉に鳴動させることができるものであること。ただし、区分鳴動とした場合は、この限りでない。
 - (イ) 子機の送受話器を取上げることにより自動的に親機への発信が可能なものであること。◇
 - (ロ) 親機は、子機の実信を受信した場合、送受話器を取上げる等、簡単な操作で親機の火災音信号は停止し、発信者と相互に同時通話できるものであること。◇
 - (ハ) 非常電話の収納箱及び親機の外箱は、厚さ0.8mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度及び不燃性を有するものであること。◇
 - (ニ) 親機と増幅器等の連動方式は、無電圧メーク接点により相互の機能に異常を生じないものであること。◇
 - (ホ) 非常電話の回線が短絡又は断線しても、他の回線に障害が波及しないものであること。◇
- ウ 表示等は、次によること。
- (7) 親機は、子機の実信により、発信階表示灯が点灯するか、又は発信階が識別できる表示装置等を備えていること。◇
 - (イ) 非常電話は、収納箱に収納し、その表面又は直近に赤地に白の文字で「非常電話」と表示すること。また、非常電話機本体正面又は収納箱表面に設置階及び電話番号を表示すること。◇
 - (ロ) 親機の部分には、起動階一覧図を備えること。◇
 - (ハ) 親機の実選スイッチの部分には、起動階等の名称を表示すること。◇
- (4) スピーカーは、次によること。
- ア 設置は、次によること。
- (7) 音響効果を妨げる障害物のない場所に設けること。
 - (イ) 温度若しくは湿度が高い場所、雨水若しくは腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所又は可燃性ガス若しくは粉じん等が滞留するおそれのある場所に設けるものは、適当な防護措置を講じたものであること。
 - (ロ) エレベーターが設置されている防火対象物は、エレベーター内にスピーカーを設けること。
- ☆
- (ハ) 防火対象物の屋上部分に、不特定多数の者が出入りする遊技場、ビアガーデン等がある場合、当該部分にスピーカーを設けること。◇
- イ 放送区域は、次によること。
- (7) 部屋の間仕切りは、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式、移動式に関わらず、壁として取り扱うこと。
 - (イ) 規則第25条の2第2項第3号ロ（イ）かっこ書きの「遮音性能の著しく低いもの」には、障子、ふすま、カーテン（アコーディオンカーテンを除く。）、つい立て、格子戸その他これらに類するものが含まれる。ただし、出入口の戸が障子、ふすま等であっても、出入口以外の部分が壁等で区画されている部屋は、原則として1の放送区域として取り扱うこと。☆
 - (ロ) カラオケボックス、カラオケルーム等又は居室以外の部分で、常時人のいる可能性のある遮音性能の高い場所は、規則第25条の2第2項第3号ロ（ロ）ただし書にかかわらず、当該部屋を1の放送区域として取り扱うこと。◇
 - (ハ) 令別表第1（5）項ロに掲げる防火対象物の住戸は、1の放送区域として取り扱うが、メゾネット型住戸等、2以上の階にまたがるものは、各階を1の放送区域として取り扱うことがで

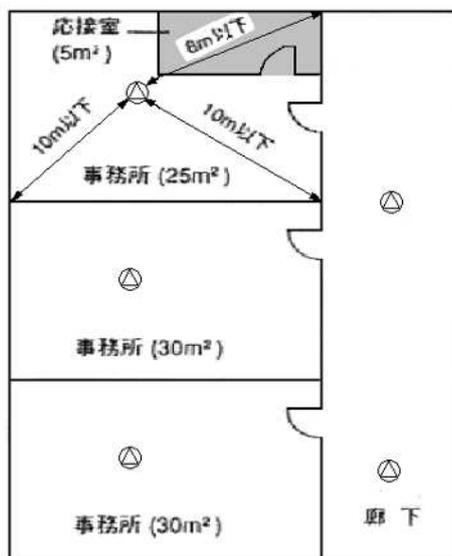
きる。

- (4) 規則第25条の2第2項第3号ロ（ロ）ただし書に定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所は、第28-3図又は第28-4図の例によること。

第28-3図 居室又は居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路以外の場所でスピーカーの設置を免除できる場合



第28-4図 居室でスピーカーの設置を免除できる場合



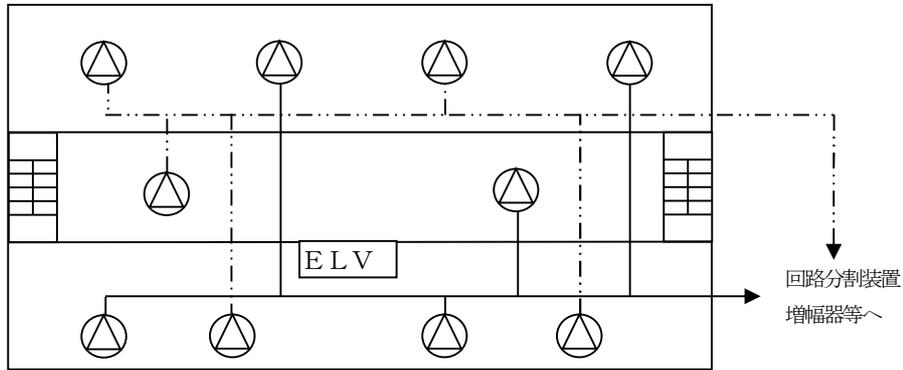
ウ 複数回線化は、次によること。

- (7) 令別表第1(5)項、(6)項及び(16)項((5)項及び(6)項の用途に供する部分に限る。)に掲げる防火対象物並びにカラオケルーム、会議室等小規模な部屋が連続して存する防火対象物又は防火対象物の部分は、スピーカーの配線を複数回線とすること。◇
(8) 複数回線の配線方法は、次のいずれかによること。☆

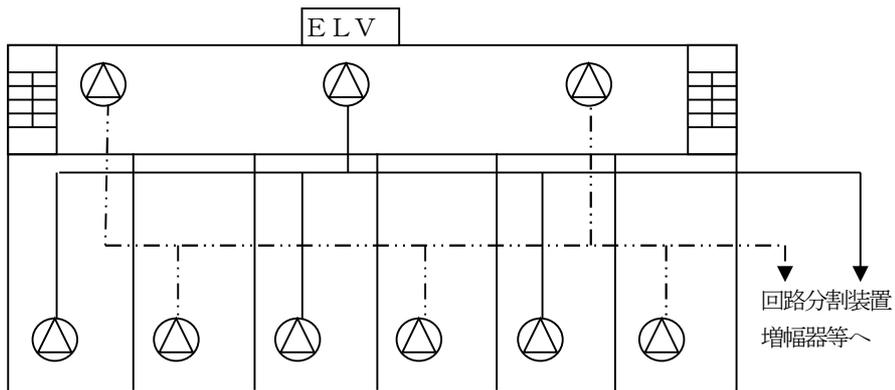
a 隣接するスピーカーを別の回路とする方法

なお、各回路に接続されるスピーカーは、概ね同数となるように配置すること（第28-5図又は第28-6図参照）。

第28-5図

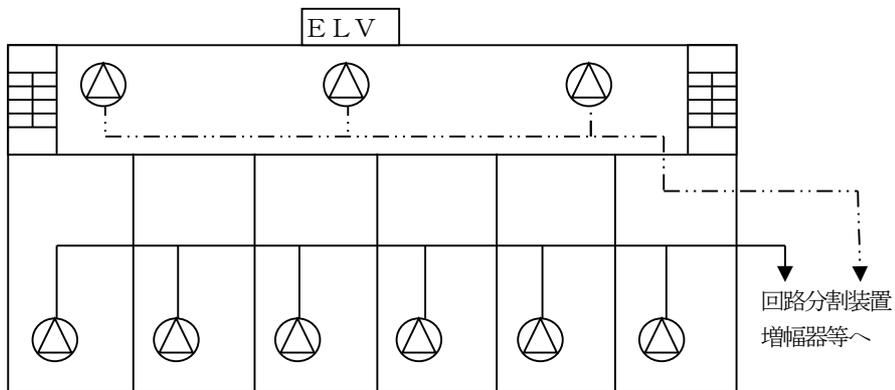


第28-6図



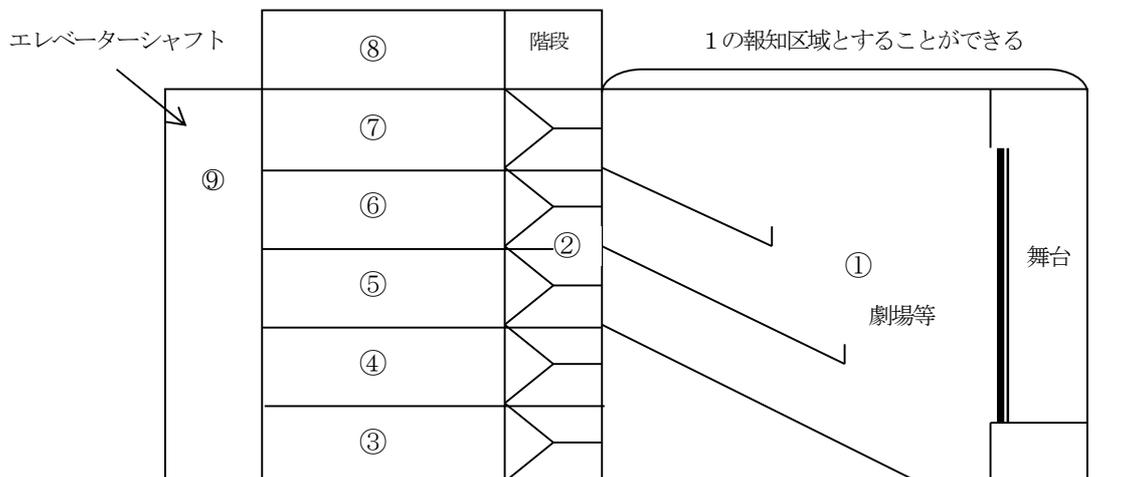
b 居室部分と廊下等の共用部分を別の回路とする方法（第28-7図参照）

第28-7図



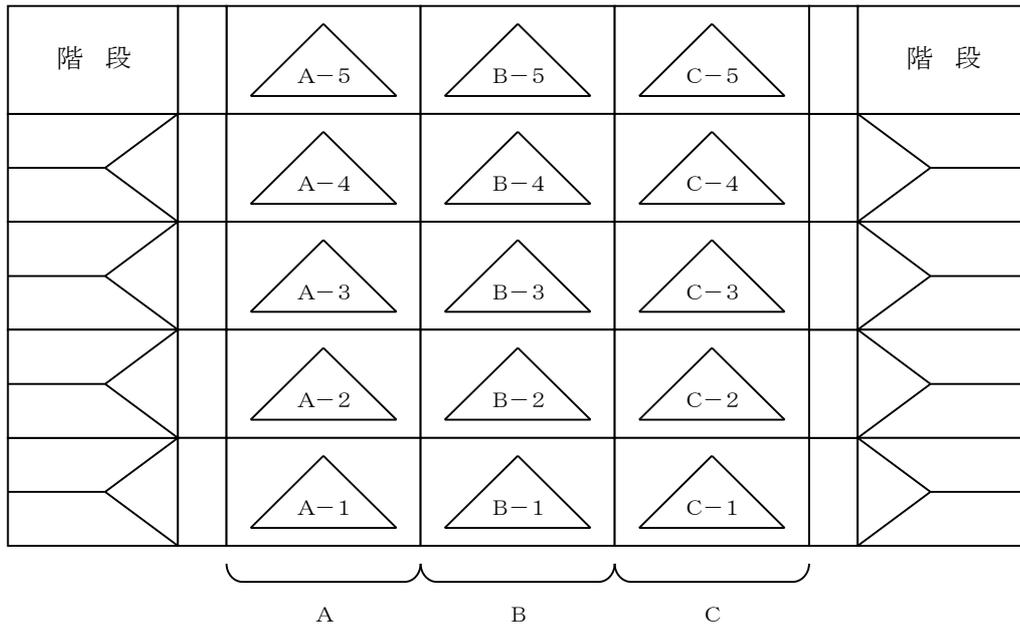
- (f) 回路分割装置は、次によること。◇
- a 各出力回路は、1の回路が短絡した際、他の回路に影響をおよぼさない措置を講じること。
 - b 出力回路が短絡した場合の表示は、当該装置又は操作部に表示すること。
 - c 電源を必要とするものは、当該装置が10分以上正常に作動する容量の非常電源又は予備電源を設けること。
 - d 原則として各階ごとに設けること。
 - e 防火上有効な場所に設置するか、不燃性の収納箱に入れる等の措置を講じること。
 - f 点検に支障のない場所に設けること。
 - g 報知区域一覧図には、回路分割装置の使用区域を記入すること。
- (5) 報知区域の設定は、次によること。
- ア 各階の報知区域は、原則として階別とすること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (i) 劇場等の階の一部が吹抜けになっている部分で、天井面等に取り付けられたスピーカーにより有効な音量が得られる場合は、当該部分を1の報知区域とすることができる（第28-8図参照）。
 - (ii) 1の階が広大な防火対象物の場合は、当該階の床面積1,200㎡以上ごとに、1の報知区域とすることができる（第28-9図及び第28-1表参照）。◇
 - (iii) 1の防火対象物が地階、人工地盤等で接続された建築物群にあつては、各棟の管理区分ごとで、かつ防火区画等の部分ごとに1の報知区域とすることができる（第28-10図及び第28-2表参照）。

第28-8図



備考 ○内の数字は、報知区域を示す。

第28-9図

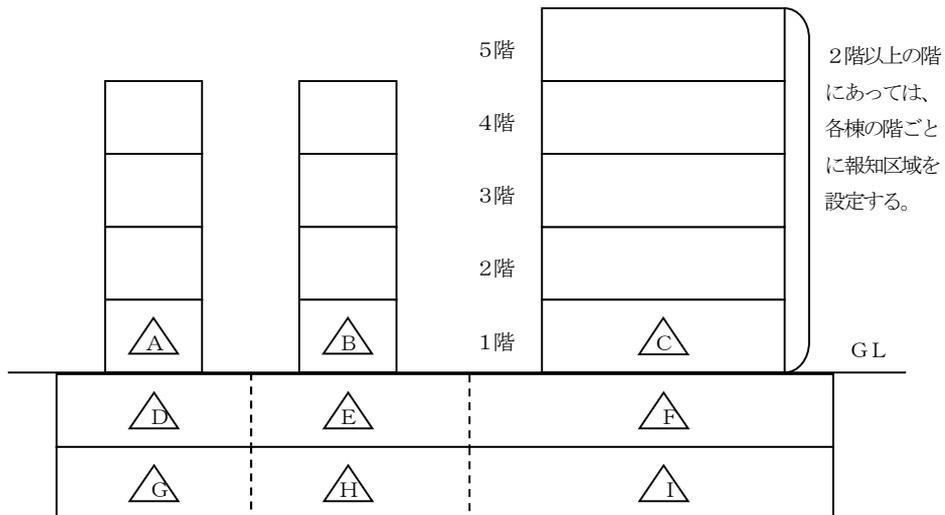


- 備考 1 △内の記号は、報知区域を示す。
 2 各報知区域の床面積は、1, 200㎡以上である。

第28-1表 (第28-9図における報知区域)

出火階	同一報知区域
A-3	A-3、A-4、B-3、B-4
B-3	B-3、A-3、C-3、A-4、B-4、C-4
C-3	C-3、C-4、B-3、B-4

第28-10図

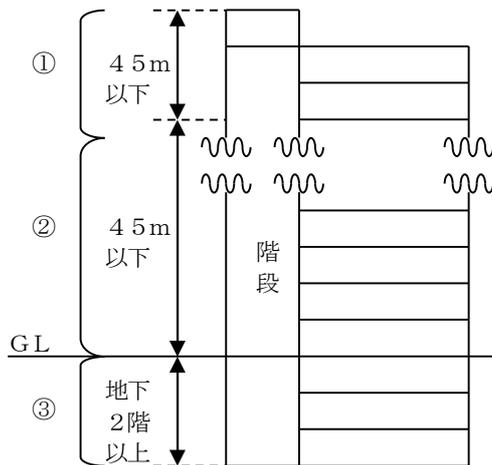


第28-2表 (第28-10図における放送区域)

出火階	同一報知区域
A	A、D、G
B	B、E、H
C	C、F、I
D又はG	D、A、G、E、H
E又はH	E、B、H、D、G、F、I
F又はI	F、C、I、H、E

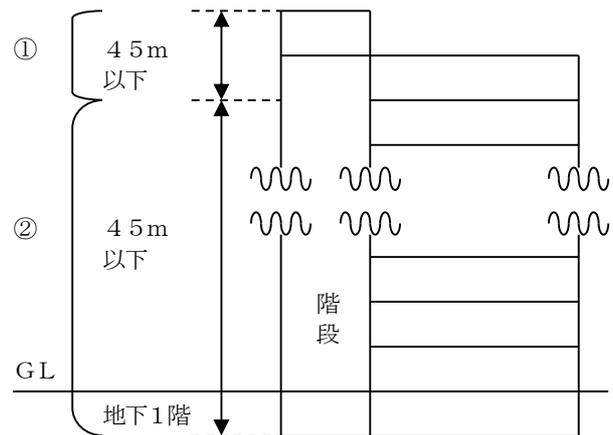
- イ 特別避難階段等又はエレベーター内は、各階の部分とは別の報知区域とすること。この場合、エレベーター内の放送は、他の全ての報知区域と連動して放送できるものであること。ただし、当該エレベーターに直接連絡されていない階等は、この限りでない（第28-8図参照）。◇
- ウ 特別避難階段及び屋内避難階段は、地階部分と地上階部分とは別の報知区域とし、かつ、高さ45m以下ごとに1の報知区域とすること（第28-11図参照）。ただし、地階の階数が1のものは、地上階部分と同一の報知区域とすることができる（第28-12図参照）。

第28-11図



備考 ○内の数字は、報知区域を示す。

第28-12図



備考 ○内の数字は、報知区域を示す。

- (6) 表示灯は、次によること。
- ア 通行に支障がなく、多数の目に触れやすい位置に設けること。
 - イ 設置位置は、起動装置の上部で、天井面から0.6m以上離れた位置とすること。
 - ウ 雨水若しくは腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所又は可燃性ガス若しくは粉じん等が滞留するおそれのある場所に設けるものは、適当な防護措置を講じたものであること。
- (7) 相互通話設備は、基準24、第2、第4項の規定の例によること。
- (8) 配線は、基準37によるほか、次によること。
- ア 増幅部及び操作部をそれぞれ異なった場所に設置する場合、増幅部から操作部までの配線は、規則第25条の2第2項第4号ニの規定によること。ただし、増幅部から操作部又は操作部から増幅部に非常電源を供給する場合の非常電源回路は耐火配線とすること。
 - イ 遠隔操作部のみが規則第25条の2第2項第3号ルに定める場所に設置される場合で、増幅部又は操作部から非常電源が供給される場合の電源回路は、耐火配線とすること。
 - ウ 増幅器からスピーカーまでの配線は、火災の際、1の報知区域の配線が短絡又は断線しても、

- 他の報知区域への火災の報知に支障がないように設けること。
- エ 放送設備のスピーカーを業務用の放送設備と兼用するもので、スピーカー回路を切換える方式の制御配線は、当該回路に異常がある場合、スピーカーは非常用回線に接続される方式とすること。◇
- オ 放送設備の起動により業務用の放送設備等を停止する方式の制御配線は、当該回路に異常がある場合、業務用の放送等が停止される方式とすること。◇
- カ 増幅器等と遠隔操作器との間のマイク回路に使用する配線でスピーカー配線等からの誘導、外来雑音等が生じるおそれがある場合、耐熱シールド線を使用すること。◇
- (9) 非常電源は、基準37によるほか、起動装置として非常電話を用いる場合の容量は、非常電話機を2回線同時に作動させ、かつ、30分間その作動が継続できる容量とすること。

3 非常ベル又は自動式サイレンの設置及び維持に関する基準は、次によること。

- (1) 操作装置は、次によること。
- ア 設置は、次によること。
- (7) 点検に便利な場所に設けること。
- (8) 温度、湿度、衝撃、振動等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。また、地震による振動の影響を受けない措置を講じること。
- (9) 起動装置の設けられた操作装置は、操作の容易な場所に設けること。
- イ 構造及び性能は、次によること。
- (7) 1回線に接続できる表示灯又は音響装置の個数は、各15個以下であること。
- (8) 自動火災報知設備と連動する場合、無電圧メーク接点により、相互の機能に異状を生じないこと。
- ウ 多回線用の操作装置の地区表示窓には、報知区域の名称等を表示すること。
- (2) 音響装置は、次によること。
- ア 音響効果を妨げる障害物のない場所に設けること。
- イ 雨水若しくは腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所又は可燃性ガス若しくは粉じん等が滞留するおそれのある場所に設けるものは、適当な防護措置を講じたものであること。
- ウ 防火対象物の屋上部分に、不特定多数の者が出入りする遊技場、ビアガーデン等がある場合、当該部分に音響装置を設けること。
- エ 取付け高さは、天井面から0.3m以上、床面から1.5m以上の位置に設けること。◇
- オ 音量及び音色が、他の設備等の音響、騒音等と明確に判別できるように設けること。
- カ 損傷を受けるおそれのない場所に設置すること。
- (3) 起動装置は、前項第3号ア(7)から(9)及び同号イ(7)の規定の例により設けること。
- (4) 表示灯は、前項第6号の規定の例により設けること。
- (5) 複合装置は、前各号に定めるところによるほか、次によること。
- ア 床面からの高さが、0.8m以上1.5m以下の位置に設けること。
- イ 複合装置を2以上設ける場合、連動端子間の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例により設けること。
- ウ 複合装置の常用電源の配線と連動端子間の配線を同一の金属管、ダクト等に納めて施工する場合、次によること。
- (7) 非常警報設備の配線以外の配線は入れないこと。
- (8) 連動端子間の電線は、基準37、第37-6表に掲げる電線であること。

- (f) 常用電源の電線と連動端子間の電線とは、容易に識別できること。
- (6) 非常電源及び配線は、基準37によること。

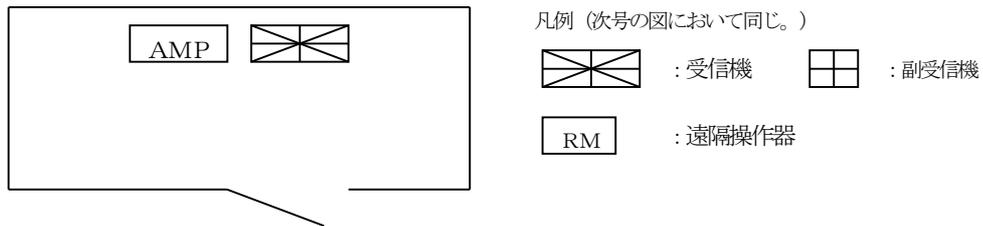
第2 特例適用の運用基準

令第32条を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

1 放送設備の起動装置は、次のいずれかに適合する場合、設けないことができる。

- (1) 増幅器等と受信機を併設する場合（第28-13図参照）

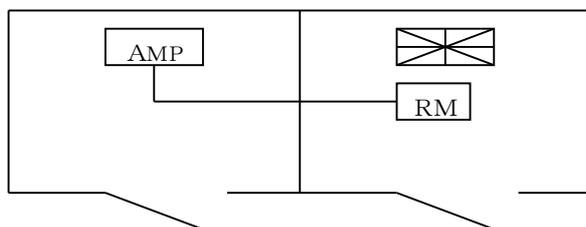
第28-13図



(2) 増幅器等と受信機を別に設置する場合で、次のいずれかに適合する場合

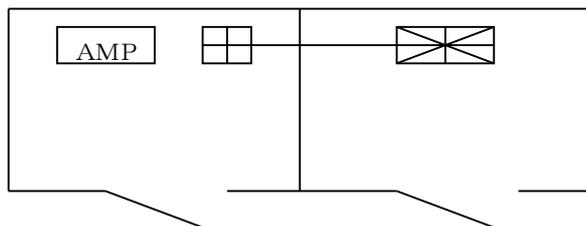
- ア 受信機の設置場所に遠隔操作器を設けた場合（第28-14図参照）

第28-14図



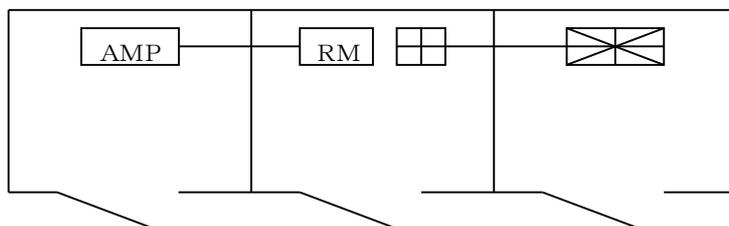
- イ 増幅器等の設置場所に副受信機を設けた場合（第28-15図参照）

第28-15図



- ウ 遠隔操作器と副受信機を併設した場合（第28-16図参照）

第28-16図



- 2 展示場、体育館及び地下駐車場等の大空間で、当該部分の任意の場所において、第2シグナル音の音圧が70db以上確保できるようにスピーカーを配置した場合、規則第25条の2第2項第3号ロ(ロ)の規定に基づきスピーカーを設置したとみなすことができる。
- なお、大空間とは次に掲げる部分等をいう。
- (1) 天井の高さが20m以上の展示場、体育館等の防火対象物並びに当該用途及びアトリウムの部分
 - (2) 当該空間が2以上の放送区域に区分されない地下駐車場の用途に供される空間で、当該空間の床面積が600㎡以上のもの
- 3 小規模な防火対象物（階数が2以下で延べ面積が350㎡以下の防火対象物をいい、地階を有するものを除く。）に、サイレン音響を付置した携帯用拡声器（以下この基準において「携帯用拡声器」という。）を、次により設けた場合は、当該防火対象物に非常警報設備を設置しないことができる。
- (1) 設置は、次によること。
 - ア 各階ごとに、1個以上設けること。
 - イ 多数の者の目に触れやすく、かつ、火災に際し速やかに操作できる場所に設けること。
 - ウ 床面からの高さが、0.8m以上、1.5m以下の位置に設けること。
 - エ 携帯用拡声器を設けた箇所に、その旨を表示すること。
 - (2) 携帯用拡声器の性能は、次に適合すること。
 - ア 出力は、定格出力で10W以上であること。
 - イ 音圧は、90db以上であること。
- 4 非常ベル、自動式サイレン又は放送設備のいずれかを設けなければならない防火対象物に、一斉式非常放送設備を、第1によるほか、次に適合するように設けた場合は、当該設備が設置されたとみなすことができる。
- (1) 「就寝施設における非常放送設備の設置の推進について」（昭和62年4月10日消防予第54号）に規定する「一斉式非常放送設備の基準」に適合すること。
 - (2) 起動装置は規則第25条の2第2項第2号の2の規定によること。
 - (3) 一斉式非常放送設備は、規則第25条の2第2項第3号イからホまで、ト及びリからヲまでの規定によること。
 - (4) スピーカーは、令第24条第4項第1号及び規則第25条の2第2項第3号ロの規定によるほか、室内の各部分における音圧は、60db以上であり、かつ、非常放送の内容が有効に伝達できるように設けること。
 - (5) 配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、規則第25条の2第2項第4号イ、ロ、ニ及びホの規定によること。
 - (6) 非常電源は、基準37によること。

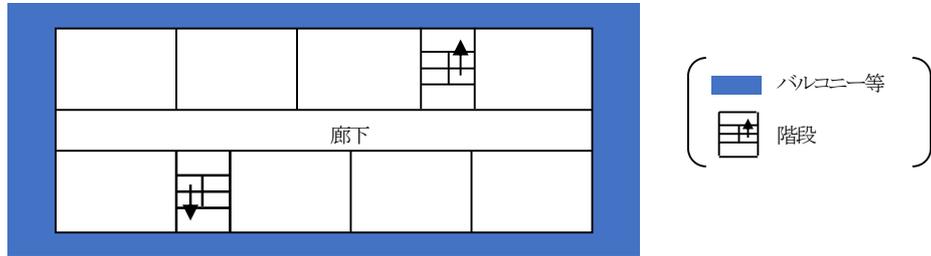
基準29 避難器具の設置個数の減免の取扱いに関する基準

法令等に定める基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 規則第26条第3項の「渡り廊下」は、敷地内の上空に設けるものは、幅員を1.2m以上とし、かつ、避難時の予想される荷重に十分耐えるものとする。なお、道路の上空に設ける渡り廊下は、「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（平成30年7月11日国住指第1201号、国住街第80号）によること。
- 2 規則第26条第3項の規定は、渡り廊下により接続される2以上の防火対象物のそれぞれの階について、避難器具の設置個数を減ずることができる。
- 3 規則第26条第5項第1号への「バルコニーその他これに準ずるもの」（以下この基準において「バルコニー等」という。）とは、開放廊下、ひさし、床又は構造体の突出部が該当する。
- 4 バルコニー等の構造は、次のいずれかによること。
 - (1) 傾斜がある場合は、次によること。
 - ア 耐火構造であること。
 - イ 避難時の予想される荷重に十分耐えるものであること。
 - ウ 直接外気に開放された、煙が充満しない構造であること。
 - エ 概ね2㎡以上であること。
 - オ 床面の傾斜が1/10以下であること。
 - カ 外壁、柱等の外面からの有効幅が80cm以上であること。
 - キ 周囲（内側を除く。）に床面からの高さが110cm以上の手すり壁、さく若しくは金網が設けられているか、又は外壁、柱等の床面からの高さが90cm前後の位置に手すり棒が設けられているものであること。
 - (2) 傾斜がない場合は、前号アからエまでによるほか、次によること。
 - ア 外壁、柱等の外面からの有効幅が60cm以上であること。◇
 - イ アの有効幅が80cm未満である場合には、前号オの手すり壁、さく若しくは金網又は手すり棒が設けられているものであること。
- 5 規則第26条第5項第1号への「バルコニーその他これに準ずるものが避難上有効に設けられている」とは、次の各号をいう。この場合において、バルコニー等に仕切りが設けられ、又は避難上障害となる物が置かれている場合で、当該仕切り等を容易に破壊し、又は障害物を除去することができるときは、この基準において避難上有効なバルコニー等として取り扱う。

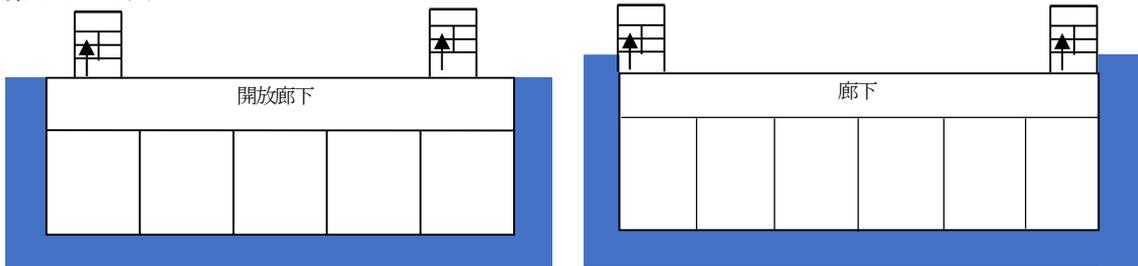
(1) 防火対象物の周囲（内側を含む。）にバルコニー等が設けられている場合（第29-1図参照）

第29-1図



(2) 防火対象物の居室の外気に面する部分及びその他の部分にバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下この基準において「直通階段」という。）のうち、避難階又は特別避難階とした2以上のものに到達できる場合（第29-2図参照）

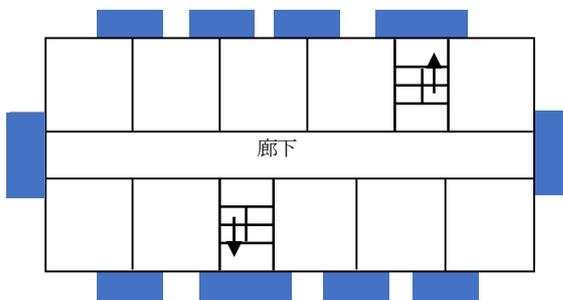
第29-2図



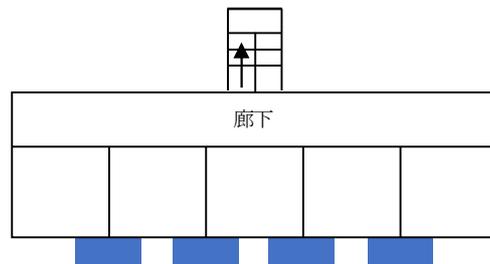
(3) 防火対象物の居室間の隔壁が不燃材料で造られ、当該居室間を相互に連絡できるようバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により、避難階又は特別避難階とした2以上の直通階段に到達できる場合（第29-3図参照）

第29-3図

良い例



悪い例



6 規則第26条第5項第1号への「あらゆる部分」とは、すべての居室の出入口が該当する。

7 規則第26条第5項第1号への「2以上の異なる経路によりこれらの直通階段のうちの2以上のものに到達しうよう設けられている」とは、次の各号をいう。

(1) 防火対象物の両端のそれぞれに直通階段が設けられている場合（第29-4図参照）

第29-4図

良い例

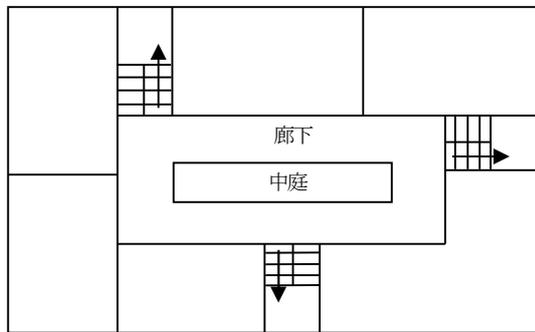


悪い例



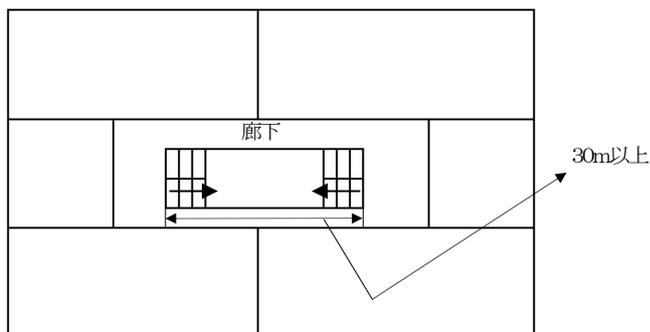
(2) 防火対象物の周囲（内側を含む。）に廊下が設けられ、いずれの部分で火災が発生しても異なる2方向に避難できるための直通階段が設けられている場合（第29-5図参照）

第29-5図



(3) 階段、エレベーター、便所等が防火対象物の中心部に集中したコア形式の防火対象物は、いずれの部分で火災が発生しても異なる2方向に避難できるように、2以上の直通階段が設けられ、かつ、これらの階段の間隔が水平距離にして30m以上となるように設けられている場合（第29-6図参照）

第29-6図

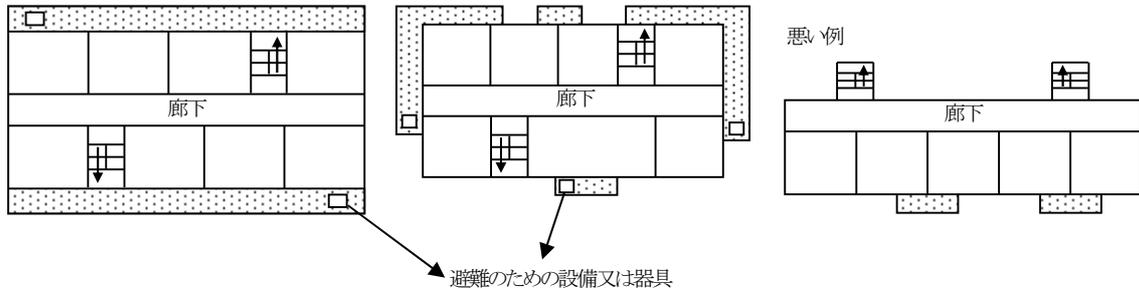


8 規則第26条第5項第2号ロの「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられている」とは、次の各号をいう。

(1) 第5項第1号及び第2号に掲げる場合

- (2) 防火対象物の居室と他の居室とを区画する壁が不燃材料で造られ、隣接の居室とを相互に連絡できるバルコニー等が設けられている場合（独立したバルコニー等には、それぞれに避難のための設備又は器具が設けられていること。）（第29-7図参照）

第29-7図



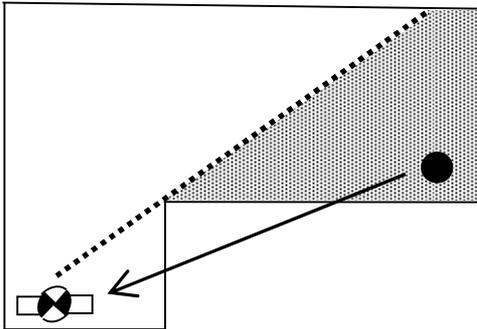
- 9 規則第26条第5項第2号口の「その他の避難のための設備若しくは器具」及び同条第7項第3号の「その他避難のための設備又は器具」のうち、「設備」とは、各階のバルコニー等に設けられた階段、傾斜路等が該当し、「器具」とは、各階のバルコニー等に設けられたタラップ、ステップ、はしご等が該当する。
- 10 規則第26条第5項第2号口の「他の建築物に通ずる設備若しくは器具」のうち、「設備」とは、渡り廊下等が該当し、「器具」とは、避難橋等が該当する。
- 11 建基令第120条、第121条及び第122条の規定により必要とされる最低数を超過して設けられた直通階段で、屋外に設けるものは、規則第26条第2項の規定を準用することができる。◇
- 12 規則第27条第1項第1号イの「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、概ね2㎡以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これらに準じるものが該当する。
- 13 特定1階段等防火対象物のうち、避難器具を設置する階が次のいずれかに該当する場合は、当該階に設置する避難器具について、規則第27条第1項第1号に規定する基準を適用しないことができる。
- (1) 2階
 - (2) 避難階以外の階で、次のいずれかに該当する場合
 - ア 特定用途に供される部分が存しない階
 - イ 特定用途に供される部分が存する階で、当該部分の全てが基準24、第9、第2項の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合
 - ウ 避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2以上設けられている場合
 - エ アからウに該当しないもののうち、特定用途に供される部分が存する階で、屋外階段が設けられている場合

基準30 誘導灯の設置及び維持に関する基準

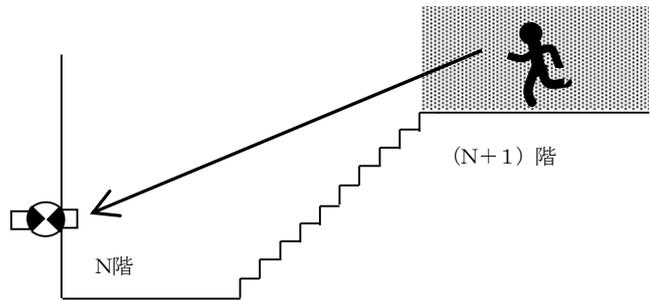
第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 この基準における用語の意義は、次によること。
 - (1) 避難口とは、規則第28条の3第3項第1号に規定する出入口をいう。
 - (2) 主要な避難口とは、避難口のうち次のいずれかに掲げる避難口をいう。
 - ア 避難階（無窓階を除く。）にあつては、屋内から直接地上へ通じる出入口をいう。ただし、附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口をいう。
 - イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）にあつては、直通階段の出入口をいう。ただし、附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口をいう。
 - (3) 居室とは、建基法第2条第4号に規定する居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室並びに駐車場、機械室、ポンプ室、倉庫及びこれらに類する室をいう。
 - (4) 非常用の照明装置とは、建基令第126条の5に規定されているものをいう。
- 2 誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分については、次によること。
 - (1) 階段又は傾斜路以外の部分については、次によること。ただし、規則第28条の2第1項第3号及び第4号並びに第2項第2号及び第3号の規定を適用する場合を除く。
 - ア 設置の免除は、階単位とすること。
 - イ 地階（傾斜地等に存するもので避難階に該当するものを除く。）及び無窓階は、設置免除の対象外として取り扱うこと。
 - ウ 避難口誘導灯の設置を要する階で、通路誘導灯を設置免除する場合にあつては、居室、廊下又は通路の各部分が、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に包含されていること。ただし、規則第28条の2第2項の規定を適用する場合を除く。
 - (2) 階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置により、常時、避難上必要な照度（床面において1ルクス以上）が確保されているとともに、階の表示等により避難方向が確認できる場合は、通路誘導灯の設置を要しない。☆
- 3 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段及び傾斜路に設けるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、階ごとに次により設置すること。
 - (1) 誘導灯の有効範囲は、原則として、階ごとに当該誘導灯までの歩行距離が、規則第28条の3第2項第1号又は同項第2号のいずれかの規定に定める距離以下となる範囲とすること。
 - (2) 規則第28条の3第2項ただし書に規定する「当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合」の判断は、次の例によること。
 - ア 壁面があり、誘導灯の設置場所が死角となる部分（第30-1図参照）
 - イ 階段により、誘導灯の設置箇所の階数が異なる場合（第30-2図参照）

第30-1図



第30-2図

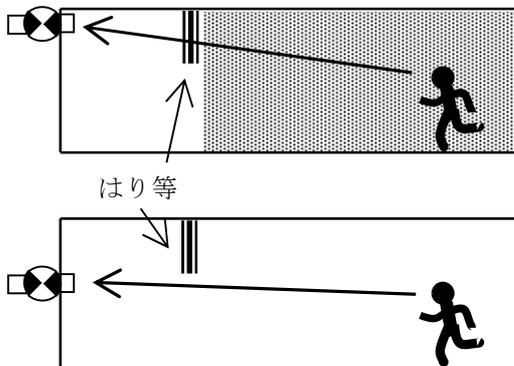


- 備考 1  は、誘導灯を示す（以下この基準の図中（第30-6図及び第30-7図を除く。）において同じ）。
- 2  は、当該誘導灯を容易に見とおすことができない部分又は識別できない部分を示す（以下この基準の図中において同じ）。

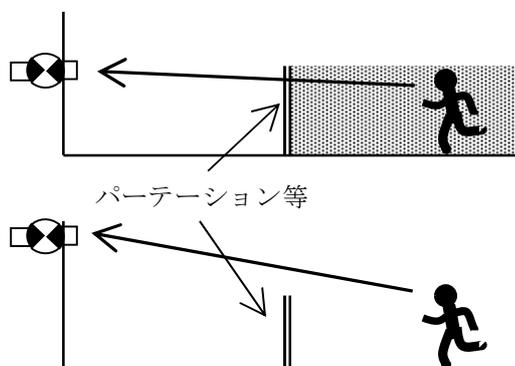
ウ 0. 4m以上のはり、防煙壁又は吊広告その他これらに類するもの（以下この基準において「はり等」という。）の障害物がある場合。ただし、誘導灯がはり等より下方にある場合は除く（第30-3図参照）。

エ 1. 5m程度以上の高さのパーテーション、可動間仕切、ショーケース、棚その他これらに類するもの（以下この基準において「パーテーション等」という。）の障害物がある場合。ただし、誘導灯がパーテーション等より高い位置に有効に設置されている場合は除く（第30-4図参照）。

第30-3図

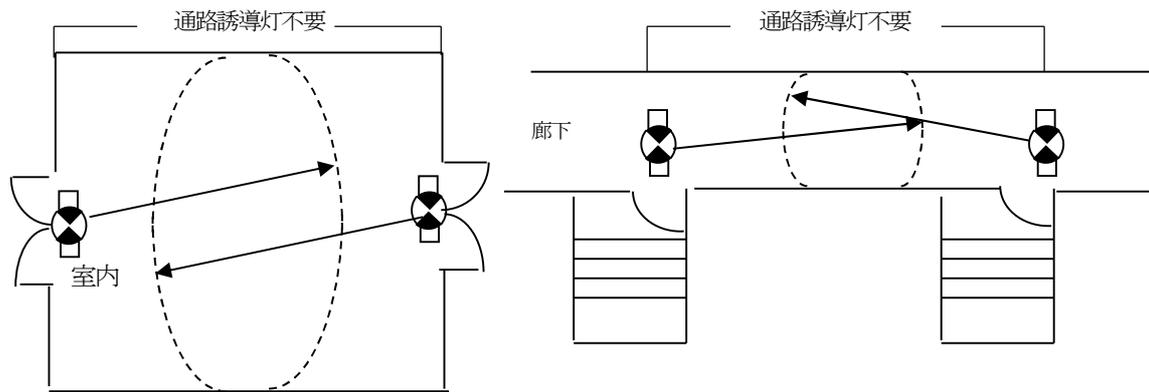


第30-4図



- (3) 避難口誘導灯は、避難口の上部、同一壁面上の近接した箇所（当該避難口から概ね1m以内をいう。以下この項において同じ。）又は避難口前方の近接した箇所等の当該避難口の位置を明示することができる箇所に設けること。
- (4) 直通階段（屋内に設けるものに限る。）が地階（避難階を除く。）に通じている場合は、階段室の避難階への出入口の上部又は同一壁面上の近接した箇所に避難口誘導灯を設けること。ただし、避難階又は地上に通ずることが容易に判別できる場合は、この限りでない。◇
- (5) 通路誘導灯を設置しなければならない防火対象物又はその部分で、廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内に包含されている場合は、通路誘導灯を設けないことができる（第30-5図参照）。

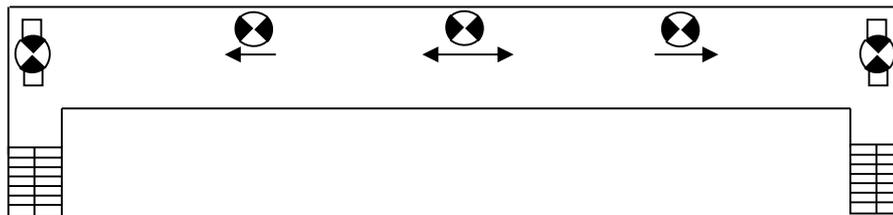
第30—5図



備考 → : 避難口誘導灯の有効範囲を示す。

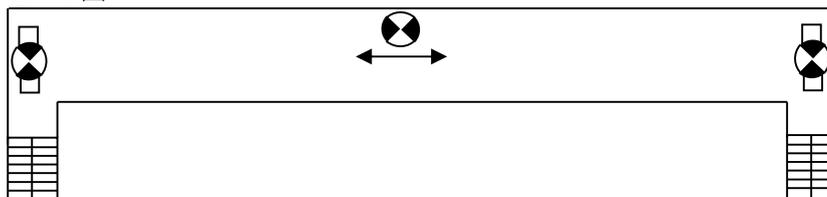
- (6) 避難口への経路が2以上ある場所で、避難口から最も近い位置に設ける通路誘導灯の表示は、原則として、1方向への避難を表示し、その他のものは2方向への避難を表示すること(第30—6図参照)。ただし、設ける通路誘導灯の数が1の場合は、この限りではない(第30—7図参照)。

第30—6図



- 備考1 : 避難口誘導灯を示す(第30—7図において同じ)。
 2 : 通路誘導灯を示す(第30—7図において同じ)。
 3 : 避難の方向を示す(第30—7図において同じ)。

第30—7図



4 避難口誘導灯及び通路誘導灯の消灯については、次によること。

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、避難口誘導灯及び通路誘導灯を消灯することができる。

ア 防火対象物が無人である場合又は無人となることがある場合(休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されるものをいう。)。この場合において、防災センター要員、警備員及び宿直者等(以下この基準において「防災センター要員等」という。)が常駐している場合も無人とみなして差し支えない。

イ 外光(自然光をいう。以下この基準において同じ。)により避難口又は避難の方向が識別できる場所(採光のための十分な開口部が存する場所をいう。)。ただし、消灯することができるのは、外光により避難口及び避難の方向が明らかに識別できる間に限られるものとする。

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所（映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な第30-1表の左欄の用途に供される場所をいう。）。

なお、消灯対象は、第30-1表の左欄に掲げる用途に応じて同表右欄に掲げる使用状態にある場合とする。

第30-1表

用 途	使 用 状 態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（飲食又は酒類の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検等のため人が存する場合は、消灯することはできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（飲食又は酒類の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場の上映時間中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

エ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

(2) 消灯の方法は次によること。

ア 消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、前号ウに規定する場所に設置する場合で、視覚効果、演出効果等の観点から消灯時間が最小限に設定されているときは、消灯を自動で行う方式とすることができる。

イ 個々の誘導灯ごとに消灯するのではなく、一括して消灯する方式とすること。

ウ 前号ウに規定する場所で消灯する場合は、当該場所の利用者に対して、次の事項について掲示又は放送等によりあらかじめ周知すること。

- (ア) 誘導灯が消灯されること。
- (イ) 火災の際には誘導灯が点灯すること。
- (ウ) 避難口の位置及び避難経路等の避難の方法に関すること。

(3) 点灯の方法は、次によること。

ア 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して、消灯している全ての避難口誘導灯及び通路誘導灯が点灯すること。

イ 前ア以外の場合の点灯方法は、第30-2表によること。

第30-2表

消灯対象	点灯方法	
	自動	手動
第1号アに規定する場合	照明器具連動装置 扉開放装置 施錠連動装置 赤外線センサー等	防災センター要員等により、消灯対象の状況に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
第1号イに規定する場所	照明器具連動装置 光電式自動点滅器等	
第1号ウに規定する場所	照明器具連動装置 扉開放連動装置等	
第1号エに規定する場所	照明器具連動装置等	

注1 消灯対象に応じた点灯方法としては、上表に掲げるものからいずれかの方法を選択すること。

2 自動を選択した場合であっても、点滅器を操作することにより、手動でも点灯できること。

(4) 配線等は、次によること。

ア 消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。

イ 操作回路の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。

ウ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、第1号ウに規定する場所に設ける場合は、防災センター等のほか、当該場所を見通すことができる場所又はその付近に設けることができる。

エ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉等には、その旨を表示すること。

5 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、次によること。

(1) 次に掲げる防火対象物又はその部分（自動火災報知設備を設置しているものに限る。）には、点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯を設置すること。◇

ア 令別表第1（6）項ロ及び同項ハに掲げる防火対象物又はその部分のほか視力又は聴力の弱い者が出入りするもので、これらの者の避難経路となる部分

イ 百貨店、旅館、病院、図書館、博物館、美術館、車両の停車場、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で、雑踏等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分

(2) 点滅及び音声誘導の起動は、次によること。

ア 自動火災報知設備の感知器からの火災信号のほか、受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅及び音声誘導が起動すること。

イ 規則第24条第5号ハ、同条第5号の2ロ又は同規則第25条の2第2項第3号チに掲げる防火対象物又はその部分で、自動火災報知設備の地区音響装置又は放送設備の区分鳴動を行うものにあつては、区分鳴動を行う階について、点滅及び音声誘導が起動すること。

なお、地区音響装置又は放送設備が全区域鳴動になった場合は、点滅及び音声誘導も同時に全区域で起動すること。

ウ 音声により警報を発する自動火災報知設備又は非常警報設備の放送設備が設置されている防火対象物又はその部分における点滅及び音声誘導は、火災警報又は火災放送に合わせて起動すること。

(3) 点滅及び音声誘導の停止は、次によること。

ア 点滅及び音声誘導により誘導される避難口からの避難経路として使用される直通階段の階段室が煙により汚染された場合にあつては、当該避難口に設置されている誘導灯の点滅及び音声誘導が停止するよう措置すること。ただし、次に掲げる場所に設置するものにあつては、この限りでない。

(ア) 屋外階段又はその附室の出入口

(イ) 屋内避難階段等の部分を定める件（平成14年消防庁告示第7号）に適合する開口部を有する屋内避難階段の出入口

(ウ) 規則第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口

イ 前アにおいて、当該階段室部分の煙を感知し点滅及び音声誘導を停止するための煙感知器を規則第23条第4項第7号の規定に準じて設けること。ただし、自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室部分の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合は、煙感知器と連動して停止させることで足りる。

ウ 音声により警報を発する自動火災報知設備又は非常警報設備の放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、音声誘導を停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整する等により火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となのおそれのない場合にあつては、この限りでない。

6 客席誘導灯は、次によること。☆

(1) 客席の側面（固定いすの脚部を含む。）又は床面に設けること。

なお、床面に設ける場合にあつては、荷重により破壊されない強度を有するものであること。

(2) 客席誘導灯は、室内通路のすべての床面の中心線において、0.2ルクス以上の照度を有すること。

7 電源及び配線は、次によること。

(1) 「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号。以下この基準において「告示2号」という。）の要件に該当する防火対象物で、誘導灯の非常電源の容量を、60分間以上としなければならない避難経路については、次のいずれかに該当する部分とする（第30～8図参照）。

ア 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

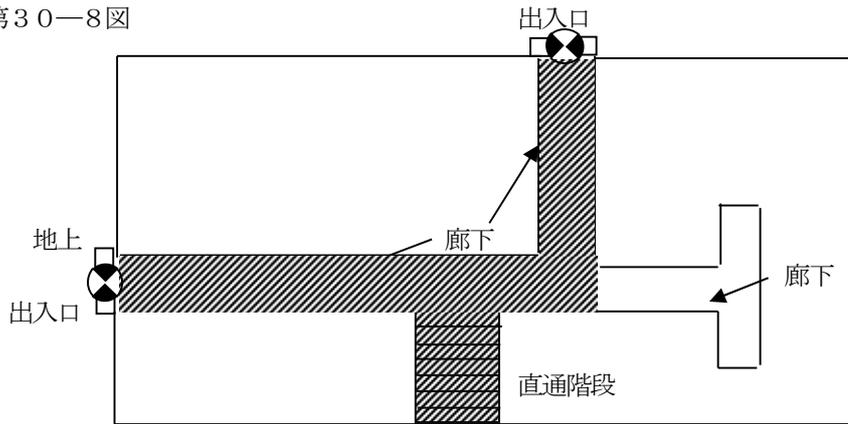
イ 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

ウ 直通階段

エ 避難階の廊下及び通路でアとウを接続する部分

オ 乗降場（地下階にあるものに限る）並びにこれに通ずる階段、傾斜路及び通路

第30—8図



注1  は、非常電源の容量を60分間以上としなければならない部分
 2  は、非常電源の容量を60分間以上としなくてもよい部分

- (2) 非常電源の容量を60分間以上とする場合で、20分間を超える時間における作動に係る容量について自家発電設備によることができるものとする。この場合において、蓄電池設備と自家発電設備の切り替えが円滑に行えるように措置すること。
- (3) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

8 蓄光式誘導標識等は、次によること。

- (1) 高輝度蓄光式誘導標識の平均輝度は、告示2号に定めるもののほか、次によること。
 - ア 規則第28条の2第1項第3号及び規則第28条の2第2項第2号の規定における高輝度蓄光式誘導標識は、避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15メートル以上となる場合にあつては、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の表示面が300ミリカンデラ/m²以上の平均輝度を有すること。
 - イ 規則第28条の3第4項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合にあつては、通常の照明が消灯してから60分間経過した後の表示面が75ミリカンデラ/m²以上の平均輝度を有すること。
- (2) 上記(1)アの避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15m以上となる場合において避難上有効な視認性を確保するため、次式により求めた高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを確保すること。

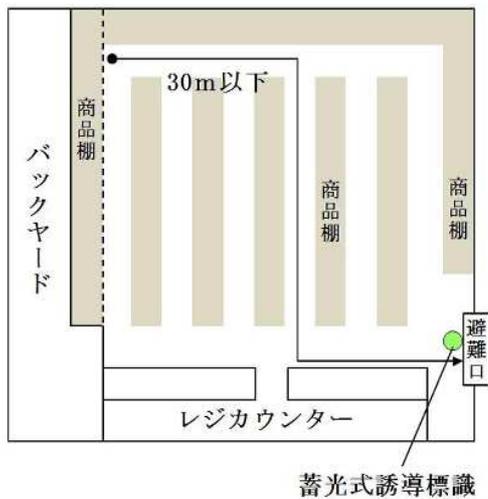
$$D \leq 150 \times h$$

D : 避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離 [m]

h : 蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法 [m]

- (3) 規則第28条の2第1項第3号イ、第2項第2号イ及び第3項第3号イに規定する「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであつて、他の部分に存する者が避難する際の動線には当たっていないものをいう（第30—9図及び第30—10図参照）。

第30-9図



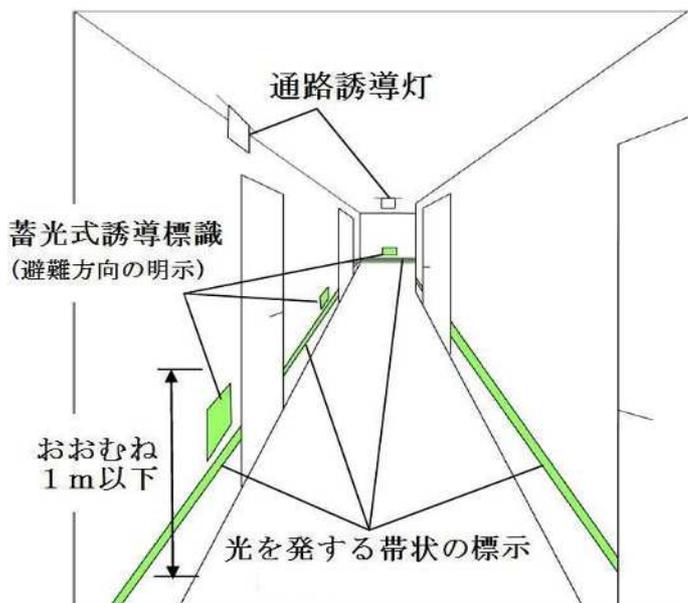
第30-10図



(4) 床面又はその直近に設ける蓄光式誘導標識は、次によること。

- ア 告示2号、第3の2、2に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、床面又は床からの高さがおおむね1m以下の避難上有効な箇所をいう（第30-11図参照）。
- イ 告示2号、第5、3、(1)によるほか、床面に設けるものにあつては、すべりに対する転倒の危険性に配慮したものとすること。

第30-11図

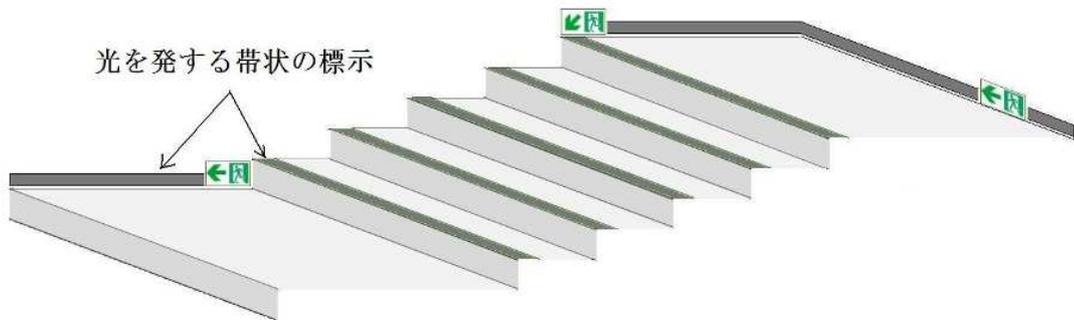


(5) 階段、傾斜路、段差等に設ける蓄光式誘導標識は、次によること。

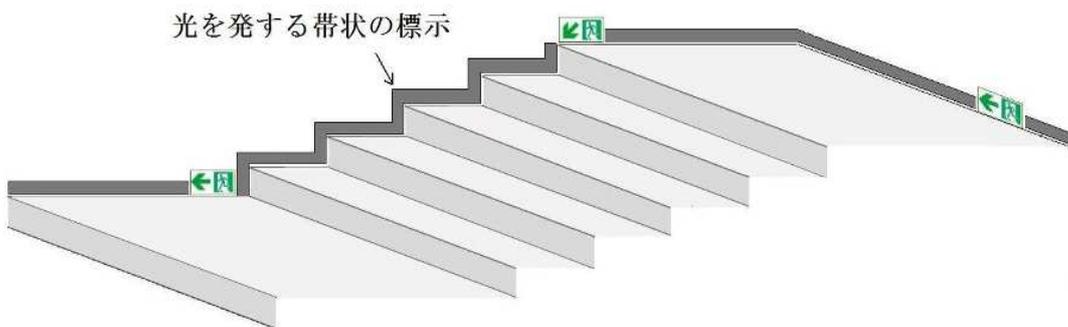
- ア 避難時の転倒、転落等を防止するため、階段、傾斜路、段差等の始点及び終点となる箇所並びに踊り場の始点及び終点に蓄光式誘導標識を設け、「避難方向を示すシンボル」の向きは、避難時の上り、下りの方向に合わせたものとすること（第30-12図及び第30-13図参照）。◇

イ アにおいて、避難時に下り方向で用いられる階段については、蓄光式誘導標識を設けるとともに、踊り場及び段鼻先端部等に光を発する帯状の標示を設けること（第30-12図及び第30-13図参照）。◇

第30-12図



第30-13図



(6) 告示2号第3の2ただし書に規定する「光を発する帯状の標示」は、次によること。

ア 連続したライン状の発光体を用いたものであること。

イ 停電等により通常の照明が消灯してから20分間（規則第28条の3第4項第10号の規定においては通路誘導灯を補完するものとして設ける場合にあっては60分間）経過した後における当該表面の平均輝度が、おおむね次式により求めた値であること。

$$L' \geq L100/d'$$

L' : 当該標示の表面における平均輝度 [ミリカンデラ/m²]

L : 2 [ミリカンデラ/m²]

d' : 当該標示の幅 [mm]

ウ 設置場所の空間把握が可能となるように設けること。

エ 避難方向を示す蓄光式誘導標識を併設すること。◇

オ 階段部分に設ける場合は、踊り場及び段鼻先端部等に設置すること。

第2 特例適用の運用基準

令32条又は条例第46条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

- 1 次に掲げる防火対象物又はその部分には、誘導灯を設置しないことができる。
 - (1) 令別表第1(6)項ニ(幼稚園又は実態上これに準ずるものに限る。以下この項において同じ。)又は(7)項(各種学校その他これに類するものを除く。以下この項において同じ。)に掲げる防火対象物(地階を有するもの又は地階を除く階数が11以上のものを除く。)で、日出から日没までの間のみ使用し、かつ、避難上採光が十分であるもの
 - (2) 令別表第1(14)項(荷さばき室等を有しないものに限る。)に掲げる防火対象物で、階数が1のもの
 - (3) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物の部分のうち、次に該当するもの
 - ア (5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分で、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年3月25日総務省令第40号)に定める開放型の廊下及び階段室(避難上採光が十分なものに限る。)に該当し、かつ、不特定多数の者の避難経路とならないもの
 - イ (6)項ニ又は(7)項に掲げる防火対象物の用途のみに供される部分(地階、無窓階及び11階以上の階にあるもの並びに屋内階段部分を除く。)で、日出から日没までの間のみ使用し、かつ、避難上採光が十分であるもの
 - (4) 令別表第1に掲げる防火対象物の部分で、個人の住居の用途のみに供されるもの
 - (5) 令別表第1に掲げる防火対象物の避難階の居室及び廊下等で、窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難することができ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならないもの
 - (6) 建基令第2条第1項第8号の規定により、階数に算入されない地階(階層が1のものに限る。)又は塔屋で、内装が準不燃材料で仕上げられているもの(階段部分を除く。)
- 2 次に掲げる防火対象物の避難口には、避難口誘導灯を設置しないことができる。
 - (1) 規則第28条の3第3項第1号イ又はロに規定する避難口(地階及び無窓階にある避難口を除く。)のうち、居室(建基法第2条第4号に規定する居室を除く。)内の各部分から当該避難口を容易に見とおし、かつ、識別できる常時出入の用に供する避難口で当該居室の床面積が100㎡(主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400㎡)以下の場合
 - (2) 避難口が、近接(おおむね1m以下をいう。)して2以上設けられているもののうち、任意の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により、容易に識別できることのできる他の避難口。この場合において、避難口誘導灯を設けないこととした避難口には、状況に応じて誘導標識を設けること。
- 3 次に掲げる防火対象物の部分には、通路誘導灯を設置しないことができる。
 - (1) 令別表第1に掲げる防火対象物に設けられた屋外階段で、不特定多数の者の避難経路とならないもの
 - (2) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(11)項、(12)項イ、(13)項から(15)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物に設けられた階段(地階又は11階以上の部分を除く。)で、避難上支障が認められないもの
 - (3) 階段付近に設けられた避難口誘導灯により、規則第28条の3第4項第4号に規定する照度が、確保できる当該階段部分
 - (4) 居室内の各部分から、当該居室の出入口(避難口へ通ずる廊下又は通路へ通ずる出入口に限る。)

を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、その1に至る歩行距離が、規則第28条の2第2項に掲げる数値以下となる場合の当該居室内通路の部分

- 4 次に掲げる防火対象物の部分には、客席誘導灯を設置しないことができる。
- (1) 客席に面して設けられた避難口誘導灯により、客席内通路の床面の照度が、0.2ルクス以上となる部分
- (2) 上屋等のみが設けられた観覧場等で、容易に避難できると認められるもの
- 5 規則第28条の3第4項第3号の規定により、A級又はB級（BH形又は避難口誘導灯あつては点滅機能を有するものに限る。）の誘導灯を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、主として当該防火対象物又はその部分の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に誘導灯を設置する場合は、BL形又はC級とすることができる（第30-3表参照）。

第30-3表

	避難口誘導灯	通路誘導灯
BH形	B級のうち、表示面の明るさが20カンデラ以上のもの	B級のうち、表示面の明るさが25カンデラ以上のもの
BL形	B級のうち、表示面の明るさが20カンデラ未満のもの	B級のうち、表示面の明るさが25カンデラ未満のもの

基準31 消防用水の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 地盤面下に設ける消防用水は、次によること。
 - (1) 吸管投入孔は、1辺の長さが0.6m以上又は直径が0.6m以上の大きさのものとし、消防水の有効水量が80m³未満のものは1個以上、80m³以上のものは2個以上設けること。◇
 - (2) 吸管投入孔として採水口を設ける場合は、次によること。
 - ア 採水口は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（以下この基準において「規格省令」という。）に規定する呼称75のめねじに適合する単口のものとし、その設置個数は、有効水量が20m³以上40m³未満のものは1個以上、40m³以上100m³未満のものは2個以上、100m³以上のものは3個以上設けること。☆
 - イ 採水口に接続する配管は、管の呼びで100mm以上のものとし、その横引き部分の長さの合計は、20m以下とすること。◇
 - ウ 採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。◇
 - (3) 吸管を投入する部分の水深は0.5m以上とし、その部分の広さは、1辺の長さが1m以上又は直径が1m以上とすること。◇
 - (4) 消防ポンプ自動車容易に部署することができるように設けること。◇
 - (5) 採水口には、消防水の採水口である旨を表示した標識を、基準38により設けること。◇
 - (6) 車両等が駐車又は通行するおそれのある場所に設けるものにあつては、土木関係法令、示方書、指針等の規定に従って予想される荷重に十分耐えられる構造のものとする。◇
- 2 地盤面より高い位置に設ける消防用水は、前項第2号、第4号及び第5号の規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 採水口の材質は、JIS H 5111（青銅鑄物）若しくはH 5101（黄銅鑄物）に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。◇
 - (2) 採水口の直近に、止水弁を設けることとし、その設置は、基準13、第1、第1項第8号ア、ウ及びエの規定の例によること。
 - (3) 前号の止水弁は、当該採水口の位置で容易に操作することができるものとする。◇

第2 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

- 1 地盤面下4.5mを超える部分に設けるものは、第1、第1項第2号、第4号及び第5号の規定の例によるほか、加圧送水装置及び採水口等を、次により設けること。
 - (1) 加圧送水装置は、基準13、第1、第1項第1号から第6号までの規定の例によるほか、次によること。
 - ア ポンプの吐出量
ポンプの吐出量は、1個の消防水ごとにその規定水量に応じ、次の表に定める量以上の量とすること。

第31-1表

規定水量	20 m ³	40 m ³ 以上100 m ³ 以下	120 m ³ 以上
吐出量	1, 100ℓ /min	2, 200ℓ /min	3, 300ℓ /min

- イ ポンプの全揚程
 ポンプの必要全揚程は、採水口における吐出圧力が、0.15MPa以上となるものとする
 こと。
- ウ ポンプは専用とし、他のポンプと兼用しないこと。
- (2) 採水口付近にはポンプの遠隔起動装置を設けるとともに、防災センター等からもポンプを起動
 できるよう措置を行い、防災センター等と相互に通話できるように非常電話等の連絡装置を設
 けること。
- (3) 水源の有効水量の算定は、基準13、第1、第2項第1号の規定の例によること。
- (4) 配管等は、基準13、第1、第4項（第3号を除く。）の規定の例によるほか、次によること。
 ア 配管は専用とすること。
 イ 接続する配管の口径は、採水口の数が2個以下の場合にあつては100A以上、3個以上
 の場合にあつては125A以上とすること。
- (5) 非常電源、配線等は基準13、第1、第5項の規定の例によるほか、非常電源の容量は、ポン
 プを60分以上作動できる容量とすること。

基準32 排煙設備の設置及び維持に関する基準

令第32条の規定を適用する場合の特例適用の運用基準は、次に定めるところによる。

- 1 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の床又は壁で区画され、かつ、開口部には自動閉鎖装置付の特定防火設備である防火戸を設けた部分で、次に該当するものは、排煙設備を設置しないことができる。
 - (1) 区画内の壁及び天井の室内に面する部分（廻り縁、窓台その他これらに類するものを除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、区画された部分の床面積が50㎡（スプリンクラー設備が令第12条の規定に基づき設置されている場合は、100㎡）以下のもの。ただし、室と廊下、ホール等をつなぐ前室的空間は15㎡以下のものに限る。
 - (2) 機械換気設備の機械室、冷凍機械室、エレベーター機械室、その他これらに類する場所で、床面積が100㎡以下のもの
 - (3) 非常用エレベーターの乗降ロビー以外のエレベーターホールで、床面積が50㎡以下のもの
 - (4) 基準37の規定の例による非常電源を附置した換気設備を設けた発電機室、変電室その他これらに類する場所
- 2 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の床又は壁で区画され、かつ、開口部には特定防火設備である防火戸を設けた冷蔵室、冷凍室、金庫室その他これらに類する場所には排煙設備を設置しないことができる。
- 3 不燃材料の床又は壁で区画され、かつ、開口部には不燃材料の扉を設けた冷蔵室又は冷凍室その他これらに類する場所で、床面積が50㎡以下のものには、排煙設備を設置しないことができる。
- 4 浴室、便所、風除室、受水槽室その他これらに類する場所には、排煙設備を設置しないことができる。
- 5 階段の部分、昇降機の昇降路の部分、パイプダクトその他これらに類する部分には、排煙設備を設置しないことができる。

基準 3 3 連結散水設備の設置及び維持に関する基準

第 1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによるものとする。

1 配管等は、次によること。

(1) 配管は、専用とすること。

(2) 閉鎖型散水ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる場合には、次によること。

ア 配管内は、高架水槽により常時充水しておくこと。当該高架水槽の材質は、基準 1 3、第 1、第 4 項第 2 号の規程の例によること。

イ 高架水槽の容量は、1 m³以上とし、枝管までの配管は、管の呼び径で 4 0 mm 以上とすること。

(3) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる場合の管の呼び径は、1 の送水区域の散水ヘッドの取り付け個数に応じ、第 3 3-1 表に掲げる管の呼び径以上とすること。

第 3 3-1 表

散水ヘッドの取付け個数	2 個以下	3 個以下	5 個以下	1 0 個以下	2 0 個以下
管の呼び径 (mm)	3 2	4 0	5 0	6 5	8 0

(4) 送水口のホース接続口から末端の散水ヘッドまでの配管の摩擦損失水頭に、散水ヘッドからの吐出水頭を加算して得た値が、1 0 0 m 以下となるように設けること。

(5) 配管の支持は、次によること。

ア 支持点は、配管の末端部分及び集中荷重のかかる制御弁、選択弁、垂直管等の直近部分その他配管のたわみ等を防止することができる部分に設けること。

イ 支持金具及び吊り金具は、これらに作用する管自重、流体重量、熱膨張、水撃作用等に対して十分な耐力を有するものを使用すること。

2 配管等の耐震措置は、基準 1 3、第 1、第 6 項の規定の例によること。

3 送水口は、次によること。

(1) 送水口のホース接続口は、各送水区域ごとに設けること。ただし、任意の送水区域を選択できる選択弁を設ける場合は、この限りでない。

(2) 送水口は、基準 1 4、第 1、第 5 項第 2 号及び第 3 号の規定の例により設けること。

4 選択弁は、次によること。

(1) 火災の際、延焼のおそれのない場所で、操作及び点検に容易な屋外の位置に設けること。

(2) 選択弁の設置位置には、当該弁である旨の標識及び受け持つ送水区域を明示しておくこと。

(3) 1 の送水口に接続する選択弁の数は、3 以下とすること。

5 散水ヘッドは、次によること。

(1) 閉鎖型散水ヘッドは、規則第 3 0 条の 3 第 1 号への規定に基づく告示基準が示されるまでの間、閉鎖型スプリンクラーヘッド（小区画型ヘッド及び側壁型ヘッドを除く。）を用いること。

(2) 散水ヘッドの放水圧力及び放水量は、0. 5 MPa 以上で、かつ、1 8 0 0 /min 以上であること。

- 6 散水ヘッドの設置を免除することができる部分の取扱いは、次によること。
- (1) 規則第30条の2第2号の「その他これらに類する場所」には、化粧室及び脱衣場が含まれる。
 - (2) 規則第30条の2第3号の「エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室」には、ボイラー室、ポンプ室、冷凍機室、乾燥室及びオイルタンク室が含まれる。この場合において、ボイラー室、乾燥室及びオイルタンク室には、他の有効な消火設備を設置すること。☆
 - (3) 規則第30条の2第3号の「通信機器室、電子計算機室その他これらに類する室」には、電子顕微鏡室、電話交換機室、電子計算機資料室、放送室、中央管理室及び防災センターが含まれる。☆
 - (4) 規則第30条の2第4号の「その他これらに類する電気設備」には、蓄電池、充電装置、配電盤及び開閉器が含まれる。
 - (5) 規則第30条の2第5号の「その他これらに類する部分」には、吸排気ダクト、メールシュート、ダストシュート及びダムウェーターの昇降路が含まれる。
- 7 標識は、基準38によること。

第2 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

- 1 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物で次の各号に適合するときは、連結散水設備を設置しないことができる。
 - (1) 外周（外壁）が2面以上及び外周上の1/2以上がドライエリアその他の外気（以下この基準において「ドライエリア等」という。）に面していること。
 - (2) ドライエリア等は、次に適合すること。
 - ア ドライエリア等に面する開口部のうち、直径50cm以上の円が内接することができるものの面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超える階に存すること。
 - イ アの開口部は、規則第5条の5第2項第1号、第3号及び第4号に適合するものであること。
 - ウ ドライエリア等に面して、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ0.75m以上及び1.2m以上の開口部を2以上有すること。
 - エ 開口部が面するドライエリア等の幅は、当該開口部がある壁から2m以上であること。
 - オ ドライエリア等には、地上からその底部に降りるための傾斜路、階段等が2以上設けられていること。
- 2 次のすべてに適合している場合は、合成樹脂製の管及び管継手を使用することができるものとする。
 - (1) 「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成13年消防庁告示第19号）第3、第1号の表のうち屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の配管に係る試験に合格していること。
 - (2) 設計送水圧力を上回る耐圧性能（最高使用圧力）を有していること。
 - (3) 地中埋設部分に設けること。

基準34 連結送水管の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 地階を除く階数が10以下の建築物に設けるものは、次によること。

(1) 送水口は、基準14、第1、第5項第2号及び第3号の規定によること。

(2) 配管等は、次によること。

ア 屋内消火栓設備と配管を兼用する場合は、基準13、第1、第4項第3号によること。

イ 配管等は、基準13、第1、第4項（第3号を除く。）の規定の例によるほか、次によること。

(ア) 地階を除く階数が、10以下の建築物に設けるもので、かつ、配管内容積が0.5m³以下のものにあつては充水しないことができる。

(イ) 補助用高架水槽は、他の消火設備と兼用することができる。この場合の当該水槽の容量は、それぞれの定められた容量のうち最大の容量とすること。◇

ウ 配管には、止水弁、逆止弁及び排水弁を送水口直近の容易に操作できる場所に設けること。ただし、前イ(ア)の基準を適用し、配管を充水しないものにあつては、止水弁及び逆止弁を設けないことができる。

エ 管継手及びバルブ類の構造及び材質は、基準13、第1、第1項第8号ア及びイの規定並びに次によること。

(ア) 設計送水圧力が1MPaを超える場合は、安全センターの性能評定合格品の高圧使用（2MPa等）のねじ込み継手を使用することができる。◇

(イ) バルブ類を設ける場合の当該バルブの最高使用圧力は、設計送水圧力時における当該場所の圧力値以上の仕様のものですること。

オ 同一棟に複数の立管がある場合は、次によること。

(ア) それぞれの立管には、それぞれ送水口を設け、かつ、バイパス配管により立管を相互に接続すること（以下この項において「バイパス接続」という。）。

(イ) バイパス接続した配管内には、速やかな送水及び配管内の腐食防止のために基準13、第1、第4項第2号の規定の例による補助高架水槽で常時充水しておくこと。

カ 設計送水圧力の算定は、規則第31条第5号ロによるほか、摩擦損失水頭は、立管ごとに800ℓ/min（双口型の放水口が設置されているものにあつては1,600ℓ/min）以上とすること。

(3) 放水口は、次によること。

ア 結合金具は、差込式のものであること。

イ 令第29条第2項第1号の「その他これらに類する場所」には、階段の附室及び階段室、階段の附室又は非常用エレベーターの乗降ロビーから5m以内の部分が含まれる。

ウ 厚さ1.6mm以上の鋼製で、かつ、前面の大きさが短辺40cm以上、長辺50cm以上の格納箱に収納しておくか、又は基準13、第1、第7項第1号及び第2号の規定に適合する格納箱に、屋内消火栓のホース接続口と併設収納しておくこと。

エ 格納箱の上部又はその扉の上端部には、赤色の灯火を、規則第12条第1項第3号ロの規定の例により設けること。この場合、当該灯火には非常電源を付置することとし、非常電源及び灯火の回路の配線は、それぞれ規則第12条第1項第4号及び第5号の規定の例により設けること。☆

オ 屋内消火栓箱の内部に放水口を設ける場合の赤色の灯火は、屋内消火栓の赤色の灯火と兼用することができる。◇

カ 屋上に設ける放水口は、基準13、第1、第9項の規定の例により設けること。

(4) 標識は、基準38によること。

2 地階を除く階数が11以上の建築物に設けるものは、前項によるほか、次によること。

(1) 放水用器具格納箱は、次によること。

ア 材質は、厚さ1.6mm以上の鋼製とすること。

イ 放水用器具の取り出し、収納等に十分な大きさを有すること。

ウ 放水用器具格納箱は、11階以上の各階に設けること。ただし、地階を除く階数が12以上の建築物の11階以上の各階に設置する放水用器具格納箱に格納する放水用器具は、規則第31条第6号の規定にかかわらず、管そう・ノズル1本及びホース2本とすることができる。◇

エ 放水用器具格納箱に収納する管そうは、基準13、第1、第8項第1号の規定によること。

オ 管そうは、取手付とし、ノズル口径は23mmの棒状・噴霧・停止の3段切替式とすること。

カ 特別避難階段及び非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける場合は、基準13、第1、第7項第7号の規定の例により設けること。◇

(2) 規則第31条第6号イに定める加圧送水装置は、基準13、第1、第1項の規定の例によるほか、次によること。

ア 設置位置は、放水口でノズル先端における放水圧力が0.6MPa以上得られない付近又は地盤面からの高さが70m以下の位置に設けること。

イ 中継ポンプを設ける場合の全揚程の算定は、中継ポンプの1次側に設けられる放水口のうち送水口からの圧力損失が最大となる放水口において、ノズルの先端における放水圧力が0.6MPaとなる設計放水圧力により送水した場合、中継ポンプにかかる押し込み圧力を加算することができる。

ウ 中間水槽は、次により設けること。

(ア) 水源の水位が中継ポンプの位置以上となるように設け、当該ポンプの1次側に専用の配管をもって接続すること。

(イ) 自動補給装置を設け、かつ、有効水量が8m³以上のものとする。

エ 配管等は、次によること。

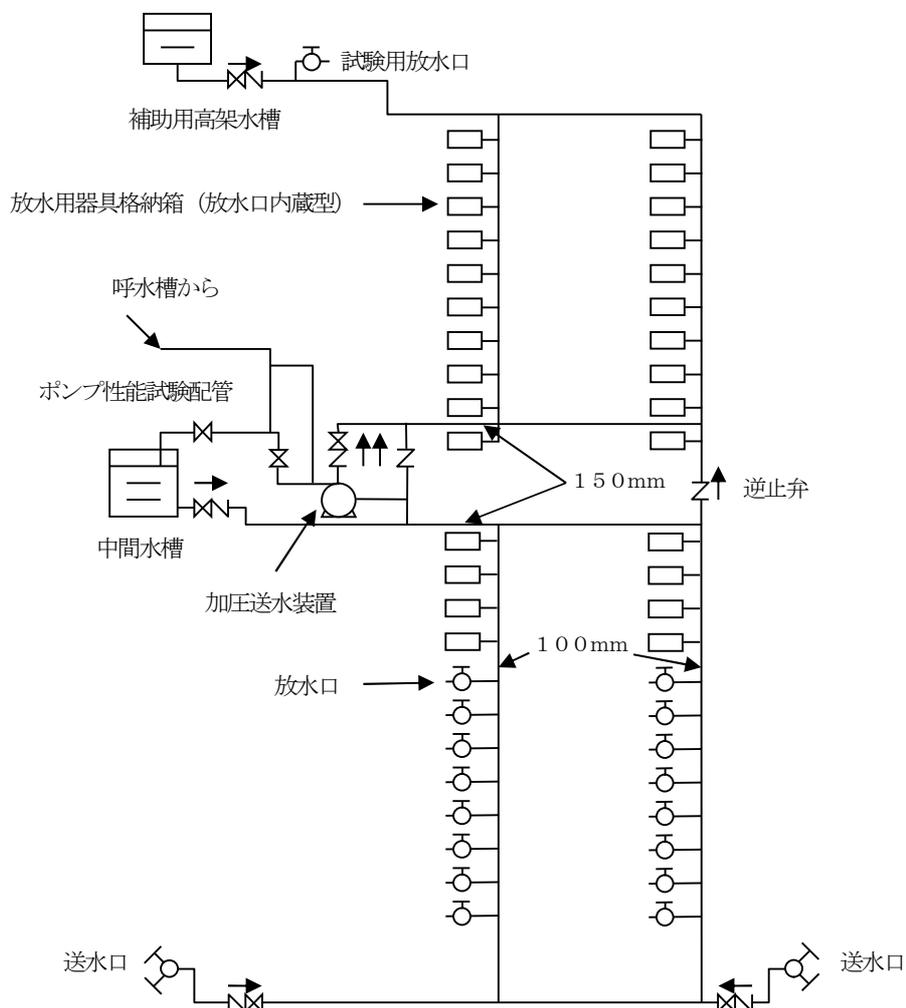
(ア) 加圧送水装置の吸水側配管と吐出側配管との間にバイパスを設け、逆止弁を設けること（第34-1図参照）。

(イ) 立上り管を2以上設置した場合は、各送水口から送られた水が合流する加圧送水装置の吸水側配管及び吐出側配管は管の呼び径で150mm以上とすること。

オ 加圧送水装置の起動は、流水検知装置又は圧力検知装置による起動方式とすること。ただし、防災センター等から遠隔操作により起動することができ、かつ、送水口の直近から防災センター等と相互に通話できる装置を設けるものは、この限りでない。

カ 非常電源、配線等は、基準13、第1、第5項の規定の例によること。

第34-1図



第2 特例適用の運用基準

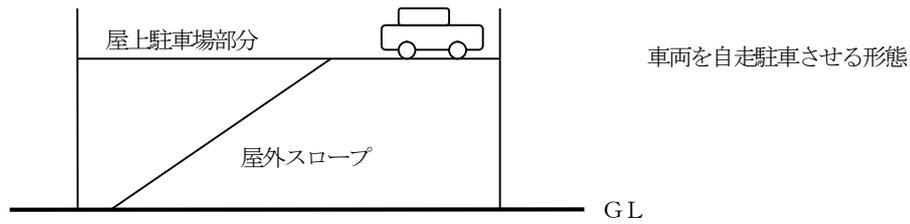
令第32条又は条例第46条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

- 1 地階を除く階数が7以上の建築物で、次に適合するものは、連結送水管を設置しないことができる。
 - (1) 延べ面積が、2,000㎡未満であるもの
 - (2) 7階以上の階の床面積の合計が、100㎡以下であるもの
 - (3) 7階以上の階が、昇降機、塔屋、物見塔その他これらに類する用途に供され、かつ、收容されているものが、電動機等のみで、火災の発生するおそれが少ないと認められるものであるもの
- 2 基準33、第2、第2項の規定に適合している場合は、合成樹脂製の管及び管継手を使用することができるものとする。

3 自走式の駐車場で、次のいずれかに該当し、かつ、消防活動上に困難性が認められない場合、連結送水管の設置を免除することができる。

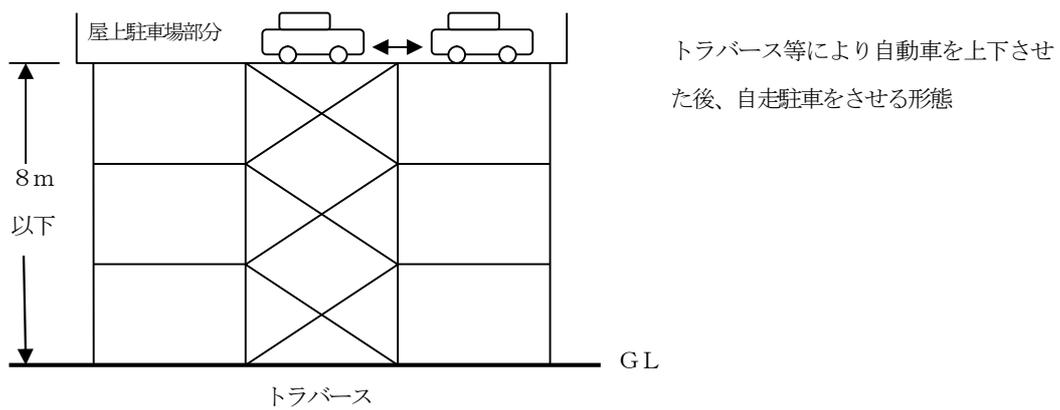
- (1) 平屋建ての建物の屋上で、屋外スロープで車両が出入りすることができる構造のもの（第34-2図参照）

第34-2図



- (2) 3層4段以下の駐車場のうち、屋上までの高さが8m以下で、かつ、各段の駐車が一行のもの（第34-3図参照）

第34-3図

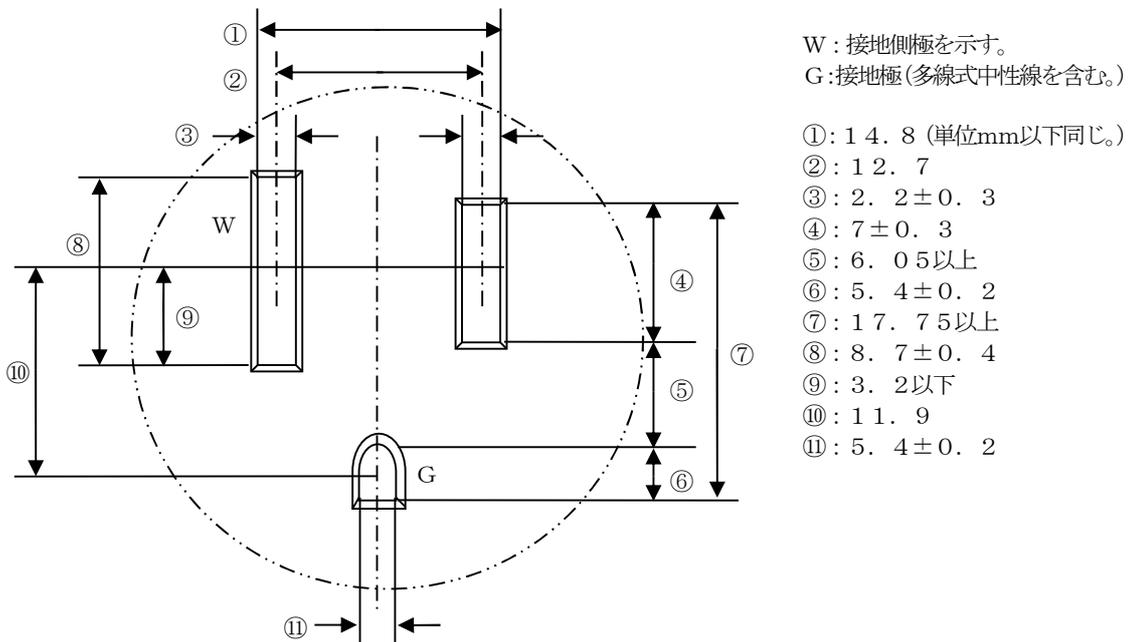


基準35 非常コンセント設備の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 令第29条の2第2項第1号の「その他これらに類する場所」には、階段の附室並びに階段室、階段の附室及び非常用エレベーターの乗降ロビーから5m以内の場所が含まれる。◇
- 非常コンセント設備の差し込接続器のプラグ受けは、次に適合すること。
 - JIS C 8303の接地極形2極コンセントのうち定格が15A、125Vに適合するものであり、極数及び極配置は、第35-1図によること。

第35-1図



- 保護箱内には、前号のプラグ受けを2個設けること。
 - プラグ受けの接地極には、電設基準の解釈第17条に規定するD種接地工事（以下「D種接地工事」という。）を施すこと。
- 3 保護箱は、次に適合すること。☆
- 耐火構造の壁等に埋め込むか、又は配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）第3、1、(2)の規定に適合するものであること。ただし、次に掲げる火災の影響を受けるおそれの少ない場所に設ける場合は、この限りでない。
 - 非常用エレベーターの乗降ロビー
 - 特別避難階段又は避難階段の階段室
 - 特別避難階段の附室
 - 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第2条第6項に規定する開放型廊下
 - 屋外又は屋外と同等の開放性を有する直接外気に開放された場所（エを除く。）

- (2) 容易に開放できる扉を設けるとともに、扉の大きさは、短辺が20cm以上、長辺が25cm以上のものとする。
 - (3) 防せい加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとする。
 - (4) 内部には差し込みプラグの離脱を防止するためのフック（L型又はC型）等を設けること。
 - (5) D種接地工事を施すこと。
- 4 電気を供給する電源からの回路の設置方法は、電設基準によるほか次によること。
- (1) 電源からの回路は、主配電盤から専用とすること（以下この基準において専用回路」という。）。
 - (2) 専用回路は、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
 - (3) 電源の配線用遮断器には、非常コンセント設備用のものである旨の表示をすること。
 - (4) 非常コンセント設備の保護箱内には、配線用遮断器を設けること。
 - (5) 第4号の配線用遮断器は、100V、15A以上の容量とすること。
 - (6) 分岐する場合に用いるプルボックス等は、防せい加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとする。
 - (7) 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。
- 5 専用回路の幹線は、次によること。☆
- (1) 幹線は、1の回路につき、各階に設ける非常コンセント設備に100V、15A以上の容量を有効に供給できる電線を用いること。
 - (2) 幹線の容量は、低圧で電気の供給を受けている場合は、電圧降下を考慮し標準電圧の2%以下となるように算定すること。ただし、電気使用場所内に設けた変圧器から供給する場合は、3%以下とすることができる。
- 6 非常電源及び配線は、基準37によること。
- 7 非常コンセント設備の設置の表示は、次によること。☆
- (1) 標識等は、基準38によること。
 - (2) 保護箱の上部に設ける赤色の灯火は、規則第12条第1項第3号口に適合するものであること。
 - (3) 灯火の回路の配線は、規則第31条の2第9号ハ及び基準37によるほか、第4項第4号の配線用遮断器の一次側から分岐し、当該分岐回路の充電部には、保護用のヒューズを設けること。
- 8 非常コンセント設備の保護箱を屋内消火栓箱等に接続する場合は、次によること。
- (1) 保護箱は、屋内消火栓箱等の上部とすること。
 - (2) 消火栓部分、放水口及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料等で区画すること。
 - (3) 屋内消火栓箱等の扉と保護箱の扉は、それぞれ別に関開構造とすること。
 - (4) 非常コンセント設備の赤色の灯火は、屋内消火栓設備等の赤色の灯火と兼用することができる。

第2 特例適用の運用基準

令第32条又は条例第46条の規定を適用する場合の基準は、基準13、第2、第7項の規定を準用する。

基準36 無線通信補助設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 用語の意義は、次によること。

- (1) 「漏洩同軸ケーブル」とは、内部導体、外部導体からなる同軸ケーブルで、かつ、ケーブル外の空間に電波を放射させるため、外部導体に使用周波数帯に応じた一定周期のスロットを設けた構造のものをいう。
- (2) 「無線機」とは、消防隊が使用するプレストーク方式の無線機で、同一周波数の送信及び受信ができるものをいう。
- (3) 「接続端子」とは、無線機と無線通信補助設備の相互間を電氣的に接続するための器具であって、建築物又は工作物等の壁等に固定されるものをいう。
- (4) 「混合器（共用器）」とは、2以上の入力を混合し、同一の空中線系を共用するための装置をいう。
- (5) 「分配器」とは、入力信号を2以上に分配する装置をいう。

2 無線通信補助設備の性能及び構造は、次によること。

- (1) 漏洩同軸ケーブル及び同軸ケーブル（以下この基準において「漏洩同軸ケーブル等」という。）は、日本電線工業会規格5501に適合するものとする。☆
- (2) 空中線は、次によること。
 - ア 1の周波数で使用するものは、使用周波数において電圧定在波比は、1.5以下であること。
 - イ 不燃材料又は難燃性の材質のものを使用したものであること。
 - ウ 利得は、標準ダイポール比で-1dB以上であること。
 - エ 垂直偏波で水平面無指向性であること。
 - オ 形状は、平板型又は棒状型とし、消防隊の活動上支障のない大きさのものであること。
 - カ 入力端子は、JIS C 5411（高周波同軸CO1形コネクタをいい、コンタクト形状がめすのものに限る。）に適合するものであること。
 - キ 腐食によって機能に異常を及ぼすおそれのある部分には、防食措置がなされていること。
 - ク 耐熱性を有する空中線は、前号の耐熱型漏洩同軸ケーブル等試験基準と同様の基準で試験を行い、その試験に適合するものであること。
- (3) 混合器（共用器）、分配器その他これらに類する器具は、次によること。
 - ア 混合器（共用器）は、感度抑圧、相互変調等による相互の妨害を生じないものであること。
 - イ 分配器は、結合ケーブルとのインピーダンス整合が十分にとれるものであること。
 - ウ ほこり、湿気等によって機能に異常を生じないこと。
 - エ 腐食によって機能に異常を及ぼすおそれのある部分には、防食措置がなされていること。
- (4) 増幅器は、次によること。
 - ア 増幅器の外箱は、厚さ0.8mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属で造られていること。
 - イ 増幅器の内部に主電源回路を開閉できる開閉器及び過電流遮断器を設けること。ただし、遠隔操作で自動的に電源が入るものは、開閉器を設けなくてもよい。
 - ウ 増幅器の前面には、主回路の電源が正常かどうかを表示する灯火又は電圧計を設けること。
 - エ 双方向性を有するもので、送信及び受信に支障のないものであること。
 - オ 増幅器の電源電圧が定格電圧の90%から110%までの範囲内で変動した場合、機能に異常を生じないものであること。

- カ 腐食によって機能に異常を及ぼすおそれのある部分は、防食措置がなされていること。
- (5) 接続端子を収納する保護箱は、次によること。
- ア 保護箱の材質は、防せい加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有するものであること。ただし、屋内に設けるものは、厚さ0.8mm以上とすることができる。
 - イ 保護箱は、容易に開閉できる扉を有し、かつ、操作が容易に行える大きさのものであること。
 - ウ 地上に設けるものは、施錠できる構造であること。
 - エ 地上に設ける保護箱のかぎ穴及び扉部には、防滴及び防じん措置を講ずること。
 - オ 保護箱内の見やすい箇所に、最大許容入力電力、使用できる周波数帯域及び注意事項等を表示すること。
- (6) 無線通信補助設備の耐熱性を有する空中線は、次に掲げる事項を、その見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。
- ア 製造者名又は商標
 - イ 型式
 - ウ 耐熱性を有する空中線である旨の表示
- 3 無線通信補助設備の設置は、次によること。
- (1) 無線通信補助設備は、次によること。
- ア 当該防火対象物以外の部分への電波の漏洩は、できる限り少なくし、他の無線局の運用に支障を与えないものであること。
 - イ 放送受信設備に妨害を与えないものであること。
 - ウ 無線通信補助設備を他の用途と共用する場合には、次に掲げる用途以外のための接続端子を設けないこと。
 - (ア) 警察用の無線通信
 - (イ) 防災管理用の無線通信
 - (ウ) (ア)及び(イ)以外の用途に使用するもので、総務大臣又は地方電気通信監理局長が認める無線通信又は有線通信
 - エ 接続端子に無線機を接続し、当該防火対象物内を移動する無線機と通信を行った場合、全区域にわたり無線連絡ができること。ただし、次に掲げる部分については、この限りでない。
 - (ア) 耐火構造及び特定防火設備である防火戸で区画された床面積100㎡以下の倉庫、機械室その他これらに類する部分
 - (イ) 室内の各部分から1の出入口までの歩行距離が20m以下の室で、各出入口のシャッター及び扉が閉じられた状態における当該室内の部分
 - (ウ) 柱、壁、金属物等のある場所のうち、電波が著しく遮へいされる僅少な部分
- (2) 漏洩同軸ケーブル等は、次によること。
- ア 接続部は、防水措置を講ずること。ただし、防水措置を講じた箱内に收容する場合は、この限りでない。
 - イ 接続部分は接せんが用いられ、かつ、接せん相互間の接続には可とう性のある同軸ケーブルを用い、適度な余裕をもって接続すること。
 - ウ 漏洩同軸ケーブル等は、適合品とすること。
 - エ 漏洩同軸ケーブル等は、火災により当該ケーブルの外装が焼失した場合、ケーブル本体が落下しないように金属又は不燃性の支持具で5m以内ごとにケーブル本体部まで堅固に固定すること。ただし、不燃材料で区画された天井裏に設ける場合はこの限りではない。
 - オ 漏洩同軸ケーブル等の曲げ直径は、当該ケーブル等の外径の30倍以上とすること。

- カ 漏洩同軸ケーブル等は、特別高圧又は高圧の電路から1.5m以上離すこと。ただし、当該電路に静電的遮へいを有効に施している場合は、この限りでない。
- キ 漏洩同軸ケーブルの終端末に接続する無反射終端抵抗器は、堅固に取り付けること。
- (3) 空中線は、前号ア及びカの規定の例によるほか、壁、天井及び柱等に金属又は不燃材料の支持具で堅固に固定すること。
- (4) 混合器（共用器）、分配器その他これらに類する器具は、第2号アの規定の例によるほか、次によること。
- ア 厚さ0.8mm以上の金属の箱内に收容すること。
- イ 設置位置は、保守点検及び取扱いが容易にできる場所であるほか、次のいずれかの場所に設けること。
- (ア) 防災センター、中央管理室、電気室等で、壁、床及び天井が不燃材料で造られており、かつ、開口部に防火戸を設けた室内
- (イ) 不燃材料で区画された天井裏
- (ウ) 耐火性能を有するパイプシャフト（ピット等を含む。）内
- (エ) 建基令第123条に規定する特別避難階段又は避難階段の構造に適合する階段室内
- (オ) その他(ア)から(エ)までに類する場所で、延焼のおそれのない場所又は耐熱効果のある箱内
- (5) 増幅器は、第2号ア及び前号イの規定の例によること。
- (6) 接続端子は、次によること。
- ア 地上に設ける接続端子の数は、地下街において、1の出入口から他の最も離れた出入口までの歩行距離が300m以上となる場合は、2箇所以上とすること。ただし、地上において歩行距離が300m以下となる場合は、この限りでない。
- イ 接続端子には、電氣的、機械的保護のために無反射終端抵抗器及びキャップを設けること。ただし、次号アに規定する接続用の同軸ケーブルを常時接続しているものは、この限りでない。
- ウ 地上に設ける接続端子は、第1号ウ(ア)から(ウ)までに掲げる用途に供する接続端子から5m以上並びにスプリンクラー設備等の送水口及び消防用水の採水口から2m以上の距離を保つこと。
- (7) 接続端子を収納する保護箱は、次によること。
- ア 保護箱内には、可とう性のある接続用の同軸ケーブルを2m以上收容すること。
- イ アの接続用の同軸ケーブルは、5D-2V又は3D-2Vとすること。◇
- (8) 標識等は、基準38によること。

基準 37 非常電源の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 非常電源専用受電設備は、当該設備専用の変圧器から受電するか、受電設備の主変圧器の2次側から直接専用の開閉器によって受電する設備をいい、供給方式又は供給電圧に応じ、次の配電例により結線され、かつ、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないように施工すること。

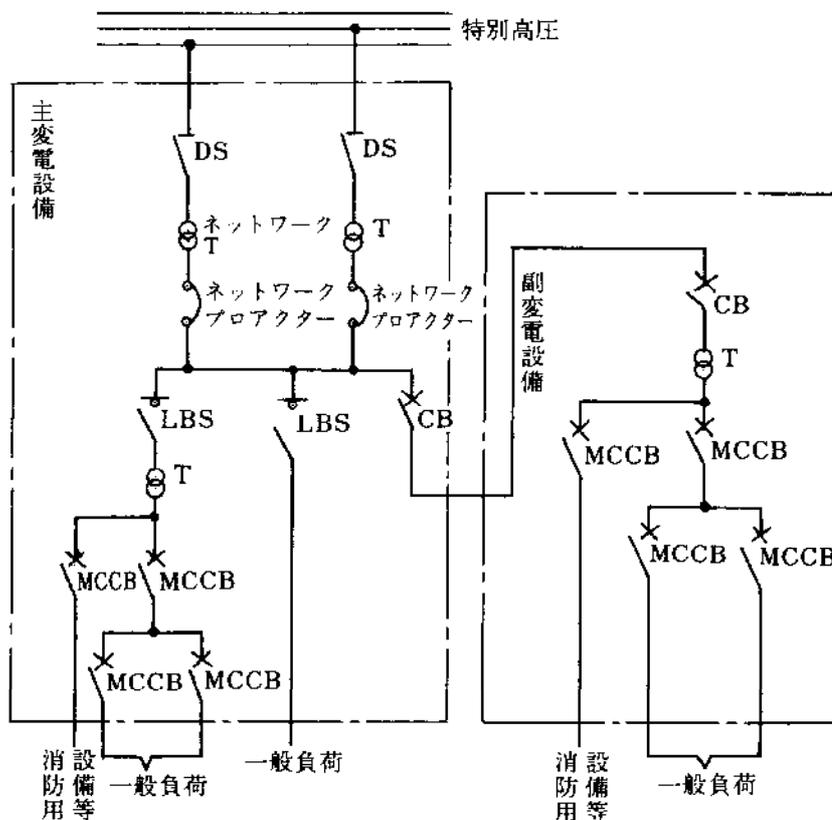
なお、キュービクル式の非常電源専用受電設備は、「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号）」に、低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤等は、「配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）」によること。また、高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備の低圧回路に配電盤等（制御盤内で分岐するものを除く。）を設ける場合は、「配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）」に準じたものであること。☆

(1) 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備

ア ネットワーク方式配電又はループ方式配電により受電するもの

(イ) ネットワーク方式配電例（第37-1図参照）

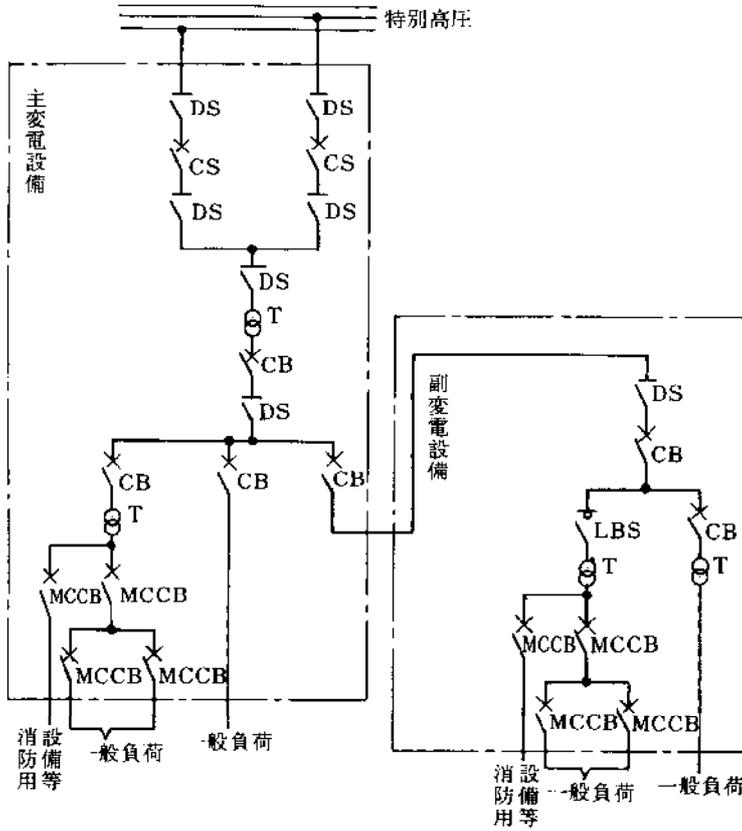
第37-1図



- (注) 1 LBS又はCBは、一般負荷の過負荷及び短絡時において、MCCBより先に遮断しないものであること。
 2 略号の名称は、第37-1表のとおりとする。以下この項の図において同じ。

(4) ループ方式配電例 (第37-2図参照)

第37-2図

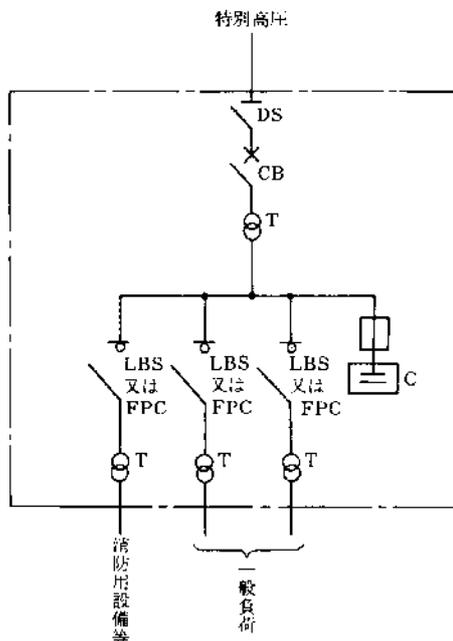


(注) LBS又はCBは、一般負荷の過負荷及び短絡時において、MCCBより先に遮断しないものであること。

イ 特別高圧又は高圧により受電するもの

(7) 特別高圧受電による配電例 (第37-3図参照)

第37-3図

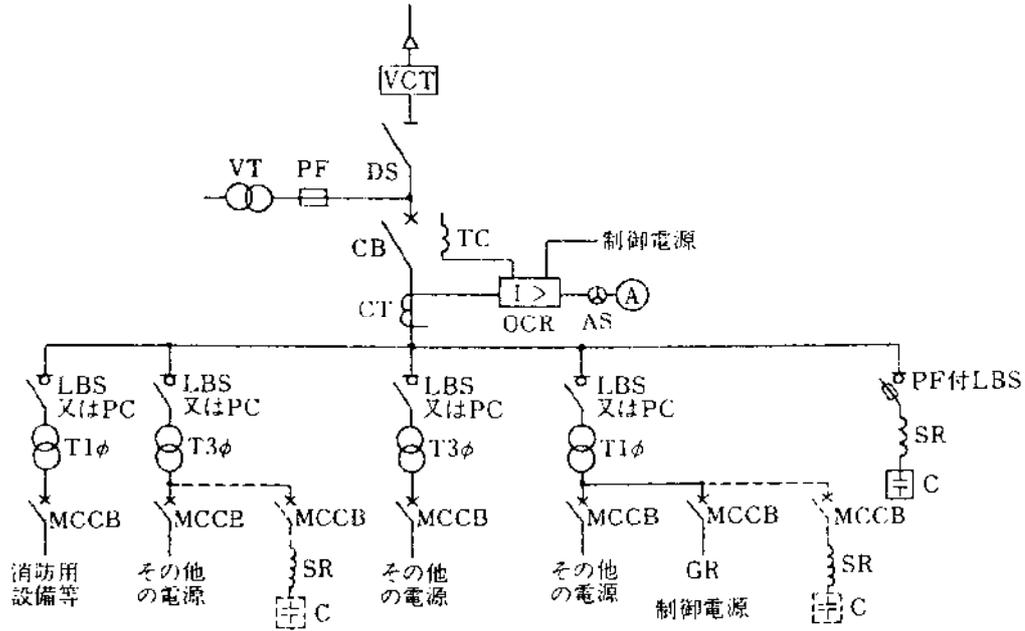


(注) CBは、一般負荷の過負荷及び短絡時において、MCCBより先に遮断しないものであること。

(イ) 高圧受電による配電例

a 非常電源専用の変圧器から供給する例 (第37-4図参照)

第37-4図

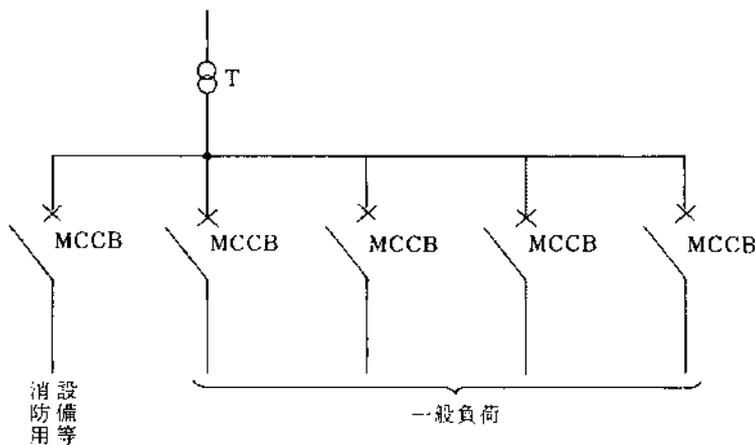


- (注) 1 Tの1次側の開閉器は、省略することができること。
 2 VTを設置する場合にあっては、VTに取り付けるヒューズは限流ヒューズを使用すること。
 3 キュービクル引込口の電源側に存するGR及びTの1次側に存するGRの制御電源を、VT又はTの2次側から供給する場合にあっては、専用の開閉器 (保護装置付) を設けること。

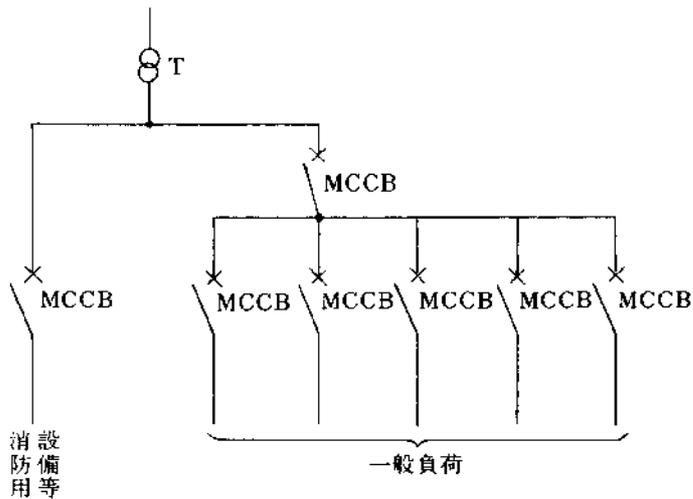
b 変圧器の2次側から供給する例 (第37-5図参照)

第37-5図

(その1)



(その2)



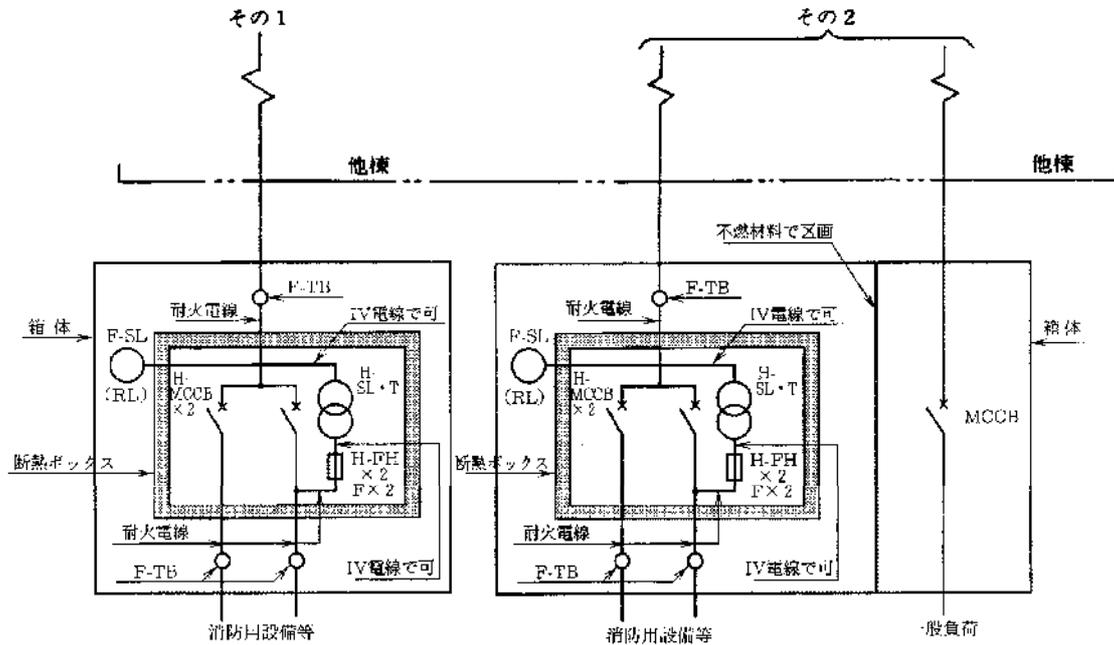
(注) 一般負荷の過負荷及び短絡時においては、一般負荷のMCCBで遮断すること。

第37-1表

記号	名称
VCT	電力需給用計器用変成器
DS	断路器
PF	限流ヒューズ
CB	遮断器
TC	引外シコイル
LBS	高圧交流負荷開閉器
PC	高圧カットアウトスイッチ (変圧器容量300kVA以下の場合に限る。)
ZCI	零相変流器
GR	地絡継電器
OCR	過電流継電器
CT	変流器
VT	計器用変圧器
A	電流計
AS	電流計切替スイッチ
T	変圧器
SR	直列リアクトル
C	進相コンデンサ
MCCB	配線用遮断器
[]	キュービクル、不燃室用室、分電盤等の不燃専用区画

イ 計量器集合盤を用いた配電例 (第37-7図参照)

第37-7図



第37-2表

略号	名称
F-TB	耐火形端子台
F-SL	耐火形表示灯
H-MCCB	耐火形配線用遮断器
H-SL-T	耐火形表示灯用変圧器
H-FH	耐火形ヒューズホルダ
Wh	電力計
TB	端子台
SL (RL)	表示灯 (赤色)
MCCB	配線用遮断器
F	ヒューズ
L	電流制限器 (電気事業者の供給区域によっては設置されない場合がある。)
[.]	不燃専用室、耐火配電盤等

- (3) 規則第12条第1項第4号イ(ホ)(3)の「その他これらに類する室」には、パイプシャフト等(火災の発生するおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。)が含まれる。
- (4) 非常電源専用受電設備は、第37-3表に掲げる保有距離を有するように設置すること。

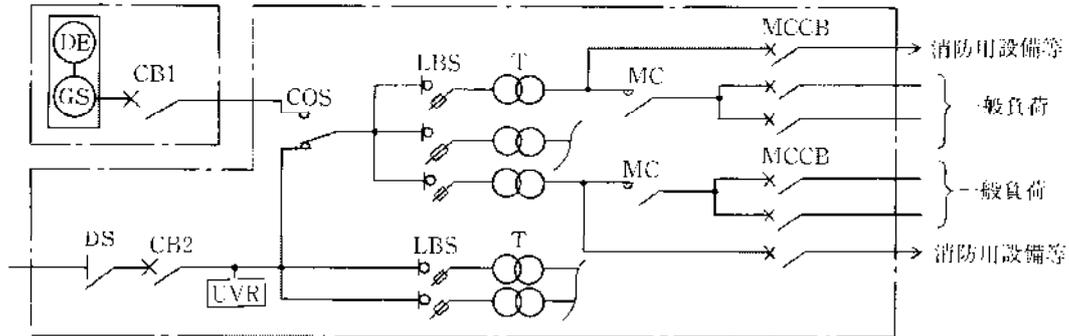
第37-3表

保有距離を確保しなければならない部分		保有距離			
配電盤及び分電盤	操作を行う面	1.0m以上 ただし、操作を行う面が相互に面する場合は1.2m以上			
	点検を行う面	0.6m以上 ただし、点検に支障とならない部分は、この限りでない。			
	換気口を有する面	0.2m以上			
変圧器及びコンデンサ	点検を行う面	0.6m以上 ただし、点検を行う面が相互に面する場合は、1.0m以上			
	その他の面	0.1m以上			
キュービクル式の周囲	操作を行う面	屋 内 に	1.0m以上	屋外 又は 屋上	1.0m以上。ただし、隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で造り、当該建築物の開口部に防火戸その他の防火設備を設けている場合は、屋内に設ける場合の保有距離に準じることができる。
	点検を行う面	設 け る	0.6m以上	に設 ける 場 合	
	換気口を有する面	場 合	0.2m以上		
キュービクル式とこれ以外の変電設備、発電設備及び蓄電池設備との間		1.0m以上			

2 自家発電設備は、次によること。

- (1) 自家発電設備は、自家発電設備の基準(昭和48年消防庁告示第1号)によるもの。
- (2) 自家発電設備は、次のいずれかの配電例により結線され、かつ、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないように施工すること。
- ア 高圧発電設備で供給する場合
- (7) 自動切替装置を設けた例(第37-8図参照)

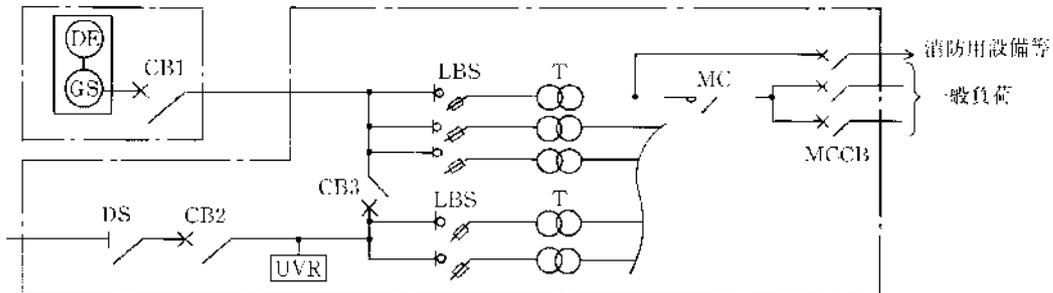
第37-8図



- (注) 1 LBSは、過負荷及び短絡時においてMCCBより先に遮断しないものであること。
 2 COSは、過負荷及び短絡時においてLBSより先に遮断しないものであること。
 3 UVRは、CB2の2次側から自動切替装置までの間に設けること。
 4 略号の名称は、第37-4表による。以下この項の図において同じ。

(イ) 自動遮断器等でインターロックして設けた例 (第37-9図参照)

第37-9図

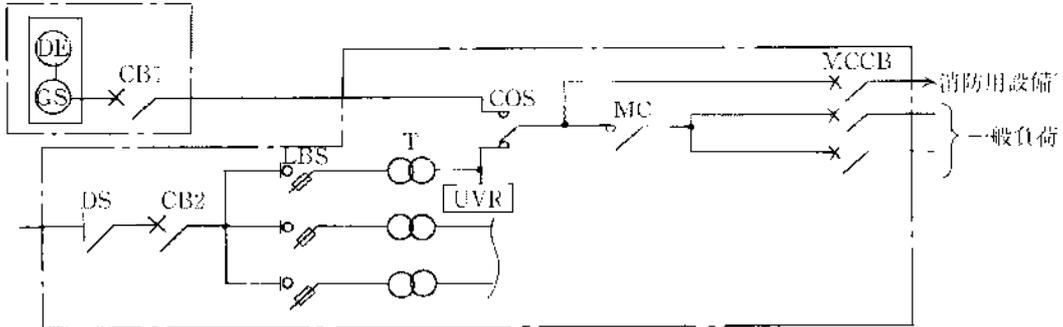


- (注) 1 CB1は、過負荷及び短絡時においてLBSより先に遮断しないものであること。
 2 UVRは、CB2からCB3まで又はCB1からCB3までの間に設けること。

イ 低圧発電設備で供給する場合

(イ) 低圧幹線に自動切替装置を設けた例 (第37-10図参照)

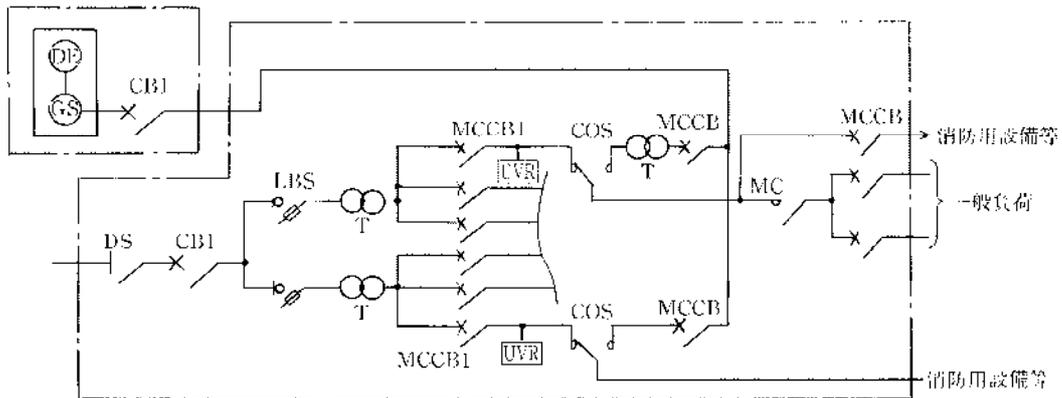
第37-10図



(注) UVRは、変圧器の2次側から自動切り替え装置までの間に設けること。

(イ) 自動遮断器等でインターロックして設けた例 (第37-11図参照)

第37-11図



(注) UVRは、MCCB1から自動切替装置までの間に設けること。

略号	名称
UVR	交流不足電圧継電器
CB	遮断器
COS	自動切替装置
LBS	ヒューズ付負荷開閉器
MC	電磁接触器
MCCB	配線用遮断器
DS	断路器
T	変圧器
DE	原動機
GS	発電機
[]	不燃専用室等の区画

第37-4表

- (3) 自家発電設備の容量は、次によること。
- ア 異なる防火対象物（同一敷地内の別棟に限る。）の消防用設備等に対し、非常電源を共用し、1の自家発電設備から電力を供給する場合は、それぞれの防火対象物ごとに非常電源の負荷の総容量を計算し、その容量が最大となる防火対象物の負荷に対して電力を供給できる容量とすること。
 - イ 自家発電設備の容量は、1の防火対象物に2以上の消防用設備等が設置されている場合は、原則として当該消防用設備等を同時に起動し、かつ、同時に使用することができる容量とすること。ただし、2以上の消防用設備等が同時に起動した場合で、逐次5秒以内に消防用設備等に電力を供給できる装置を設けた場合又は消防用設備等の種別若しくは組合せにより同時起動若しくは同時使用があり得ない場合には、瞬時全負荷投入した場合の容量としないことができる。
 - ウ 消防用設備等の作動中に停電した場合、当該消防用設備等に対して自家発電設備から瞬時に電力が供給できる装置が設けられていること。ただし、2以上の消防用設備等が設置されている場合における消防用設備等に対する負荷投入は、イの例により行うことができる。
 - エ 自家発電設備を一般負荷と共用する場合は、消防用設備等への電力供給に支障を及ぼさない容量とすること。
 - オ 消防用設備等の使用時のみ一般負荷を遮断する方式で、次に適合する場合は、当該一般負荷の容量は加算しないことができる。
 - (ア) 火災時及び点検時等の使用に際し、随時一般負荷の電源が遮断されることによって二次的災害の発生が予想されないもの ◇
 - (イ) 回路方式は、常時消防用設備等に監視電源を供給しておき、当該消防用設備等（ポンプを使用するものに限る。）の起動時に一般負荷を自動的に遮断するもので、その復旧は手動とすること。
 - (ウ) 一般負荷を遮断する場合の操作回路等の配線は、耐火配線又は耐熱配線により施工すること。◇
 - (エ) 一般負荷の電路を遮断する機器は、不燃材料で区画された発電機室、変電室等に設け、機器にはその旨を表示すること。
- (4) 自家発電設備の容量算定は、「消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の出力の算定について」（昭和63年8月1日消防予第100号）によること。
- (5) 自家発電設備の設置は、次によること。
- ア 屋内に設ける自家発電設備の設置場所等は、条例第13条の規定の例によること。
 - イ 自家発電設備は、第37-5表に掲げる保有距離を有するように設置すること。ただし、キュービクル式の場合は、第37-3表によること。

第37-5表

保有距離を確保しなければならない部分		保有距離
発電機及び原動機本体	相互間	1. 0m以上
	周囲	0. 6m以上
操作盤	操作を行う面	1. 0m以上 ただし、操作を行う面が相互に面する場合は 1. 2m以上
	点検を行う面	0. 6m以上 ただし、点検に支障とならない部分はこの限りでない。
	換気口を有する面	0. 2m以上
燃料槽と原動機との間 (燃料搭載形及びキュービクル方式のものは除く。)	燃料、潤滑油、冷却水等を予熱する方式の原動機	2. 0m以上 ただし、不燃材料で有効に遮へいした場合は 0. 6m以上
	その他のもの	0. 6m以上

(6) 消防用設備等の常用電源及び非常電源として使用する気体燃料を用いる発電設備（以下この基準において「常用防災兼用ガス専焼発電設備」という。）は、第2号から第5号までによるほか、次によること。

ア 消防用設備等の電源として、常用防災兼用ガス専焼発電設備を設置する場合の出力は、1台で防火対象物に設置される消防用設備等を有効に作動させるために必要な出力以上とすること。

イ 運転方式は、次によること。

(7) 消防用設備等以外の機器等にも供給する方式の運転方式は次によること。

a 火災が発生した場合には、火災が発生した旨の信号により、消防用設備等を有効に作動させるために必要な出力を確保できる措置が講じられていること。

b 火災が発生した旨の信号は、屋内消火栓設備の起動信号、スプリンクラー設備の水圧低下信号等防火対象物の実態に即した最も有効なものであること。

c 消防用設備等を有効に作動させるために必要な出力の確保は自動的に行えるものとし、電源投入までの所要時間は40秒以内とすること。

(4) 予備燃料を設置するものは、主燃料の供給が絶たれた場合に自動的に予備燃料に切り替えることができる措置を講じることとし、電源投入までの所要時間は40秒以内とすること。

ウ 予備燃料は、次によること。

(7) 予備燃料を設置する場合は、次によること。

a 主燃料の供給が遮断された場合に備え、予備燃料が確保されていること。

b 予備燃料は、屋外（地上）に設置すること。

なお、予備燃料を気体燃料とする場合で、当該予備燃料を屋外（地上）に設置できない場

合は、条例第54条の3の規定によること。

(イ) 予備燃料の設置を要しない場合は、次によること。

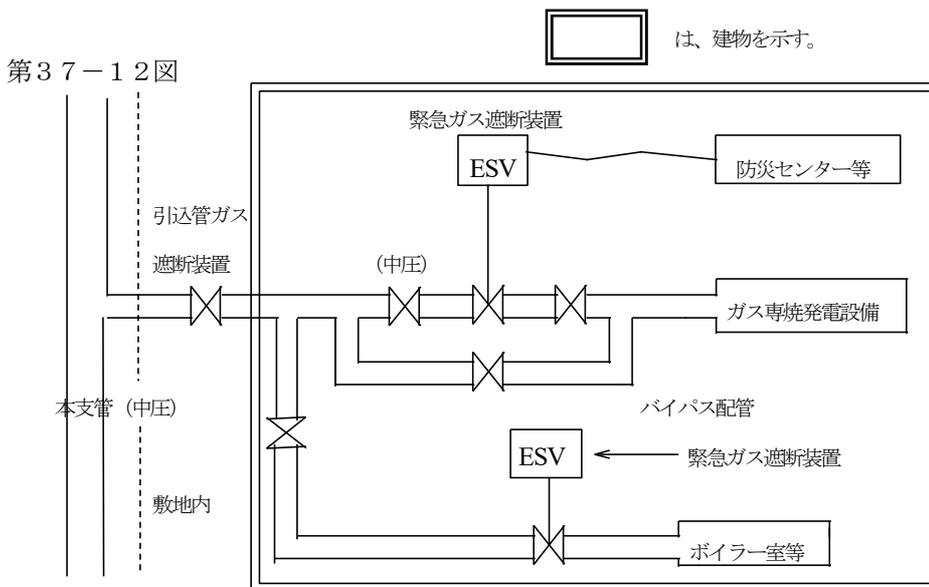
主燃料の供給体制の確保、設備の耐震措置の実施等（以下この基準において「主燃料の確保等」という。）により、主燃料の安定供給体制が確保されていると認められるものは、予備燃料を設置しないことができる。

この場合、常用防災兼用ガス専焼発電設備は、登録認定機関の認定品とし、主燃料の確保等は、ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会の、単独供給に係る評価を受け、認められたものとする。☆

エ ガス供給配管系統を常用防災兼用ガス専焼発電設備以外の他の火気設備と共用する場合は、他の火気設備により常用防災兼用ガス専焼発電設備に支障を与えない措置が講じられていること。

オ 緊急ガス遮断装置は専用とし、防災センター等から遠隔操作できる性能を有すること（第37-12図参照）。

カ 緊急ガス遮断装置の点検時等に安定的に燃料の供給を確保するため、バイパス配管を設けること（第37-12図参照）。



キ 常用防災兼用ガス専焼発電設備が設置されている部分には、ガス漏れ火災警報設備を設置すること。ガス漏れ火災警報設備の検出部は、常用防災兼用ガス専焼発電設備の設置されている部屋、キュービクル内（エンクロージャーを含む。）、ガス供給管の外壁貫通部及び非溶接接合部付近に設けるものとし、当該ガス漏れ火災警報設備の受信機は、防災センター等に設けること。

ただし、ガス事業法等によりガス漏れ検知器の設置が規定されており、作動した検知部がどの部分であるか防災センター等で確認できる措置が講じられている部分を除く。

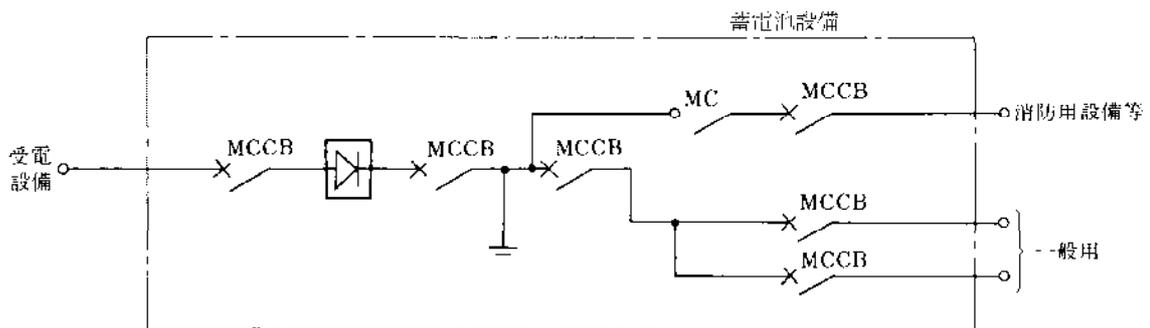
ク 点検等により常用防災兼用ガス専焼発電設備から電力の供給ができなくなる場合には、防火対象物の実態に即して次に掲げる措置を講じること。

- (7) 非常電源が使用不能となる時間が短時間である場合
- a 巡回の回数を増やす等の防火管理体制の強化を図ること。
 - b 防火対象物が休業等の状態にあり、出火危険が低く、また、避難すべき在館者が限定されている間に点検等を行うこと。
 - c 火災時に直ちに非常電源を立ち上げることができるような体制にするか、消火器の増設等により初期消火が適切に実施できるようにすること。
- (4) 非常電源が使用不能となる時間が長時間である場合
- 前(7)で掲げた措置に加え、必要に応じて代替電源を設けること。

3 蓄電池設備は、次によること。

- (1) 蓄電池設備は、蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）によるもの。
 - (2) 蓄電池設備は、次のいずれかの配電例により結線され、かつ、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないように施工すること。
- ア 遮断器の1次側より分岐する場合（第37-13図参照）

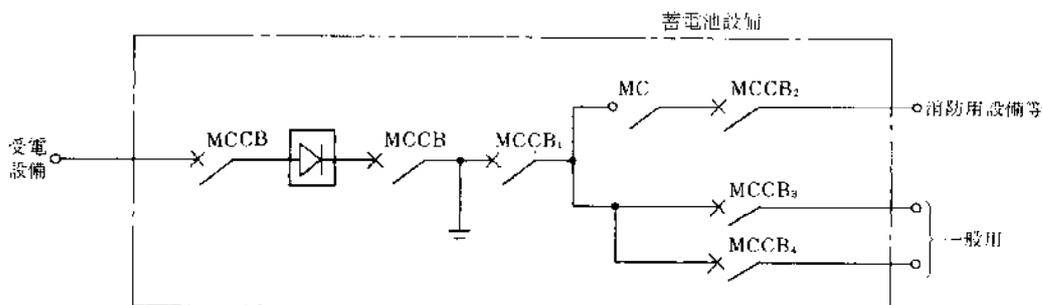
第37-13図



(注) 略号の名称は、MCCBは配線用遮断器を、MCは電磁開閉器を示す。以下この項の図において同じ。

イ 主遮断器の2次側より分岐する場合（第37-14図参照）

第37-14図



(注) 主遮断器MCCB1は過負荷及び短絡時にMCCB3、MCCB4より先に遮断しないものであること。

- (3) 蓄電池設備の充電装置の配線は、専用回路により施工すること。
- (4) 蓄電池設備の容量は、消防用設備等を1時間以上監視、制御等を継続した直後に、消防用設備等ごとに規則に規定されている時間以上有効に作動することができるものであり、前項第3号、ア、イ、エ及びオの規定の例によるほか、1の蓄電池設備から2以上の消防用設備等に電力を供給し、同時に使用する場合の容量は、使用時間の最も長い消防用設備等の使用時間を基準として算定すること。
- (5) 蓄電池の容量算定は、次によること。
- ア 据置蓄電池及び小型シール鉛蓄電池の容量算出方法は、電池工業会規格（以下この基準において「SBA」という。）S 0601によること。
- イ 円筒密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池の容量算出方法は、アに掲げる据置蓄電池の容量算出方法に準じて行うこと（SBA S 0601中、容量換算時間Kについては、製造者が保証する値を用いること。）。
- (6) 充電装置の容量算定は、第37-1式によること。
- なお、充電装置の出力電流は、組み合わせる蓄電池の公称容量の1/15以上であり、浮動充電方式の場合は、常時負荷電流も加算すること。

第37-1式

$$\text{整流器容量 (定格電流)} = \frac{\text{蓄電池容量 (Ah)}}{15} + \text{常時負荷電流 (A)}$$

- (7) 蓄電池設備の設置は、次によること。
- ア 屋内に設ける蓄電池設備の設置場所等は、規則第12条第1項第4号ハ(ハ)の規定の例によるほか、条例第14条の規定の例によること。
- イ 蓄電池設備は、第37-6表に掲げる保有距離を有するように設置すること。ただし、キュービクル式ものは、第37-3表によること。

第37-6表

保有距離を確保しなければならない部分		保有距離
充電装置	操作を行う面	1.0m以上
	点検を行う面	0.6m以上
	換気口を有する部分	0.2m以上
蓄電池	点検を行う面	0.6m以上
	列の相互間	0.6m以上 (架台等に設ける場合で蓄電池の上端の高さが床面から1.6mを超えるものは、1.0m以上)
	その他の面	0.1m以上 ただし、電槽相互間は除く。

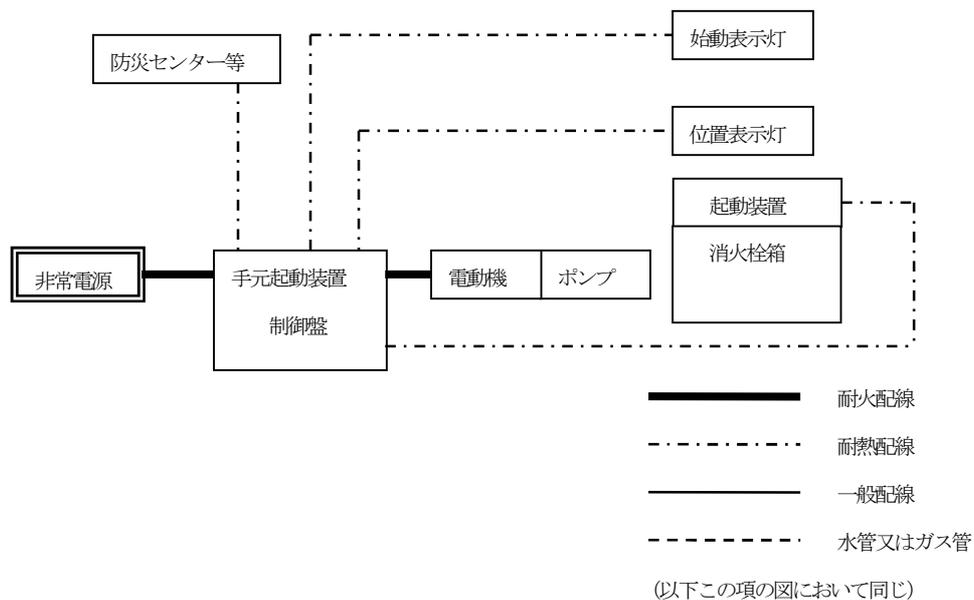
4 非常電源回路等（非常電源回路、操作回路、警報回路及び表示灯回路等をいう。以下この基準において同じ。）の施工は、次によること。

(1) 非常電源回路等の配線を、規則第12条第1項第4号ホ（以下この基準において「耐火配線」という。）及び第5号（以下この基準において「耐熱配線」という。）の規定の例により施工しなければならない範囲は、次の例によること。

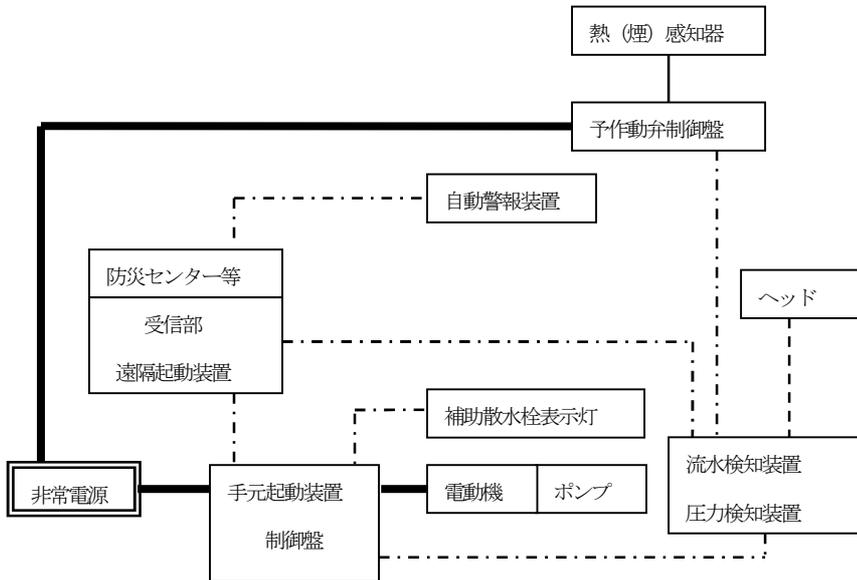
なお、非常電源専用受電設備の場合は、建物引き込み点からとすること。また、蓄電池設備を機器に内蔵する場合は、機器の電源配線を一般配線とすることができる。

ア 屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の場合（第37-15図参照）

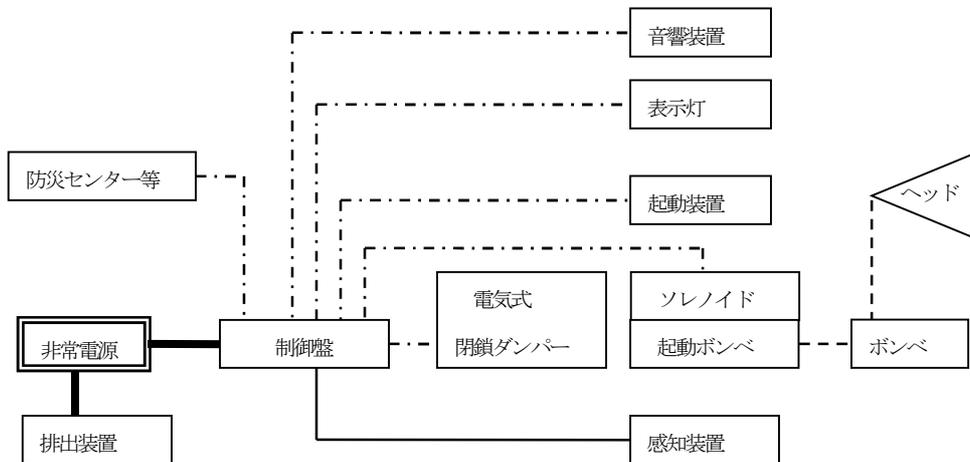
第37-15図



イ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備及び泡消火設備の場合（第37-16図参照）
 第37-16図

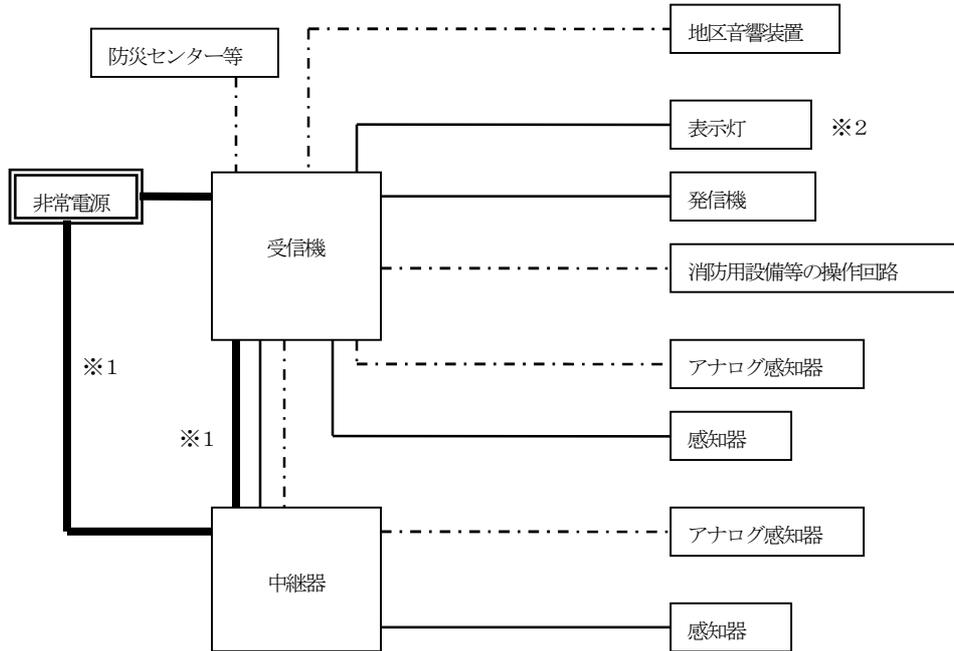


ウ 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の場合（第37-17図参照）
 第37-17図



エ 自動火災報知設備（第37-18図参照）

第37-18図

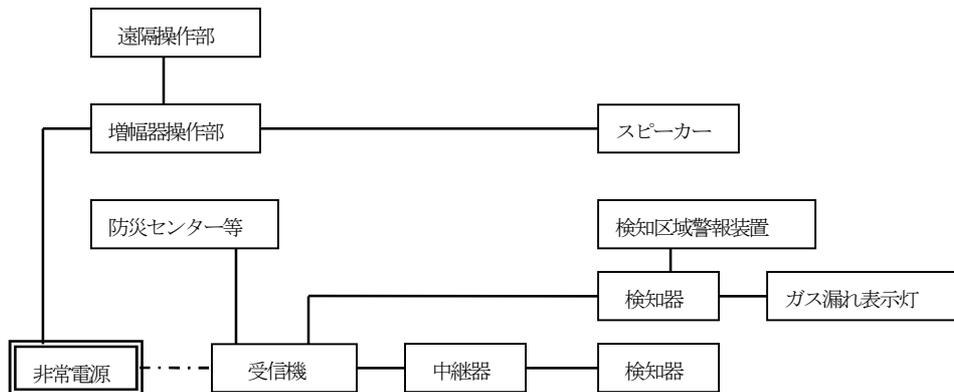


※1 中継器の非常電源回路

※2 発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合は、発信機上部の表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線とすること。

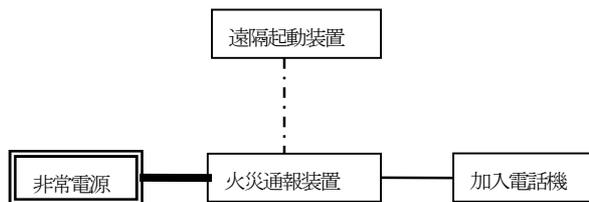
オ ガス漏れ火災警報設備（第37-19図参照）

第37-19図



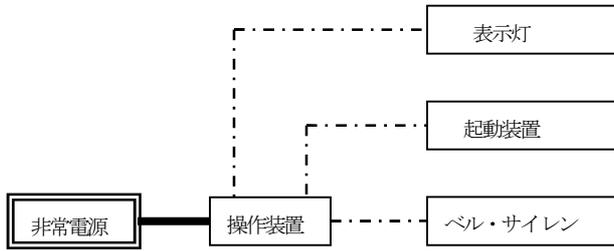
カ 消防機関へ通報する火災報知設備（第37-20図参照）

第37-20図



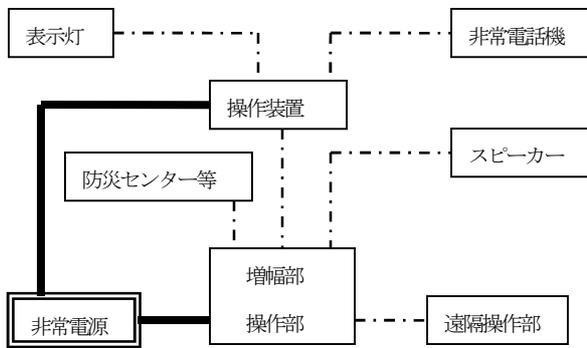
キ 非常ベル及び自動式サイレンの場合（第37-21図参照）

第37-21図



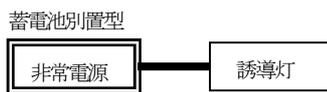
ク 放送設備の場合（第37-22図参照）

第37-22図



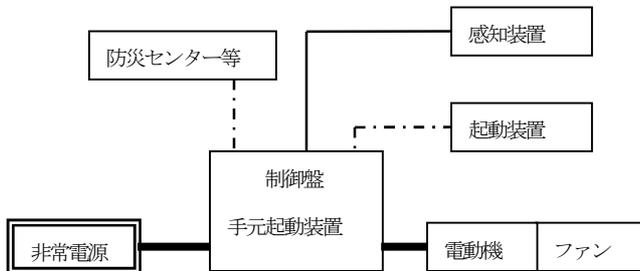
ケ 誘導灯の場合（第37-23図参照）

第37-23図



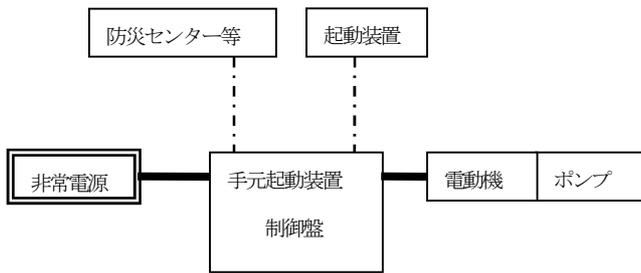
コ 排煙設備の場合（第37-24図参照）

第37-24図



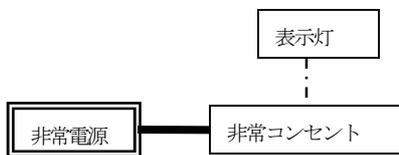
サ 連結送水管（第37-25図参照）

第37-25図



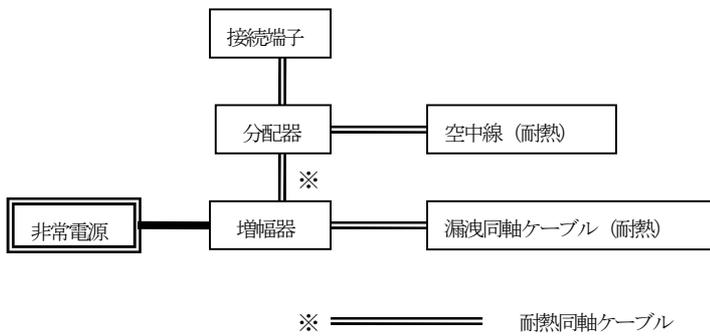
シ 非常コンセント設備の場合（第37-26図参照）

第37-26図



ス 無線通信補助設備の場合（第37-27図参照）

第37-27図



(2) 耐火配線及び耐熱配線の施工方法は、次によること。

ア 耐火配線及び耐熱配線は、第37-6表により施工すること。ただし、次のいずれかに適合するものは、耐火配線及び耐熱配線としないことができる。

(イ) 地中配線で、電設基準の規定に基づき施工されているもの

(ロ) 架空配線又は耐火構造若しくは防火構造の屋根若しくは屋側部分に施工する屋側配線で、電設基準に基づき施工され、かつ、建基法第2条第1項第6号に規定する「延焼のおそれのある部分」以外の部分に施工されているもの

第37-6表

	電線の種類	工事方法
耐火配線	600V二種ビニル絶縁電線（HIV） アルミ被ケーブル 鋼帯がい装ケーブル クロロブレン外装ケーブル CDケーブル ハイパロン絶縁電線 四ふつ化エチレン絶縁電線 ワニスガラステープ絶縁電線 アスベスト絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 鉛被ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル （CV） バスダクト（IBD）	1 金属管、二種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に納め、耐火構造の壁、床等に埋設されていること。 ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に布設する場合は、相互に15cm以上離隔をとるか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）は、この限りでない。 2 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐熱効果のある方法により保護されていること。
	耐火電線（FP） MIケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。

耐熱配線	600V二種ビニル絶縁電線 (HIV) アルミ被ケーブル 鋼帯がい装ケーブル クロブレン外装ケーブル CDケーブル ハイパロン絶縁電線 四ふつ化エチレン絶縁電線 ワニスガラステープ絶縁電線 アスベスト絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 鉛被ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (CV) バスダクト (IBD)	金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに布設するものに限る。）により布設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に布設する場合は、相互に15cm以上離隔をとるか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）は、この限りでない。
	耐熱電線 (HP) 耐火電線 (FP) MIケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。

備考 1 電線管等を耐火構造の壁、床等に埋設する場合は、金属管及び二種金属製可とう電線管等では10mm以上、合成樹脂管では20mm以上埋設すること。

2 耐火配線の項、工事方法の欄の2中「前1と同等以上の耐熱効果のある方法」とは、次のア及びイによること。

ア 耐火配線又はMIケーブルを除き、金属管工事、可とう電線管工事又はダクト工事であること。

イ 当該金属管等を、厚さ15mm以上のガラスウール、ロックウール、けいそう土、モルタル等により容易にはずれない方法で保護すること。

イ 耐火電線及び耐熱電線の屈曲部の曲げ半径は、ケーブル外径の5倍以上とすること。

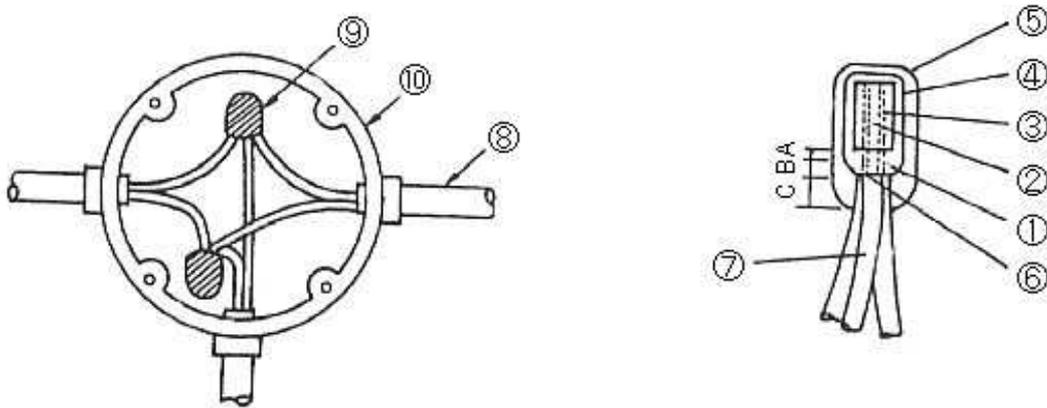
ウ 耐火電線及び耐熱電線を、造営物に沿わせて配線する場合の支持点間の距離は、2m以下とすること。

エ 耐火電線及び耐熱電線の接続工法は、次のいずれかの例により施工すること。

(7) 耐火電線接続部標準工法

a ボックス内接続工法<金属製ボックス> (第37-28図参照)

第37-28図

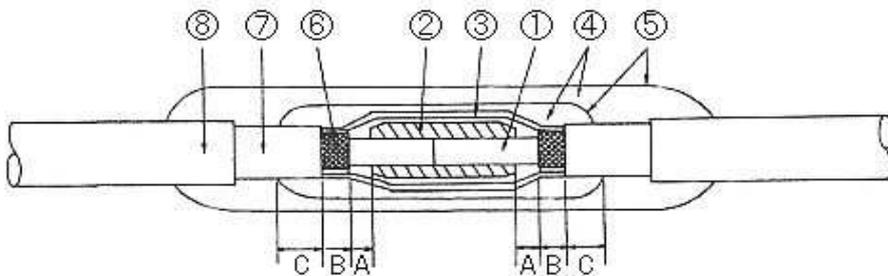


線心接続部

- ① ケーブル導体 ② 導体接続管 ③ 耐火テープ (ガラスマイカテープ)
- ④ 自己融着性テープ ⑤ 粘着ビニルテープ ⑥ ケーブル耐火層
- ⑦ ケーブル絶縁体 ⑧ ケーブルシース ⑨ 線心接続部
- ⑩ ボックス (アウトレットボックス又は丸型露出ボックス)

b テープ巻式単心直線接続工法 (第37-29図参照)

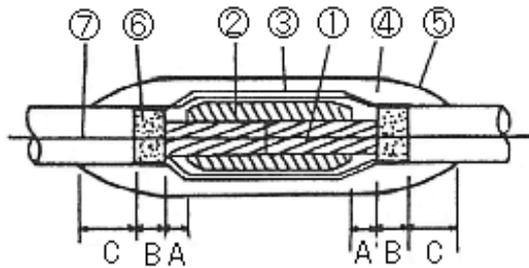
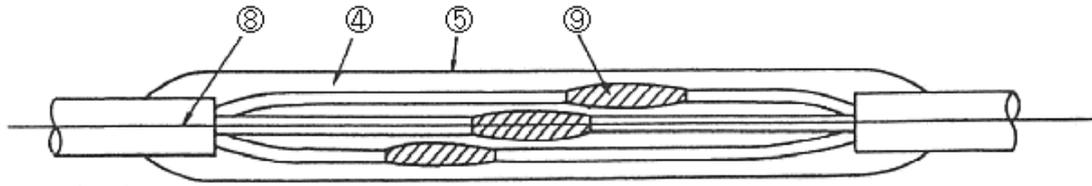
第37-29図



- ① ケーブル導体 ② 導体接続管 ③ 耐火テープ (ガラスマイカテープ)
- ④ 自己融着性テープ ⑤ 粘着ビニルテープ ⑥ ケーブル耐火層
- ⑦ ケーブル絶縁体 ⑧ ケーブルシース

c テープ巻式多心直線接続工法 (第37-30図参照)

第37-30図

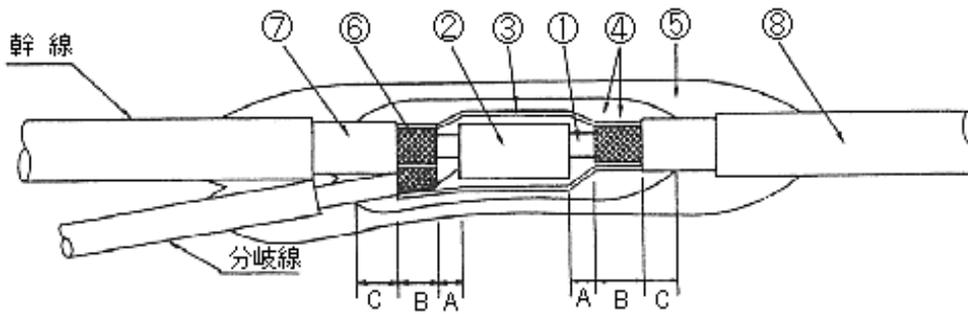


- ① ケーブル導体
- ② 導体接続管
- ③ 耐火テープ (ガラスマイカテープ)
- ④ 自己融着性テープ
- ⑤ 粘着ビニルテープ
- ⑥ ケーブル耐火層
- ⑦ ケーブル絶縁体
- ⑧ ケーブルシース
- ⑨ 線心接続部

線心接続部

d テープ巻式単心分岐接続工法 (第37-31図参照)

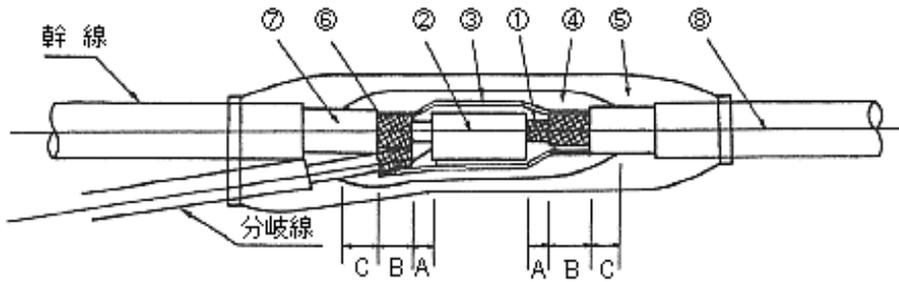
第37-31図



- ① ケーブル導体
- ② 導体接続管
- ③ 耐火テープ (ガラスマイカテープ)
- ④ 自己融着性テープ
- ⑤ 粘着ビニルテープ
- ⑥ ケーブル耐火層
- ⑦ ケーブル絶縁体
- ⑧ ケーブルシース

e 射出成形方式単心分岐接続工法 (第37-32図参照)

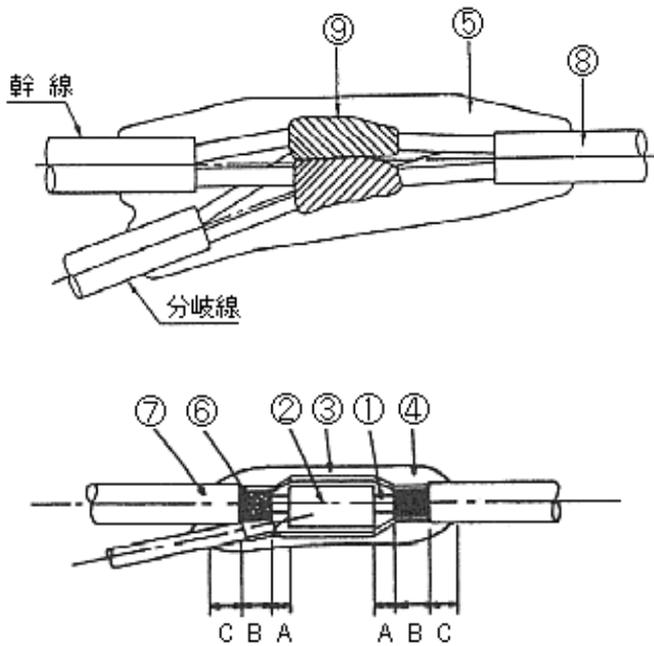
第37-32図



- | | |
|---------------------|-----------|
| ① ケーブル導体 | ② 導体接続管 |
| ③ 耐火テープ (ガラスマイカテープ) | ④ 保護テープ |
| ⑤ 射出成形混合物 | ⑥ ケーブル耐火層 |
| ⑦ ケーブル絶縁体 | ⑧ ケーブルシース |

f 射出成形方式多心分岐接続工法 (第37-33図参照)

第37-33図



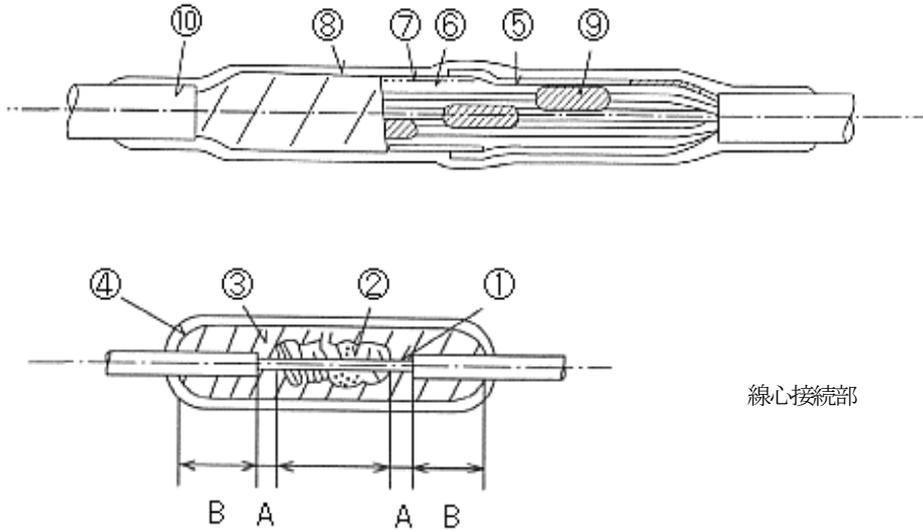
線心接続部

- | | |
|---------------------|-----------|
| ① ケーブル導体 | ② 導体接続管 |
| ③ 耐火テープ (ガラスマイカテープ) | ④ 保護テープ |
| ⑤ 射出成形混合物 | ⑥ ケーブル耐火層 |
| ⑦ ケーブル絶縁体 | ⑧ ケーブルシース |
| ⑨ 線心接続部 | |

(4) 耐熱電線接続部標準工法

a テープ巻式直線接続工法 (第37-34図参照)

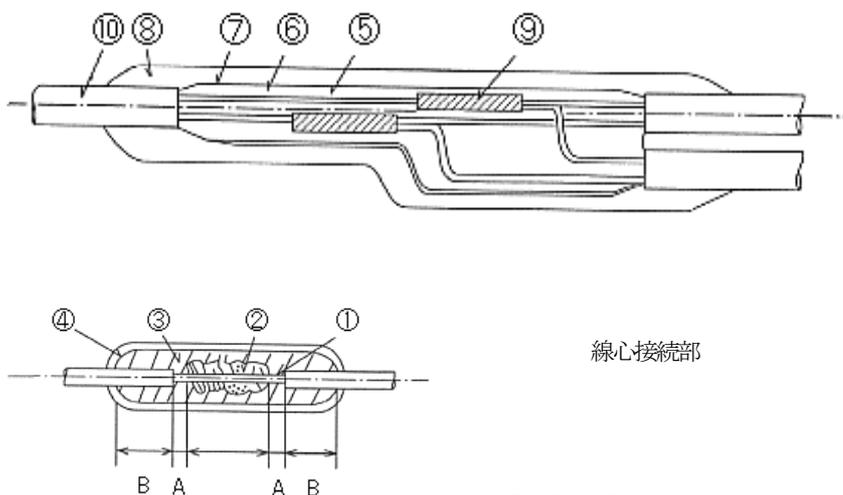
第37-34図



- ① 導体
- ② 導体接続管
- ③ 耐熱テープ (粘着性: ポリイミドテープ、マイカテープ、ポリ四フッ化エチレンテープ)
- ④ 絶縁テープ (粘着性: ビニルテープ、ポリエチレンテープ)
- ⑤ 自己融着性テープ
- ⑥ 押え巻テープ
- ⑦ 遮へい (遮へい付電線の場合のみ)
- ⑧ 保護テープ (粘着性: ビニルテープなど)
- ⑨ 線心接続部
- ⑩ 電線のシース

b テープ巻式分岐接続工法 (第37-35図参照)

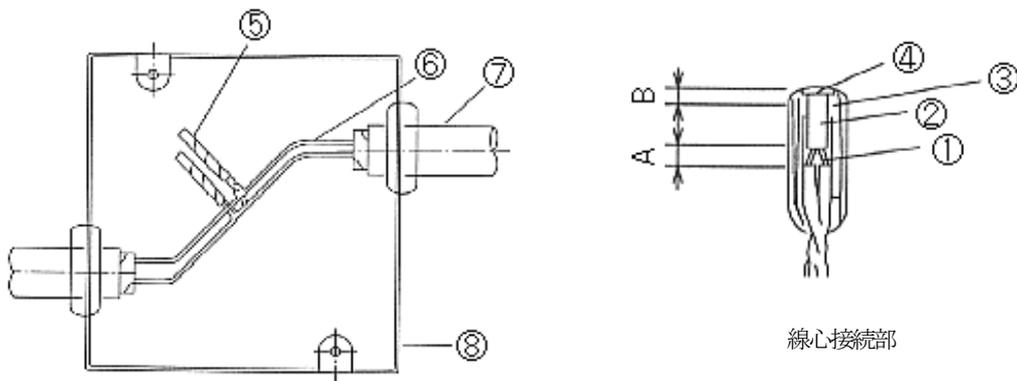
第37-35図



- ① 導体
- ② 導体接続管
- ③ 耐熱テープ (粘着性: ポリイミドテープ、マイカテープ、ポリ四フッ化エチレンテープ)
- ④ 絶縁テープ (粘着性: ビニルテープ、ポリエチレンテープ)
- ⑤ 自己融着性テープ
- ⑥ 押え巻テープ
- ⑦ 遮へい (遮へい付ケーブルの場合のみ)
- ⑧ 保護テープ (粘着性: ビニルテープなど)
- ⑨ 線心接続部
- ⑩ 電線のシース

c ボックス内直線接続工法 (第37-36図参照)

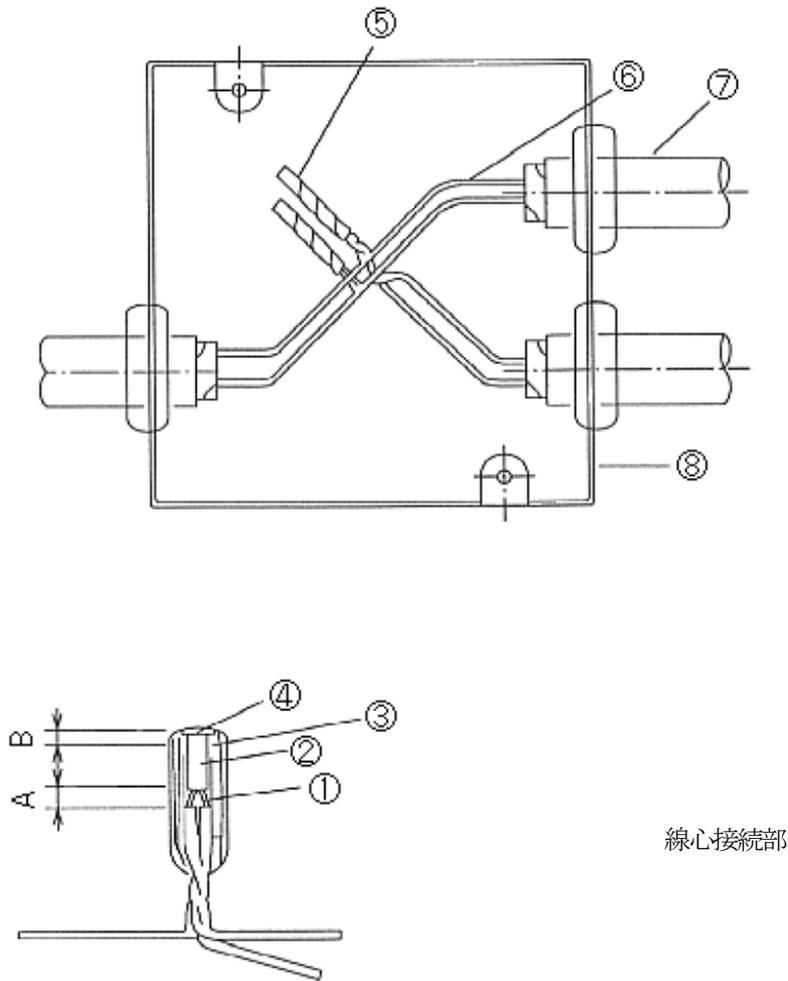
第37-36図



- ① 導体
- ② 導体接続管
- ③ 耐熱テープ (粘着性: ポリイミドテープ、マイカテープ、ポリ四フッ化エチレンテープ)
- ④ 絶縁テープ (粘着性: ビニルテープ、ポリエチレンテープ)
- ⑤ 線心接続部
- ⑥ 電線の線心
- ⑦ 電線のシース
- ⑧ ボックス

d ボックス内分岐接続工法 (第37-37図参照)

第37-37図

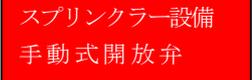


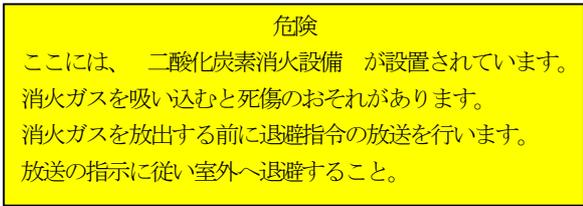
線心接続部

- ① 導体
- ② 導体接続管
- ③ 耐熱テープ (粘着性: ポリイミドテープ、マイカテープ、ポリ四フッ化エチレンテープ)
- ④ 絶縁テープ (粘着性: ビニルテープ、ポリエチレンテープ)
- ⑤ 線心接続部
- ⑥ 電線の線心
- ⑦ 電線のシース
- ⑧ ボックス

基準38 消防用設備等（誘導灯及び誘導標識を除く。）の標識類の様式の取扱いについて

消防用設備等（誘導灯及び誘導標識を除く。）の標識類の様式については、次の表の左欄に掲げる標識類の種別に応じ、同表右欄に掲げる標識類の記載例等による。

標識類の種別		標識類の記載例等	
消 火 器 具	「消火器」、「消火バケツ」、「消火水槽」、「消火砂」又は「消火ひる石」と表示した標識（規則第9条第4号）		大きさ：短辺・・・80mm以上 長辺・・・240mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白
	Z8210に定める消火器のピクトグラム（令第32条）		※消火器を直接視認できる状態で設置した場合 大きさ：各辺・・・90mm以上 色：地・・・赤 図・・・白
屋 内 消 火 栓 設 備	1号消火栓箱の表面に「消火栓」の表示（規則第12条第1項第3号イ）	消 火 栓	文字の大きさ：1字につき50mm平方以上 色：1号消火栓箱の色と識別できる色
補 助 散 水 栓	補助散水栓箱の表面に「消火用散水栓」等の表示（規則第13条の6第4項3号イ）	消 火 用 散 水 栓 又は 消 火 栓	文字の大きさ：1字につき50mm平方以上 色：補助散水栓箱の色と識別できる色
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	スプリンクラー設備の制御弁である旨を表示した標識（規則第14条第1項第3号ハ）		大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白
	開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の一斉開放弁又は手動式開放弁である旨を表示した標識（基準14、第1、第12項第3号）	 	大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白
	閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の末端試験弁である旨を表示した標識（規則第14条第1項第5号の2ハ）		大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白

	<p>スプリンクラー設備の送水口である旨及びその送水圧力範囲を表示した標識（規則第14条第1項第6号ホ）</p>		<p>大きさ：短辺・・・150mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p> <p>注1 注2 注1：ポンプの定格全揚程をMP a で示した数値を記入する。 注2：ポンプの締切圧力の1.5倍の値をMP a で示した数値を記入する。</p>
<p>水噴霧消火設備等</p>	<p>水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の手動式の起動装置である旨を表示した標識又はその旨の表示（規則第16条第3項第3号ホ（ロ）ほか）</p>		<p>不活性ガス消火設備（二酸化炭素）の例 大きさ：短辺・・・150mm以上 (水噴霧消火設備にあつては100mm以上) 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p>
	<p>移動式の消火設備（泡消火設備、不活性ガス消火設備炭素、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備をいう。）である旨の表示又はその旨を表示した標識（規則第18条第4項第4号イほか）</p>		<p>泡消火設備の例 大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p>
	<p>泡消火設備のホース接続口である旨を表示した標識（規則第18条第4項第10号ロ（ホ））</p>		<p>大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p>
	<p>全域放出方式の不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の消火剤が放出された旨を表示する表示灯（規則第19条第5項第19号イ（ニ）及び第19号の2ロほか）</p>		<p>不活性ガス消火設備（二酸化炭素）の例 大きさ：短辺・・・80mm以上 長辺・・・280mm以上 色：地・・・白 文字・・・赤（消灯時は白）</p>
	<p>全域放出方式の不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の防護区画内及びその出入口付近並びに防護区画に隣接する部分に設ける注意事項を表示した標識（基準18、第1、第1項第16号）</p>	<p>不活性ガス消火設備（二酸化炭素）の例 ・防護区画内に設置するもの</p> 	<p>大きさ：短辺・・・270mm以上 長辺・・・480mm以上 色：地・・・黄 文字・・・黒</p>

・貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口に設置するもの



大きさ：一辺300mm以上

色：地・・・白

人・・・黒

煙・・・黄

文字・・・「CO₂」及び

「二酸化炭素

CARBON DIOXIDE」

は黒、

「危険」及び

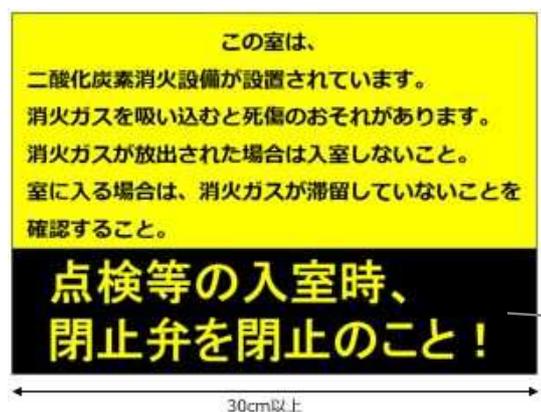
「DANGER」は黄

シンボル・・・地は黄、

枠は黒、

感嘆符は黒

※二酸化炭素消火設備を設置するものに限る。



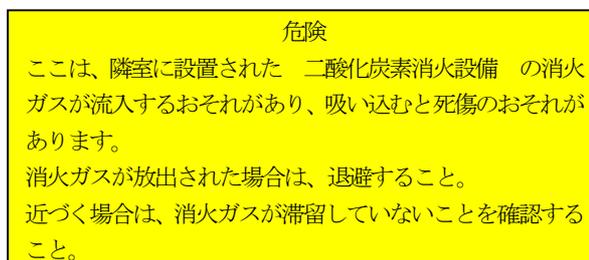
下段は指導基準

大きさ：短辺・・・200mm以上 色：地・・・黄

長辺・・・300mm以上 文字・・・黒

※指導基準の記述部分の色は反転させるものとする。

・防護区画に隣接する部分の出入口に設置するもの



大きさ：短辺・・・200mm以上 色：地・・・黄

長辺・・・300mm以上 文字・・・黒

	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備貯蔵容器の貯蔵容器の設置場所である旨を表示した標識（基準第18、第1第1項第1号オ）	<p>不活性ガス消火設備（二酸化炭素）の例 大きさ：短辺・・・150mm以上 （粉末消火設備にあつては100mm以上） 長辺・・・300mm以上 色：地・・・白 文字・・・黒</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">不活性ガス消火設備 貯蔵容器設置場所 （二酸化炭素）</div>
屋外消火栓設備	屋外消火栓箱の表面に「ホース格納箱」の表示（規則第22条第4号イ）	<p>文字の大きさ：1字につき50mm平方以上 ホース格納箱 色：屋外消火栓箱の色と識別できる色</p>
	屋外消火栓に設ける「消火栓」と表示した標識（規則第22条第4号ロ）	<p>大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白 文字の大きさ：1字につき50mm平方以上</p> <div style="background-color: red; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">消 火 栓</div>
自動火災報知設備	受信機を設置している場所である旨を表示した標識（基準24、第2、第1項第4号）	<p>大きさ：短辺・・・80mm以上 長辺・・・240mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p> <div style="background-color: red; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">火 災 受 信 所</div>
避難器具	避難器具である旨を表示した標識（規則第27条第1項第3号ロ）	<p>大きさ：短辺・・・300mm以上 長辺・・・600mm以上 色：地・・・白 文字・・・黒</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">避 難 器 具</div> <p>注 避難ロープ、避難はしご等一般に普及している用語は、当該避難器具名をもって替えることができる。</p>
	避難器具の使用方法を表示した標識（規則第27条第1項第3号ロ）	<p>大きさ：短辺・・・300mm以上 長辺・・・600mm以上 色：地・・・白 文字・・・黒</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">（使用方法）</div>
	避難器具設置等場所を明示した標識（規則第27条第1項第3号イ）	<p>大きさ：短辺・・・120mm以上 長辺・・・360mm以上 色：地・・・白 文字・・・黒</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">避難器具設置等場所</div>
消防用水	消防用水の採水口である旨を表示した標識（基準31、第1、第1項第5号）	<p>大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p> <div style="background-color: red; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">採 水 口 （消防隊専用）</div>

連結散水設備	連結散水設備の送水口である旨及びその送水圧力範囲を表示した標識 (規則第30条の3第4号ニ)		大きさ：短辺・・・150mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白
連結送水管	連結送水管の送水口である旨を表示した標識 (規則第31条第4号)		大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白
水管	連結送水管の放水口である旨を表示した標識 (規則第31条第4号)		大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白
放水器具	放水器具を格納した箱である旨を表示した標識 (規則第31条第6号ニ)		大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白
非常コンセント設備	非常コンセントの保護箱の表面の「非常コンセント」の表示 (規則第31条の2第9号イ)	非常コンセント (消防隊専用)	文字の大きさ：1字につき25mm平方以上 色：保護箱の色と識別できる色
無線通信補助設備	無線機を接続する端子を収容する保護箱の表面の「無線機接続端子」の表示 (規則第31条の2の2第8号ニ(ロ))	無線機接続端子 (消防隊専用)	文字の大きさ：1字につき25mm平方以上 色：白